




デ協

日本データ通信協会
設立 50 周年
記念誌



**日本データ通信協会
設立 50 周年 記念誌**

ご挨拶



理事長 祖父江 和夫

昭和 48 年（1973 年）に、日本のデータ通信の健全な普及発展を図る機関として「財団法人日本データ通信協会」が設立されてから、今年で 50 周年を迎えました。これまで、この事業にかかわってこられた方々のご尽力に敬意を表するとともに、当協会の活動趣旨に賛同し、ご支援いただいた多くの皆様に深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

この 50 年間を振り返ってみますと、データ通信技術の進歩は著しく、近年ますます加速しています。当協会が設立された頃は、まだやっとポケットベルが広く使われるようになった頃で、1979 年には自動車電話がサービス開始。1985 年、通信の自由化として電電公社が NTT に民営化。1988 年、64kbps の ISDN サービス開始。1995 年に Windows 95 が発売されると、パソコン通信が爆発的に増え、2001 年の ADSL サービス開始で Mbps 級のブロードバンドインターネットを家庭でも利用できるようになり、さらに光回線サービスの全国的な普及により、Gbps の高速広帯域なインターネット通信を誰もが手軽に利用できる時代になりました。

こうしたネットワーク高度化の一方で、携帯電話に関しては、1990 年代にデジタル化（2G）、2000 年代に 3G、2010 年代に LTE（4G）、2020 年代に 5G と 10 年周期で進歩を重ね、2008 年にサービスを開始し、その後高速大容量化と小型軽量化が急速に進んだスマートフォン（スマホ）の登場により、個人ひとりひとりが端末を携帯し、持ち歩く時代が到来しました。加えて半導体技術の急速な進展によりメモリーの大容量化も実現され、スマホ上でたくさんのアプリケーションが実現されるようになり、電子メール、SNS(Social Networking Service)、

動画配信、電子決済等の新しいサービスが次々と提供され、人々の生活も大きく変わってきました。さらに最近では、音声・画像認識技術や、AI (Artificial Intelligence) 技術が日常的に活用される時代となり、50 年前には遠い将来の夢と思われていた生活がリアルに実現されるようになりつつあります。

このようなデータ通信技術の進歩にあわせて、当協会が果たすべき役割も変わってきました。設立当初から、「工事担任者資格試験」を実施していましたが、昭和 59 年に郵政大臣から「電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の指定機関としての指定」を受け、電気通信国家試験センターを開設し、これを着実に遂行することで日本の通信関連技術者の人材育成に大いに貢献してまいりました。平成 17 年には eLPIT (e ラーニングによる工事担任者養成課程) と、認定資格「情報通信エンジニア」も開始しています。

また、データ通信の急速な拡大にともない、これを安心・安全に利用するための施策が必須となったことから、セキュリティや、ネットワークの安全・信頼性、個人情報保護にかかわる業務も実施するようになりました。具体的には、平成 17 年、電気通信個人情報保護センターの業務を開始。平成 18 年、プライバシーマーク指定審査機関として認定業務を開始。令和 3 年、総務大臣認定制度の指定調査機関としての時刻認証業務の調査を開始しています。

組織としては、法令改正に伴い、平成 24 年に一般財団法人に移行。協会事務所も、設立当初は港区麻布台の飯倉分館にありましたが、諸般の事情に合わせて中野、西日暮里、田端、巣鴨に移転するとともに、電気通信主任技術者試験や工事担任者資格試験の受験者数の減少に伴い、当協会のコスト削減を図るため、平成 22 年から、国家試験センターの沖縄、東北、北海道、北陸、中国、信越、九州、四国、東海の支部を順次閉鎖し、令和 4 年度末の西日本（近畿から途中名称変更）支部の閉鎖をもって、すべての支部を閉鎖するに至りました。

このたび協会内外のこうした動きを経て、当協会が節目の 50 周年を迎えるにあたり、これまで実施してきた事業のあゆみをとりとまとめ、辿ってきた道を記録に残すため、本記念誌を作成することにいたしました。作成にあたっては、既に当協会設立 40 周年記念誌が 10 年前に作成されていることから、今回の 50 周年記念誌はその内容を踏襲しつつ、その後の 10 年の業務を記録するとともに、

この記念誌だけでも 50 年の事業内容が通しでわかるように工夫しています。また、デジタル化の時代ですので、記念誌は印刷・製本はせず、PDF 形式で当協会のホームページに載せることといたしました。40 周年記念誌も同様に PDF 化し、参考として載せています。これにより、コスト削減が図れるとともに、紙媒体にしないことによる CO₂削減、多くの方々へのオープンな情報公開、読者にとっては PDF 形式によるキーワード検索により記念誌の活用が可能になる等のメリットがあると考えています。

最後に今後の「日本データ通信協会」について述べたいと思います。前述のとおり、データ通信関連技術の急速な発展に伴い、世の中はデータ通信があらゆる業界、企業で利活用されるとともに、多様なアプリケーションの提供で人々の生活も大きく変化しつつあります。データ量は今後も益々膨大になり、蓄積されたデータを利用して AI 等を用いたさらに新しいサービスも提供されていくことでしょう。しかしこうした動向は、人間に利便性向上といったメリットをもたらす一方、セキュリティ問題や犯罪等、負の側面もあることを忘れてはいけません。当協会は、こうした 50 年間の変化に合わせて実施してきたこれまでの事業を踏まえ、情報通信の未来を担う「情報通信分野における人材育成」と、情報通信の環境を守る「情報通信セキュリティ対策」を 2 本柱とし、健全な高度情報ネットワーク社会の実現に資する事業を今まで以上に推進してまいりたい所存です。関係の皆様におかれましては、当協会の事業に引き続きご理解をいただくとともに、格別のご指導、ご支援をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

目次

ご挨拶	i
I 事業活動編	1
I. 1 情報通信人材育成	2
第1章 国家試験	3
1. 指定試験機関としての国家試験の実施	3
2. 試験事務実施体制	12
3. 試験実施状況	22
4. 天災発生時等の対応	29
5. 試験に係るシステム概要	37
6. 過去の試験制度の普及活動	40
付属資料1 電気通信主任技術者制度の改正	43
付属資料2 工事担任者制度の改正	45
付属資料3 試験実施時期の変遷	51
第2章 工事担任者養成課程（eLPIT）	53
1. eLPIT の誕生	53
2. eLPIT の導入/成長期（平成17年～平成21年）	57
3. eLPIT の安定期（平成21年～令和元年）	59
4. eLPIT の成熟期（令和2年～）	63
第3章 電気通信主任技術者講習	69
1. 電気通信主任技術者講習の始まり	69

2. 登録講習機関の登録.....	70
3. 電気通信主任技術者講習の実施.....	71
4. 各期の講習実施結果.....	75
5. 今後の電気通信主任技術者講習の在り方について	90
第4章 情報通信エンジニア資格.....	91
1. 工事担任者スキルアップガイドライン委員会発足の経緯.....	91
2. 情報通信エンジニア資格創設の経緯と概要.....	94
3. 対象資格範囲の拡大.....	100
4. 工事担任者スキルアップガイドライン委員会発足（平成17年8月）以来の実績	102
I. 2 情報通信セキュリティ対策.....	109
第1章 迷惑メール相談センター.....	110
1. 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の制定と迷惑メール相談センターの設置 ...	110
2. 迷惑メール相談センターの業務.....	116
3. 迷惑メール対策の動向と迷惑メール相談センターの今後の取組み	132
第2章 電気通信個人情報保護推進センター.....	141
1. 個人情報保護法を取り巻く今日までの動向.....	141
2. 電気通信個人情報保護推進センターの取組（平成25年4月～令和5年3月）.....	147
3. 個人情報保護活動に関する今後の動向と推進センターの取組	156
第3章 プライバシーマーク審査.....	158
1. プライバシーマーク指定審査機関としての活動の開始.....	158
2. プライバシーマーク指定審査機関としての当協会の現状	163

3. 事業の推移	164
4. 個人情報保護をめぐる環境の変化	165
5. 環境の変化に対し審査機関としてどう取り組んできたか	174
6. 最後に	186
第4章 トラストサービス	188
1. タイムビジネス協議会（TBF）	188
2. トラストサービス推進フォーラム（TSF）	194
3. タイムビジネス信頼・安心認定制度	202
4. 認定タイムスタンプを利用する事業者に関する登録制度	206
5. 指定調査機関	211
6. トラストサービスへの取組	212
第5章 デジタル活用支援	216
1. 取組みの背景	216
2. 令和3年度の取組み	217
3. 令和4年度の取組み	220
4. 令和5年度以降の取組みについて	221
II 歴史編	222
50年のあゆみ	223
年表1 昭和48年度（1973）～昭和59年度（1984）	228
年表2 昭和60年度（1985）～平成14年度（2002）	242
年表3 平成15年度（2003）～平成24年度（2012）	263

年表 4 平成 25 年度 (2013) ~ 令和 4 年度 (2022)	277
Ⅲ 資料編.....	289
① 組織図	290
② 役員および評議員名簿.....	291
③ 現行賛助会員	292
④ 職員数の推移.....	293
⑤ 事業収支状況.....	294
⑥ 歴代役員等在任期間	296
⑦ 定款	298
⑧ 財団法人 日本データ通信協会 設立趣意書	313
⑨ 財団法人 日本データ通信協会寄付行為.....	314
⑩ 事務所移転の記録	325

I 事業活動編

I. 1 情報通信人材育成

第1章 国家試験

第2章 工事担任者養成課程 (eLPIT)

第3章 電気通信技術者講習

第4章 情報通信エンジニア資格

第1章 国家試験

1. 指定試験機関としての国家試験の実施

1.1 指定試験機関の指定

当協会は、電気通信事業法に基づき、総務大臣から電気通信主任技術者及び工事担任者の指定試験機関の指定を受け、試験事務を実施しています。

昭和60年4月8日に両試験の指定試験機関に指定されました。平成7年4月3日に、工事担任者資格にアナログ・デジタル総合種が新設されたことに伴う指定を受け、更に平成10年5月28日にはデジタル第三種が新設されたことに伴い、指定を受けました。

また、工事担任者資格制度改正に伴い、改めて指定試験機関の申請を行い、平成17年8月1日付で工事担任者試験の指定を受けました。

電気通信事業法上、指定試験機関として必要な事項は以下のとおりです。

図表 1-1-1

事業計画等の認可	<ul style="list-style-type: none"> ・総務大臣による毎事業年度、事業計画・収支予算の認可 ・毎事業年度、総務大臣への事業報告書・収支決算書の提出
試験事務規程の認可	<ul style="list-style-type: none"> ・総務大臣による試験事務規程の制定・変更の認可
役員の選任等	<ul style="list-style-type: none"> ・総務大臣による役員の選任・解任の認可 ・総務大臣への試験員の選任・解任の届出
業務の休廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・総務大臣による試験事務の休止・廃止の認可
帳簿の備付け	<ul style="list-style-type: none"> ・試験の実施状況等を記載した帳簿の備付け・保存
各種届出（省令）	<ul style="list-style-type: none"> ・名称、住所、事務所の所在地の変更の届出

【電気通信事業法の関連条項】

第45条 電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し総務省令で定める事項を監督させるため、総務省令で定めるところにより、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、電気通信主任技術者を選任しなければならない。ただし、その事業用電気通信設備が小規模である場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

第71条 利用者は、端末設備又は自営電気通信設備を接続するときは、工事担任者資格者証の交付を受けている者（以下「工事担任者」という。）に、当該工事担任者資格者証の種類に応じ、これに係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

第74条 総務大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、電気通信主任技術者試験又は工事担任者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、総務省令で定める区分ごとに、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

第80条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出しなければならない。

1.2 資格者証の種類及び制度の変遷

1.2.1 電気通信主任技術者

(1) 資格者証の種類

伝送交換主任技術者と線路主任技術者があり、その監督範囲は次のとおりです。

図表 1-1-2

資格者証の種類	範囲
伝送交換主任技術者	電気通信事業の用に供する伝送交換設備並びにこれらに付属する設備の工事、維持及び運用
線路主任技術者	電気通信事業の用に供する線路設備並びにこれらに付属する設備の工事、維持及び運用

伝送交換主任技術者は、当初第一種と第二種があったが、平成16年の改正で一律に「伝送交換主任技術者」とされました。

平成16年から17年まで、移行措置として「特例試験」が実施されました。これは、科目免除期間が2年間あり、平成15年度第2回試験で、第2種伝送交換主任技術者試験で科目合格した受験者を対象に実施したものです。

(2) 主な制度改正

- 平成16年4月1日施行
伝送交換主任技術者の旧一種・二種の区別が廃止されました。(付属資料1参照)
- 平成18年4月1日施行
電気通信主任技術者資格は、建設業法上の主任技術者認定資格になりました。
- 平成19年11月21日施行
電気通信主任技術者による、重大な事故報告の際の確認と、定期的な事故報告が制度化されました。
- 平成21年6月30日施行
受験による科目合格の有効期限が2年から3年に延長されました。
- 平成23年2月26日施行
電気通信主任技術者の配置要件として、業務区域が複数の都道府県に及ぶ電

電気通信事業者の場合は、原則、都道府県ごとに電気通信主任技術者を選任することになりました。

- 平成 25 年 2 月 1 日施行
電気通信主任技術者試験の試験手数料が後述のとおり見直されました。
- 平成 27 年 4 月 1 日施行
電気通信主任技術者定期講習が制度化されました。
- 令和 3 年 4 月 1 日施行
試験科目「専門」がなくなり、試験科目数は「電気通信システム」、「伝送交換設備(又は線路設備)及び設備管理」、「法規」の 3 科目となりました。また、「伝送交換設備及び設備管理」にソフトウェア管理が追加されました。

1.2.2 工事担任者

(1) 資格者証の種類

令和 3 年度から 5 種類の資格者証となり、資格名称も変更されました。資格者証を有する者が自ら工事又は監督することができる端末設備等の接続に係る工事の範囲は次のとおりです。

図表 1-1-3

資格者証の種類	工事の範囲
第一級アナログ通信	アナログ伝送路設備（アナログ信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。）に端末設備等を接続するための工事及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事
第二級アナログ通信	アナログ伝送路設備に端末設備を接続するための工事（端末設備に収容される電気通信回線の数 が 1 のものに限る。）及び総合デジタル通信用設備に端末設備を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数 が基本インタフェースで 1 のものに限る。）

資格者証の種類	工事の範囲
第一級デジタル通信	デジタル伝送路設備（デジタル信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。）に端末設備等を接続するための工事。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
第二級デジタル通信	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒1ギガビット以下であって、主としてインターネットに接続するための回線に係るものに限る。）ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
総合通信	アナログ伝送路設備又はデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事

(2) 主な制度改正

- 平成7年2月28日施行
アナログ第一種～第三種、デジタル第一種、第二種の5種類の資格者証に加えて、アナログ・デジタル総合種が新設され、平成7年度第1回試験から実施しました。（付属資料2参照）
- 平成10年5月11日施行
デジタル第三種が新設され、平成10年度第2回試験から実施しました。（付属資料2参照）
- 平成17年8月1日施行
工事担任者の資格区分、工事範囲、試験内容が大幅に改正され、平成17年度第2回試験から実施しました。（付属資料2参照）
- 平成21年6月30日施行
受験による科目合格の有効期限が2年から3年に延長されました。
- 平成25年2月1日施行
工事担任者試験手数料について、全科目免除の手数料が後述のとおり改正さ

れるとともに、インターネット接続に係るものに限り、DD第三種及びDD第二種の速度が100メガビット以下から1ギガビット以下に改正されました。(付属資料2参照)

- 令和3年4月1日施行
資格名称がAI第一種、AI第三種、DD第一種、DD第三種、AI・DD総合種から第一級アナログ通信、第二級アナログ通信、第一級デジタル通信、第二級デジタル通信、総合通信に変更され、AI第二種、DD第二種は廃止(3年間の特例試験)されました。また、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理(建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十四条に規定する電気通信工事施工管理をいう。以下同じ。)とするものに合格した者(ただし、二級の第一次検定に必要な試験にのみ合格した者を除く。)について、「基礎」科目が免除可能になりました。(令和3年度第1回試験から)
- 令和3年4月23日施行
CBT(Computer Based Testing)方式の試験実施を可能とするために、試験の方法が“筆記の方法又は電子計算機その他の機器を使用する方法”に改正されました。
- 令和3年12月27日施行(建設業法施行規則の一部改正(令和3年12月27日国土交通省令第81号))
建築業法上における主任技術者への工事担任者資格の認定について、工事担任者規則(試験科目)第七条 第一級アナログ通信、第一級デジタル通信、総合通信口 端末設備の接続のための技術及び理論(3) 接続工事の技術及び施工管理を明確にすることで令和3年12月27日、建設業法施行規則が改正、施行され、令和3年4月以降に第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信又は総合通信の試験に合格した者で、資格者証取得後3年以上の実務経歴を有している場合は主任技術者の認定を受けることができるようになりました。(付属資料2参照)

1.3 主な試験事務内容

1.3.1 定期試験

試験の公示から、試験結果発表まで、試験期ごとに以下に示すように概ね 6 ヶ月の周期で試験事務を実施しています。試験実施月の 5 ヶ月前の月初に試験の公示を行い、試験結果の発表は、試験日の 3 週間後に行っています。

図表 1-1-4

時期（月）	-5 ヶ月	-4 ヶ月	-3 ヶ月	-2 ヶ月	-1 ヶ月	試験月	+1 ヶ月
試験の公示	▲						
試験の周知	■						
申請受付			■				
試験準備				■			
受験票送付					▲		
試験の実施						▲	
結果発表							▲

(1) 試験の公示

各年度の第 1 回試験月の 5 ヶ月前に、試験日、試験地、申請受付期間等必要な事項を公示しています。当初は、郵政省（現総務省）が官報で公示していましたが、平成 15 年度から電気通信国家試験センターのホームページ（1 章に限り以下ホームページと略す）や協会での掲示、総務省総合通信局への掲示依頼を行っています。

(2) 試験の周知・PR

ポスターを作成し、受験企業や高校へ送付するとともに、全国の広報専門役を中心に訪問活動を行い試験の周知・PR 活動を行っています。

受験の手引きはホームページに掲載（紙媒体による無料頒布は令和2年第1回まで）し、いつでも参照できるようにしています。

従前実施していた申請書の頒布は、令和3年度第2回から中止としました。

(3) 申請受付

当初は、申請書による申請だけでしたが、平成14年度第2回電気通信主任技術者試験の受け付けから、インターネットでの申請も受け付けるようにしました。紙媒体での申請が全体の1割程度となったこと等から、令和3年度第2回工事担任者試験及び電気通信主任技術者試験より申請書による申請を廃止し、インターネットでの申請のみとしました。

また、従来、申請受付期間を5週間ほどとしていたものを、電気工事士、無線従事者等の他試験申請受付期間を参考とし、申請そのものは期限前1週間程に集中している現状を踏まえ、約3週間へ短縮し試験事務の効率化を図りました。

(4) 試験の準備

試験申請数に応じて、試験会場及び試験執行員の確保、会場案内・試験教室案内の作成等試験実施のための各種準備作業を行っています。

令和2年初めに発生した新型コロナウイルス感染症の影響で試験執行員の確保が難しくなったため、令和2年度第2回試験から試験会場及び試験執行員の確保、試験資器材の準備・回収・運送等を影響の大きい会場から順次試験専門業者へ業務委託し、令和5年度からは全てを業務委託しています。

(5) 受験票の送付

試験日の概ね2週間前までに着くように、申請者に受験票を郵送していました。当初は自ら印刷・発送を行っていましたが、平成17年度第2回工事担任者試験の受験票印刷から、外部業者に委託しました。

令和5年度第2回試験からは、受験票の印刷・郵送から、ホームページ上で申請者自らが確認・印刷可能な電子的交付を実施しています。

(6) 試験の実施

全国の会場で同時に試験を実施しています。各試験教室には、原則2人以上の試験執行員を配置しているほか、各会場には会場本部を、協会には全国本部を設置し、自然災害や交通機関のトラブル等不測の事態に備えて、公平、公正な試験の実施に努めています。

なお、試験日の翌水曜日にホームページで試験問題及び正答を公表しています。

(7) 試験結果の発表

採点処理を慎重に行い、試験日の3週間後の月曜日にホームページで合否の発表を行うほか、同日各受験者あて結果通知書を郵送しています。この結果通知書も、受験票と同様、平成17年度第2回工事担任者試験から外部業者に印刷を委託しています。

今後は、結果通知書の印刷・郵送から、ホームページ上で受験者自らが科目合格情報を含めた結果通知書の内容すべてを確認可能となる機能を、令和5年度第2回試験から実現できるよう準備を進めています。

(8) 資格者証の発行

合格の通知を受けた受験者が、合格の日の翌日から3ヶ月以内に受験地を管轄する総務省総合通信局に交付申請を行うことにより、資格者証が発行されます。

なお、従来、当協会が総務省総合通信局への交付申請代行を行ってきたが、平成14年度から以下のとおり上記の方法に変更されました。

- ・ 電気通信主任技術者
平成14年度第1回試験以降の合格者及び平成14年9月以降の試験免除者
- ・ 工事担任者
平成14年度第2回試験以降の合格者及び平成14年9月以降の試験免除者

1.3.2 CBT（Computer Based Testing）方式による試験

工事担任者試験のうち第二級アナログ通信及び第二級デジタル通信の資格種別の試験は令和3年9月からCBT方式（コンピュータを使用して実施する試験、年間を通じて受験でき、試験会場（テストセンター）も全国に約300会場存在）による試験を開始しました。

(1) 試験の公示

CBT方式による試験の公示は、工事担任者定期試験の公示日に定期試験とは分けて公示しています。

(2) 申請受付

申請は通年（定期メンテナンス時を除く。）で、24時間受け付けています。

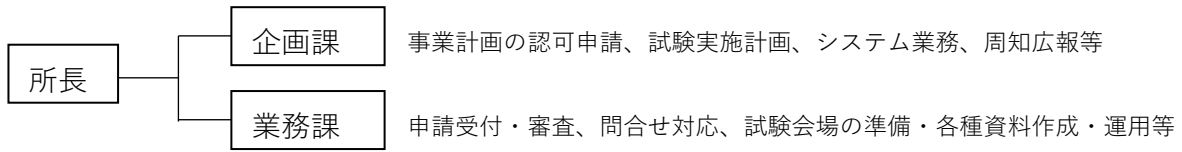
(3) 試験日及び試験結果の発表

試験は通年（年末年始を除く。）実施しており、試験月の翌月10日に結果をWeb上に発表します。

2. 試験事務実施体制

2.1 電気通信国家試験センター

試験事務の実施は、主に「電気通信国家試験センター」が行っています。その体制は次のとおりです。



電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験とも試験申請者数は減少傾向であり、業務の効率化、経費削減の観点から随時組織の見直しを実施してきました。

特に、支部については下表のとおり令和4年度末ですべての支部を廃止しました。

図表 1-1-5

年度	支部名
昭和60年度	北海道、東北、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄
平成22年度	北海道、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州 (6月末で東北を廃止、本部へ、沖縄を廃止、九州へ統廃合)
平成24年度	信越、東海、近畿、中国、四国、九州 (6月末で北海道廃止、本部へ、北陸を廃止、信越へ統廃合)
平成25年度	信越、東海、近畿、四国、九州 (9月末で中国を廃止、近畿へ統廃合)
平成27年度	東海、近畿、四国 (9月末で信越を廃止、本部へ、九州を廃止、近畿に統廃合)
平成28年度	東海、近畿 (10月末で四国を廃止、近畿に統廃合)
平成29年度	近畿(西日本(改称 H30.4~)) (8月末で東海を廃止、本部に統廃合)
令和4年度	3月末で西日本支部廃止、令和5年4月から本部に統合

2.2 試験日の体制（定期試験）

専務理事を責任者とする全国本部を設置すると共に、会場ごとに本部長を任命して会場本部を設置し、試験の円滑な実施と、不測の事態に備えています。

2.3 試験問題作成等

●現状

(1) 業務概要

試験問題の作成は、国家試験企画部が担当しています。国家試験企画部（旧 国家試験企画室）は、平成 18 年 5 月 19 日に国家試験センター試験委員会事務局を主体として設置されました。

試験問題作成体制の概要を図表 1-1-6 に示します。

電気通信主任技術者及び工事担任者試験委員会は、それぞれ、指定試験機関として試験問題作成開始時から設置され、また、情報セキュリティに関する問題検討委員会は、平成 13 年の電気通信主任技術者試験の出題範囲改正を受け、設置されています。

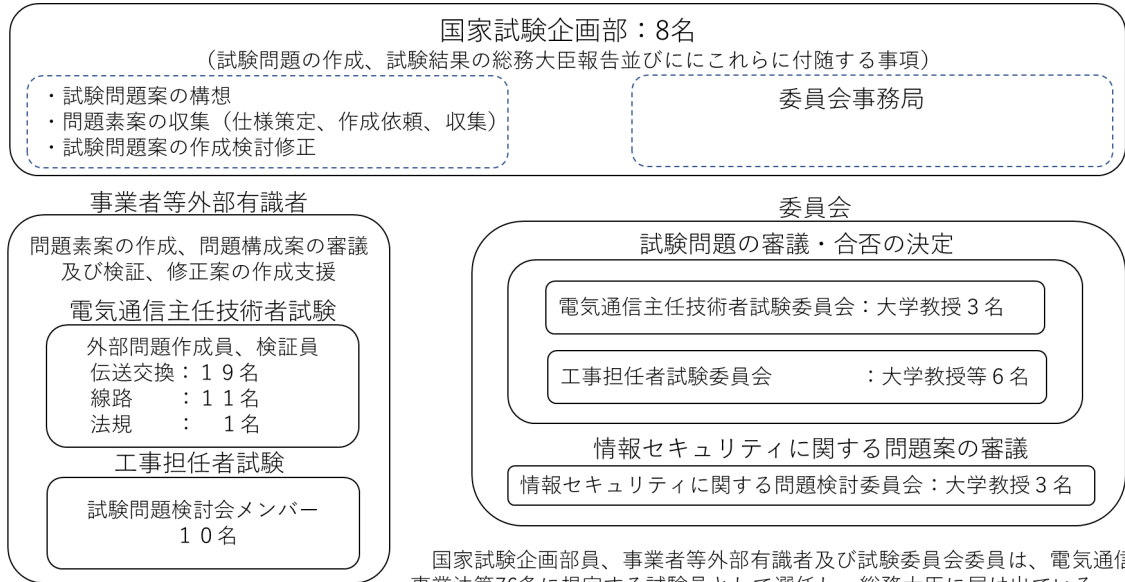
国家試験企画部では、試験問題作成の手順中、

- ① 部員による担当分の次回試験問題の構想、素案作成依頼仕様策定～依頼～収集
- ② 担当分の試験問題案の作成
- ③ 部員／外部試験員（以下 外部問題作成員という）による問題案の検討／審議、修正・確認、情報セキュリティに関する問題検討委員会による審議を含めて③を何度か繰り返した後
- ④ 試験問題案の検証を経て
- ⑤ 試験委員会へ提案、決定を受け、
- ⑥ 印刷会社への入稿～校了

までを担当します。

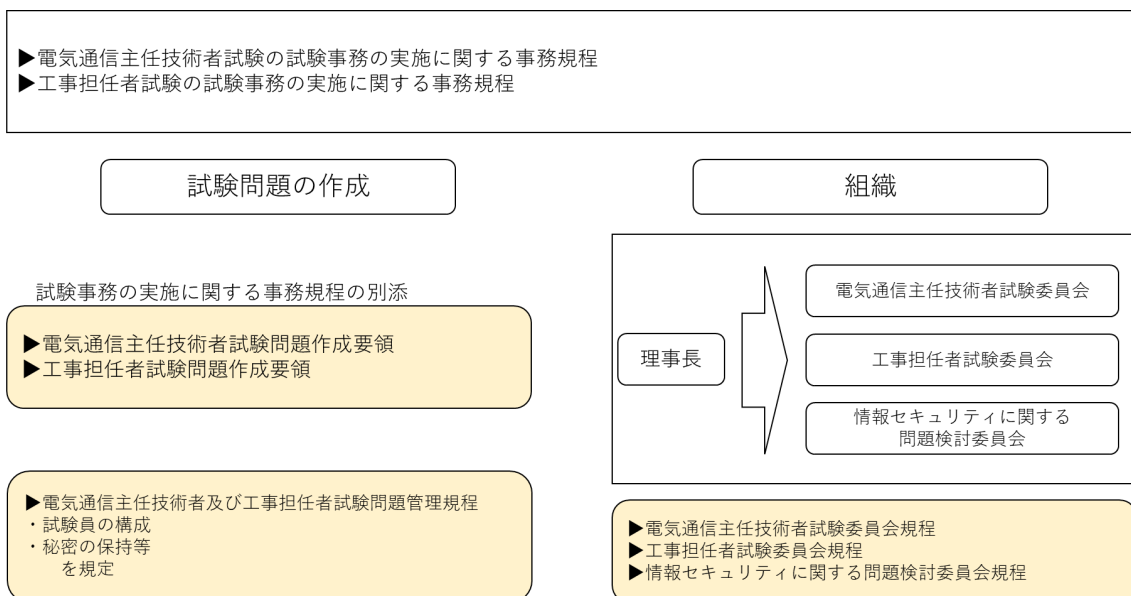
なお、以降の手順（検収から）は電気通信国家試験センターへ引き継ぎます。

図表 1-1-6 問題作成体制の概要



試験問題作成に係る規程類は図表 1-1-7 に示すとおりであり、図中の黄色部は国家試験企画部において所管する規程類です。この外に試験問題の作成にあたっての書式の統一等、部内限りの取決めもあります。

図表 1-1-7 試験問題作成に係る規程類



国家試験企画部では、電気通信主任技術者、工事担任者それぞれの試験委員会で、試験実施後、結果の確定／合格者の決定を行い、総務大臣宛の試験実施結果報告事務を担当しています。

また、試験問題案の作成の外、国家試験企画部では関係する制度改正への対応の業務等も実施しています。

(2) 過去問題検索システム

当初、問題案作成用機材としてワープロ専用機でスタートしましたが、平成7年3月にサーバー1台とクライアント端末9台によるファイル共有LANシステムを導入しました。

平成12年3月にDB登録検索機能が追加され、工事担任者試験問題作成の支援システムが稼働しました。

平成17年1月に対象業務を電気通信主任技術者試験に拡大し、平成22年1月に機器更改を実施しました。

平成27年3月にWebブラウザを使用し検索指定及び検索結果表示の柔軟性を高めて、過去問題検索システムとして導入しました。国家試験企画部外とは物理的に一切接続しないネットワークで、セキュリティを重視した単独システムとして運用しています。

●試験問題作成体制概史

(1) 電気通信主任技術者

①昭和60年から平成元年

第1回試験委員会は、試験員選任手続きを経て、昭和60年5月13日協会外有識者3人を中心に開催され、試験問題作成及び合格者決定のための体制が整いました。協会外有識者の人数は、現在に引き継がれています。

また、試験問題案の作成は、国家試験センター内の試験委員会事務局メンバーの外、電気通信システム運営研究会を設置し、現場の状況に基づく試験問題案作成に

協力を受けることとし、NTT、KDD（当時）に研究会委員の推薦を依頼し、合わせて34人の委員の推薦を受け、スタートしました。

研究会委員には、昭和62年から個人宛に委嘱状を発給する体制に整え、現在に引き継いでいます。

なお、発足時には、試験科目「法規」及び「電気通信システム」の作成担当も委嘱しましたが、昭和62年には委嘱を取り止めています。他の作成担当は、10の分野に分かれ、伝送交換設備及び設備管理担当は、当時の第一種と第二種の両方を担当していました。

②平成元年から平成10年

平成元年9月、郵政省（当時）担当課の了解・指導の下、（社）電気通信事業者協会（現一般社団法人）経由の手続に変更しました。

併せて、作成員それぞれを電気通信事業法上の試験員とし、電気通信システム運営研究会は解散しました。

また、NTT、KDDに加え、新たにDDI、日本テレコム、日本高速通信、日本通信衛星（JSAT）、宇宙通信、日本移動通信（IDO）、国際デジタル通信、日本国際通信（ITJ）、TTNetの各社（いずれも当時）からも作成員派遣に協力いただくことになりました。

③平成10年から令和3年

平成10年4月、電気通信事業者協会の申し出により、電気通信事業者協会経由の手続きを廃し、各試験員の所属先と直接手続を行うことになりました。

現在は、各所属先の事情に合わせ手続き等、柔軟に対処しています。

④令和3年以降

令和3年4月、電気通信主任技術者規則が改正され、試験科目について、ネットワーク構成の変化等により、電気通信主任技術者に求められる知識・能力が、専門的なものからより幅広いものへと変化していることを踏まえ、「専門的能力」が廃止され、そのうち伝送交換主任技術者資格者証に係るものの一部を「伝送交換設

備の概要」に、線路主任技術者資格者証に係るものの一部を「線路設備の概要」にそれぞれ吸収されるとともに、「伝送交換設備及び設備管理」における新たな区分として「ソフトウェア管理」が追加されました。制度変更に合わせて外部問題作成員の担当の見直しを行うとともに、部員数の見直しを行いました。

(2) 工事担任者

①昭和 60 年から平成 7 年

第 1 回試験委員会は、試験員選任手続きを経て、昭和 60 年 5 月 27 日協会外有識者 3 人を中心に開催され、試験問題作成及び合格者決定のための体制が整いました。

また、試験問題案の作成は、国家試験センター内の試験委員会事務局メンバーの外、現場の状況に基づく試験問題案作成に協力を受けることとし、電気通信端末技術研究会を設置し、NTT、KDD（当時）から合わせて 18 人の委員の推薦を受け、スタートしました。

研究会の当初は、①関連法規、②基礎技術、③多数回線設備技術、④少数回線設備技術、⑤単独回線設備技術及び⑥デジタル回線設備技術の 6 チーム編成でしたが、昭和 62 年にはアナログ回線設備技術とデジタル回線設備技術の 2 チーム編成となり、人数は 2 社合わせて 12 人となりました。

②平成 7 年から平成 14 年

平成 7 年、試験委員会の協会外有識者の人数を 2 人追加して 5 人体制としました。

また、ユーザー宅内配線工事関係問題の充実のため、(社) 電信電話工事協会（当時、現 ITEA）、(社) 情報通信設備協会（現一般社団法人）及び (財) 電気通信端末機器審査協会（現一般財団法人）に研究会委員の推薦を依頼して 5 人を増員するとともに、電気通信端末技術研究会委員を、試験員に任命することにしました。

平成 8 年、電気通信端末技術研究会をアナログ・デジタル別の分担から専門別の分担に再編したことに伴い、メンバーについて若干の減員を行いました。

また、平成12年には電気通信端末技術研究会を試験問題作成委員会に改組しました。

③平成14年以降

平成14年、試験問題作成委員会を試験問題検討会とし、専門別の分担を見直すとともに、試験問題検討会のメンバー数を10名としました。

●出題形式、公表等

(1) 記述式から選択式へ

電気通信主任技術者試験の出題形式は、以下に示すように変遷しており、平成13年度第1回試験から、すべての試験科目が多肢選択式になりました。また、工事担任者試験の出題形式は当初から多肢選択式で実施しています。

図表 1-1-8

年度	試験科目			
	法規	伝送交換設備/ 線路設備及び 設備管理	専門的能力	電気通信システム
昭和60年度	記述式	記述式	記述式	多肢選択式
平成10年度	多肢選択式	多肢選択式	記述式	多肢選択式
平成13年度	多肢選択式	多肢選択式	多肢選択式	多肢選択式
令和3年度	多肢選択式	多肢選択式	—	多肢選択式

(2) 試験問題の取扱い等

現在、マークシート方式で実施する試験の問題冊子は電気通信主任技術者試験、工事担任者試験とも持ち帰ることができ、また、試験問題・正答は試験実施後にホームページに公開していますが、今までに下記に示すような経緯を経て今のようになっています。

- ① 試験問題の持ち帰り（交付）は、電気通信主任技術者試験は当初から、工事担任者試験は平成7年度第1回試験から実施していました。

工事担任者の実施時期が遅れたのは、受験者が多く、一方で試験会場が少なかつたため、1回の試験を数日にわたり実施する必要があり、試験問題の公平性を保つためでした。

- ② 平成6年11月から、電気通信主任技術者の試験問題販売を開始し、平成8年1月から、工事担任者試験の販売も開始しました。

販売価格：電気通信主任技術者試験 300円

工事担任者試験 200円

- ③ 試験問題及び解答並びに配点及び合格点の公表は、「行政機関の保有する情報の開示に関する法律（法律第42号 平成11年5月14日公布）」が平成13年4月に施行されたことに伴い、平成13年11月1日から、ホームページで公表しました。

なお、公表後も試験問題現物がほしいとの申し出があった場合は、従来どおり販売を行っていました。

- ④ ホームページに公表する電気通信主任技術者試験の問題については、印刷制限がかかっていましたが、平成21年10月30日から次のとおりに変更しました。これに伴い試験問題の販売は中止しました。

・電気通信主任技術者試験、工事担任者試験とも、試験問題及び解答は直近2年の4回分を公表し、印刷可能としました。

なお、CBT（Computer Based Testing）方式で実施する工事担任者第二級の試験に関しては、試験問題、解答の際に使用したメモ等を持ち帰ることは、試験問題流出及び公平性の確保の観点から禁止しています。ただし、5月11月の定期試験に合わせて、問題冊子の形式で公開問題及びその正答をホームページにおいて公表しています。

(3) スキル標準

平成19年5月24日、総務省情報通信審議会は「ネットワークのIP化に対応した安全・信頼性対策」を答申、これを受けて総務省は「IPネットワーク管理・人

材研究会」を開催、平成21年2月18日報告書が公表されました。この研究会には、協会から専務理事が委員として協力した外、WGにも関係部門長が協力しました。

研究会成果の具体化として、試験の科目合格による科目免除の有効期間の延長等がなされましたが、更にこの報告書では、電気通信主任技術者資格者証保有者自らのスキルの維持・向上の手掛かり、資格者証取得希望者にとっての試験勉強の参考、教材の整備のための目安、国家試験の問題作成、養成課程の授業内容の検討にあたっての指針等に活用することを念頭に、事業用電気通信設備の適切な管理に必要な知識等を具体的かつ体系的に記載したスキル標準の作成が必要との結論に至り、同研究会において、スキル標準の基となるスキル標準のイメージ（素案）が作成されました。

実施について更に検討を要する事項とされたスキル標準の作成・周知は、平成21年度総務省調査研究案件として、スキル標準の完成が採りあげられ、NTTラーニングシステムズ（株）が受託して完成の陽の目を見ました。協会からは、関係部門長が委員として参加した外、参考人としても完成に協力しました。成果は、総務省により意見募集を経て平成22年10月22日に報道発表・公開されました。

総務省は、情報通信審議会の一部答申「IoTの普及に対応した電気通信設備に係る技術的条件」（令和元年5月21日）で「有資格者に求められる知識・能力を整理した「電気通信主任技術者スキル標準」（平成22年10月・総務省）についてもその内容を適切に見直す」、「有資格者に求められる知識・能力を整理したスキル標準について、既存ガイドライン類（「工事担任者スキルアップガイドライン」や試験問題作成要領）との関係性を踏まえて検討する」とされたこと等を踏まえ、平成22年10月に公表した「電気通信主任技術者スキル標準」を令和2年10月に改正省令の規定に沿った第2版へ改定するとともに、新たに工事担任者向けのものとして「工事担任者スキル標準（第1版）」を策定しました。

スキル標準は、電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の問題作成に活用しています。

- ・ 電気通信主任技術者スキル標準（第2版）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000714499.pdf

- ・ 工事担任者スキル標準（第1版）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000714500.pdf

3. 試験実施状況

3.1 試験の実施方法

指定試験機関として、年1回以上の試験の実施が義務づけられており、電気通信主任技術者試験、工事担任者試験とも定期試験を年2回実施しています。また、CBT方式による工事担任者試験は通年実施（年末年始を除く。）しています。

図表 1-1-9

	電気通信主任技術者試験	工事担任者試験
実施回数 ・ 時期	年2回（7月、1月）	定期：年2回（5月、11月） CBT：通年実施
申請方法	インターネット申請	同左
試験地	東京、名古屋、大阪等15都市	定期：東京、名古屋、大阪等18都市 CBT：東京、名古屋、大阪等100都市 （約300会場）
試験科目	3科目： 「電気通信システム」、「伝送交換設備（又は線路設備）及び設備管理」、「法規」	3科目： 「電気通信技術の基礎」、「端末設備の接続のための技術及び理論」、「端末設備の接続に関する法規」
合格基準	各科目6割以上	同左

3.2 申請方法

平成14年度第2回電気通信主任技術試験の申請受付から、書面申請に加えてインターネット申請を可能としました。また、平成29年度以降インターネットによ

る申請が全体の9割程度となったこと等から、令和3年度第2回試験から申請書(紙)による申請を廃止、インターネットによる申請のみとし、試験事務の効率化を図りました。インターネットによる申請方法についても、令和4年度第2回試験からCBTと同じ受付システムを使用した方式に変更し、更に入金確認の業務を削減しています。

3.3 試験地の拡大・廃止

昭和60年度から電気通信主任技術者、工事担任者定期試験共に11都道府県・試験地で開催して以来、順次試験地を拡大し、平成27年度には電気通信主任技術者試験が15試験地、工事担任者試験が39試験地としました。その後、申請者の減少に合わせ平成30年度に工事担任者試験が3試験地、令和3年9月に開始した工事担任者試験の一部試験のCBT方式化に伴い、18試験地としました。試験地の推移を以下に示します。

試験地の拡大にあたっては、要望があること、その県の申請者数が多いこと、他県試験地が遠く試験地を拡大することでアクセス(交通の便)の改善度が大きいこと、隣県からのアクセスも改善されること等を、廃止にあたっては、申請者数の減少が大きく、他県試験地へのアクセスがよいこと等を判断基準としています。

電気通信主任技術者の新潟については、1月試験が雪の影響を受けるため廃止、追加を繰り返しています。また、東京会場については、全申請者のほぼ半数が受験し、会場確保が困難なこと、及びサービスを向上することを目的に3会場(東京、埼玉、横浜)で実施することとしました。

図表 1-1-10 【電気通信主任技術者】

年度	試験地拡大廃止の推移	試験地数
昭和 60 年度	東京、札幌、仙台、長野、金沢、名古屋、大阪、広島 松山、熊本、那覇	11
昭和 61 年度	② 新潟	12
昭和 62 年度	① 新潟を除外 ② 新潟を追加	12
昭和 63 年度	② 福岡	13
平成 15 年度	① 新潟を廃止	12
平成 25 年度	① 新潟を追加 ② さいたま、横浜を追加	15
令和 3 年度	② 松山を廃止、高松を追加	15

① = 第 1 回試験 ② = 第 2 回試験

図表 1-1-11 【工事担任者試験】

年度	試験地拡大廃止の推移	試験地数
昭和 60 年度	東京、札幌、仙台、長野、金沢、名古屋、 大阪、広島 松山、熊本、那覇	11
昭和 61 年度	② 新潟	12
昭和 63 年度	① 米子 ② 福岡	14
平成 元 年度	① 高松	15
平成 9 年度	① 宮崎	16
平成 10 年度	① 小山 ② 静岡	18
平成 12 年度	① 甲府、秋田、旭川	21
平成 15 年度	① 岡山	22
平成 17 年度	① 横浜、盛岡 ② さいたま、富山、津、神戸、周南、徳 島、大村	24 31
平成 18 年度	① 市川、京都 ② 郡山、鹿児島	35
平成 24 年度	② 青森、和歌山	37
平成 25 年度	① 土浦	38
平成 27 年度	① 大分	39

年度	試験地拡大廃止の推移	試験地数
平成 28 年度	① 土浦を廃止、水戸を追加	39
平成 30 年度	① 富山、大分を廃止、② 市川を廃止、千葉を追加	37
令和 3 年度	② (CBT 種別以外) 旭川、秋田、盛岡、郡山、小山、千葉、甲府、静岡、津、和歌山、京都、神戸、米子、岡山、周南、徳島、松山、大村、宮崎を廃止	CBT 約 300 定期試験 18

①=第1回試験 ②=第2回試験

なお、平成 21 年度に法務省から総務省を通じて少年刑務所での工事担任者試験実施の要望があり、平成 23 年度第 1 回から、川越少年刑務所、奈良少年刑務所に試験執行員を派遣し、奈良少年刑務所については平成 28 年度第 1 回まで、川越少年刑務所については現在も実施しています。また、令和 2 年度第 2 回から盛岡少年刑務所からも要望があり実施しています。

3.4 試験手数料の支払い

試験手数料の支払いは、令和 3 年度第 2 回試験よりインターネット申請のみとなったことから、申請者の利便性向上に資するため及び金額間違い等入金確認の事務量を少なくするため、コンビニや銀行での支払いとしました。

なお、インターネットによる申請方法についても令和 4 年度第 2 回試験からその方式を変更したほか、従来、CBT 方式のみで扱ったバウチャーも利用できるものとしています。

3.4.1 コンビニでの支払い

平成 19 年度第 2 回電気通信主任技術者申請受付(平成 19 年 10 月 1 日)から、個人申込みに限ってスマートピット (NTT コムウェアのサービス名称: あらかじめ定められた金額しか支払えないサービス) によるコンビニでの支払いを開始し、試験手数料の金額間違いはゼロになりました。

令和4年度第2回からは納付方法をスマートピットから、より汎用性の高いコンビニ支払い方式に変更しました

3.4.2 銀行振込

コンビニでの支払いに加えて、平成22年度第2回工事担任者申請受付（平成22年8月1日）から、銀行での手数料支払いを開始しました。三井住友銀行のサービス（パーフェクト）を利用したことにより、入金確認の事務作業の減少に効果がありました。

令和4年度第2回試験からは更に納付方法を変更し、より汎用性の高い銀行ATM及びインターネットバンキング（支払金額が自動表示される方式）による支払いを可能としました。

3.4.3 バウチャー

令和3年9月からCBTにおいて、団体申請に限りバウチャーチケット（バウチャー番号（15桁のコード）を入力することにより決済ができる電子的な金券）の一括発行による納付方法を導入し、さらに令和4年度第2回試験からは、定期試験、全科目免除申請においても団体申請に限り提供開始しました。一括購入ができることから、申請する団体にとっては、個別振込みの手間の削減、振込手数料の節約が図られます。

3.4.4 試験手数料の改正

平成25年2月1日から、「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査結果に基づく勧告」（平成23年10月総務省）を受けて、政令、省令で電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の手数料について、試験を受ける科目数に応じて下表のように改正されました。それまでも、試験手数料改正はありましたが、値下げは初めてのケースとなりました。

図表 1-1- 12

試験の種類	3 科目試験	2 科目試験	1 科目試験	全科目免除
電気通信主任技術者	18,700 円	18,000 円	17,300 円	9,500 円
工事担任者	8,700 円			5,600 円

※令和 3 年 4 月 1 日施行による新制度（令和 3 年 4 月以前の「専門」科目は「設備管理に包含」）

試験手数料については、電気通信事業法第 174 条で、「実費を勘案して政令（電気通信事業法施行令）で定める手数料」と規定されており、今までも申請者の減少等に合わせて改正されています。

図表 1-1- 13

改正時期	電気通信主任技術者	工事担任者
昭和 60 年 4 月	8,000 円	4,100 円
平成 3 年 4 月	10,700 円	5,200 円
平成 6 年 4 月	13,900 円	6,400 円
平成 9 年 4 月	15,300 円	6,900 円
平成 12 年 4 月	15,500 円	—
平成 17 年 8 月	18,700 円	8,700 円

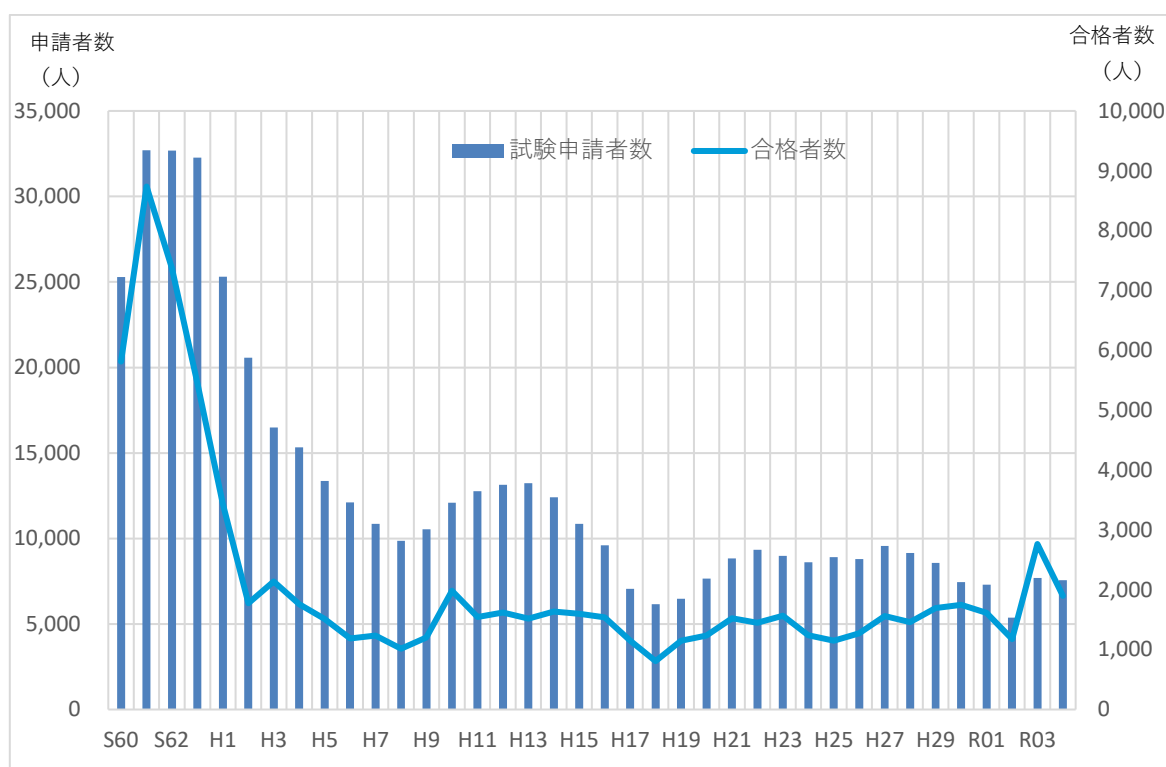
3.5 申請状況

昭和 60 年度から令和 4 年度まで、電気通信主任技術者と工事担任者の申請者数、合格者数の推移は以下のとおりです。なお、令和 2 年度第 1 回試験は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために中止としました。

【電気通信主任技術者】

昭和 61 年度、昭和 62 年度は 32,000 名を超える試験申請がありましたが、令和 4 年度は約 7,500 名となっています。また、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い第 1 回の試験を中止しています。

図表 1-1-14 電気通信主任技術者試験申請者及び合格者数推移

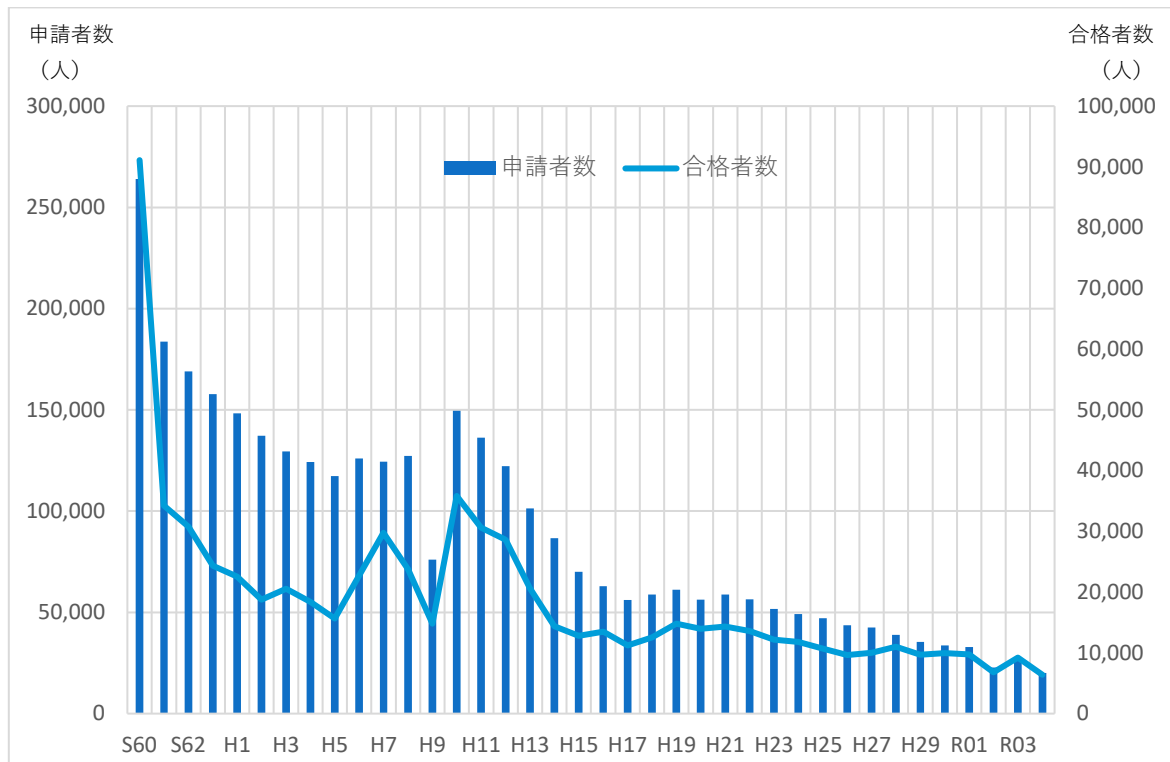


【工事担任者】

試験を開始した昭和 60 年度の申請者数は 250,000 名を超えていましたが、令和 4 年度は CBT 方式による申請者を含めて約 20,000 名の試験申請者数となっています。なお、平成 9 年度の試験は、台風シーズンを回避するため、1 回目の試験時期を 9 月から 11 月に変更したことに伴い、1 回のみの実施でした。(2 回目の 3 月試験は翌年度 5 月実施) (付属資料 3 参照)

また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、第1回の試験を中止しています。さらに、令和3年度以降の試験は、CBT方式による試験（令和3年9月～）を含んでいます。

図表 1-1-15 工事担任者申請者及び合格者数推移



4. 天災発生時等の対応

電気通信主任技術者、工事担任者とも、「試験事務の実施に関する事務規程」（総務大臣認可）を定め、さらに各試験のマニュアルを作成し、試験の确实・適正な実施に努めています。

特に、天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、以下の定めにより対応しています。

「試験事務規程」

第5条 試験は、理事長が公示した試験地及び試験日に行う。

ただし、公示後にこの試験地のうち、総務大臣の認可を得て、天災地変その他やむを得ない事由により試験の実施が困難となった試験地においては、試験を延期し、又は行わないことができ、申請者数からして試験をする必要がないと認められる状況が発生した試験地においては、試験を行わないことができる。

2 前項の試験地以外の場所において、特に試験を行う必要があると認められる状況が発生したときは、総務大臣の認可を得て前項の試験地及び試験日以外に試験を行うことができる。

4.1 台風による追加試験の実施等

(1) 平成8年度第1回工事担任者試験（平成8年9月29日）

台風21号の影響に伴い、沖縄での試験は、試験会場にきた受験者92名に対しては試験を実施しましたが、受験できなかった455名に対して、平成8年11月4日に追加試験を実施しました。

追加試験を実施するにあたっては、試験問題を新たに作成したほか、以下の事項について申請者の意向を確認の上、実施したものです。

- ・ 追加試験を受験する。
- ・ 次回（平成8年度第2回試験）受験する。
- ・ 試験手数料を還付する。

(2) 平成 16 年度第 1 回電気通信主任技術者試験 (平成 16 年 9 月 26 日)

台風 21 号の影響に伴い、沖縄での試験は、試験会場にきた受験者 4 名に対しては試験を実施しましたが、受験できなかった 37 名に対して、平成 16 年 11 月 7 日に試験を延期しました。

再試験を実施するにあたっては、(1) と同様の措置をとりました。

(3) 平成 18 年度第 1 回電気通信主任技術者試験 (平成 18 年 7 月 9 日)

台風 3 号の直撃により、沖縄での試験では、石垣市の 3 名が航空便の欠航により受験できなくなり、次回 (平成 18 年度第 2 回試験) 受験の措置をとりました。

4.2 インフルエンザ等の対応

(1) 平成 20 年度第 1 回工事担任者試験 (平成 20 年 5 月 25 日)

試験日の約 10 日前、試験会場として予定していた、金沢工業大学の学生が麻疹 (はしか) に感染したことが報道され、万一、複数の学生に二次感染が発生した場合、学校閉鎖に至り試験の実施が困難となる恐れがあったことから、急遽会場を変更して実施しました。

変更実施するにあたっては、金沢会場で受験予定の全員に、会場を変更した受験票と、変更通知文を速達封書で郵送し、ホームページでも案内しました。

直前の変更で、変更通知文を受領していなかった受験者が旧会場に出向き、掲示板をみて新会場に行ったものの、遅延で受験を断念したケースもあったが、特別な事情で受験できなかったものであり、本人希望で次回受験の措置をとりました。

(2) 平成 21 年度第 2 回工事担任者試験 (平成 21 年 11 月 22 日)

新型インフルエンザが流行期に入っており、会場の閉鎖等が心配されたが、受験者には、マスクの着用や手指の消毒等、インフルエンザの感染予防をよびかけると

ともに、各会場に消毒薬の配置と執行員のマスク着用を義務付けて予定通り実施しました。

(3) 令和2年第1回工事担任者試験、電気通信主任技術者試験 (令和2年5月24日及び令和2年7月12日)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の発令を受け、試験を中止としました。

工事担任者試験の申請者への対応は、次回（令和2年度第2回試験）への振替（12,906名）、もしくは振替が困難な理由がある場合は試験手数料の返金（1,217名）措置を実施しました。また、工事担任者規則第8条の規定に基づき、総務大臣が別に告示して指定する者を定める件（令和2年総務省告示第132号）を受けて、「科目免除期間の延長」（対象者全員）対応も行いました。

電気通信主任技術者試験の申請者への対応は、次回（令和2年度第2回試験）への振替（2,794名）、もしくは振替が困難な理由がある場合は試験手数料の返金（248名）措置を実施しました。また、電気通信主任技術者規則第10条の規定に基づき、総務大臣が別に告示して指定する者を定める件（令和2年総務省告示第172号）を受けて、「科目免除期間の延長」（対象者全員）対応も行いました。

また、11月の第2回工事担任者試験会場のうち、さいたま会場が新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため全受験者の受け入れが困難となったため、一部の受験者を首都圏の他の地域へ分散して試験場を確保しました。

4.3 東日本大震災の対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、太平洋岸を中心に大きな被害をもたらしましたが、平成23年度第1回工事担任者試験（平成23年5月22日）に向けて以下の対応を行い、ほぼ予定どおり試験を実施しました。

4.3.1 対応方針

申請受付を3月7日に締め切っており、試験を実施するか（できるか）がポイントでした。総務省と連絡を密にとりながら検討し、3月29日に次のとおり試験実施の判断を受けました。

「郡山会場について代替会場の検討が必要なこと以外はスケジュールどおり準備が進んでいることから、予定通り工事担任者試験を実施すること、ただし、震災等に伴う救済措置を実施すること（特に法律で定めた科目合格有効期間の延長）。」

この判断を受け、ホームページで案内しました。

(1) 平成23年度第1回工事担任者試験のお知らせ（重要）

「第1報：平成23年3月31日（木）現在」

このお知らせで、5月22日（日）に予定している工事担任者試験について予定通り実施すること、及び震災の影響により受験が困難な場合の措置（次回への振替、受験地変更、試験手数料返金等）は決まり次第お知らせすることを公表しました。

(2) 平成23年度第1回工事担任者試験の実施について（重要）

—受験が困難な場合の措置—「第2報：平成23年4月4日（月）」

第2報で受験が困難な場合の措置として、4点をお知らせしました。

次回受験を希望される方は次回受験へ振り替えることができること。また、その場合、申請内容は次回へ引き継ぐこと。

受験地を変更できること。

いずれも希望しない場合は、試験手数料の返還を受けることができること。

受付期間は4月5日から4月20日までとし、20日以降も柔軟に対応すること。

このお知らせの内容については、電気通信事業者や業界団体でも周知していただきました。東北4県（青森、岩手、宮城、福島）の団体申請企業、学校へはDMも発送し周知に努めました。

(3) 工事担任者の科目免除期間の延長（震災関係）：平成23年5月11日

総務省の告示を受けて、対象者、申請方法等をお知らせしました。

4.3.2 受付状況及び試験の実施

(1) 受付状況

ホームページ第2報で受験が困難な場合の措置を公表後、受付を開始したが、5月22日の工事担任者試験日までの受付件数は以下のとおり。

・次回振替： 172件 ・返金： 56件 ・受験地変更： 124件

(2) 試験の実施

試験実施に向けて最後まで難航したのが郡山会場の確保であったが、郡山ビューホテルに承諾を得ることができた。試験日当日には、午前7時過ぎ千葉県北東部に地震がありその影響で受験できなくなった工業高校生もいたが、大きな混乱もなく無事終わることができました。

4.4 熊本地震への対応

4.4.1 熊本会場の変更措置

平成28年4月中旬、熊本地方で発生した震度7クラスの数回にわたる大地震により、平成28年度第1回工事担任者試験（試験日：5月22日）の熊本会場として使用を予定していた崇城大学（熊本市西区）では、施設の安全点検等が必要であるとして、同年9月まで外部に貸し出さない措置をとったことにより、急遽試験会場をANAクラウンプラザホテル熊本ニュースカイ（熊本市東区）に変更し試験を実施しました。

4.4.2 災害救助法適用市町村の試験申請者の救済

災害救助法が適用となった熊本地方及び大分地方の市町村を居住地とする申請者に対しては、協会の救済措置として試験手数料の返金または次回試験への振替措置を、また、科目合格者に対する試験免除（工事担任者規則第8条）で3年目を迎える申請者に対しては工事担任者規則第8条の規定に基づき、総務大臣が別に告示して指定する者を定める件（平成28年総務省告示第220号）により救済の措置を取りました。結果、試験手数料返金希望者8名、次回試験への振替14名及び科目免除期間の延長1名について、申立書または申請書の提出により、それぞれ救済をした。ホームページでは、5回にわたり災害見舞、試験会場の変更、救済措置等について適宜周知を実施しました。

4.5 平成30年7月豪雨への対応

4.5.1 災害救助法適用市町村の試験申請者の救済措置

平成30年度第1回電気通信主任技術者試験を7月8日に実施しましたが、平成30年7月豪雨により中国、四国、九州地方を中心に全国11府県67市39町4村に災害救助法が適用され、一部の受験者に影響が発生し、89名が会場に行けず、協会の救済として、試験手数料の返金あるいは次回試験への振替の措置を実施しました。

また、科目合格者に対する試験免除（電気通信主任技術者規則第10条）で3年目を迎える申請者に対しては電気通信主任技術者規則第10条に基づき、総務大臣が別に告示して指定する者を定める件（平成30年総務省令第288号）により救済の措置をとり、その結果、試験手数料返金希望者33名、次回試験への振替56名及び科目免除期間の延長3名について、申立書または申請書の提出により、それぞれ救済を実施しました。

4.6 令和元年台風 15 号及び 19 号による被害者への対応

4.6.1 災害救助法適用市町村の試験申請者の救済

台風 15 号（令和元年房総半島台風）による被災が激甚災害に指定されるという総務省からの情報により令和元年度第 2 回工事担任者試験（試験日：11 月 24 日）の申請者救済措置の検討を開始するも、その後台風 19 号（令和元年東日本台風）により広範囲に被災し、災害救助法適用市町村に居住する申請者に対し、次回試験への振替又は試験手数料の返還の救済措置をとりました。

結果として、災害救助法適用の 14 都県 390 市町村に居住の工事担任者試験申請者に対し、振替 5 名、返金 4 名の救済を実施しました。

また、科目合格者に対する試験免除（工事担任者規則第 8 条）で 3 年目を迎える申請者に対しては工事担任者規則第 8 条の規定に基づき、総務大臣が別に告示して指定する者を定める件（令和元年総務省告示第 233 号）により救済の措置をとった。結果、1 名に対し合格期限の延長措置をとりました。

4.7 令和 2 年 7 月豪雨災害への対応

4.7.1 災害救助法適用市町村の試験申請者の救済

新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった令和 2 年度第 1 回の工事担任者試験及び電気通信主任技術者試験を申請し、令和 2 年度第 2 回へ振替えた者で令和 2 年 7 月豪雨災害により受験が困難となった災害救助法適用市町村居住の者に対して、協会の救済として試験手数料返還のお知らせ措置をとりました。

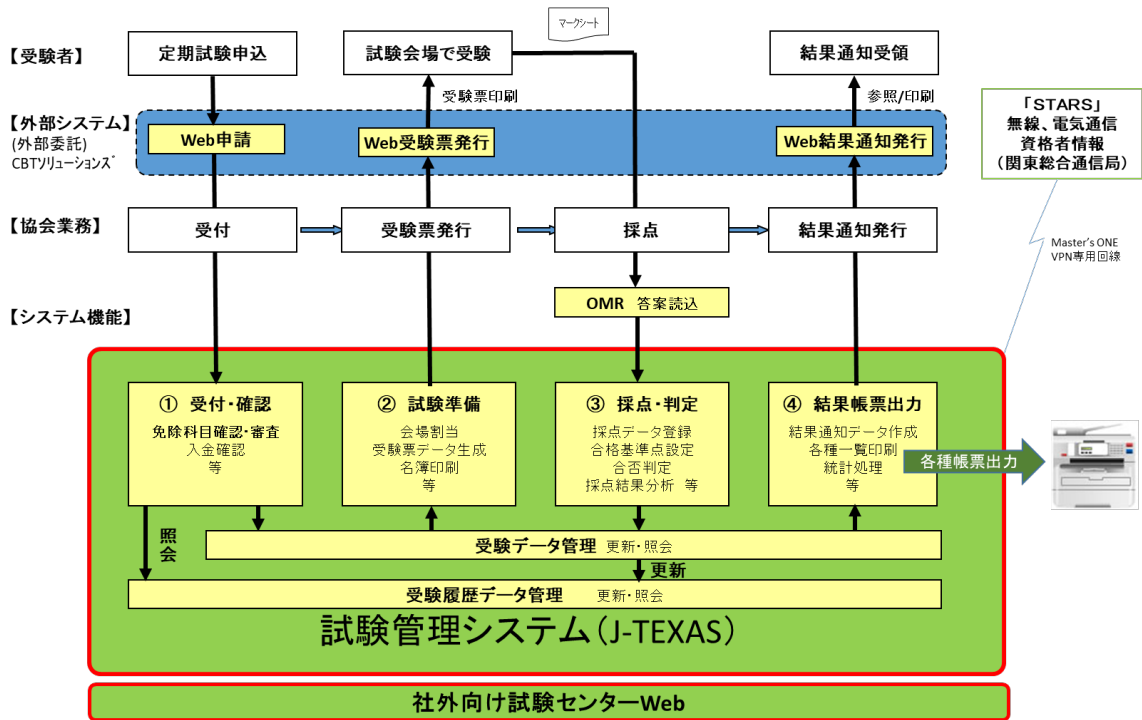
本件について、総務省は試験実施まで相当の時間があることに鑑み、被災者への告示による救済はしないという判断により、振替の措置は行いませんでした。

結果として、災害救助法適用の 9 県 98 市町村に居住の工事担任者試験申請者（286 名）及び電気通信主任技術者申請者（39 名）からの返金の依頼はありませんでした。

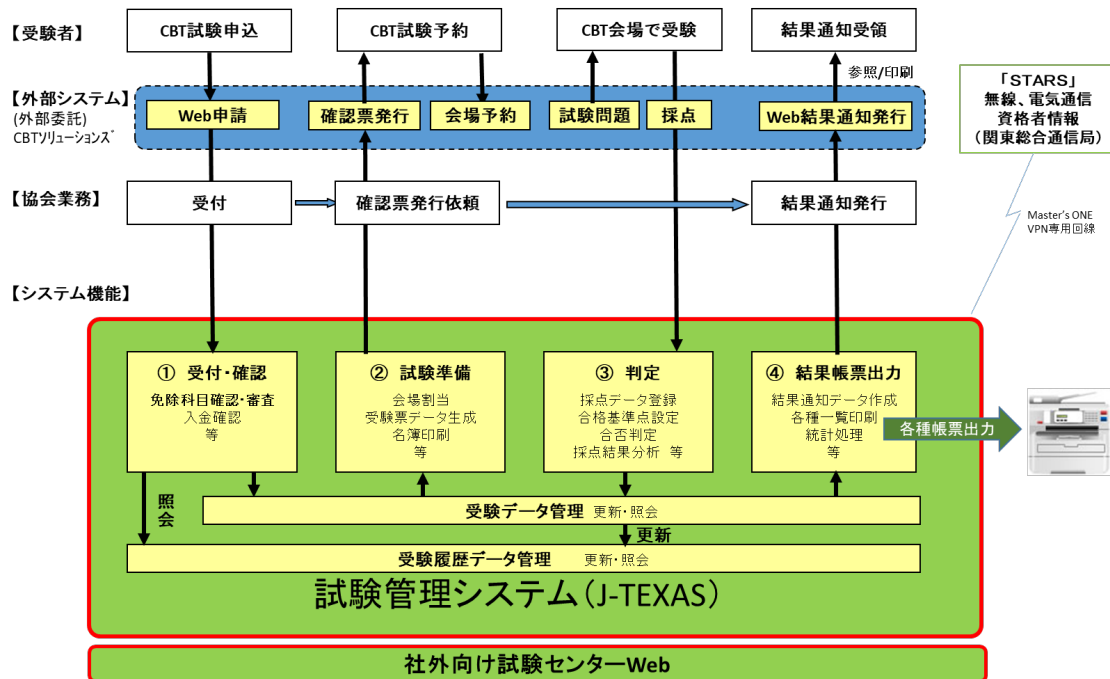
5. 試験に係るシステム概要

申請者の試験申込から、受験、結果通知書受領まで、公平・正確な国家試験を実施するため、国家試験システムを構築し、各種システムと連携して受験者管理を行っています。システム処理の流れは図表 1-1-16、図表 1-1-17 に示すとおりです。

図表 1-1-16 国家試験システム概略と主要業務フロー（定期試験）



図表 1-1-17 国家試験システム概略と主要業務フロー（CBT 試験）



(1) 国家試験システム

国家試験の中核となるシステムで、J-TEXAS (JADAC Telecommunications a state EXamination System)と称しています。本システムでは受験データ管理、受験履歴データ管理、資格者証データ管理等を行い、科目合格や他資格者証取得による科目免除対応等処理しています。システム導入の経緯は以下のとおりです。

- ・ 昭和 61 年 4 月、最初のバッチシステムを導入し、運用開始
- ・ 平成 7 年第 1 回工事担任者試験から、オフコンシステムに更改するとともに、試験センターLAN を構築して運用開始
- ・ 平成 17 年第 2 回工事担任者試験から、クライアント/サーバー方式に更改
- ・ 平成 22 年 7 月からブラウザ方式のシステムに更改

なお、試験センター職員、支部職員のシステム端末については、事務用 PC とは別に、専用 PC を配置。

また、答案マークシートを読み取る OMR が国家試験システムに接続。

- ・ 令和3年4月1日施行の電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の制度改正に伴うシステムの改修を実施。
- ・ 令和3年9月から開始したCBT方式による試験に伴うシステムの改修を実施。
- ・ 令和4年9月から次期システム（クラウド化）への更改作業を開始。（令和6年2月の稼働を予定）

(2) Web 受付システム

当初、専用のホスティングサービスを利用し、申請を受け付けるシステムを構築し、受け付けた申請データを日々ダウンロードし、国家試験システムに取り込んでいました。受付以外に、申請者に対する申請内容照会や手数料支払い照会、受験者に対する受験結果照会機能を提供していました。

令和3年8月の工事担任者試験申請受付以降申請書による申請を廃止し、インターネット申請のみとしたこと及び令和3年9月開始のCBT方式による試験に伴い一部の工事担任者試験をCBTSのシステムによる受付にするといったWeb受付システムの改修を実施しました。

当該ホスティングサーバーの老朽化による更改に併せて、令和4年8月の工事担任者試験申請受付以降Web受付をCBT方式による試験で用いている受付システムに変更し、銀行口座の入金確認を不要としました。

(3) STARS との連携

STARSは、総務省が管轄する「電気通信行政情報システム」で、無線従事者管理業務、電気通信資格者等管理業務等の業務を行っています。

無線国家試験と電気通信国家試験で、科目免除を相互に実施しているため、無線従事者資格者証データのダウンロードと、電気通信資格試験合格者データのアップロードを実施しています。ダウンロードした無線従事者資格者証データは、国家試験システムに取り込み、申請情報の免除科目確認等に利用しており、総務省との間の回線は令和元年から光ファイバー回線を使用しています。

平成21年1月までは合格者データはFD（Floppy Disk）を手渡し、無線資格者証データは専用線で接続した STARS 専用端末からオンライン検索していました。

(4) その他

試験日、各試験会場と本部を結ぶ通信手段については、試験開始当初は、臨時電話を設置し、電話による連絡を行っていました。

平成元年から FAX を導入し、平成7年からモバイル FAX、更に令和元年11月以降順次タブレット端末を導入しました。

令和3年11月の工事担任者試験から外部会社への業務委託範囲の拡大に伴い、タブレット端末の使用を廃止し、業務委託業者のモバイル報告システムを利用することで、連絡手段の確保が図られています。

6. 過去の試験制度の普及活動

6.1 工事担任者制度に関する総務省ホームページの変更についての周知活動

平成26年、総務省のホームページに工事担任者による工事、監督の範囲の図による明確化及び工事発注者への工事担任者有資格者の確認に関するお知らせが追加されたため、ホームページ及びパンフレットにそれぞれ追加し、周知活動を行いました。

6.2 広報専門役の配置

「3.5 申請状況」で記述したとおり、電気通信主任技術者、工事担任者とも申請数は減少傾向となっている一方で、「2.1 電気通信国家試験センター」で記述したとおり支部を順次廃止、統廃合した結果、各地区での周知広報活動が停滞してしまいました。そこで、平成27年9月、信越支部及び九州支部の廃止の際、支部長経験者を地元の学校や企業へ周知広報活動を行う「広報専門役」として新たに任命

しました。令和5年7月時点では、本部含めて担当地区を割り当て、9名の広報専門役が活動しています。

6.3 「企画広報委員会」及び「企画広報室」の創設

組織横断の総合企画調整機能を発揮できるように平成28年10月に「企画広報委員会」及び「企画広報室」を創設し、電気通信国家試験に関しては主に以下の周知活動を行いました。

- ・ 生徒の工事担任者資格取得に向けて積極的指導を行っている高等学校の先生に対し、定期的な情報提供を行うべく教員リストを整備し、各広報専門役等を介して周知を行いました。
- ・ 主に工業高校の先生が会員になっている、工事担任者教育研究会（令和2年7月から情報通信人材教育研究会に改称）、全国工業高等学校長協会、関東甲信越地区電気教育研究会等を活用して、資格種別や試験方式の変更の説明や、積極的に資格取得の指導を行っている先生に取り組み状況を紹介してもらいました。
- ・ 実務経歴による科目免除制度の周知広報として、実務経歴書に不備が多い申請者が所属する企業等を対象に説明会を開催しました。

平成31年4月に「企画広報室」を「企画広報課」に改称しました。令和5年7月時点においても上記取り組みを継続しています。

6.4 Challenge！記事の掲載

工事担任者試験の高校生の受験者数は、電気通信工事業や電気通信事業者をはじめとする各種業種の受験者数と同等ですが、年々減少傾向にあります。そこで、機関誌「日本データ通信」に「Challenge！」というコーナーを設けて、各高等学校での工事担任者資格取得のため生徒指導に尽力されている状況の紹介記事の掲載を始めました。紹介してもらうことにより、執筆者自らの取り組みを振り返ってもらうとともに、他校の先生方の取り組みを参考とってもらうことで受験者増の底上げを期待し連載しているものです。Challenge！記事は、当協会が昭和52年6月に創刊した機関誌「日本データ通信」の第163号（平成20年9月）から掲載を開始しました。機関誌「日本データ通信」は平成30年1月からは当協会ホームペ

ージにも掲載を開始し、平成31年1月からは紙媒体での発行を中止し、以降はWeb版のみとなっています。

6.5 高校生向け工事担任者紹介資料の作成、配付

CBT方式試験の紹介や、工事担任者資格取得のメリットや資格を取得してできる工事内容等を掲載した資料を作成し、全国の高等学校の電気系専門学科の先生に配布しました。

図表 1-1-18

時期	内容	
令和3年10月	令和3年9月からのCBT方式による試験開始に向けて、CBT方式の紹介パンフレット及びポスターを作成し配付しました。	【パンフレット】  【ポスター】 
令和4年6月	CBT方式の紹介パンフレットとともに、工事担任者を取得した若手社会人のインタビューチラシを作成し配付しました。	【パンフレット】  【チラシ】 
令和5年4月	高校に入学した生徒に工事担任者資格を知ってもらうため、資格取得するメリット等を記載したパンフレットを作成し配付しました。	【パンフレット（資格の概要）】 
令和5年6月	工事担任者資格が必要な工事内容や資格をもった社会人のインタビュー記事を掲載したパンフレットを作成し配布しました。	【パンフレット（将来の仕事）】 

付属資料 1 電気通信主任技術者制度の改正

1. 伝送交換主任技術者の旧一種・二種の区別の廃止

第156回国会において、電気通信事業法における第一種・第二種の事業区分の廃止やサービス提供に係る規制の緩和等を内容とする「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」が成立しました。（平成15年7月17日成立。施行期日は、公布の日から起算して1年以内。）

これを受けて、「電気通信主任技術者規則」も改正され（平成16年3月22日改正）、第一種伝送交換主任技術者及び第二種伝送交換主任技術者の区別が廃止され、伝送交換主任技術者として一本化されました。

図表 1-1-19

資格者証の種類	監督範囲
第一種伝送交換主任技術者	第一種電気通信事業者の伝送交換設備の工事、維持及び運用、及び特別第二種電気通信事業者の電気通信設備の工事、維持及び運用
第二種伝送交換主任技術者	特別第二種電気通信事業者の電気通信設備の工事、維持及び運用
線路主任技術者	第一種電気通信事業者の線路設備の工事、維持及び運用

改正前の第一種伝送交換主任技術者及び第二種伝送交換主任技術者は、改正後の伝送交換主任技術者の資格を受けたものとみなされ、旧資格者証は、新資格者証とみなされました。

ただし、新資格を受けたものとみなされた者のうち、第二種伝送交換主任技術者の旧資格を受けたものに係る電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の

監督の範囲は、新規則第6条の規定にかかわらず音声伝送役務（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規制（平成9年郵政省令第82号）第9条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備及び携帯電話用設備を用いて電気通信役務を提供するものを除く。）、データ伝送役務及び専用役務を提供する電気通信の用に供する伝送交換設備及びこれらに附属する設備の工事、維持及び運用とされました。

付属資料2 工事担任者制度の改正

1. 工事担任者 アナログ・デジタル総合種の新設

業界要望等を受け、平成7年2月28日、工事担任者規則が改正され「アナログ・デジタル総合種」が新設されました。

2. 工事担任者 デジタル三種の新設

政府の規制緩和推進を受けて、平成10年5月11日、工事担任者規則が改正され、「デジタル第三種」が新設されました。

これは、一般家庭に普及しつつあるISDN64Kbpsに係る端末工事等の接続工事については、工事のレベルとしては比較的簡単であるにもかかわらず、資格のレベルが高く、かつ、取得が比較的困難なデジタル第一種資格を要することとしていることから、ISDN64Kbpsに係る接続工事を対象とした、資格のレベルが低く、かつ、取得の容易なデジタル種の資格を新設したものです。

上記2.及び3.の資格種別新設に伴い、旧工事担任者の工事範囲が次表のように改正されました。

図表 1-1-20

資格者証の種類	工事の範囲
アナログ第一種	アナログ伝送路設備（アナログ信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。）に端末設備等を接続するための工事
アナログ第二種	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（端末設備等に収容される電気通信の数が50以下であって内線の数が200以下のものに限る。）
アナログ第三種	アナログ伝送路設備に端末設備を接続するための工事（端末設備に収容される電気通信の数が1のものに限る。）

資格者証の種類	工事の範囲
デジタル第一種	デジタル伝送路設備（デジタル信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。）に端末設備等を接続するための工事並びにアナログ第三種の工事の範囲に属する工事
デジタル第二種	デジタル伝送路設備（回線交換方式によるものに限る。）に端末設備等を接続するための工事並びにアナログ第三種の工事の範囲に属する工事
デジタル第三種	デジタル伝送路設備に端末設備を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒 192 キロビット以下のものであって端末設備に収容される電気通信回線の数 が 1 のものに限る。）並びにアナログ第三種の工事の範囲に属する工事
アナログ・デジタル 総合種	アナログ伝送路設備又はデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事

3. 平成 16 年 2 月、総務省内に「電気通信主任技術者資格試験及び工事担任者資格試験検討連絡会」が設置されました。

この連絡会は、「標記試験について、電気通信技術及び工事関連技術の変遷により、その種別や試験内容が実態にそぐわなくなっているものがあり、申請者数減少の原因の一つとなっている。そこで、同資格を所掌する担当課と資格試験の実施機関である当協会による合同の連絡会を開催し、市場のニーズに即した魅力ある資格制度、試験の実現に向けた検討を行う。」ことを目的として開催されました。

この結果、特に工事担任者資格試験については大幅に改正され、平成 17 年 8 月 1 日から施行されました。

図表 1-1-21

資格者証の種類	工事の範囲
A I 第一種	アナログ伝送路設備（アナログ信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。）に端末設備等を接続するための工事及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事

資格者証の種類	工事の範囲
A I 第二種	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（端末設備等に收容される電気通信回線の数が五十以下であって内線の数 が二百以下のものに限る。）及び総合デジタル通信用設備に端末 設備等を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数 が毎秒六十四キロビット換算で五十以下のものに限る。）
A I 第三種	アナログ伝送路設備に端末設備を接続するための工事（端末設備 に收容される電気通信回線の数が一のものに限る。）及び総合デ ジタル通信用設備に端末設備を接続するための工事（総合デジ タル通信回線の数 が基本インタフェースで一のものに限る。）
DD 第一種	デジタル伝送路設備（デジタル信号を入出力とする電気通信回線 設備をいう。以下同じ。）に端末設備等を接続するための工事。 ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続する ための 工事を除く。
DD 第二種	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点 におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒百メガビット以下のも の に限る。）。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を 接続 するための工事を除く。
DD 第三種	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点 におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒百メガビット以下であ っ て、主としてインターネット接続のための回線に限る。）。た だ し、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続する ための 工事を除く。
A I ・ DD 総合種	アナログ伝送路設備又はデジタル伝送路設備に端末設備等を接続 する ための工事

4. 平成 25 年 2 月 1 日、DD 第三種、DD 第二種 の速度要件等が改正・施行されました。

本制度は、通信環境の変化を踏まえて、適時適切に改正する必要があるため、総務省で、昨今の通信サービスの高度化や、インターネットの普及状況、工事会社業

界団体の要望及び電気通信事業者等へのヒアリングを基に検討が行われ、次頁表のように改正されました。

図表 1-1- 22

(部分が追加、改正された部分)

種別	改正内容
DD第二種	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒百メガビット（ <u>主としてインターネットに接続するための回線にあっては、毎秒一ギガビット</u> ）以下のものに限る。）ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
DD第三種	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が <u>毎秒一ギガビット以下</u> であって、 <u>主としてインターネットに接続するための回線に係るものに限る。</u> ）ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。

工事担任者の工事範囲が改正されたことに伴い、実務経歴による科目免除（電気通信技術の基礎及び端末設備の接続のための技術及び理論）の内容が改正されました。

図表 1-1- 23

種別	改正前	改正後
DD第二種	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒百メガビット以下のものに限る。）。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒1ギガビット以下の主としてインターネットに接続するための回線に係るもの及び総合デジタル通信用設備により信号を伝送するものを除く。）に3年以上

種別	改正前	改正後
DD第一種	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒百メガビットを超えるものに限る）。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット（主としてインターネットに接続するための回線にあっては、毎秒1ギガビット）を超えるものに限る。）に3年以上
AI・DD総合種	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（電気通信回線の数が51以上のものに限る。）及び総合デジタル通信用設備に端末設備を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数毎秒64キロビット換算で51以上のものに限る。）並びにデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビットを超えるものに限る）それぞれ3年以上	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（電気通信回線の数51以上のものに限る。）及び総合デジタル通信用設備に端末設備を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数毎秒64キロビット換算で51以上のものに限る。）並びにデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット（主としてインターネットに接続するための回線にあっては、毎秒1ギガビット）を超えるものに限る。）にそれぞれ3年以上

5. 令和3年4月1日、資格名称等が変更になりました。

資格名称が分かり辛いこと、また、申請者が少ない種別があること等から、AI第一種、AI第三種を第一級アナログ通信、第二級アナログ通信へ、DD第一種、DD第三種を第一級デジタル通信、第二級デジタル通信へ、AI・DD総合種を総

合通信へ改称、また、AⅠ第二種及びDD第二種の廃止（令和3年度から3年間に限り試験は継続）する内容へ改正、施行されました。併せて、建築業法上と電気通信事業法上の資格の連携について国土交通省とかねてから交渉した結果、同時期に建設業法に規定される技術検定のうちその種目を「電気通信工事施工管理」とする試験に合格した者の一部について、工事担任者試験の「基礎」科目が免除可能になりました。

また、建築業法上における主任技術者への工事担任者資格の認定について、令和3年12月27日、建設業法施行規則が改正、施行され、令和3年4月1日以降に第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信又は総合通信の試験に合格した者で、資格者証取得後3年以上の実務経歴を有している場合は、主任技術者の認定を受けることができるようになりました。

付属資料3 試験実施時期の変遷

図表 1-1-24

電気通信主任技術者			工事担任者		
	実施日	備考		実施日	備考
昭和 60-1	7月14日	年間スケジュール変更	昭和 60-1	1985/9/10～11/9	受験希望者が多数に上ったため、複数回の日曜日に実施
60-2	12月8日		60-2	1986/2/13～3/26	
61-1	6月22日		61-1	1986/8/19～10/14	
61-2	11月16日		61-2	1987/3/3～4/10	
62-1	5月17日		62-1	1987/9/16～10/30	
62-2	11月15日		62-2	1988/3/7～4/15	
63-1	5月29日		63-1	1988/9/13～10/27	
63-2	11月27日		63-2	1989/3/7～4/14	
平成 1-1	5月28日		平成 1-1	1989/9/12～10/20	
1-2	11月26日		1-2	1990/3/6～4/10	
2-1	5月20日	以降5月と11月の第3日曜	2-1	1990/9/11～10/19	
2-2	11月18日		2-2	1991/3/12～4/12	
3-1	5月19日		3-1	1991/9/10～10/18	
3-2	11月17日		3-2	1992/3/10～4/10	
4-1	5月17日		4-1	1992/9/14～10/21	
4-2	11月15日		4-2	1993/3/11～4/12	
5-1	5月16日		5-1	1993/9/13～10/21	
5-2	11月21日		5-2	1994/3/7～4/11	
6-1	5月15日		6-1	1994/9/12～10/12	
6-2	11月20日		6-2	1995/3/1～3/31	
7-1	5月21日	年間スケジュール変更	7-1	9月24日	申請者数が落ち着いたので、1日で実施することとした
7-2	11月19日		7-2	3月17日	
8-1	5月19日		8-1	9月29日	台風シーズンを避けるためもあり、年間スケジュールを変更それまでの電気通信主任技術者の日程と
8-2	11月17日		8-2	3月16日	
9-1	5月18日		9-1	11月16日	
9-2	1月25日		9-2	実施せず	
10-1	7月26日		10-1	5月17日	
10-2	1月24日		10-2	11月15日	
11-1	7月25日		11-1	5月16日	

電気通信主任技術者			工事担任者				
	実施日	備考		実施日	備考		
11-2	1月23日		11-2	11月21日	した		
12-1	7月23日		12-1	5月21日	5月と11月の第3日 曜		
12-2	1月28日		12-2	11月19日			
13-1	7月22日	結果発表を早めた	13-1	5月20日			
13-2	1月27日		13-2	11月18日			
14-1	7月28日		14-1	5月19日			
14-2	1月26日		14-2	11月17日			
15-1	7月27日		15-1	5月18日			
15-2	1月25日		15-2	11月16日			
16-1	9月26日		1 事業法改正により日 程変更	16-1		5月23日	5月、11月とも第4 日曜に変更（*）
16-2	2月27日			16-2		11月28日	
17-1	7月10日	7月第2日曜に変更 （*）	17-1	5月22日			
17-2	1月22日	特例試験最終回	17-2	11月27日	工事担任者制度の大 幅変更		
18-1	7月9日		18-1	5月28日			
18-2	1月28日		18-2	11月26日			
令和 02-1	7月12日	試験中止	令和 02-1	5月24日	試験中止		
02-2	1月31日	1月最終日曜日に変更 （*）	03-1	5月23日	試験制度改正 1日3⇒2時限へ変更		
03-1	7月11日	試験制度改正 試験科目4⇒3へ変更	令和 3年 9月	第2級のみ CBT導入			
			04-1	5月15日	5月第3日曜日へ変 更（*）		
			05-2	11月26日	AI第2種、DD第2 種試験最終回		

（*）以降同様

第2章 工事担任者養成課程 (eLPIT)

1. eLPIT の誕生

1.1 eLPIT 誕生の背景 (当時の検討資料より引用)

昭和 60 年に開始された工事担任者試験は、開始当初年間約 23 万人であった受験者が年々減少し、現在では開始当初の 1/4 (年間 6 万人) 程度にまで低下しています。

しかし、光ファイバー等の普及に伴い情報ネットワークが飛躍的に進歩している現在、高速化、大容量化する情報ネットワークの進歩に合わせて企業内では LAN、イントラネットの構築が進み、ビル建設においてもインテリジェント化が前提となっています。オフィスだけでなく、一般家庭にもインターネットが普及し、電話機や FAX だけでなく、パソコン等の情報機器端末の接続に対する需要が大きく伸びていることから、接続工事を担当する工事担任者資格は、益々重要性を増して行く状況にあります。

こうした急速な環境の変化は、従来の資格内容や要件を実態から乖離させつつあり、とりわけ工事担任者資格等に関わる情報ネットワークや通信等、新技術が日進月歩の進展を見せている分野で顕著であることから、工事担任者資格試験について、IP 電話やセキュリティ等、最新の情報通信技術の進歩に対応したものとすべく、より重要性が増しています。また、これらの最先端の技術に関わる専門人材の育成に必要な知識・スキルを効率的、スピーディに身に付けることのできる新しい方法が不可欠になります。このため、IT ネットワークの急速な普及を背景に、導入が進んでいる e-ラーニング等、最新技術のアプローチによって従来と同様の

知識スキルや資格要件をスピーディに満たすことができるとすれば、IT 国家の根幹を成す「人材育成」のさらなる高度化に貢献できるものと思われま

す。実際、工事担任者の受験者は、全国に広く散らばっているが、資格の勉強のために教育施設を造るとなると、物理的、金銭的に制約もあり、全国にまんべんなくサービスを提供するのは難しくなります。しかし e-ラーニングという形であれば、インターネットにつながる環境さえあれば、基本的にはどこからでもアクセスして勉強することができ、数ヶ月という資格取得に必要な時間を、通学という形で縛られることなく、自分の都合に合わせて受講することができるようになります。

1.2 eLPIT 開発のコンセプト（当時の検討資料より引用）

現在の工事担任者資格制度の養成課程においては、専門学校等の教室における学習を前提としており、授業を行う専門学校も東京等にわずかに存するのみであり、学習期間も長期にわたることになります。このため全国のどのような地域においても、いつでも誰もが容易に参加できる仕組み（新養成課程）を作り、学習及び資格取得を容易にすることが必要となります。

具体的には以下のとおりです。

- (ア)工事担任者の資格取得を目的とした e ラーニングシステムを新規開発する。
- (イ)この e ラーニングシステムにおいては、新たに教材を開発し、学習者が興味をもって勉強できるオンライン学習とする。
- (ウ)e ラーニングシステムとしての特徴を活かし、新しい手法を用い、学習進度管理、教育訓練用評価、オンラインヘルプ機能等を充実し、個人・企業のニーズに応えられるものとする。

1.3 eLPIT の主な特徴

eLPIT は、国家資格の取得までが一本化された養成課程であり、その特徴として以下の点が挙げられます。

【学習しやすい・資格取得しやすい】

e-ラーニングによる柔軟なスケジュールリング

学校等の教育訓練施設に通うことなく、自宅等で自分の生活リズム・時間に合わせた柔軟な受講が可能となります。また、国家試験が年2回の開催に対し、修了試験の受験日時、受験会場（CBT 会場）が任意に設定可能なため、自身が判断する「力が付いたタイミング」で受験が可能となります。

【分かりやすい】

手厚いサポート

一般的な e-ラーニングのように受講開始後は受講者に任せきりではなく、受講修了まで eLPIT 事務局、及び eLPIT 講師が親身になって対応しています。受講者の学習進捗に対応して、激励メッセージや学習を促すメールを受講者に送信し、受講期間終了 まで支援しています。

また、受講者の学習状況・中間テスト成績を管理し、各企業の研修・育成担当者等に毎月定期的なレポート（学習進捗報告）、アドバイス等を実施することで、確実に受講を修了し、資格取得ができるよう緊密な連携・フォローを実施しています。

【利用しやすい】

割引料金等の設定

団体申込による割引、法人会員登録による割引、教育訓練給付制度の活用により少しでも受講しやすい料金を設定しています。

また、学生・求職者向けの「Let's Try 料金」や過去に eLPIT を受講し、新たに上位資格にチャレンジする方、期限内に資格取得ができず再度受講をご希望の方向けの向けの「STEP UP 料金」も設定しています。

1.4 eLPIT の認定

eLPIT は工事担任者養成課程として、以下のとおり総務大臣に認定を受けています。

総基料第 231 号 (平成 17 年 12 月 26 日)

(全科目受講)

【対象講座】

AI・DD 総合種 (現：総合通信)	3 科目受講
DD 第一種 (現：第一級デジタル通信)	3 科目受講
DD 第二種 (令和 2 年 4 月に廃止)	3 科目受講
DD 第三種 (現：第二級デジタル通信)	3 科目受講

総基技第 19 号 (平成 19 年 2 月 1 日)

(科目免除制度の適用)

1 科目免除 (受講科目が「端末設備の接続のための技術及び理論」及び「端末設備の接続に関する法規」)**【対象講座】**

AI・DD 総合種 (現：総合通信)	2 科目受講
DD 第一種 (現：第一級デジタル通信)	2 科目受講
DD 第二種 (令和 2 年 4 月に廃止)	2 科目受講
DD 第三種 (現：第二級デジタル通信)	2 科目受講

2 科目免除 (受講科目が「端末設備の接続のための技術及び理論」)**【対象講座】**

AI・DD 総合種 (現：総合通信)	1 科目受講
DD 第一種 (現：第一級デジタル通信)	1 科目受講
DD 第二種 (令和 2 年 4 月に廃止)	1 科目受講
DD 第三種 (現：第二級デジタル通信)	1 科目受講

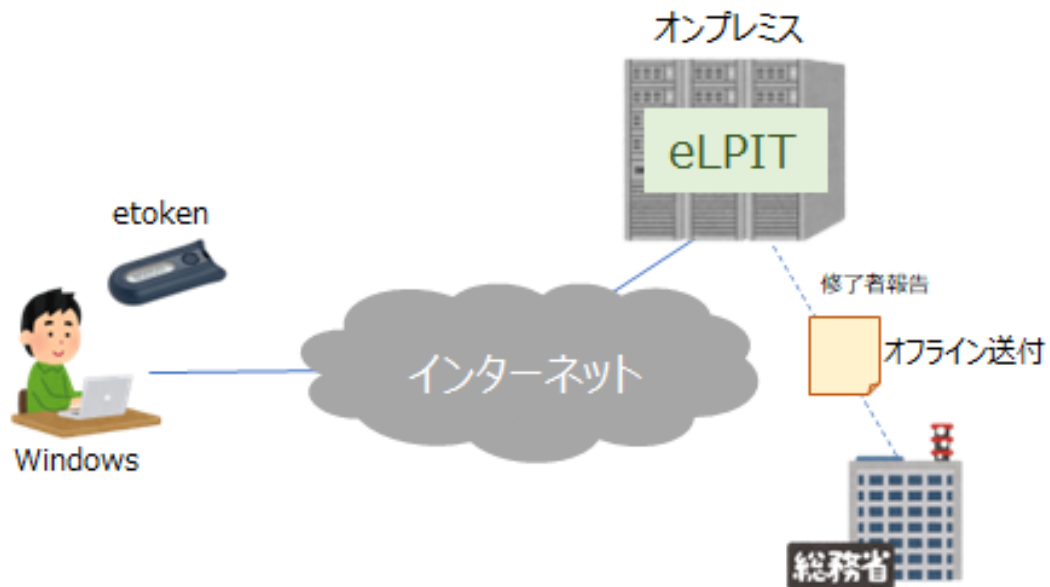
2. eLPIT の導入/成長期 (平成 17 年～平成 21 年)

2.1 システム・機能面でのトピック

2.1.1 システムの開発

平成 17 年 8 月よりシステム開発に着手。当時は現在のようなクラウド技術も一般的ではなく、それまでの主流であるオンプレミスでのシステムを前提に開発していきました。(図表 1-2-1)

図表 1-2-1



2.2 サービス・制度面でのトピック

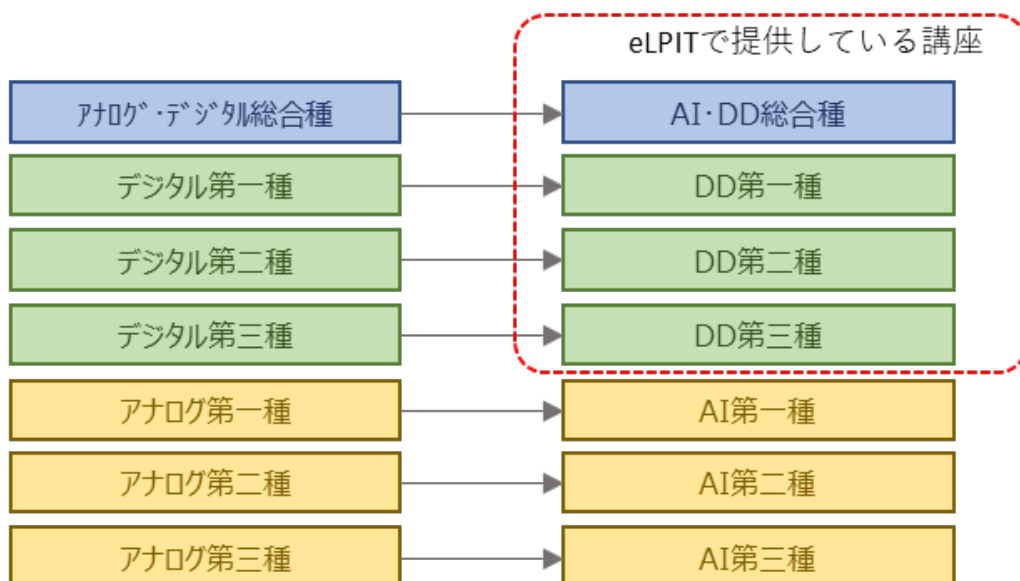
2.2.1 サービス開始

システム開発の着手と丁度同じ時期の平成17年8月に工事担任者の資格名称が変更(図表1-2-2)になりましたので、システム開発においては、新しい資格名称に対応した講座を準備し、提供することとなりました。この後も何度も検討や変更を重ね、平成18年3月に無事に「第1回目」の開講を迎えることができました。

ただ、当初は受講申込希望者も少なく、毎月3回予定している「開講日」に受講者が全く居ないという日もある等、多難な門出となっていました。その要因として、eLPITの知名度の無さがあったことから、様々な企業訪問によりeLPITの目的、メリットを根気よく説明して回り、少しずつ受講生を増やしていきました。その結果、通信事業者だけでなく、警備会社やCATV会社等、幅広い職種の企業にeLPITの優位性を認められ今日の状況に至っています。

図表 1-2-2

資格名称の変更(平成17年8月)

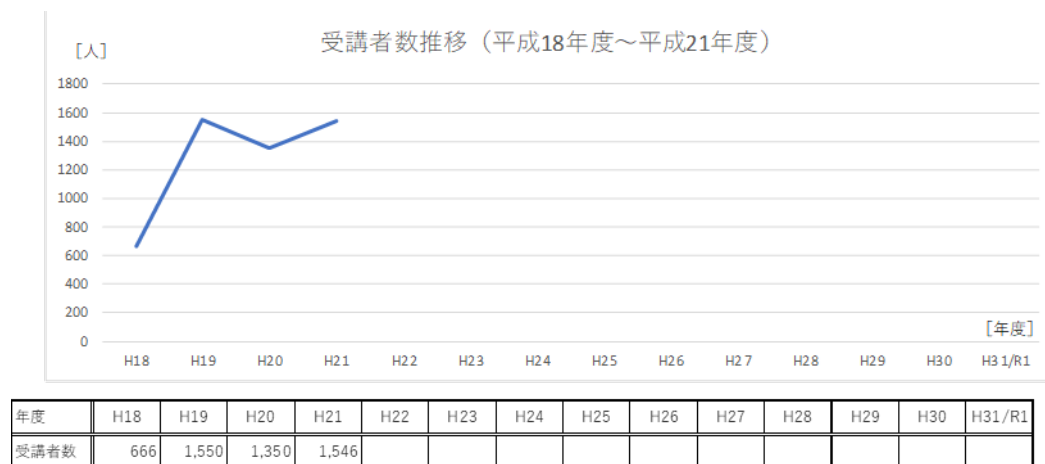


2.3 受講状況、その他のトピック

2.3.1 eLPIT 導入/成長期（平成 18 年～平成 21 年）における受講者数の推移

受講者数はサービス開始直後の平成 18 年度こそ 700 人に届きませんでしたでしたが、翌年度に一気に 1,500 人に上り、以降毎年 1,000 人以上をコンスタントに計上しています。

図表 1-2-3



3. eLPIT の安定期（平成 21 年～令和元年）

3.1 システム・機能面でのトピック

平成 17 年にオンプレミスで提供を開始した eLPIT ですが、開発後経過年数を過ぎ陳腐化し受講生の保有する PC 環境に合わなくなりつつあったこと、及び運用コストの低減を図ることから、システムをクラウド化に移行する構想が生まれました。クラウド化により汎用性を高めると同時に、それまでの学習進捗を受講生の自主性に任せるシステムから教務課講師と企業担当者が一体になって受講生の進捗を支援できるようなシステムにすべく平成 21 年より検討に着手し、平成 22 年より運用を開始しました。

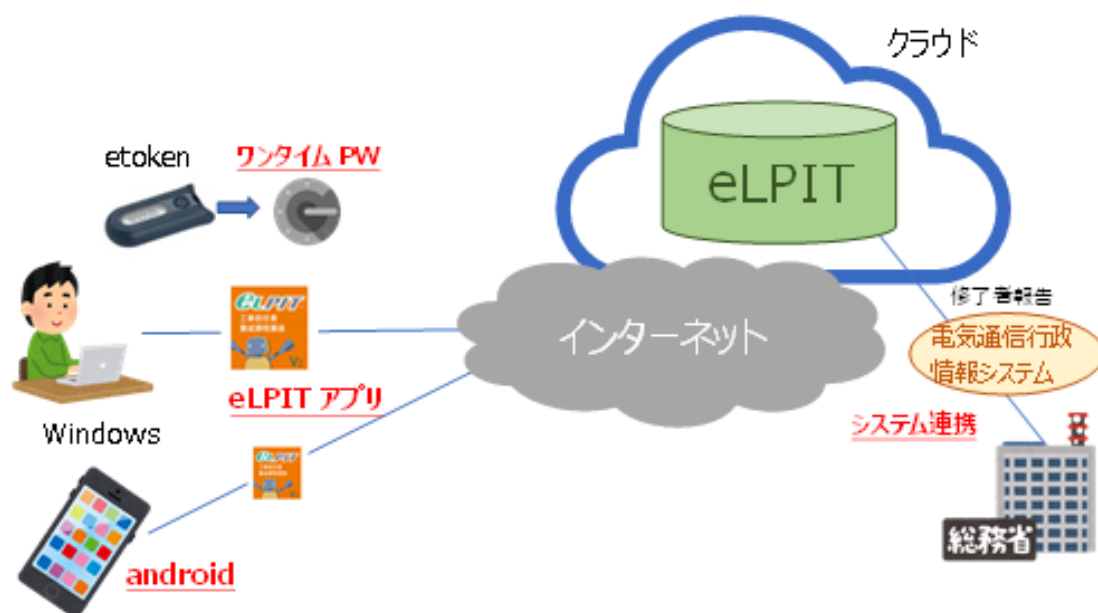
システムのクラウド化以降も、受講の利便性改善に向けた取り組みは続きます。平成27年には受講生の受講環境（パソコン端末）変化に対応するため、多様化したデバイスにも対応可能なeLPITアプリを開発し、2月から運用を開始しました。更にその翌年の平成28年には、パソコン端末での学習に加え、兼ねてから要望の強かったスマートフォン（アンドロイド端末）での学習を可能にしました。

外部とのシステム連携においても、これまでeLPITの修了者情報は総務省関東総合通信局の担当者とメールにてやり取りを行っていましたが、作業の効率性、安全性を鑑み、電気通信行政情報システム（STARS）による連携を開始しました。

※STARSは総務省が管轄する「電気通信行政情報システム」で、無線従事者管理業務、電気通信資格者等管理業務等の業務を行っています。

受講におけるセキュリティ面においては、これまでの受講者の認証方式として、個別に認証デバイス（etoken）を使用していましたが、受講生1人1人にデバイスを準備する必要があることから、その費用及び管理が課題となっていました。そこで、新たな認証方式として大手IT企業が提供している汎用ソフトウェアによる多要素認証（MFA）を活用することで、セキュリティを確保しつつ、先に記述した課題を解決しました。

図表 1-2-4



3.2 サービス・制度面でのトピック

3.2.1 教育訓練給付制度の申請

eLPIT で提供している講座において受講生の費用負担を軽減し、工事担任者資格取得の支援ができること、更には雇用の安定と再就職の促進が見込めることから、平成 21 年 5 月に教育訓練給付制度の講座指定申請を実施しました。その後申請が認められ、平成 21 年 8 月の AI・DD 総合種 (3 科目)、DD 第一種 (3 科目) を始めとして順次、対象講座を拡大していきました。

申請を実施したのは以下の講座になります。

AI・DD 総合種 (現：総合通信)	3 科目受講、2 科目受講、1 科目受講
DD 第一種 (現：第一級デジタル通信)	3 科目受講、2 科目受講、1 科目受講
DD 第二種 (令和 2 年 4 月に廃止)	3 科目受講

※教育訓練給付金は、雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった者が、雇用の安定及び就職の促進を図る為に必要な、職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定した教育訓練を受講し、修了した場合、対象教育訓練の受講の為に当該受講者本人が教育訓練施設に支払った費用の 20% に相当する額が公共職業安定所 (ハローワーク) より支給されるものです。

3.2.2 法人会員制度の設立

一方、企業に対するアプローチとして、これまで大口申込ユーザーに対し、個別に相対契約による割引を実施していましたが、更なるユーザーの囲い込み、及び受講申込・契約処理の効率化を目的に「法人会員制度」を設立しました。

法人会員に登録して頂くことで、eLPIT 事務局から各種お知らせ情報の送付や受講に向けた勧奨をさせて頂く代わりに、eLPIT 受講料に対し、申込人数に関わらず「団体割引料金 (10 名以上)」が適用されます。

法人会員は令和 4 年度末で 300 超の登録となっており、多くの企業に支持を頂いているところです。

3.3 受講状況、その他のトピック

3.3.1 東日本大震災の影響

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災においては、幸い eLPIT システム、及び eLPIT 事務局への直接の影響は無かったものの、

- ① 震災の影響を強く受け、生活インフラの整備が遅れることが想定される
- ② 試験会場の罹災、或いは計画停電等の影響により修了試験開催の目途が立っていない
- ③ 受講生の多くは通信業界に所属しており、復旧作業に携わっている

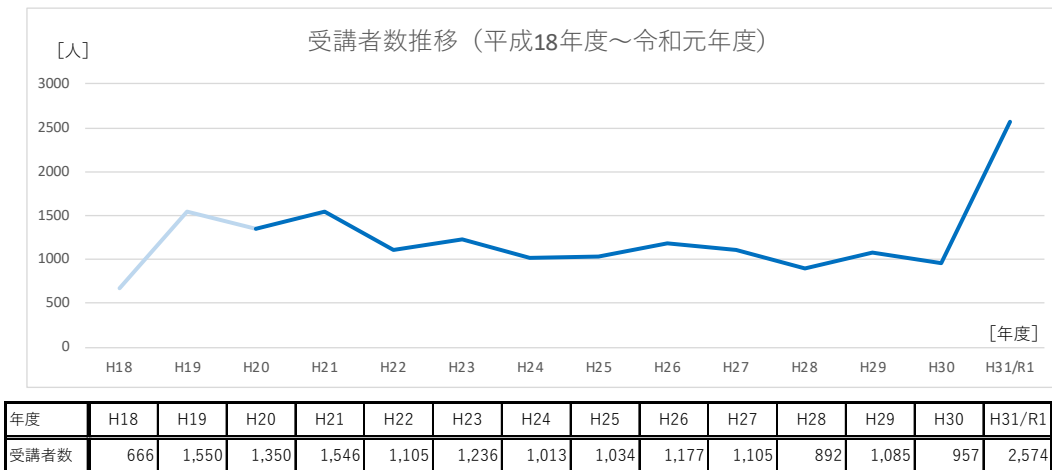
ことから震災発生時までが開講した受講生で、且つ震災地域、及び電力会社の計画停電により受講並びに修了試験受験ができない受講生（130 名）に対し、受講修了日を延伸する措置を総務大臣承認の元を実施しました。

3.3.2 eLPIT 安定期（平成 21 年～令和元年）における受講者数の推移

震災の影響は一時的にあったものの、eLPIT 申込は順調で、サービス開始後、毎年 1,000 人以上の受講して頂いていました。しかし平成 28 年からは 1,000 人を割る年も出てくるようになりました。

そのような中、各企業への地道な営業活動、普及活動を実施していた結果、平成 30 年に大手通信会社や CATV 会社からの大口申込があり年間 2,574 人（前年同期比で+1,617）と過去最大の受講者数になりました。

図表 1-2- 5



4. eLPIT の成熟期（令和2年～）

4.1 システム・機能面でのトピック

4.1.1 システムの刷新

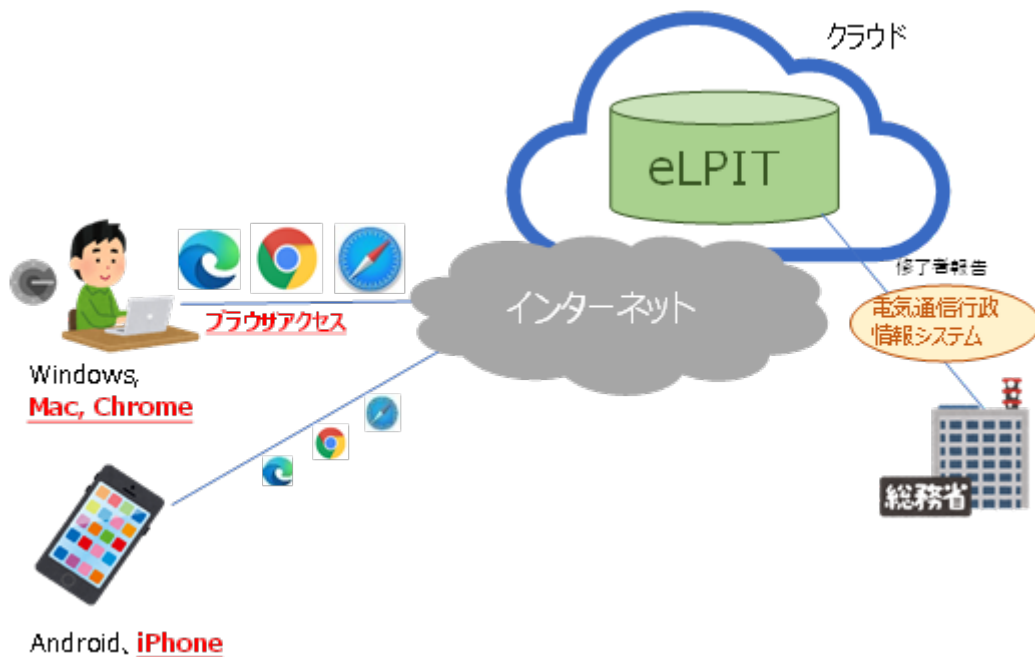
平成22年よりクラウドに移行したシステムも、その後の追加改修等によりシステム構成が複雑化したこと、またプラットフォーム自体の老朽化等がネックとなり、継続的・安定的な保守・運用が困難な状況となってきました。

このため当該状況を改善すると共に、各種データベースの統合や、それまで手作業にて実施しているデータ変換作業の自動化等、運用業務の更なる効率化を目的として令和4年に新たにシステム刷新の検討を行い、令和5年より運用を開始しました。

また、このシステム刷新により、これまで受講時に使用していた「eLPIT アプリ」を廃止し、汎用的な「ブラウザアクセス」とすることで、「eLPIT アプリ」に

よる受講での課題であった使用端末、OS、ブラウザの制限も緩和し、以前より要望が高かった Mac や iPhone 等の Apple 端末による受講も可能となりました。

図表 1-2-6



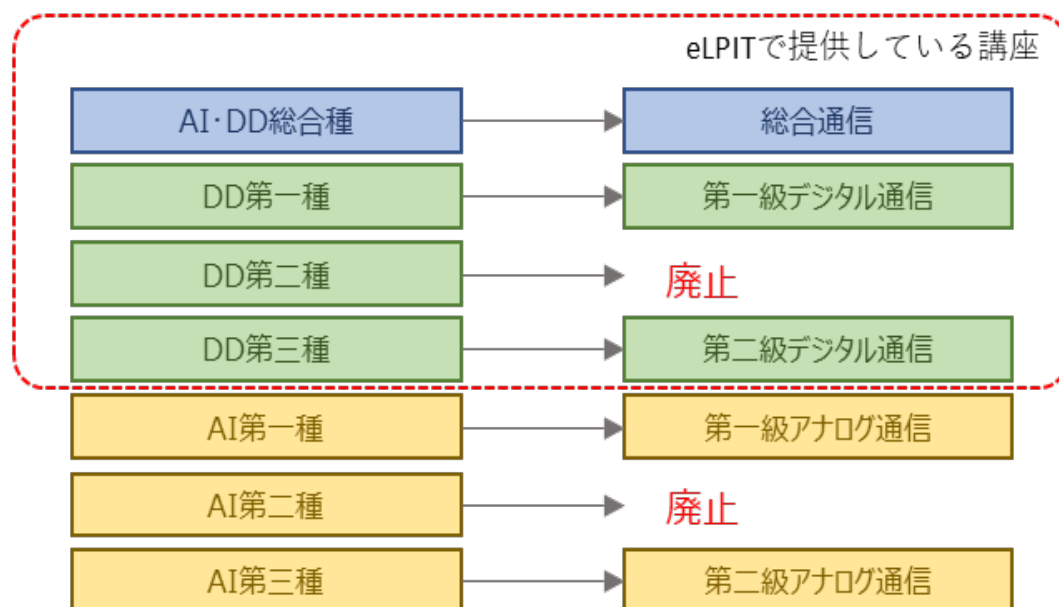
4.2 サービス・制度面でのトピック

4.2.1 資格名称の変更

平成 17 年 8 月に工事担任者の資格名称変更がありましたが、令和 3 年 4 月に再度、省令変更に伴う資格名称の変更をすることとなりました。これに合わせて、DD 第二種、AI 第二種 (eLPIT の講座なし) が廃止されたことから、eLPIT の講座も変更となりました。

図表 1-2-7

資格名称の変更（令和3年4月）



4.3 受講状況、その他のトピック

4.3.1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

令和2年、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、受講者の罹患等に伴う修了試験の未受験・振替リスクや、eLPIT事務局職員の罹患に伴うeLPIT事務局業務の停止リスクが増大したことから、万が一の状況に備え、受講者が被る不利益をできる限り低減させるために受講期間の延長対応を実施することを総務大臣に承認頂きました。これにより感染拡大に伴うリスク低減、受講生の不安解消に努めました。

また、①開講メール(兼)受講者証メールの送信や、②eLPIT受講者登録情報(マイメニュー)の表示追加等システム機能改修を行う等、テレワークに適応した事務局業務にシフトするための業務改善を積極的に実施しました。併せて修了試験会場での各種感染対策の実施を徹底させました。

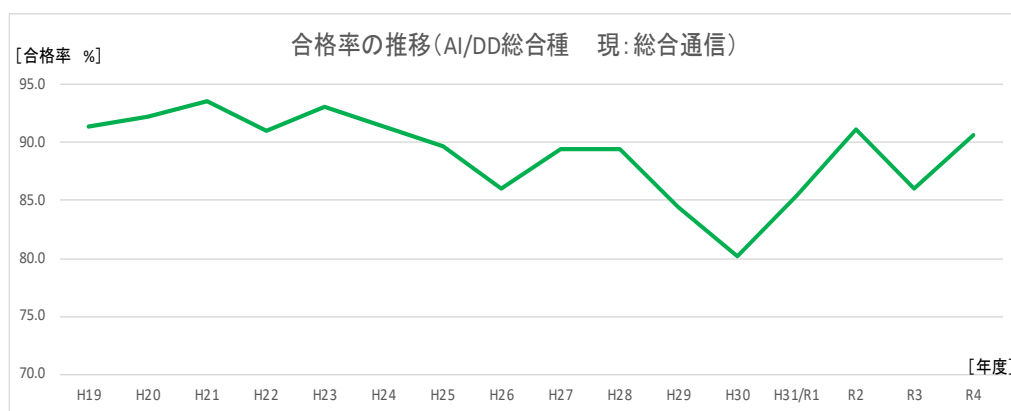
これらの対応により、これまで同様、受講生が安心して学習、並びに試験が受けられる環境を提供できるように努めました。

4.3.2 高い合格率の維持

eLPIT では e-ラーニングでの学習を終えた後、修了試験に合格すると修了証明書が発行され、その修了証明書を添えて総務省に申請をすることで資格者証が交付されます。冒頭にも記述したとおり、修了試験の合格率は eLPIT 開始当初から 80%以上（総合通信）の高い数値を実現しています。同じ工事担任者資格の国家試験の合格率が 30%前後であることを考えると、この数値がいかに高いか分かります。

これは、eLPIT の特徴の 1 つである「受講者サポート」によるところが大きいと思われます。eLPIT では講師が受講生の学習状況を常にチェックし、修了試験の受験に十分な学力が備わったかを判断し、受験に導いています。もし、十分な学力が備わっていない、或いは学習が不十分と判断したら、どのように学習したら良いか等、具体的な指導をすることで対応しています。

図表 1-2-8

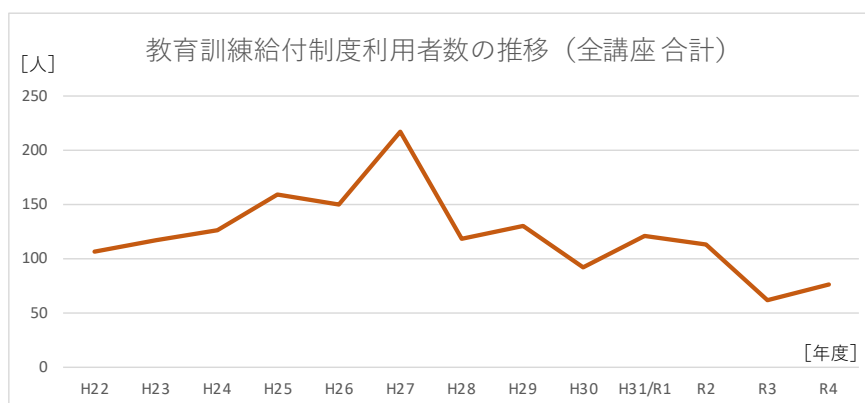


	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4
合格率	91.4	92.2	93.6	91.0	93.1	91.4	89.7	86.0	89.4	89.5	84.4	80.2	85.4	91.2	86.0	90.7

4.3.3 教育訓練給付制度利用者の推移

eLPIT は平成 21 年 8 月に厚生労働大臣より教育訓練講座の指定を受け、教育訓練給付制度が適用されることとなりました。このことは、受講生にも大変好評で毎年 100 名～150 名程度（多い年は 200 名以上）の受講生の方が教育訓練給付制度を利用している状況です。eLPIT では、受講生が引き続き教育訓練給付制度を利用できるように、当該制度に必要な申請を継続的に実施していきます。

図表 1-2-9



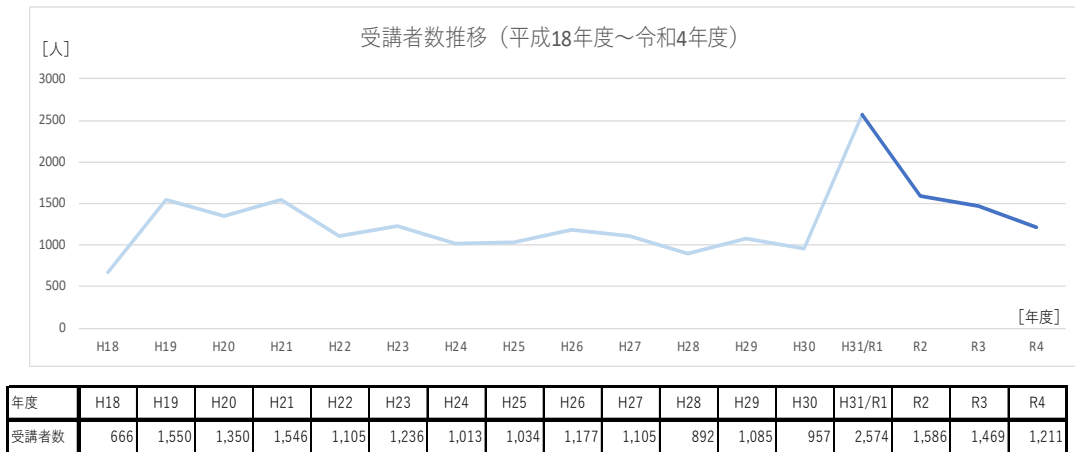
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4
合計	107	117	127	160	150	218	119	131	93	121	113	62	77
(内訳) AI・DD総合種 (現:総合通信)	85	110	117	138	141	203	108	122	90	116	108	59	75
DD1種 (現:第1級デジタル通信)	22	6	10	21	8	13	8	9	2	3	5	3	2
DD1種2種 ※令和2年4月に廃止	0	1	0	1	1	2	3	0	1	2	-	-	-

4.3.4 eLPIT の成熟期（令和 2 年～）における受講者数の推移

平成 30 年の大口申込以降は、毎年 1,200 人～1,600 人で推移しています。特に令和 2 年からは新型コロナウイルス感染症拡大による受講の落ち込みも懸念されましたが、集合型の研修ではなく e-ラーニングであることにより、外出規制等の影響を受けずに学習が継続できたこと、及び前述の受講期間の延長対応や修了試

験会場での各種感染対策の実施が徹底されていたことにより、それほど大きな影響はありませんでした。

図表 1-2- 10



第3章 電気通信主任技術者講習

1. 電気通信主任技術者講習の始まり

1.1 電気通信事業法の改正

平成 17 年度以降電気通信サービスの重大事故が急増しその規模も拡大していったことを契機に、総務省では平成 25 年から事故防止の在り方を検討する有識者検討会を開催し、同年 10 月に報告書を取りまとめています。その後、本報告書に基づき以下の法改正が行われました。

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 63 号）平成 26 年 6 月 11 日公布 一部を除き平成 27 年 4 月 1 日施行

本法律の中で、電気通信主任技術者による監督の実効性の確保の仕組みとして、電気通信事業者には選任した電気通信主任技術者が監督に必要な専門知識を維持・向上できるよう、登録講習機関が行う設備の「工事・維持・運用」の監督に関する講習（以下「講習」という。）を受けさせることが義務付けられました。

1.2 電気通信主任技術者講習制度

電気通信主任技術者講習制度の概要を以下に記述します。

(1) 登録講習機関

講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）を行う者で、登録を受けた者を登録講習機関と規定されています。

(2) 講習の期間

電気通信主任技術者規則第43条の3「講習の期間」に、電気通信事業者は電気通信主任技術者を選任後1年以内に講習を受けさせることと規定されており、講習を受講修了した者は講習受講の翌月1日から3年以内に講習を受けさせることと規定されています。ただし、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けて2年未満の者を選任した場合は資格者証交付から3年以内に講習を受けさせることと規定されています。

なお、施行年の平成27年においては、電気通信事業者は選任している電気通信主任技術者を平成28年3月末までに講習を受けさせることと規定されていました。

2. 登録講習機関の登録

協会は登録講習機関として講習事務を運営するために、講習に関する事務規程及び講習テキストの作成、講師の選定等の準備をして平成26年12月9日に登録の申請を行い、平成27年1月16日に登録番号001の登録講習機関として登録されました。平成30年1月16日に2回目、さらに令和3年1月16日に3回目の登録を更新しています。登録更新に合わせて第1期、第2期、第3期としています。

なお、講習事務を行うために協会内で具体的な実施組織の整備が進められました。

図表 1-3-1 協会内組織の変遷

年月日	組織の変更
平成 26 年 11 月 1 日	協会の事務分掌に、事業推進部が電気通信主任技術者講習を担当することを追加。
平成 29 年 9 月 1 日	事業推進部を人材研修部に統廃合する組織変更を実施。 その上で、電気通信主任技術者講習の推進に関しては、以下の2部門で業務を分担することとした。 <国家試験企画部> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信主任技術者講習（以下「主技講習」という。）の制度に関する事 ・ 総務大臣への主技講習実施報告に関する事 ・ 主技講習のテキスト、カリキュラム及び考査問題に関する事 ・ 主技講習の講師に関する事 <人材研修部> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主技講習の公示に関する事 ・ 主技講習の運営（修了証の発行及び管理を含む。）に関する事
令和 3 年 1 月 1 日	国家試験企画部にて執行していた電気通信主任技術者講習等に関する業務を人材研修部に移行し、一元化した。

3. 電気通信主任技術者講習の実施

3.1 講習の準備

講習制度開始の初年度は選任されている電気通信主任技術者と選任されていない資格者が受講することを想定した受講者数で計画し、2年目、3年目は新たに選任されるであろう電気通信主任技術者数を想定して計画しました。

4年目以降は、1.2(2)で前述したように、受講された者で引き続き選任された者は3年後の当該年度に受講する必要があるため、3年前の受講者数から想定して、ほぼ同様の会場や開催日を想定して計画します。

講習テキストは新しい技術、法改正等に対応するために3年毎に新たに作成しています。途中での法改正等には追補版を作成することで対応するようにしています。

各年度の講習実施計画を協会の講習ホームページに公示します。

受講希望者は当該ホームページの受講申請フォームにより申し込みを行います。

受講申請された情報の審査では本人確認をはじめ資格の有効性等を確認します。さらに入金の確認を行った上で、対面の場合は会場座席の割り当てを行った後受講確定を通知します。

この後、受講票や講習テキスト等を送付します。また、対面の場合は、講師への講師依頼も行います。

非対面型講習の場合は、講師による講義をあらかじめ録画します。

3.2 講習の実施

対面の場合は、講習会場において使用するオリエンテーション資料や配布資料等を準備し、講師の登壇により講習を実施します。会場では本人確認等も行います。

非対面型講習の場合は、講習提供システム上で、あらかじめ録画した講義を視聴することとなります。各講義の視聴開始時には顔認証による本人確認を行います。

講習の最後は修了考査によって受講の効果を判定します。非対面型講習の場合は、全ての講義動画を視聴した後にのみ修了考査を受けられるようにしています。

講義内容及び講義時間については、「登録講習機関が行う講習の講義内容、教材に含める事項及び講義時間を定める件（総務省告示第409号平成26年11月27日制定）」に則って実施しています。なお、平成30年3月に総務省告示が改正さ

れ、それに対応して講義内容及び講義時間について、設備管理関係を40分増及び法規関係を40分減して見直しています。

図表 1-3-2 講習のタイムスケジュール

時限	時間	科目	項目
	9:00~9:10	(オリエンテーション)	
1時 限目	9:10~10:50 (100分)	伝送交換(線路)設備及びその管理に関する科目	伝送交換(線路)設備に関する最新の事項
			設備管理一般
			工事管理
			維持・運用管理
	10:50~11:00	(休憩)	
2時 限目	11:00~12:30 (90分)	伝送交換(線路)設備及びその管理に関する科目	電気通信事故の現状
			電気通信事故の防止
	12:30~13:30	(昼休憩)	
3時 限目	13:30~15:00 (90分)	伝送交換(線路)設備及びその管理に関する科目	サイバーセキュリティ管理・対策
	15:00~15:10	(休憩)	
4時 限目	15:10~16:10 (60分)	電気通信事業法その他関係法令に関する科目	電気通信主任技術者に関する法令
			電気通信主任技術者の職務の遂行に関する法令
			電気通信事故の防止に関する制度整備その他の法令の制定又は改廃
	16:10~16:20	(休憩)	
修了 考査	16:20~17:10 (50分)	(設備及びその管理に関する科目及び電気通信事業法その他関係法令に関する科目を合わせて40分間行う。)	

※1 科目及び項目の講義の順序は、固定するものではなく、講師の都合等により、変更する場合もあります。

※2 非対面型の講習の場合、受講票に記載の講習実施年月日の範囲内で受講者が任意の時間帯に受講できます。

3.3 修了証の発行

講習終了後は、修了考査の結果を協会内の判定会議で審議し、合格者には修了証を送付します。

3.4 総務省への報告

講習修了者の情報は、電気通信主任技術者規則に則り選任事業者名や修了書発行日、受講期限等を報告します。また、資格管理システムへの投入も併せて行います。

4. 各期の講習実施結果

4.1 第1期（平成27年度～平成29年度）

図表 1-3-3 第1期講習テキスト・追補版（B5版）



(1) 平成27年度

講習制度開始の初年度に当たる平成27年度の講習は、4地域で7月22日から12月16日迄合計10回20日間の開催となりました。

平成27年3月2日に公示し、受講受付は4月8日から開始しています。

講習修了者は1,095名（伝送交換630名、線路465名）で、このうち非選任者は伝送交換、線路合わせて125名でした。

図表 1-3-4 講習の様子



H27 大阪会場



H27 修了考査（東京会場）

(2) 平成 28 年度

講習制度開始 2 年目の講習は、新たに電気通信主任技術者として選任される人数等を約 200 名と想定し会場を確保。平成 28 年 4 月 5 日に公示し、講習は 9 月と 12 月に開催しました。

講習修了者は 191 名（伝送交換 112 名、線路 79 名）、このうち非選任者は伝送交換、線路合わせて 23 名でした。

(3) 平成 29 年度

3 年目の講習は、受講予定者 200 名を想定し、4 月 4 日に公示。講習は 9 月と 12 月に開催しました。

講習修了者は 188 名（伝送交換 112 名、線路 76 名）、このうち非選任者は伝送交換、線路合わせて 11 名でした。

第 1 期の講習修了者合計は 1,474 名となりました。平均年齢は 49.8 歳、修了考査の合格率は 99.1%でした。

図表 1-3-5 第1期受講者のまとめ

第1期 (平成27年度～平成29年度) 単位(人・歳・%)

実施年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		合計		総合計	
講習形態		対面		対面		対面					
会場		東京4回8日間 (伝送交換4日 線路4日)		東京2回4日間 (伝送交換2日線 路2日)		東京2回4日間 (伝送交換2日 線路2日)					
		名古屋2回4日間 (伝送交換2日 線路2日)									
		大阪2回4日間 (伝送交換2日 線路2日)									
		福岡2回4日間 (伝送交換2日 線路2日)									
講習の種類		伝送 交換	線路	伝送 交換	線路	伝送 交換	線路	伝送 交換	線路		
受講者内訳	①申込者数	661	484	115	80	113	76	889	640	1,529	
	②受講者数	636	471	113	79	112	76	861	626	1,487	
	③欠席者数	25	13	2	1	1	0	28	14	42	
	④修了者数	630	465	112	79	112	76	854	620	1,474	
	内 訳	選任	546	424	98	70	103	74	747	568	1,315
		非選任	84	41	14	9	9	2	107	52	159
	⑤不合格者数	15	19	2	1	0	4	17	24	41	
	⑥再考査合格者数	9	13	1	1	0	4	10	18	28	
	⑦平均年齢 (修了者)										49.8歳
⑧合格率										99.1%	

③ = (① - ②)、 ④ = (② - ⑤ + ⑥)、 ⑧ = (④ / ② * 100)

4.2 第2期（平成30年度～令和2年度）

図表 1-3-6 第2期講習テキスト・追補版（A4版）



(1) 平成30年度

平成30年度の講習は、受講予定者を約1,000名と想定し、3年前と同様の回数を準備しました。ただし、会場については集約効果や費用削減の観点から名古屋会場を廃止し、大阪会場と東京会場に集約するように見直して、東京、大阪、福岡の3つの会場としました。

2月6日に公示し、受講の受付は継続受講者が4月3日から、新規の受講者等

は5月8日からとしました。講習は7月25日から12月6日までの合計8回16日間の開催となりました。

講習修了者は857名（伝送交換503名、線路354名）で、このうち非選任者は伝送交換、線路合わせて67名でした。

図表 1-3-7 講習の様子



H30 大阪会場



H30 東京会場



H30 修了考査（東京会場）

(2) 平成 31 年度（令和元年度）

平成 31 年度（令和元年度）の講習は、平成 28 年度の講習受講者数から受講予定者を約 200 名と想定し、講習は 3 年前と同様の回数を準備しました。

4 月 2 日に公示し、受付は継続受講者を 6 月 4 日から、新規受講者等を 7 月 2 日からとしました。講習は 9 月と 12 月の開催となりました。

講習修了者は 280 名（伝送交換 159 名、線路 121 名）で、このうち非選任者は伝送交換、線路合わせて 24 名でした。

(3) 令和 2 年度

令和 2 年度の講習は、東京と大阪に会場を設定して令和 2 年 3 月 31 日に公示を行いました。その後、前年末からの新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、定員の変更や会場部屋の変更（広い部屋の確保）等により、5 月 30 日に第 1 回東京会場の定員変更の公示をいしました。さらに、6 月 19 日にも第 2 回大阪会場、第 3 回東京会場の定員変更の公示を行いました。

講習は、感染症予防対策（①受講者間のソーシャルディスタンスの確保、②マスク着用の義務付け、③会場への入場に関し検温の徹底、④手指消毒設備の準備、⑤講義中は約30分毎に会場の換気実施）を講じた上で、9月15日から12月3日迄合計3回6日間開催しました。会場定員は感染症対策を講じた影響で、最初の公示より約40名少ない、159名となりました。

しかし、新規受講者等が想定以上になったため、追加の部屋を準備し、講習スライドや講師の映像をLIVE配信する等して対応し、講習修了者は337名（伝送交換203名、線路134名）となりました。このうち非選任者は伝送交換、線路合わせて16名でした。

図表 1-3-8 講習の様子



R2 感染症拡大予防対策 壁掛けデジタル体温測定計、手指消毒器等



R2 東京会場



R2 LIVE 配信

第2期で、講習修了者は1,474名となりました。平均年齢は50.5歳、修了考査の合格率は99.9%でした。

図表 1-3-9 第2期受講者のまとめ

第2期 (平成30年度～令和2年度) 単位 (人・歳・%)

実施年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		合計		総合計
講習形態		対面		対面		対面				
会場		東京4回8日間 (伝送交換4日 線路4日) 大阪2回4日間 (伝送交換2日 線路2日) 福岡2回4日間 (伝送交換2日 線路2日)		東京2回4日間 (伝送交換2日 線路2日)		東京2回4日間 (伝送交換2日 線路2日) 大阪1回2日間 (伝送交換1日 線路1日)				
講習の種類		伝送 交換	線路	伝送 交換	線路	伝送 交換	線路	伝送 交換	線路	
受講者内訳	①申込者数	510	357	162	123	208	137	880	617	1,497
	②受講者数	503	354	160	121	203	134	866	609	1,475
	③欠席者数	7	3	2	2	5	3	14	8	22
	④修了者数	503	354	159	121	203	134	865	609	1,474
	内 選任	456	334	145	111	192	129	793	574	1367
	内 非選任	47	20	14	10	11	5	72	35	107
	⑤不合格者数	0	1	1	1	0	0	1	2	3
	⑥再考査合格者数	0	1	0	1	0	0	0	2	2
	⑦継続修了者数	333	258	44	34	36	23	413	315	728
	⑧平均年齢 (修了者)									
⑨合格率										99.9%

$$\textcircled{3} = (\textcircled{1} - \textcircled{2})、\textcircled{4} = (\textcircled{2} - \textcircled{5} + \textcircled{6})、\textcircled{9} = (\textcircled{4} / \textcircled{2} \times 100)$$

4.3 第3期（令和3年度～令和5年度）

図表 1-3-10 第3期 講習テキスト・追補版



(1) 令和3年度

令和3年度の講習は、平成30年度の講習受講者数から受講予定者数を約850名と想定しました。この年は、前年度から引き続けている新型コロナウイルス感染症拡大の波が収まらない中で会場の確保、講習開催計画を整理し、2月9日に公示を行いました。

受講の受付開始は、継続受講者については4月6日から、新規の受講者等は5

月11日からとしました。講習は7月7日から12月9日迄合計8回16日間の講習となりました。

講習修了者は771名（伝送交換455名、線路316名）で、このうち非選任者は伝送交換、線路合わせて58名でした。なお、会場変更が37件、欠席者が33名でした。いずれも、新型コロナウイルス感染症拡大に伴って県外出張が所属会社から止められたことや感染症に罹患したことによる欠席、会場変更の依頼等でした。

図表 1-3-11 講習の様子



R3 大阪会場



R3 東京会場 感染症拡大防止対策の亚克力板が見える

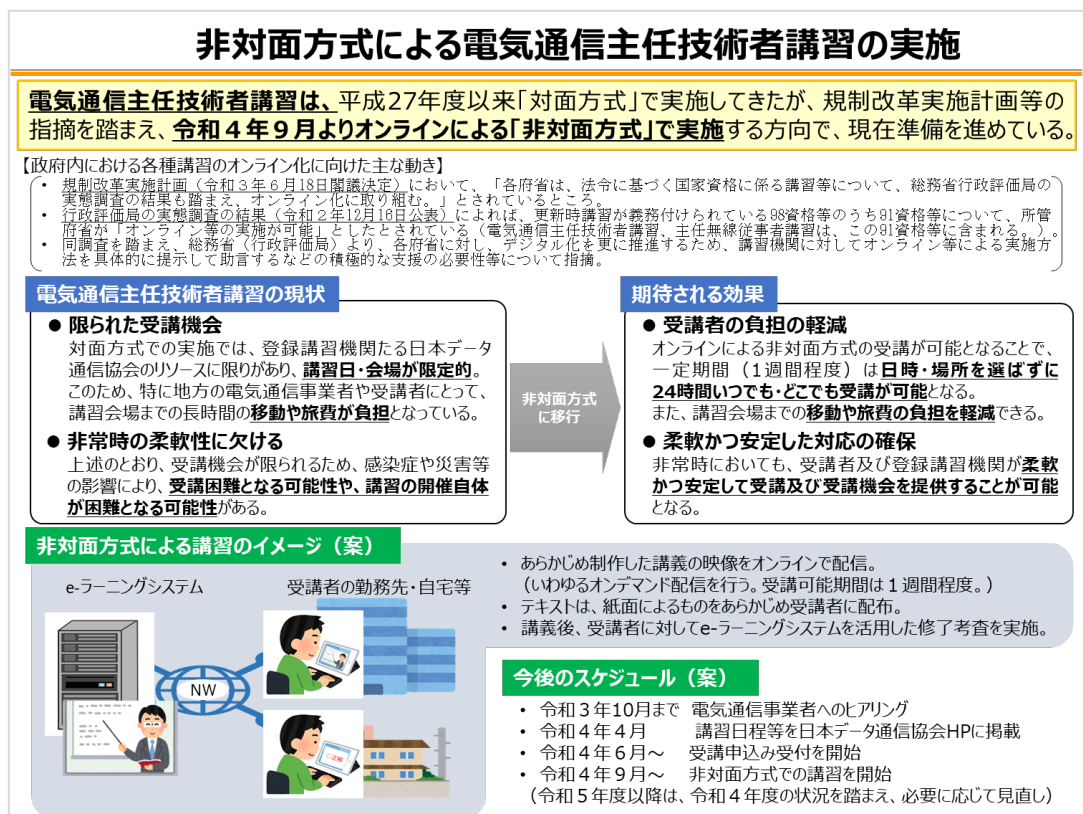


R3 修了考査（東京会場）

(2) 令和4年度

コロナ禍で受講者等からオンライン講習の要望が多く寄せられる中、総務省行政評価局での国家試験等の更新時講習のオンライン化（デジタル化）推進で本講習が調査対象になったことから、「所管府省において対面方式に限られているとしている更新時講習の内容について、「新しい生活様式」を実現するため、デジタル技術の活用の視点から、非対面方式による実施に取り組むこと。」との方向を受けて、令和4年度から非対面型講習が開始できるよう準備を進めることとしました。

図表 1-3-12 総務省の非対面講習の案内文書



具体的な非対面型講習の実現に向けて、令和3年度早々から総務省との検討会、いくつかの事業会社からのヒアリングを行う等、準備が始まりました。

非対面型講習の方法は、既に協会内で実績のあるサイバー大学のクラウドキャンパス（LMS）のプラットフォーム上で電気通信主任技術者講習の動画を受講してもらう方法としました。

講習動画は、講習テキストをベースにコンテンツスライドの作成に同年11月から取り掛かりました。その後、講師の確認支援をいただきながら、動画撮影業者の選定のためのテスト撮影や本格的な講習動画の撮影と進めていきました。講習動画完成後、受講者のID等の登録を講習提供システム（クラウドキャンパス（LMS））に行い、非対面型講習に備えました。

公示は、この非対面型講習の内容を盛り込み4月5日に行い、受講申込受付を6月1日から始めました。定員は300名を想定していましたが、出張がいらない

こと等の受講のハードルが下がったことや会場収容数の制限も無くなったこともあり、364名の受講申し込みがありました。

講習の開催は9月と12月です。いずれも約1週間の受講期間を設け、この期間中はいつでも受講できることとしました。講習修了者は362名(伝送交換218名、線路144名)で、このうち非選任者は伝送交換、線路合わせて30名でした。

図表 1-3-13 第3期受講者のまとめ

第3期 (令和3年度～令和5年度) 単位 (人・歳・%)

実施年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		合計		総合計	
講習形態		対面		Web		Web					
会場		東京4回8日間 (伝送交換4日 線路4日) 大阪2回4日間 (伝送交換2日 線路2日) 福岡2回4日間 (伝送交換2日 線路2日)		4回 (伝送交換2回 線路2回)		4回を予定 (伝送交換2回 線路2回)					
講習の種類		伝送 交換	線路	伝送 交換	線路	伝送 交換	線路	伝送 交換	線路		
受講者内訳	①申込者数	476	331	218	146			694	477	1,171	
	②受講者数	458	316	218	145			676	461	1,137	
	③欠席者数	18	15	0	1			18	16	34	
	④修了者数	455	316	218	144			673	460	1,133	
	内訳	選任	414	299	197	135			611	434	1,045
		非選任	41	17	21	9			62	26	88
	⑤不合格者数	3	0	0	1			3	1	4	
	⑥再考査合格者数	0	0	0	0			0	0	0	
	⑦継続修了者数	269	200	62	49			331	249	580	
	⑧平均年齢 (修了者)										
⑨合格率										99.6%	

③ = (① - ②)、 ④ = (② - ⑤ + ⑥)、 ⑨ = (④ / ② × 100)

5. 今後の電気通信主任技術者講習の在り方について

電気通信事業者に、選任する電気通信主任技術者に対しての講習受講の義務が課せられてから8年になります。この間、当協会は講習の第1号登録講習機関としてその役割を果たしてきました。しかし、社会インフラとしての電気通信事業、とりわけネットワークの技術高度化、複雑さはますます顕著になりつつあります。それゆえ、一度電気通信事故が発生するとその影響範囲は膨大なものになることが起きています。その意味でも電気通信事業者で監督的立場にある電気通信主任技術者の電気通信技術における基礎的技術の醸成や、最新技術へのスキルアップは継続的な課題です。

現代社会の安定的な電気通信インフラの発展・維持のため、そして、その役割の重要性を改めて認識しつつ、講習を受けられる電気通信主任技術者のスキルアップの一助となるよう講習のレベルアップを図ってまいります。

第4章 情報通信エンジニア資格

1. 工事担任者スキルアップガイドライン委員会発足の経緯

1.1 工事担任者資格制度の大幅改正と知識技術向上の努力義務規定の新たな制定

平成17年8月、工事担任者資格制度が大幅に改正され、同時に「工事担任者は知識及び技術の向上を図るよう努めなければならない。」という努力義務規定が新たに制定されました。（工事担任者規則第38条第2項）これはすべての工事担任者が常に時代の変化・発展に対応することを求めたものです。

1.2 工事担任者スキルアップガイドライン委員会の発足

努力義務規定の制定を受けて工事担任者に対して継続的にどのような知識及び技術を修得すべきか提示するための具体的指針としてのガイドラインの作成が急務という意見が多数出されました。

これを受けて平成17年8月に当協会では当時工事担任者資格の主管課であった総務省料金サービス課にも相談して有識者、関係団体、関係各企業等に委員をお願いし、これらのメンバーからなる工事担任者スキルアップガイドライン委員会を発足させることにしました。委員の方は当協会理事長から委嘱することとしました。

図表 1-4-1 工事担任者スキルアップガイドライン委員会初代メンバー

委員長	淀川 英司	工学院大学 常務理事
委員	加藤 高昭	東京電力 電子通信部長
委員	加藤 秀夫	社団法人情報通信設備協会 専務理事
委員	中村 正孝	日本ケーブルテレビ連盟 日本ケーブルラボ 所長
委員	宮澤 修二	日本イーラーニングコンソシアム 理事・事務局長
委員	村上 仁己	KDDI 執行役員 技術開発本部長
委員	矢澤 久司	社団法人電信電話工事協会 専務理事
委員	吉村 辰久	NTT 東日本 取締役ネットワーク事業推進本部設備部長
委員	嶋崎 長三	財団法人日本データ通信協会 専務理事
WG 座長	樽松 明	早稲田大学理工学総合研究センター 客員教授
オブザーバ	谷脇 康彦	総務省総合通信基盤局電気通信事業部 料金サービス課長

図表 1-4-2 工事担任者スキルアップガイドライン委員会初代WGメンバー

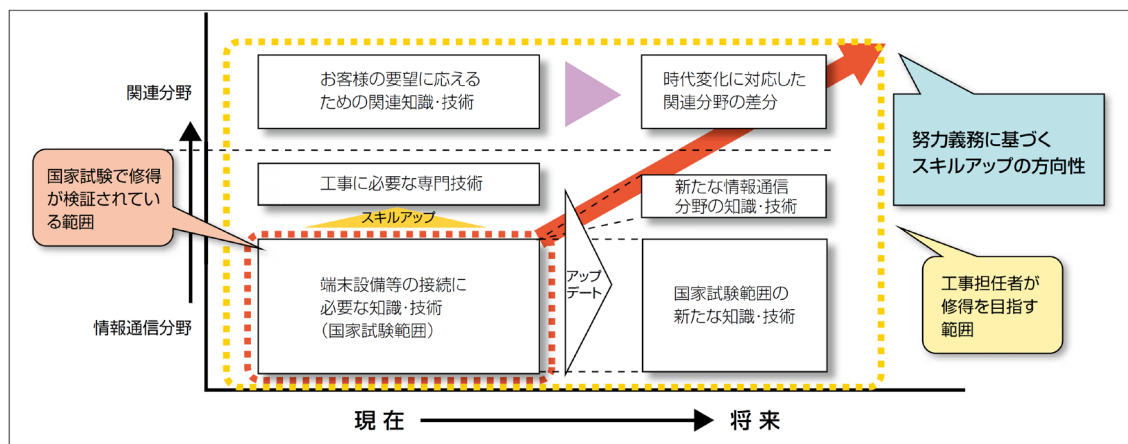
WG 座長	樽松 明	早稲田大学理工学総合研究センター 客員教授
委員	伊藤 篤	KDDI 技術開発本部開発推進部 次長
委員	塚本 豊	社団法人情報通信設備協会 レイコム代表取締役社長
委員	小林 義明	東京電力 電子通信部通信技術企画グループ グループマネージャー
委員	佐藤 正仁	日本 IBM 公共サービス事業部サービス推進次長
委員	高見沢和俊	NTT-ME ネットワークサービス事業推進本部エンジニアリ ングビジネス事業部アクセスビジネス部門 部門長
委員	中島 馨生	NTT 東日本 ネットワーク事業推進本部設備部 エンジニアリング部門 部門長
委員	原 敏幸	社団法人電信電話工事協会 第二技術部長
委員	渡邊 恭幸	NEC フィールディング 教育部ネットワーク/ ソリューション教育部 部長
委員	池田 義隆	日本 CATV 技術協会 技術証明部 部長
オブザーバ	佐藤 英雄	総務省総合通信基盤局電気通信事業部 料金サービス課ユニバーサルサービス係長

1.3 工事担任者スキルアップガイドライン（2005年度版）の制定

●工事担任者の努力義務の考え方

委員会では工事担任者規則の努力義務について単に国家試験範囲のアップデートにとどまらず、お客様からの要望にワンストップで対応できることを目指すためのものであり、専門である情報通信分野のみならず工事实施に当たって関連する分野の知識・技術の修得までを対象として日々のスキルアップを目指すものと捉えました。

図表 1-4-3 努力義務に基づくスキルアップの方向性



●求められる工事担任者像

理想とする工事担任者像について大規模工事等に従事するビジネスユースの工事担任者と一般家庭を中心として工事に従事するホームユースの工事担任者に二分されると考え、それぞれで理想とする工事担任者像を考えました。

●工事担任者が修得すべき分野

ガイドライン策定にあたっては、お客様に対しワンストップで対応できることを理想とした工事担任者が修得すべき要件を洗い出し、次の5つの分野に整理しました。

A：情報通信 B：コンピュータ C：電力・電気 D：情報セキュリティ E：設計・施工管理

●分野別要件整理表

工事担任者が修得すべき知識及び技術について各分野を更に細目以下の詳細項目まで分類・整理してまとめたものが「分野別要件整理表」です。

●工事担任者スキルアップガイドライン（2005年度版）の制定と運用

平成17年12月に初版である「工事担任者スキルアップガイドライン（2005年度版）」を制定しました。「ガイドライン本文」と別冊の「分野別要件整理表」については日々進展する情報通信分野、関連分野の技術革新に対応し、向上意欲に富む工事担任者に対してタイムリーな情報提供を行うよう継続的に毎年改定することとしました。

2. 情報通信エンジニア資格創設の経緯と概要

2.1 認定資格「情報通信エンジニア」創設の趣旨

委員会では知識・技術の向上に努めることで努力義務を果たしている工事担任者に対し、向上意欲を持ち続けてもらうとともに、お客様に対しては当該工事担任者が最新のIP・ブロードバンドネットワークの知識・技術の持ち主であることを証明するために認定資格「情報通信エンジニア」を創設することとしました。また資格として認定する以上は維持、運営に責任を持たねばならないことから法人格の団体が維持、運営した方がよいということでガイドライン委員会の提言に基づいて当協会が資格者証の発行、管理、更新研修の実施を行うこととしました。

2.2 情報通信エンジニア資格の種類と条件

情報通信エンジニア資格の種類と認定対象となる工事担任者資格の対応関係については次としました。

図表 1-4-4 情報通信エンジニア資格と工事担任者資格の対応表（創設当初）

認定資格	工事担任者資格
情報通信エンジニア（ビジネス）	AI・DD 総合種、DD 第一種
情報通信エンジニア（ホーム）	DD 第二種、DD 第三種

なお、後述するように令和 2 年から対象資格の範囲を拡大し、次のとおりとしています。

図表 1-4-5 情報通信エンジニア資格と国家資格の対応表（現行）

認定資格	国家資格
情報通信エンジニア（ビジネス）	工事担任者： 総合通信、 第一級デジタル通信、第二級デジタル通信、 第一級アナログ通信、第二級アナログ通信、 AI・DD 総合種、 DD 第一種・第二種・第三種、 AI 第一種・第二種・第三種、 アナログ・デジタル総合種、 デジタル第一種・第二種・第三種、 アナログ第一種・第二種・第三種 電気通信主任技術者 無線従事者（アマチュア無線を除く）
情報通信エンジニア（ホーム）	—

2.3 研修の方法（創設当初）

(1) 資格の認定方法と情報通信エンジニア資格証の交付（創設当初）

情報通信エンジニアの認定方法は、工事担任者資格者証の交付時期と情報通信エンジニア資格申請時期の関係により次のように変わります。

- ・ 工事担任者資格者証の交付後 10 ヶ月未満の場合
認定申請すると書類審査を実施して情報通信エンジニア資格証の交付を行います。
- ・ 工事担任者資格者証の交付後 10 ヶ月以上経過した場合
認定研修を受講し、修了した後に情報通信エンジニア資格証の交付を行います。

(2) 更新研修（創設当初）

情報通信エンジニアに対して継続的な知識・技術の修得を促すため、資格に有効期限を設け知識・技術の修得確認のための更新研修を実施して資格の更新を行うこととしました。実施方法は、更新研修テキストによる通信教育とし、レポートを提出し修了した人に新しい資格者証を交付します。資格の有効期間（更新研修の周期）は1年としています。

(3) 認定研修（創設当初）

認定研修は、工事担任者資格者証の交付後すぐに情報通信エンジニア申請をしなかったがやはりスキルアップのため情報通信エンジニアに認定されたいという人等のために用意されているものです。具体的には次のようになります。

工事担任者資格者証の交付後 10 ヶ月以上経過した人は、認定研修を修了することで情報通信エンジニア資格証の交付を受けられます。認定研修の内容は、2年分の更新研修テキストによる通信教育で2年分のレポートを提出し、修了することとしています。認定研修により情報通信エンジニア研修はいつでも受講できるようになっています。

2.4 研修の方法（現行）

(1) 資格の認定方法と情報通信エンジニア資格証の交付（現行）

所定の国家資格取得者後、認定研修を受講し、修了することにより情報通信エンジニア資格者証（有効期間は交付から1年間）を交付します。

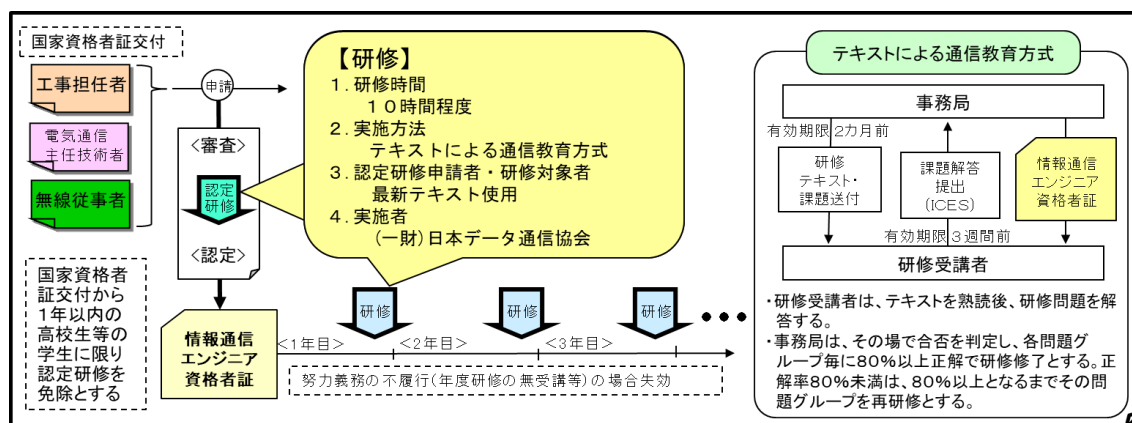
(2) 研修の実施方法（現行）

毎年研修の受講・修了を必須とし、更新後の資格者証の有効期限は1年で、初回交付時と同じ月までとしています。

なお、レポート提出が情報通信エンジニア資格者証の有効期限を1年以上超えている者は、認定研修の受講としています。

また、令和2年からはWeb研修（ICES）を開始しています。

図表 1-4-6 情報通信エンジニア資格研修実施方法（現行）



2.5 上位資格の創設

平成23年から5年連続の更新研修修了者に対して表彰を実施することとしましたが平成24年からは表彰するだけでなく、称号を与えてその努力を評価するこ

としました。具体的な内容としては更新研修を5年以上連続して修了している人に対して「情報通信エンジニアゴールド」という称号を付与し上位資格として認定することとしました。

加えて、平成28年から10年連続の更新研修修了者に対して「情報通信エンジニアプラチナ」という称号を付与して最上位資格として認定するとともに、希望者に表彰と所属団体への感謝状を授与することとしました。

2.6 情報通信エンジニア保有状況の公表

企業の情報通信エンジニアに対する関心を高め情報通信エンジニアの普及促進を図るため、情報通信エンジニアの保有状況について企業名や学校名等と、資格者数について当協会のホームページで公表しています。年2回、9月30日と3月31日における資格保有状況に更新しています。

2.7 優良団体表彰

情報通信エンジニア資格の取得に積極的に取り組んでいる団体を表彰し、その結果をPRすることにより情報通信エンジニア資格の認知度及び社会的地位の向上を図ることを目的として平成21年から工事担任者スキルアップガイドライン委員会として優良団体表彰を実施しています。表彰基準は毎年9月30日時点で情報通信エンジニア資格を多数所有して且つ資格取得に対して支援をしている団体としています。過去2年間（令和3年度、4年度）の優良団体は以下のとおりです。

図表 1-4-7 令和3年度優良団体 企業の部ベスト5（官公庁除く）

	団体名	資格者数	支援内容
1	株式会社TOSYS	66	<ul style="list-style-type: none"> 申請料、更新料共に全額会社負担 資格取得を奨励・推進
2	NEC ネットエスアイ・サービス株式会社	64	
3	扶桑電通株式会社	62	
4	大和電設工業株式会社（本社：京都）	37	
5	株式会社ベータテック	22	

図表 1-4-8 令和3年度優良団体 学校の部ベスト3

	団体名	資格者数	支援内容
1	福井県立科学技術高等学校	89	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事担任者受験対策を実施し、多数合格 ・ 工事担任者試験合格者へ情報通信エンジニア資格申請指導 ・ 一括申込み
2	尼崎市立尼崎双星高等学校	45	
3	福岡県立福岡工業高等学校	40	

図表 1-4-9 令和4年度優良団体 企業の部ベスト5（官公庁除く）

	団体名	資格者数	支援内容
1	NEC ネットエスアイ・サービス株式会社	138	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請料、更新料共に全額会社負担 ・ 資格取得を奨励・推進
2	扶桑電通株式会社	73	
3	株式会社TOSYS	67	
4	株式会社ベータテック	58	
5	大和電設工業株式会社（本社：京都）	38	

図表 1-4-10 令和4年度優良団体 学校の部ベスト3

	団体名	資格者数	支援内容
1	福井県立科学技術高等学校	93	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家試験受験対策を実施し、多数合格 ・ 国家試験合格者へ情報通信エンジニア資格申請指導 ・ 一括申込み
2	尼崎市立尼崎双星高等学校	33	
3	鹿児島県立種子島高等学校	26	

3. 対象資格範囲の拡大

3.1 努力義務の追加

平成 21 年の電気通信主任技術者規則改正により、同規則第 40 条第 2 項に電気通信主任技術者向けの「努力義務」規定が追加されました。

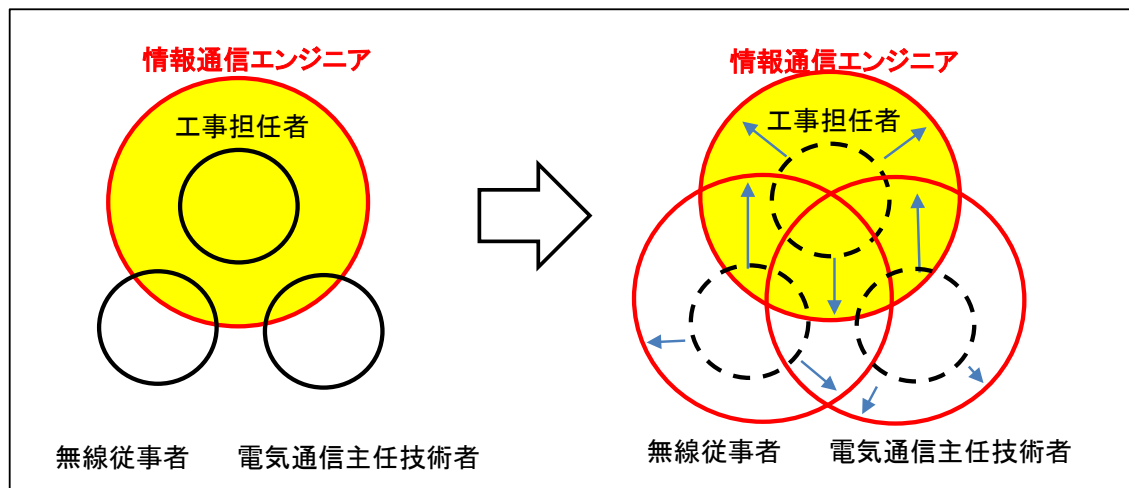
令和 2 年の無線従事者規則改正により、同規則第 47 条第 2 項に無線従事者向けの「努力義務」規定が追加されました。

3.2 情報通信エンジニアが習得すべき範囲

上述のように、各国家資格者には、新しい知識、技術、能力の向上を図ることが求められており、有線・無線等、一体とした情報通信の人材確保の重要性が増していることから、令和 2 年から新たに工事担任者全域及び電気通信主任技術者並びに無線従事者に資格の対象範囲を拡大することとし、工事担任者スキルアップガイドラインの名称を情報通信エンジニアスキルアップガイドラインと改め、委員会名称も情報通信エンジニアスキルアップガイドライン委員会とし、より多くの情報通信に関する技術者の育成を支援することとしました。

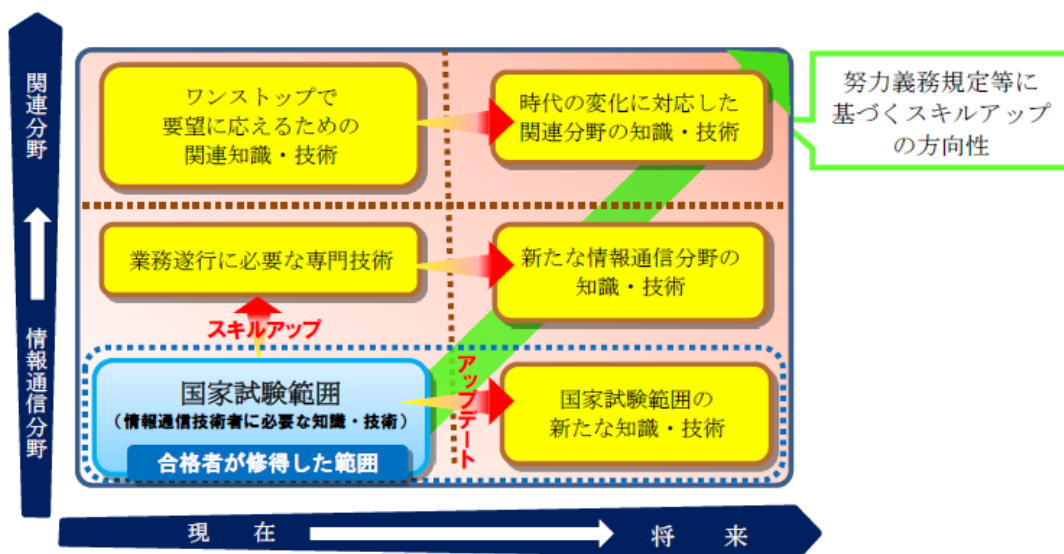
情報通信分野においては各国家資格に特化した知識・技術だけでなく、関連した周辺の知識・技術・能力の修得も必要となってきており、情報通信分野に関係する技術者にとっては重なりが益々大きく、重要になってきます。

図表 1-4-11 情報通信エンジニアと情報通信分野の技術者に係る知識・技術の重なり



このことから、情報通信分野に関係する技術者には、職務遂行に必要な知識・技術はもちろんのこと、新たな情報通信の知識・技術、お客様の要望及び時代の変化に対応した関連分野の知識・技術を修得することが望ましいとしました。

図表 1-4-12 情報通信エンジニアが修得を目指す範囲



4. 工事担任者スキルアップガイドライン委員会発足（平成17年8月）以来の実績

4.1 スキルアップガイドライン制定

初年度の2005年度版を制定してから2022年度版まで毎年改定し、令和5年3月現在、計18回改定しています。

4.2 ガイドラインに基づく研修テキストの作成

更新研修は平成19年1月から開始しました。研修テキストは毎年スキルアップガイドライン委員会でカリキュラム項目と内容を審議、決定しています。初版の2007年版から2023年版（17版）まで毎年作成しています。

4.3 情報通信エンジニア申請者数

情報通信エンジニアは平成18年1月から認定申請の受付、資格者証の交付を開始しました。令和5年3月末現在の累計申請者数は、13,007名になっています。

4.4 研修修了者数

研修修了者は、令和5年3月末現在の累計で43,656人になっています。

図表 1-4-13 年度別研修修了者数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
研修修了者数	2,835	2,769	2,767	2,720	2,748
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
研修修了者数	2,722	2,736	2,817	3,018	2,973

4.5 評価

●資格取得後の工事担任者をフォローする唯一の取組み

この取組みは工事担任者の資格を取得した人が、業務に必要な最新の知識・技術を修得することを目的として工事担任者に必要な要件を体系的に整理した要件整理表を有識者によって毎年見直し、これに基づいたテキストを作成し研修を実施しています。資格取得後の工事担任者に体系的に学習する機会を提供し、知識・技術のアップデートやレベルアップをフォローする唯一の取組みとなっています。

●研修テキストは高い評価

最新の知識及び技術を体系的に修得でき、効率的にスキルのアップデートや向上を図ることが出来るとして更新研修テキストは高い評価を得ています。

●継続的に研修を修了しているコアとなる受講者が多数存在

年間約 3,000 人が研修を修了しており、その約 2/3 が 5 年以上の連続修了者「情報通信エンジニアゴールド」資格以上で、10 年以上連続修了者である「情報通信エンジニアプラチナ」も半数を超えています。情報通信エンジニアは工事担任者の中のリーダーで、「エキスパート工事担任者」という存在になっており、工事担任者のステータス向上に貢献しています。

●情報通信設備協会の「LAN 認定制度」と連携

情報通信設備協会では平成 21 年 7 月に LAN 認定制度を創設されていますが、認定条件の一つとして情報通信エンジニア（ビジネス）の資格を持つ社員が在籍していることとされています。

情報通信設備協会の「LAN 認定制度」について

情報通信設備協会は、次の 2 つの資格を有した高度なネットワーク技術者が在籍している会員企業を認定しています。（ITCA-LAN 認定企業。）

- ① 国家資格である工事担任者資格「合種通信又は第1級デジタル通信」を取得し、かつ「情報通信エンジニア（ビジネス）資格」を取得して最新のIT技術を修得している。
- ② 情報通信設備協会の「情報ネットワークプランナー・マスター資格」を取得し、実践による高度なLAN設計・施工の技能を有している。

「LAN認定」は企業のICT化に取り組んでいる会員企業の証になります。令和5年3月末現在で92社が認定されています。

● 情報通信エンジニアが修得すべき知識・技術の具体的指針となる分野別要件整理表

情報通信エンジニアに対して継続的にどのような知識及び技術を修得すべきか提示するための具体的指針として分野別要件整理表を作成しました。分野別要件整理表については毎年、有識者、関係団体、関係各企業等のメンバーからなる委員会で見直しを行い、最新版に改定していますので、情報通信エンジニアが修得すべき知識・技術の具体的内容について常に最新の情報を知ることができます。

(参考)

図表 1-4-14 2023 研修テキストの目次構成

第 I 部 総務省の取組

- 1 章 IP ネットワーク設備委員会第一次報告（2022 年 9 月）について
 - 1.1 背景
 - 1.2 報告内容
 - 1.3 今後の対応について
 - 1.4 結び
- 2 章 デジタル田園都市国家インフラ整備計画の策定と 5G の整備方針
 - 2.1 背景
 - 2.2 5G の現状と課題
 - 2.3 5G の整備方針
 - 2.4 5G 整備の具体的施策
 - 2.5 ローカル 5G

第 II 部 情報通信分野

<ネットワークの技術>

- 1 章 IP 関連プロトコル
 - 1.1 インターネットプロトコルバージョン 4
 - 1.2 インターネットプロトコルバージョン 6
 - 1.3 ルーティングプロトコルと IP マルチキャスト
 - 2 章 5G 技術の最新動向
 - 2.1 5G 無線アクセスネットワーク
 - 2.2 5G コアネットワーク
 - 3 章 CATV 技術の最新動向
 - 3.1 CATV の構成と特徴
 - 3.2 サービスごとの機器構成
 - 3.3 伝送路の構成と特徴
 - 3.4 ケーブルインターネット技術
 - 3.5 CATV の高度化に向けた今後の展開
 - 4 章 ネットワーク技術の最新動向
 - 4.1 クラウドコンピューティング
- <端末設備の技術>
- 5 章 無線の基本及び最新動向

5.1 電波の周波数と免許

5.2 アンテナ

5.3 電波伝搬

5.4 無線通信方式

5.5 トラブルシューティング

6章 5G/IoT等の技術の活用事例

6.1 社会インフラ設備のメンテナンスの高度化

6.2 山間部林業の安全性・生産性向上を図る実証実験

6.3 富士山における安全・安心な観光の実現に向けた実証実験

7章 通信機器のノイズによる故障と対策

7.1 ノイズによる故障とは

7.2 ノイズ源とノイズの侵入の仕組み

7.3 ノイズ対策

7.4 ノイズに関する規格

<接続工事の技術>

8章 LAN接続工事の技術

8.1 規格の変遷と技術動向

8.2 LANシステム設備の構築

8.3 LANシステム設備のメンテナンス

第III部 サイバーセキュリティ分野

1章 サイバーセキュリティ対策

1.1 セキュリティ脅威の傾向

1.2 サイバー攻撃事例

1.3 セキュリティ対策

1.4 その他最近の動向

2章 サイバーセキュリティの基本

2.1 IPsec/IKE

2.2 VPN

第IV部 設計・施工管理分野

1章 工事管理

1.1 施工管理とは

1.2 工程管理

1.3 品質管理

1.4 安全管理

図表 1-4-15 令和5年度情報通信エンジニアスキルアップガイドライン委員会
委員会メンバー

委員長	小宮 一三	神奈川工科大学 学長
委員	加藤 聡彦	電気通信大学 名誉教授
委員	高田 潤一	東京工業大学 環境・社会理工学院 学院長・教授
委員	府川 和彦	東京工業大学 工学院情報通信系 教授
委員	熊木 健二	KDDI株式会社 技術統括本部 技術企画本部 シニアエキスパート
委員	熊取谷 研司	一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟 技術部長
委員	小枝 明広	一般社団法人 情報通信エンジニアリング協会 専務理事
委員	佐野 浩文	一般社団法人 情報通信設備協会 専務理事
委員	鈴木 康一	東日本電信電話株式会社 ネットワーク事業推進本部 副本部長 サービス運営部 部長
委員	後藤 篤二	一般財団法人 日本データ通信協会 専務理事
オブザーバ	荒金 真史	総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課 検定試験官
オブザーバ	吉田 努	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課 端末認証分析官

図表 1-4-16 令和5年度情報通信エンジニアスキルアップガイドライン委員会
WGメンバー

座長	加藤 聡彦	電気通信大学 名誉教授 工学博士
委員	府川 和彦	東京工業大学 工学院情報通信系 教授 博士(工学)
委員	伊藤 忠彦	株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー 通信インフラデザイン部 エンジニアリング部門 部門長
委員	井上 修吾	NEC ネットエスアイ株式会社 DXソリューション事業本部 ビジネスデザイン戦略本部 ビジネスデザイン戦略グループ 主席主幹

委員	小島 克典	一般社団法人 情報通信エンジニアリング協会 第二技術部長 国際連携推進室長 研修部長
委員	佐々木 和紀	株式会社NTTドコモ 無線アクセスデザイン部 エリア品質部門 担当部長
委員	畑川 養幸	KDDI株式会社 技術統括本部 技術戦略本部 先端技術企画室 室長
委員	牧 啓一	西日本電信電話株式会社 設備本部 サービスエンジニアリング部 フィールドオペレーション部門 部門長
委員	松島 健一	一般社団法人 情報通信設備協会 事務局長
委員	元永 康則	JCOM株式会社 技術企画本部 副本部長
オブザーバ	山田 宗弘	総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課 検定制度係長
オブザーバ	佐々木 亮	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課 審査係長

1. 2 情報通信セキュリティ対策

- 第 1 章 迷惑メール相談センター
- 第 2 章 個人情報保護推進センター
- 第 3 章 プライバシーマーク審査
- 第 4 章 トラストサービス
- 第 5 章 デジタル活用支援

第1章 迷惑メール相談センター

1. 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の制定と迷惑メール相談センターの設置

迷惑メールについては、インターネットの商用利用が可能となった平成5年以前から、受信者による同意を得ないで送られる広告・宣伝メールが存在し、またパソコン通信でも同様の送信行為が行われていましたが、ブロードバンドが普及する以前には、社会問題となるほどの大量送信は行われていませんでした。

その後、携帯電話による電子メールの急速な普及やブロードバンド化の進展に伴い大量の迷惑メールが送信されるようになり、平成13年頃から迷惑メールが大きな社会問題となったことを受け、平成14年7月に、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（以下「特定電子メール法」）が議員立法により制定され、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」）の改正と併せて、迷惑メールへの制度的な対応がとられました。

当協会の迷惑メール相談センターは、このような迷惑メール対策に関する社会的要請の高まりと制度的な対応を背景に設置され、業務の拡充を図りつつ現在に至っています。

1.1 迷惑メールの問題

「迷惑メール」とは何か、については、「迷惑」には様々な形が考えられる等、確たる定義はなく、様々な説明が行われていますが、社会的な問題となるような「迷惑な」メールについては、次のような一定の特徴を見ることができます。

例えば、同意の有無については、受信者の同意・承諾を得ずに送信される又は受信者が送信を拒否しても引き続き送信されるものであること、また、メールの内容から見た場合は、マルウェア感染、フィッシング（注）、架空請求等の詐欺行為や

個人情報や不正に取得することを目的としたもの、有害情報を含むものやチェーンメールが考えられます。更に、送信形態については、宛先に架空の電子メールアドレスを大量に含んで送信されるもの、一時に大量送信され電気通信設備に過大な負担を生じさせるもの、受信者の生活や業務に支障を及ぼすような頻度で送信されるものや送信者情報（メールヘッダーに表示される電子メールアドレスや送信元の IP アドレス等）や経路情報（メールが配送されてきた経路（サーバー）を示す情報）が偽装され、なりすまされているもの（以下「なりすましメール」）を挙げることができます。

迷惑メールに関する法律の規制については、「特定電子メール法」では、営利の主体が受信者の同意等なく送信する広告・宣伝の電子メール（特定電子メール法が規制対象とする「狭義の迷惑メール」）を、「特定商取引法」では、通信販売等で事前の承諾等なく個人に対して送信する電子メール広告を対象としています。また、例えば、詐欺目的のメールを送信し、受信者から金品をだまし取ると刑法上の詐欺罪に該当する等、迷惑メールに特化した規定がある法律以外の法律違反となることもあり、どのような迷惑メールが法律違反となるかはそれぞれの法律によって異なります。

迷惑メール相談センターにおいては、特定電子メール法の規制対象となる「狭義の迷惑メール」を中心としつつ、それに限らず、一般的に「迷惑」とされ、社会的に問題となっている、何らかの悪意ある目的を達成しようとして行なうなりすましメール、情報等を盗むために手段としてなりすましをするフィッシングメール、架空請求メール、恐喝メール、ウイルスメール、チェーンメール等の「広義の迷惑メール」も対象として、取り組みを行っています。

（注）フィッシング(Phishing)とは、実在する組織をかたって、ユーザーネーム、パスワード、アカウント ID、ATM の暗証番号、クレジットカード番号といった重要情報を詐取すること。

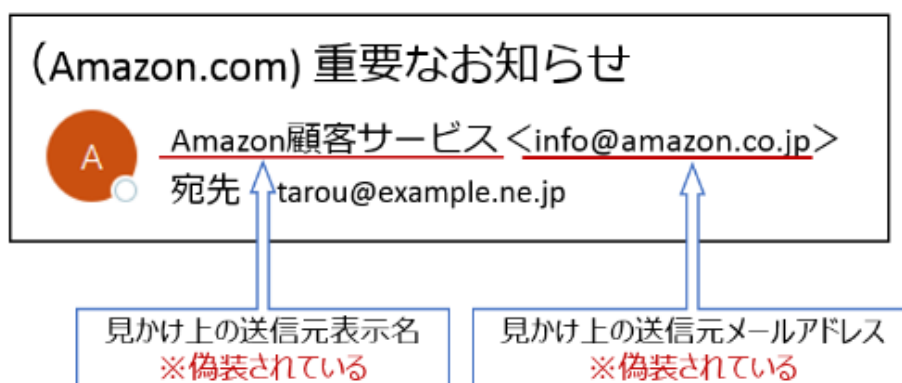
メールに関する相談内容の多くは、EC サイト、カード会社、銀行等になりすました偽メールを不特定多数に送信して、偽サイトに誘導し、ID やパスワード、クレジットカード情報等を入力させるフィッシングの手口となっています。

このようなフィッシングメールは、受信者に本物のメールであると信じさせるために、「送信元情報」に様々な偽装を行っています。

下記は、Amazon になりすましたフィッシングメールの事例です。

図表 2-1-1 パソコンのメールソフトで表示されるフィッシングメールの「送信元情報」が偽装された事例

■メールソフトで表示されるフィッシングメールの例



「送信元情報」の表示名が「Amazon 顧客サービス」、メールアドレスは正規のドメイン名である「amazon.co.jp」となっており、一見して Amazon からの本物のメールに見えます。

このように見かけ上の「送信元情報」を安易に信じてしまうと不審メールに騙されてしまいます。

メールの仕様上、図表 2-1-1 における受信者が見ることのできる「見かけ上の送信元表示名」「見かけ上の送信元メールアドレス」は、メールソフトやメールサービスの設定にて、任意に登録して送信することができます。

上記のことから、メールソフトに表示される「送信元情報」を見て、メールの真偽を確認することは困難です。

(出典) IPA 独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンター

<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/attention/2021/mgdayori20210921.html>

1.2 特定電子メール法による制度的な対策

平成11年にNTTドコモによるiモードが開始され、各社から同様のサービスが開始されたことに伴い、携帯電話による電子メールの利用が身近なものとなったこと、また、ブロードバンド化の急速な進展により、インターネットを利用して大量の電子メールが送信可能となったことを背景に、広告・宣伝の手段としての迷惑メールが大量に送信されるようになり、特に平成13年春頃から、携帯電話あての迷惑メールが大量に送信されるようになりました。

送信の形態としては、メールアドレスが電話番号とドメインの組み合わせで作成されていることに着目した送信者が、機械的に作成した電子メールアドレスあてに広告・宣伝メールを大量に送信するものであったため、トラヒックの集中による通信の遅延や迷惑メールの受信によるパケット料金の高額な負担（当時はパケット定額制が提供されていませんでした）や昼夜の時間を問わずに大量の広告・宣伝メールが送信される等、メール受信者（利用者）及び電気通信事業者における支障が多大なものとなってきました。

このように、迷惑メールが大きな社会問題となったことに伴い、平成14年に、特定電子メール法が制定されました。

特定電子メール法は、電子メールの送受信上の支障（受信者や電気通信事業者における支障）を防止する観点から、電子メールの送信について規制を行う法律です。

規制の対象となる電子メールは、主として、広告宣伝を行うための電子メールであり、そのような電子メールの送信者に対する義務等が規定されています。

平成14年の法律制定時においては、受信者から受信拒否の通知があった場合に広告宣伝メールの送信が原則として禁止される「オプトアウト方式」による規制が導入され、標題部に「未承諾広告※」と表示する等の表示義務が課せられました。また、架空電子メールアドレスをあて先とする送信の禁止や電気通信事業者がサービスの提供を拒否できる場合についての規定も設けられました。

その後、迷惑メール送信が巧妙化、悪質化したことに対応するため、平成20年の法改正において、「オプトイン方式」による規制が導入され、取引関係にある者への送信等一定の場合を除き、受信者の同意なく広告・宣伝メールを送信することが禁止され、受信者の同意を証する記録の保存が義務付けられるとともに、表示義務もオプトイン方式に対応したものとされる等、これまでに複数の改正が行われてきています。

1.3 当協会の「特定電子メール送信適正化業務を行う者」としての指定

特定電子メール法においては、違法に送信された特定電子メールの受信者等は所管大臣に対し、適切な措置をとることを申し出ることができるとされており、その場合、当該大臣は必要な調査を行い、適切な措置を講ずることとされています。

これについては、所管大臣は、申し出ようとする者への助言、指導や所管大臣から求められた場合に申出の事実関係の調査及び特定電子メール等に関する情報・資料の収集・提供業務（特定電子メール送信適正化業務）を行う者として、一定の基準を満たす公益法人を指定できると定められました。当協会は、平成14年7月10日にその指定を受けましたが、平成17年の法改正で登録法人による業務とされたことに伴い、平成17年11月1日当該登録を受け、登録送信適正化機関として当該業務を実施しています。

平成21年9月1日、内閣府の外局として消費者庁が創設されるにあたり、消費者庁が必要な措置を講じることができるよう法律が改正されました。これにより、主務大臣に内閣総理大臣が追加され、消費者庁と共同所管になり、その権限を委任された消費者庁長官が、行政処分、報告徴収、職員による立入検査等を行うことが可能となりました。

なお、平成21年の主な改正点は以下のとおりです。

- ・ 特定電子メール法に基づく措置命令を、総務大臣と消費者庁長官が共同で行うこととなりました。ただし、架空電子メールアドレスを宛先とする送信に関する措置命令は、通信ネットワーク環境の整備の観点から行われることから、引き続き、総務大臣が単独で実施することとなりました。

- ・ 総務大臣に加えて、消費者庁長官が、広告宣伝メール等の送信者又は送信委託者に対し、報告徴収や、職員による立入検査を行うことが可能になりました。
- ・ 特定電子メール法に違反する電子メールを受信した者が、総務大臣だけでなく、消費者庁長官に対しても、適切な措置をとるべきことを申し出ることが可能になりました。
- ・ 特定電子メール法に基づく登録送信適正化機関（特定電子メール法の円滑な執行を支援するための登録機関）の監督等を、総務大臣が内閣総理大臣と共同で行うことになりました。

1.4 迷惑メール相談センターの業務開始

特定電子メール法の成立を受け、平成14年6月1日に迷惑メール受信者へのアドバイス等の対応を目指す組織の立ち上げのため、当協会の調査研究部門の中に迷惑メール対応チームが組成されました。

対応チームでは、業務開始までの間、特定電子メール法の勉強、電話相談対応FAQの作成、スタッフの研修、指定法人申請等の準備を行い、7月10日より迷惑メール相談センターの業務を開始しました。

電話相談業務における初日の相談件数は16件、迷惑メール情報受付業務の情報提供受付件数は、表示義務違反が4件、再送信禁止義務違反が2件でした。

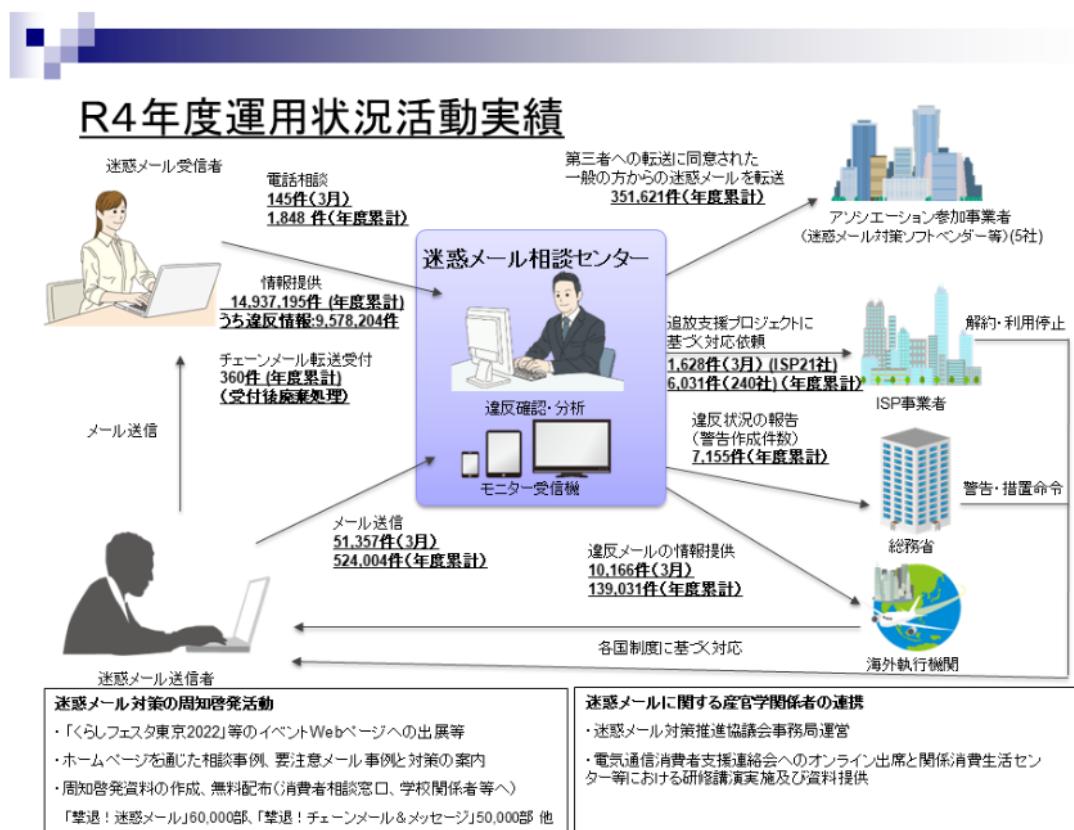
2. 迷惑メール相談センターの業務

迷惑メール相談センターでは、

- (1) 事前の同意なく送信される広告・宣伝メールを受信した者からの電話相談への対応
- (2) 特定電子メール法違反と思われる電子メールについて受信者からの情報提供の受け付け
- (3) 違法送信者が携帯電話や PC へ送信する迷惑メールの一部を迷惑メール相談センターのモニター受信機で受信
- (4) 上記(2)、(3)で収集した迷惑メールの内容等を分析、特定電子メール法違反のメールについて総務省・消費者庁に報告
- (5) 「迷惑メール追放支援プロジェクト」に基づく迷惑メールの送信元プロバイダーへの違反情報の提供
- (6) 海外執行機関との迷惑メール情報交換
- (7) 「迷惑メール情報共有アソシエーション」に基づく関連事業者間での迷惑メール情報の共有

等の業務を行っています。

図表 2-1-2 迷惑メール相談センターの運用状況（令和4年度）



2.1 電話相談業務（平成14年7月10日開始）

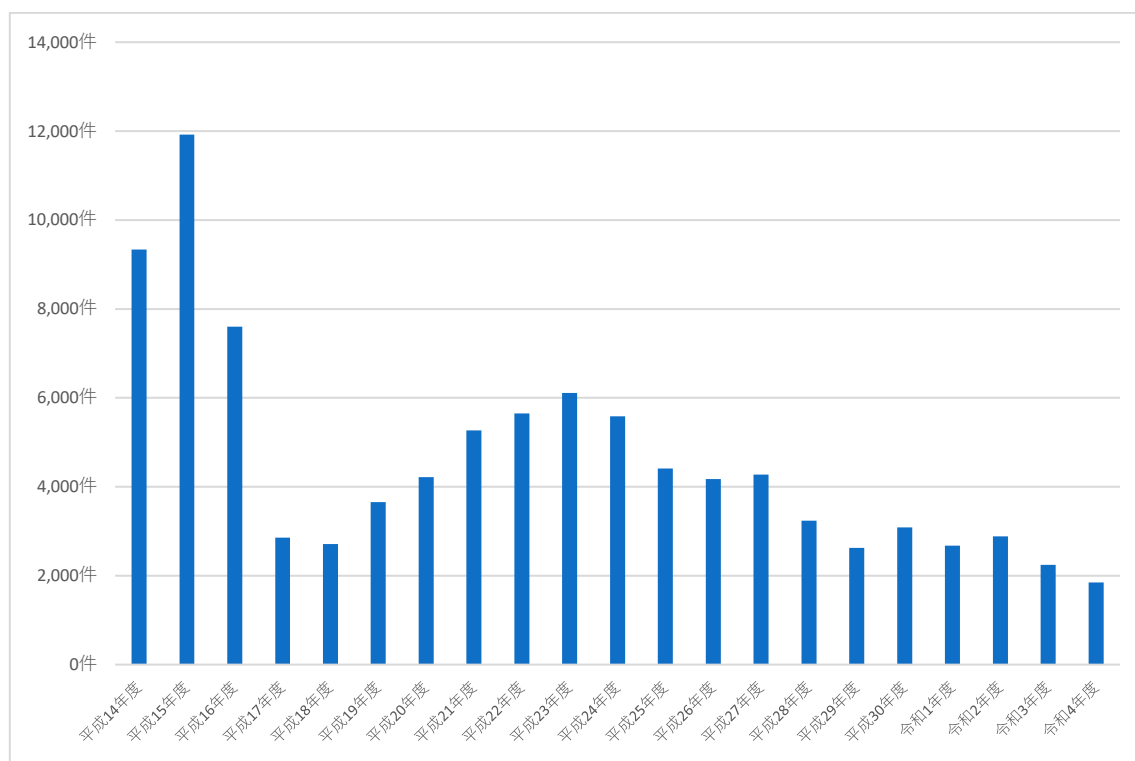
当センターでは、迷惑メールを受信された方からの相談を受け付けるため、専用の電話番号を設けています。

主な相談内容としては、特定電子メール法の規制対象となる広告宣伝メールに関する相談に限らず、なりすましメール、フィッシングメール、架空請求メール等に関する相談も多く寄せられています。

開設以来の相談受付件数の推移は図表 2-1-3 のとおりです。業務開始当初の状況から見ると、関係者による様々な対策の効果が反映されていると考えられる一

方、ここ数年においては、迷惑メール送信の巧妙化、悪質化が相談内容に反映されてきています。

図表 2-1-3 電話相談受付件数推移



2.2 迷惑メール情報受付業務（平成14年7月10日より開始）

当センターの開設以来、特定電子メール法に違反していると思われるメール情報を収集し、所管大臣による違反送信者への措置等に活用しています。

情報受付は、専用のメールアドレスを設けて迷惑メール情報の転送を受ける方法によって行っています。

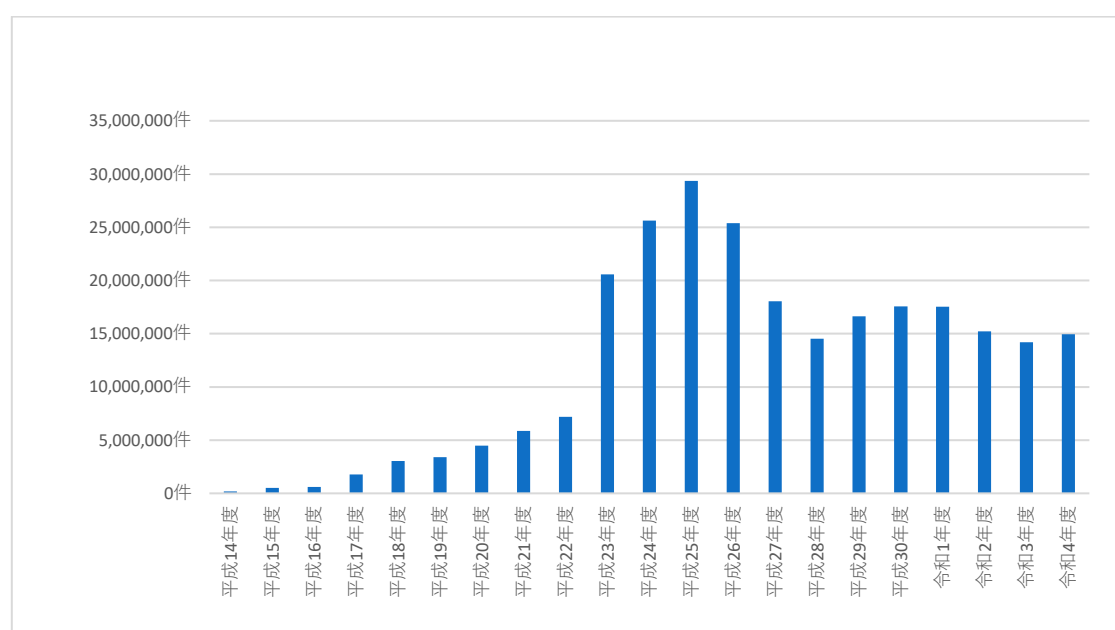
開設以来の情報受付件数推移は図表 2-1-4 のとおりです。

件数が平成23年から増加し、毎年1,500万件程度の件数が維持されている要因としては、当センターの認知度の向上や平成23年4月より、総務省で開発したプ

ラグインソフト（注）から転送（選択した電子メールを添付ファイルとして、一度の操作で最大 50 通まで選択し情報提供することが可能）された迷惑メール情報の受付を開始したことによる効果が大きく影響していると考えられます。

（注）迷惑メール情報提供用プラグイン <https://plugin.antispam.soumu.go.jp/>

図表 2-1-4 特定電子メール法違反メール情報受付件数推移



2.3 迷惑メール追放支援プロジェクト(平成 17 年 2 月開始)

プロバイダーによる迷惑メール送信防止策として、契約約款に基づく迷惑メール送信回線の停止措置が有効ですが、苦情申告の受付体制や事業規模等の違いから、各社間では対応に温度差が見られるのも実状です。

このため、特定電子メール法を所管する総務省が、どこにもオプトインしていないことが明確なモニター機で受信した迷惑メールの違法性を確認した上で、当該メールに関する情報を送信元プロバイダーに通知することにより、迷惑メール送信回線の利用停止措置等の円滑な実施を促す「迷惑メール追放支援プロジェクト」

を実施しており、当センターにおいて迷惑メール情報の収集・提供を行っています。

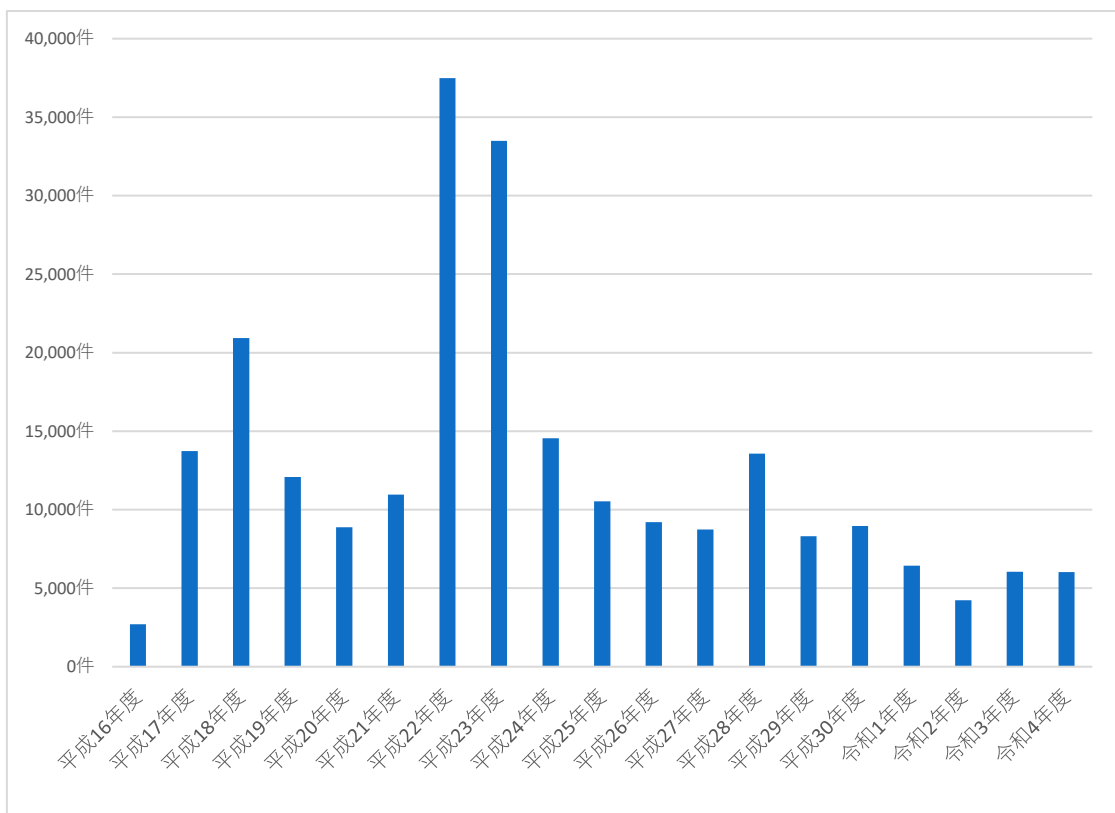
具体的には、

- (1) 迷惑メール相談センターに設置しているモニター機を利用して、
- (2) 当該モニター機が受信した広告・宣伝メールの違法性（オプトイン違反）を総務省が確認し、
- (3) 携帯電話事業者等から得られるメールのヘッダー（経路）情報分析を通じて送信元プロバイダーを特定し、
- (4) 当該プロバイダーに違法メールに関する情報提供を行うことにより、
- (5) 契約約款に基づく措置（利用停止、警告等）を促す、

ものとなっています。

<https://www.dekyo.or.jp/soudan/contents/info/index.html>

図表 2-1-5 国内 ISP 通報件数推移（モニター機で受信した特定電子メール法違反が確認されたメールに関する情報の ISP への通知）

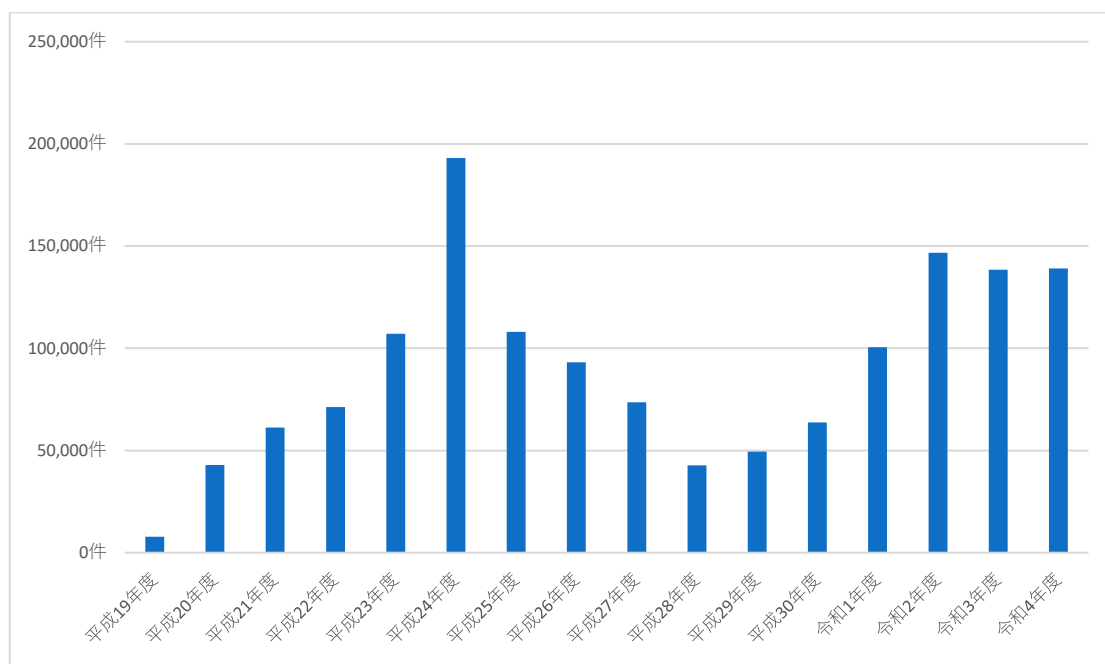


2.4 海外執行機関との迷惑メール情報交換（平成19年12月開始）

国内着信の迷惑メールについては、海外から送信される迷惑メールが依然として大きな割合を占めており、海外発の迷惑メールを減少させることが迷惑メール対策の重要な課題の一つとなっています。

このため、海外から送信される特定電子メール法違反の電子メールについて、カナダをはじめ8か国の海外執行機関に対し、迷惑メール送信者に対して各国の法令やプロバイダーの契約約款等に基づく対処を行うよう促すため、当該機関との間で、モニター機が受信した広告・宣伝メールの違法性（オプトイン違反）を総務省が確認した上で、収集した迷惑メール情報の交換を行っています。

図表 2-1-6 外国の迷惑メール対策法令の執行機関に対する特定電子メール法違反メールの情報提供件数推移



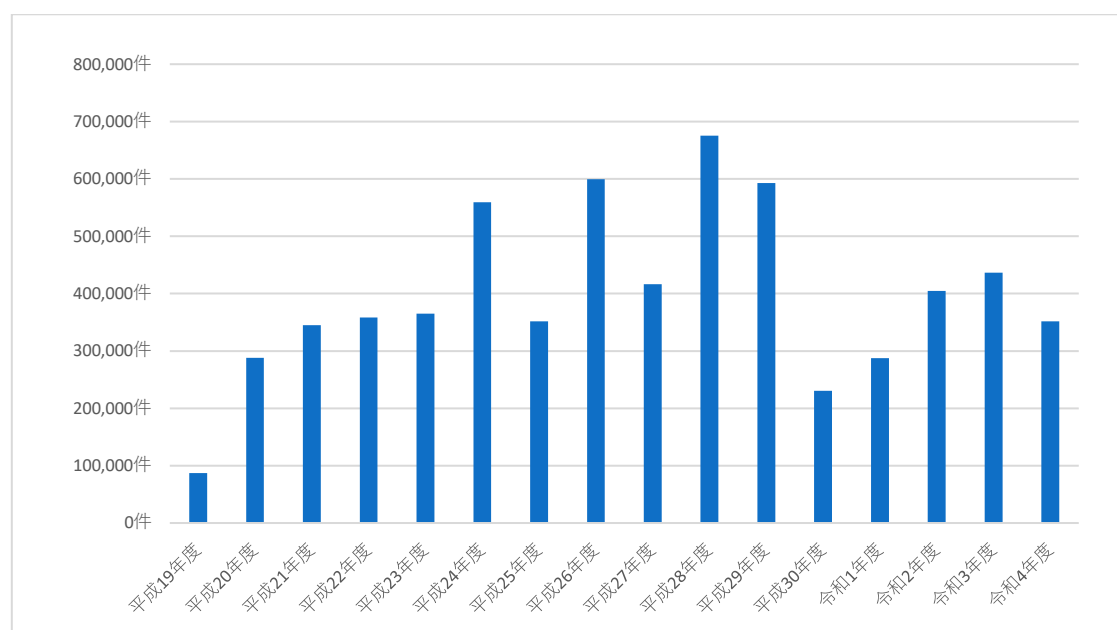
2.5 迷惑メール情報共有アソシエーション（平成20年1月開始）

迷惑メールのフィルタリングサービスを充実させるためには、迷惑メールと判定するためのデータベースの精度向上が不可欠です。

このため、当センターでは、平成20年1月に「迷惑メール情報共有アソシエーション」を組成し、専用のメールアドレスを設置して、迷惑メール対策に関連する事業者間での迷惑メール情報の共有を図っています。

予め情報提供に同意していただいた迷惑メール受信者の方々からの提供情報は、迷惑メール対策に関連する参加事業者間で共有され、迷惑メール判定精度の向上に利用されています。

図表 2-1-7 迷惑メール対策ソフトベンダー等への迷惑メール情報
転送件数推移



2.6 「迷惑メール対策推進協議会」事務局業務(平成20年11月開始)

平成20年11月に、迷惑メール対策関係者の緊密な連絡を確保し、効果的な迷惑メール対策の推進に資することを目的とした「迷惑メール対策推進協議会」(座長：新美 育文 明治大学名誉教授)が設立されたことに伴い、当センターが本協議会の事務局を務めています。

本協議会については、迷惑メール送信手法が巧妙化、悪質化し、また、海外からの迷惑メールの送信が増大している中で、法律等による制度的な方策のみならず、技術的な対策、電気通信事業者による自主的な措置、利用者への周知啓発・相談体制の充実、国際連携の推進等の総合的対策が必要とされ、迷惑メール関係者が連携して効果的な対策の実施に取り組んでいくことが強く求められていたことから、電気通信事業者、送信事業者、広告事業者、配信 ASP 事業者、セキュリティベンダー、各関係団体、消費者、学識経験者、関係省庁等、迷惑メール対策に関わる関係者が幅広く集まり、迷惑メール対策を効果的に推進することを目的として設立されたものです。

本協議会は、令和5年5月現在、55の構成員で構成されています。平成20年11月に開催された第1回会合で、迷惑メールの追放に向けた決意と具体的に講ずるべき措置等をまとめた「迷惑メール追放宣言」を採択し、平成22年7月には「なりすましメール撲滅プログラム」を公表しています。

平成21年以降、幹事会を中心として「迷惑メール対策ハンドブック」を毎年作成しており、10年目の平成30年からはハンドブックの体裁等を改め、「迷惑メール白書」として作成しています。

技術 WG では、平成21年に、「送信ドメイン認証技術導入マニュアル」の初版を、平成23年に第2版を作成、令和3年には、DMARC を盛り込んだ改訂版(第3版)を発行しました。

他にも、平成23年に、リーフレット「電子メールのなりすまし対策－送信ドメイン認証技術でなりすましを防ぐ－」(平成24年第2版、平成29年第3版、平成30年第4版)を、平成22年に、リーフレット「なりすましメール撲滅プログラ

ム～送信ドメイン認証技術普及工程表～」（平成24年第2版、平成25年第3版）を作成する等、迷惑メール対策技術の普及の検討等を行ってきています。

本協議会の主な活動内容としては、「迷惑メール白書」を活用した迷惑メール防止技術の普及促進等の取組を行っています。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面での実施が困難になった時期には、令和2年7月の第12回総会はメール審議方式で開催、令和3年7月9日の第13回総会は、オンライン方式で開催しています。

同様の事情で、令和元年度、令和2年度、令和3年度における、(4)各地の消費生活センター・全国消費生活相談員協会における講演、(5)総務省総合通信局主催の電気通信消費者支援連絡会における講演は、オンライン方式で開催しています。

- (1) 技術 WG の開催（年に数回開催）
 - ・送信ドメイン認証技術の普及状況等の最新状況の報告
 - ・各テーマにおける現在の状況の報告
- (2) 迷惑メール対策推進協議会総会の開催（開催日は、基本、7月10日（※））
（※）「迷惑メール相談センター」が開設された7月10日を新たに迷惑メール対策の周知強化日「Stop！迷惑メールの日」としており、基本、この日で日程調整
- (3) 「迷惑メール白書」の発行（7月10日）
（全国の公立図書館や大学・高等専門学校等の図書館へ約2,000部を寄贈）
- (4) 消費生活センターにおける講演（年に数回開催）
- (5) 総務省総合通信局主催の電気通信消費者支援連絡会における講演（年に数回開催）

図表 2-1-8 送信ドメイン認証技術導入マニュアル



図表 2-1-9 迷惑メール対策推進協議会総会

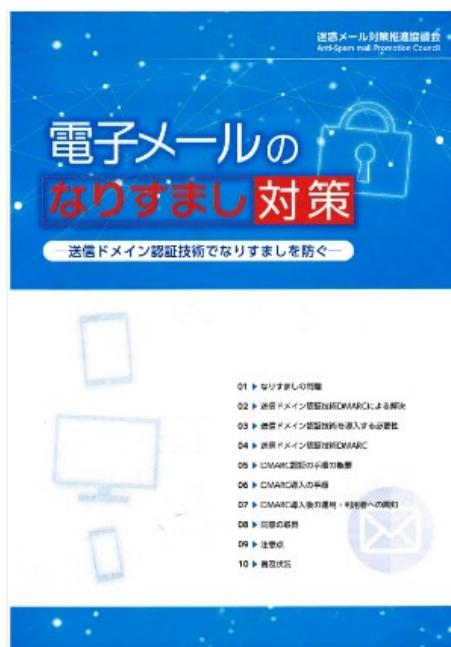
迷惑メール対策推進協議会第12回総会（2019年7月10日開催）



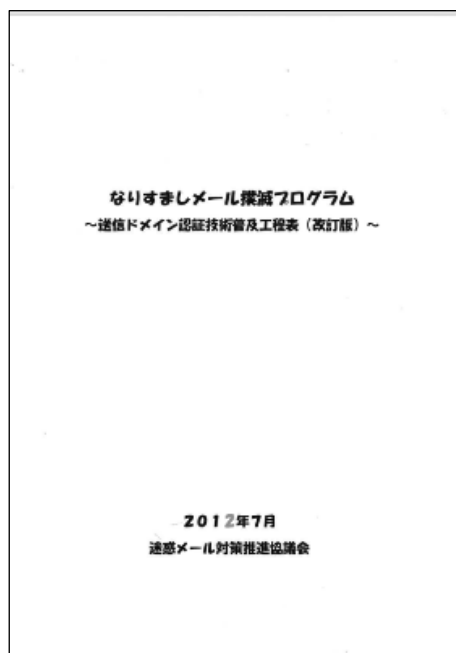
図表 2-1-10 迷惑メール白書



図表 2-1-11 電子メールのなりすまし対策



図表 2-1-12 なりすましメール撲滅プログラム
～送信ドメイン認証技術普及工程表～



2.7 調査研究業務

当センターでは、開設以来、迷惑メールに関する種々の調査研究を行っていますが、その主なものとして、平成15年から毎年、「迷惑メール対策のための技術動向調査」を実施し、迷惑メールを送信・受信を防止するための技術動向や電気通信事業者が利用者へ提供する迷惑メール防止技術等について、総務省に報告しています。

総務省では、上記の当センターの報告を受けて、「総務省ホームページ」上の「電気通信消費者情報コーナー 迷惑メール対策 技術的解決策 迷惑メール対策技術の開発及び導入状況についての公表」のコーナーで、特定電子メール法第13条（注）に基づき、毎年、迷惑メール対策技術の開発及び導入の状況を公表しています。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/m_mail.html

(注) 特定電子メール法

第13条(研究開発等の状況の公表)

総務大臣は、毎年少なくとも一回、特定電子メール等による電子メールの送受信上の支障の防止に資する技術の研究開発及び電子メール通信役務を提供する電気通信事業者によるその導入の状況を公表するものとする。

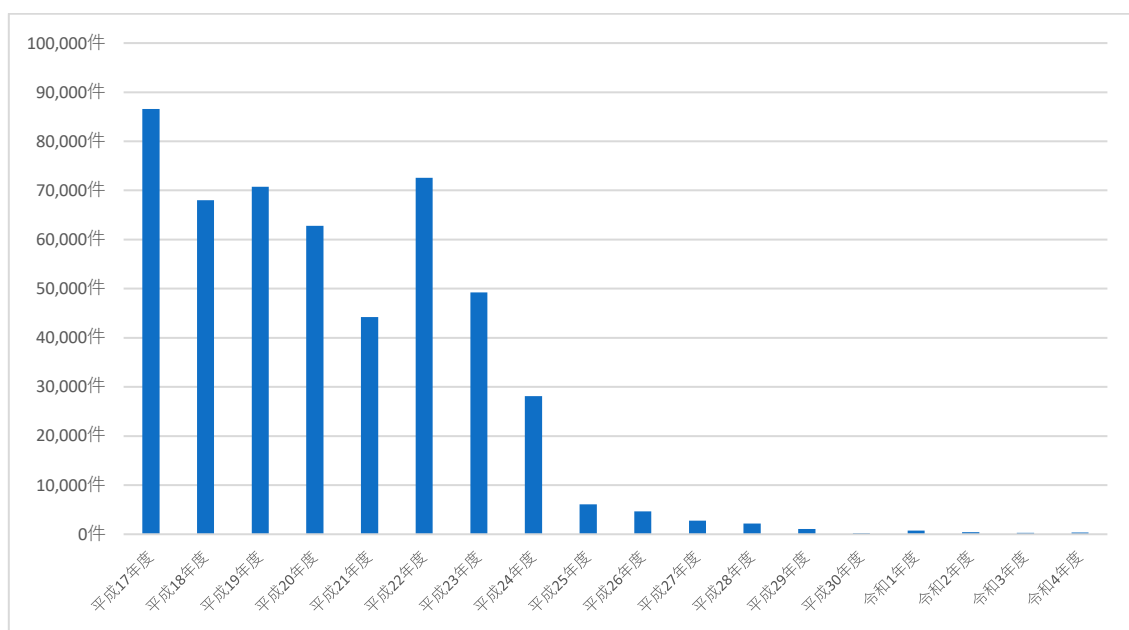
2.8 チェーンメールの転送受付（平成17年7月開始）

チェーンメールは、いわゆる「不幸の手紙」のメール版で、「誰かに送らなければ不幸になる」、「危害を加える」等、脅迫的な内容が多いことから、転送しないことによる不安を解消し、チェーンメールの拡散を防ぐため、平成17年7月からチェーンメールの転送受付を開始し、チェーンメールの捨て場所となるアドレスを以下のURLで提供しています。

<https://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/tensou.html#taisaku>

こうした取組により、チェーンメール転送受付件数は、大幅に減少しています。

図表 2-1-13 チェーンメール転送受付件数推移



2.9 周知啓発活動

当センターでは、迷惑メール対策に関する情報について、様々なチャネルを通じて情報発信しています。

●ホームページでの情報発信

迷惑メールを知る、防ぐ、予防する、迷惑メール対策技術といった観点から、最新の情報を具体的かつできる限り分かりやすく情報発信を行っています。

特に、最近では、スマートフォンの急速な普及に伴う迷惑メールのリスクの増大等を踏まえた情報提供を行っています。

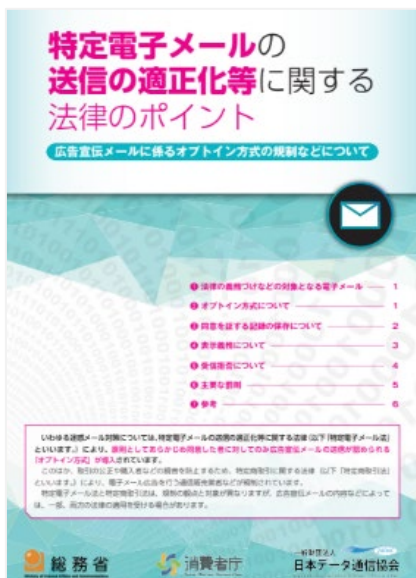
●くらしフェスタへの出展

東京都では、毎年10月を消費者月間とし、消費者団体、市民団体、事業者、行政が一堂に会し、消費生活に役立つ最新情報を発信する「交流フェスタ」を開催しています。当センターは、継続的に本フェスタに参加し、迷惑メール対策に関するパネル展示を行い、迷惑メールの予防方法や受け取ってしまったときの対応策の紹介等を行っています。

●啓発ツール作成

本センターでは、次の周知啓発ツールを作成、公表しており、関係機関等において幅広く活用されています。

図表 2-1-14 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律のポイント



特定電子メール法を分かりやすく解説しています。

図表 2-1-15 撃退！迷惑メール



迷惑メールを受け取らないための工夫やスマートフォンのセキュリティ、インターネットを利用する際の注意点等を説明しています。消費生活センター等へ配布。

図表 2-1-16 詐欺メール対策リーフレット「そのメール、詐欺カモ！？」



「メール de 詐欺」の事例とだまされないための注意点を説明しています。消費生活センター等へ配布。

図表 2-1-17 撃退！チェーンメール&メッセージ



チェーンメールを転送してはいけない理由、SNS で広がるチェーンメッセージ・デマへの対応等について説明しています。中学校へ配布。

3. 迷惑メール対策の動向と迷惑メール相談センターの今後の取組み

3.1 迷惑メールの全体的な傾向

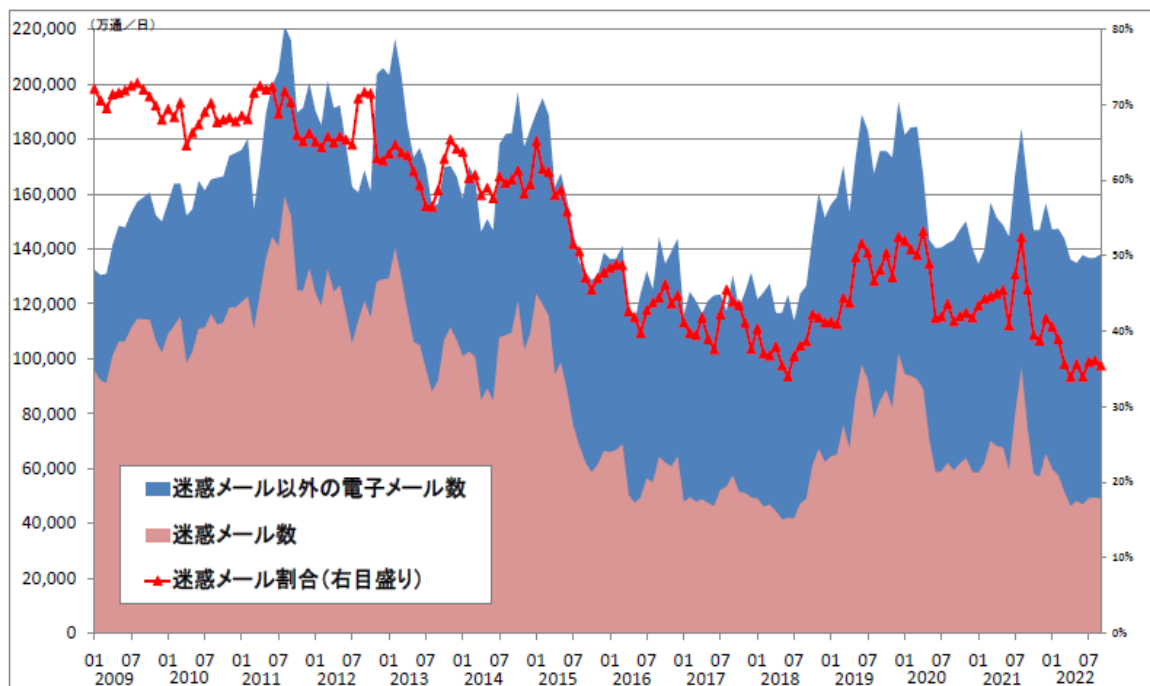
我が国では、迷惑メールが社会問題になったことを受けて、関係者により様々な迷惑メール対策が講じられてきました。

迷惑メールフィルターを利用することによって、なりすまし対策が進んだことにより、迷惑メールの占める割合は、データを取り始めた平成21年当時の70%超と比べて減少し、令和4年9月時点で約36%となる等、全体として減少しました。(図表2-1-18)

しかし、最近の迷惑メールは、迷惑メールフィルターを回避する手法等が使われるようになってくる等、迷惑メールフィルター利用の効果についても、安心できるような状況ではなくなってきています。

迷惑メールフィルターで捕捉できた特定電子メール法の対象の「狭義の迷惑メール数」は36%に減少していますが、6割強を占める「狭義の迷惑メール以外のメール数」の中に、迷惑メールフィルターをすり抜けた、「なりすましメール」が多く含まれており、金融機関、クレジットカード会社、ショッピングサイト等を偽装した「なりすましメール」が、利用者の受信ボックスに届いてしまう多くのメールがあるというのが実情です。

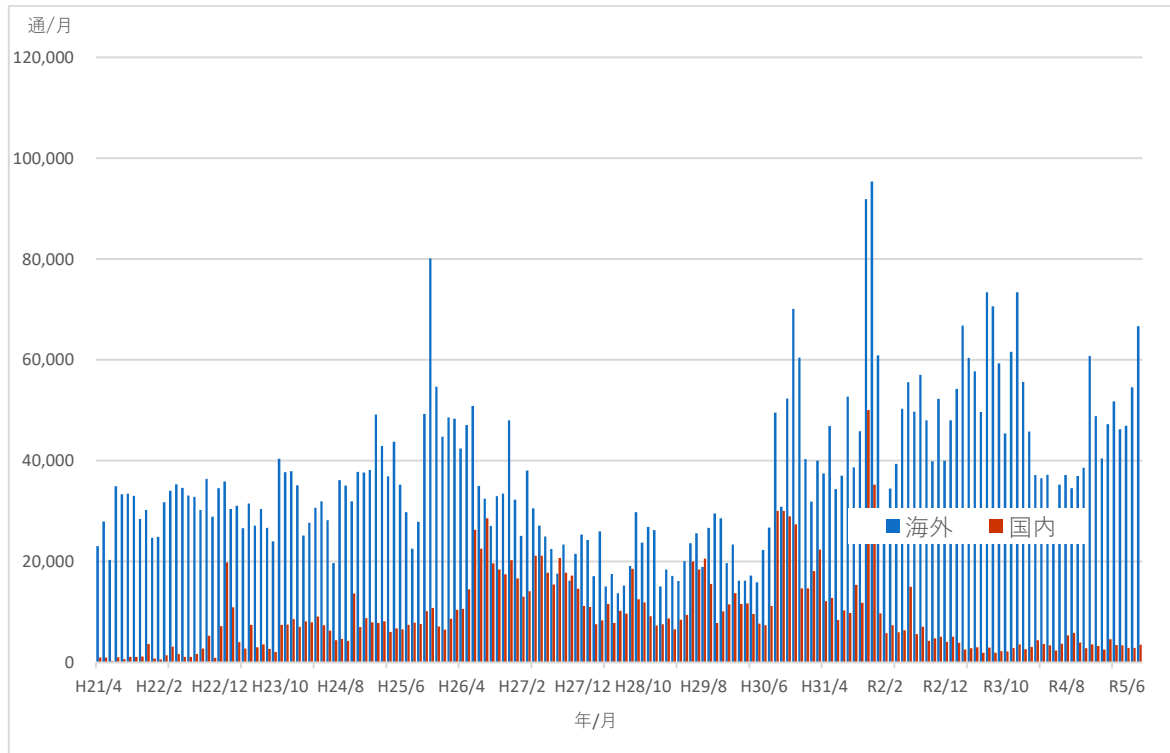
図表 2-1-18 国内 ISP における迷惑メール数・割合の推移
(令和4年9月時点)



出典：総務省「電気通信事業者10社の全受信メール数と迷惑メール数の割合 (2022年7月まで)」

当センターの調査分析によれば、我が国に到着した迷惑メール（PC+携帯）の9割以上が海外発となっています。（図表 2-1-19）

図表 2-1-19 我が国に到着した迷惑メール（PC+携帯）の国内・海外発の推移



出展：（一財）日本データ通信協会迷惑メール相談センター調べ
（センターのモニター機で受信した情報を分析したもの）

3.2 制度的な対策の状況

前述 1、1.1、1.2、1.3 で記述したとおり、特定電子メール法については、平成 14 年の法制定以降、複数の改正が行われてきています。

そのうち、平成 17 年改正においては、迷惑メール送信の巧妙化、悪質化に対応するため、送信者情報を偽って電子メールを送信することが禁止され、これに違反した場合には直接刑事罰（1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金）が科されることとされました。また、規制対象が、個人以外の者あてのメール（法人等の事業用アドレス）にも拡大されています。

平成20年改正においては、依然として巧妙化、悪質化する迷惑メールや、外国から送信される迷惑メールに対応するため、オプトイン方式による規制が導入されています。

また、法の実効性の強化を図るため、法人に対する罰金額を従来の100万円以下から3,000万円以下に引き上げる等、罰則が強化されるとともに、法違反者の特定に資するため、送信された電子メールの電子メールアドレスやIPアドレス等の契約者情報提供を保有するISP等に対し、総務大臣が当該情報の提供を求めることが可能とされました。更に、電子メールの送信を委託した者（送信委託者；海外に送信を委託した者を含む。）についても電子メールの送信の方法の改善に関し必要な措置等を命ずることができることとされるとともに、総務大臣が迷惑メール対策を行う外国執行当局に対し、その職務に必要な情報を提供できるようになりました。

3.3 技術的対策や関係事業者による取り組み

迷惑メールの送信手法を見ると、できるかぎり受信者に到達させるために、ここ数年、SMSを用いた、個人情報をも不正に取得する目的のなりすましメール、フィッシングメール、ワンクリック詐欺を誘引するメール、架空請求メール等が確認されることが多くなっており、その巧妙化・悪質化が進んでおり、これに対応するため、様々な技術的な対策が講じられてきました。

主な対策の1つとして、迷惑メールの送信行為を把握しにくくする目的で、ISPのメールサーバーを経由せずに直接メール送信を行おうとする場合に、これをブロックする手法である「OP25B」（注1）があり、国内のISPの多くが採用するに至っています。

（注1）OP25Bとは、Outbound Port 25 Blockingの略称で、迷惑メールの送信対策として、メールの送信に使われる25番ポートでのメール送信を規制する仕組みです。迷惑メール送信業者の多くは、契約先のプロバイダーのメールサーバーを経由せず、動的IPアドレスを割り当てられた独自のメールサーバーから、直接送り先のメールサーバー宛てにメールを送信しています。このようなプロバイダーのメールサーバーを経由しない動的IPアドレスからのメール送信を行わせないようにするのが、OP25Bです。

また、迷惑メールのほとんどは、メールの送信者を特定しづらくするために、メールの送信者情報の偽装を行うことがあります。迷惑メールのうち、送信者情報を偽装するなりすましメールへの対応に有効なものとして、「送信ドメイン認証技術」(注2)があります。

(注2) 送信ドメイン認証技術とは、受信側が、電子メールを送信した側のドメイン名の正当性を確認することができる技術で、送信側での設定と受信側での検証とにより対応するものです。

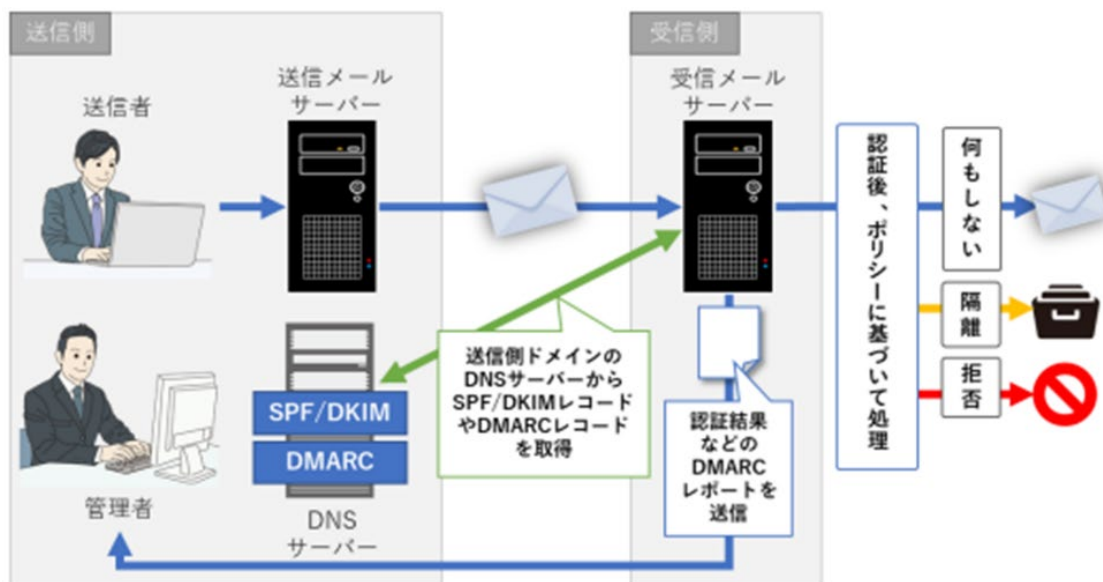
送信ドメイン認証技術には、(1)送信メールサーバーのIPアドレスを元に認証する技術(SPF: Sender Policy Framework)、(2)送信メールサーバーで作成した電子署名を元に認証する技術(DKIM: Domain Keys Identified Mail)、(3)それら認証の結果を元にして、認証に失敗した電子メールの取扱いを送信側で宣言すること等を可能とする技術(Domain-based Message Authentication, Reporting & Conformance)があります。

この「なりすまし」については、送信側と受信側のメールサーバーの双方が送信ドメイン認証技術に対応することで、正規のメールサーバーから送信されたメールかどうかを受信側で確認することができます。

「なりすましメール」への対応には、送信ドメイン認証技術が有効であり、送信側でSPF、DKIM、DMARCの設定がなされている場合に、受信側では受信メールサーバーで認証を行い、その結果を次のような様々な方法で利用することができます。

- (1) 認証結果のラベリング及びフィルタリング受信メールサーバーで、配送する電子メールのメールヘッダーに、認証結果を示した情報(Authentication-Resultsヘッダー)を付加して記録(ラベリング)することができます。この記録を用いることで、ISPやメールソフト(MUA)により、認証に成功したメールを優先して表示することや、認証に失敗したメールを迷惑メールフォルダー等に振り分ける(フィルタリング)ことが可能となります。
- (2) DMARCポリシーに従った処理送信側でDMARCポリシーが設定されている場合には、受信メールサーバーで、認証結果とそのDMARCポリシーに基づいてなりすましメールの処理ができます。海外や国内の一部ISPでは、既にDMARCポリシーに基づいてなりすましメールを排除すること(受信メールサーバーで、認証に失敗した電子メールの受信を拒否・隔離すること)に成功しています。

図表 2-1-20 送信ドメイン認証（受信側）



現在、国内で流通するメールの約 9 割が当該技術に対応しており、認証結果に基づくフィルタリング等も進みつつありますが、今後は送信側の対応を一層進めるとともに、受信側における認証結果の更なる効果的な活用等が必要とされています。

その他、携帯電話事業者やプロバイダーは、利用者に迷惑メールを受信させないための様々な迷惑メールフィルターの提供や周知・啓発及び迷惑メールを送信させないための送信通数制限や利用停止措置等の対応を図ってきており、また、セキュリティベンダーにおいては、迷惑メールの状況レポートの作成、迷惑メール対策の新技术の開発、標準化や迷惑メール対策製品の性能向上等の取り組みを行っています。更に、利用者からの適正な同意の取得等、広告関係者による健全性を確保したメールマーケティングの実施や配信サービス事業者によるメールの適切な配信確保のための取り組み等も進められています。

一般消費者が利用するメールサービスの迷惑メール対策を一覧で公開することにより、利用者のセキュリティ意識を高めるとともに、メールサービスの選択、利用方法の検討等の参考にしてもらうため、迷惑メール対策推進協議会事務局をしている当協会から通信関連業界 4 団体に対し、一般利用者向けの電子メールサー

ビス事業者による送信ドメイン認証実施状況と OP25B 実施状況の調査を毎年行い、以下のとおり、公表しています。

- (1) 「迷惑メール相談センター」 → 「迷惑メール対策技術」 → 「4-2-1 送信ドメイン認証実施状況」 → 「各プロバイダー（ISP）、CATV(ケーブルテレビ)、モバイル事業者、フリーメール事業者における送信ドメイン認証実施状況)

<https://www.dekyo.or.jp/soudan/contents/auth/index.html>

- (2) 「4 迷惑メール対策技術」 → 「4-1-1 OP25B 実施状況」 → 「各プロバイダー（ISP）、CATV(ケーブルテレビ)、モバイル事業者、フリーメール事業者における OP25B 実施状況」

<https://www.dekyo.or.jp/soudan/contents/taisaku/i2.html>

3.4 国際連携に向けた取組状況

迷惑メールの 9 割以上が海外から送信されている状況を踏まえ、官民における国際的な連携が進められています。多国間での連携の枠組みとして、平成 16 年に、迷惑メール対策を行う執行当局等が「国際的スパム執行協力に関するロンドン行動計画（London Action Plan：LAP）」に合意し、定期的に執行機関相互の情報交換等を行っており、政府関係者に加え、当センターからも会合への出席を行っています。

平成 26 年 10 月には、アジア地域で初めて LAP の第 10 回会合(LAP10 TOKYO)が東京で開催され、我が国はホスト国として事務局を務め、アジア諸国の迷惑メール対策強化について議論が行われました。さらに、平成 28 年 9 月には、LAP は、その活動内容に合わせて、未承諾通信執行ネットワーク（UCENet：Unsolicited Communications Enforcement Network）に名称を変更しています。

UCENet の全体会合としては、平成 28 年 10 月、フランス・パリで第 12 回会合が、平成 29 年 10 月、カナダ・トロントで第 13 回会合が、平成 30 年 10 月、米国・ニューヨークで第 14 回会合が、令和元年 10 月、カナダ・モントリオールで第 15 回会合が、関係者が実際に一堂に会しての会議、いわゆる「リアル会議」で開催され、毎回、米国、英国、カナダ等各国の迷惑メール対策機関から迷惑メールの取締り等の法執行状況の報告が行われ、迷惑メール削減に向けた対応が協議されています。

令和3年12月のUCENet会合は、新型コロナウイルス感染症対応のため、「オンライン会議」形式で開催されました。

また、二国間等での取組みについては、総務省と経済産業省が、カナダ、英国、フランス、ドイツとの間で、迷惑メール対策における連携について、個別に共同声明や共同宣言を策定しています。また、我が国とスイスとの間で結ばれた経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）の協力条項において、迷惑メール対策における連携が言及されています。更に、前述のとおり、当センターにおいて、海外執行機関等との間での迷惑メール情報の交換を行っています。

3.5 迷惑メール相談センターの今後の取組み

前述「3.1 迷惑メールの全体的な傾向」、「3.3 技術的対策や関係事業者による取組み」で記載したとおり、これまで、我が国の迷惑メール対策については、様々な関係者が、その撲滅に向けて、特定電子メール法等による制度的対策、送受信を防止するための技術的対策、電気通信事業者等による自主的な取組み、国際連携や周知・啓発活動等を進めてきており、その成果を挙げてきました。

迷惑メールフィルターを利用することによって、なりすまし対策が進んだことにより、迷惑メールの占める割合は、データを取り始めた平成21年当時の70%超と比べて減少し、令和4年9月時点で約36%となる等、全体として減少しました。

しかし、最近の迷惑メールは、迷惑メールフィルターを回避する手法等が使われるようになってくる等、迷惑メールフィルター利用の効果についても、安心できるような状況ではなくなっています。

迷惑メールフィルターで捕捉できた特定電子メール法の対象の「狭義の迷惑メール数」は36%に減少していますが、6割強を占める「狭義の迷惑メール以外のメール数」の中に、迷惑メールフィルターをすり抜けた、「なりすましメール」が多く含まれており、金融機関、クレジットカード会社、ショッピングサイト等を偽装した「なりすましメール」が、利用者の受信ボックスに届いてしまう多くのメールがあるというのが実情です。

前述のとおり、我が国に到着する迷惑メールの発信元は海外発であることから、海外発の迷惑メールの数を減少させるためには、前述「2.4 海外執行機関との迷惑メール情報交換」で記載した「外国の迷惑メール対策法令の執行機関に対する特定電子メール法違反メールの情報提供」が大きな効果を出すことが課題になります。引き続き、注視していく必要があります。

当センターとしては、モニター機で受信した迷惑メール情報について、調査・分析能力を更に高めることにより、利用者相談の充実や特定電子メール法の執行及び電気通信事業者等による取り組みへの一層の貢献を図りつつ、技術的な対策の強化や周知活動を含めた、国内の関係者の連携及び国際連携の更なる充実・拡大に向けた積極的な取り組みを図っていくことが使命と考えています。

当センターの設立から20年余が経過し、迷惑メールフィルターをすり抜けた、「なりすましメール」が利用者に届いてしまう等、迷惑メール対策も新たな段階に入りつつあると言える今、今後とも当センターの知識・経験を最大限活用して社会的要請に応じていくべく、関係者の更なるご理解・ご協力を真にお願いするところです。

第2章

電気通信個人情報保護推進センター

1. 個人情報保護法を取り巻く今日までの動向

個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）は、平成15年に制定（平成17年4月1日全面施行）されました。「個人情報」の適正な取り扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、「プライバシー」の保護を含む個人の権利利益を保護することを目的とする法律（「一般法」）です。

個人情報保護委員会は、個人情報保護法の成立と改正に関する経緯や動向について年譜を公表しています。（図表2-2-1参照）

図表 2-2-1 個人情報保護法の成立及び改正に関する主な経緯
 (「個人情報保護法の基本」より抜粋)

個人情報保護法の成立と改正経緯

1970年代～ 公的部門におけるコンピュータによる情報化の進展、欧米におけるプライバシー保護やデータ保護に関する立法の導入

1975年(昭和50年)～地方公共団体における個人情報保護条例※制定

※ 電子計算機処理：東京都国立市(1975年)、岩手県紫波町・東京都世田谷区(1976年)など
 ※ 個人情報一般：福岡県春日市(1984年)、政令都市として川崎市(1985年)、都道府県として神奈川県(1990年)など

昭和63年制定法

1988年(昭和63年) 行政機関電算機個人情報保護法※成立 1990年(平成2年)10月全面施行

※ 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律(昭和63年法律第95号)

官民通ずるIT社会の急速な進展、国際的な情報流通の拡大、
 プライバシー等の個人の権利利益侵害の危険性・不安感増大

2003年(平成15年) 個人情報保護法等※成立 2005年(平成17年)4月全面施行

※ その他、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号、行個法)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(同第59号、独個法)、情報公開・個人情報保護審査会設置法(同第60号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(同第61号)

平成15年制定法

平成15年改正法

法施行後約10年が経過。情報通信技術の発展により、制定
 当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

2014年(平成26年) 特定個人情報保護委員会 設置

2015年(平成27年) 個人情報保護法 改正 2017年(平成29年)5月全面施行

平成27年改正法

2016年(平成28年) 個人情報保護委員会 設置(民間部門の一元化)

2016年(平成28年) 行政機関個人情報保護法等 改正 ※ 2017年(平成29年)5月全面施行

※ 行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第51号)による行個法及び独個法の改正

平成28年改正法

3年ごとに見直し規定に基づき、国際的動向、情報通信技術の
 進展、新産業の創出・発展の状況等を勘案して検討・措置

2020年(令和2年) 個人情報保護法 改正 ※ 3年ごとに見直し規定に基づく初の改正 2022年(令和4年)4月全面施行

令和2年改正法

2021年(令和3年) 個人情報保護制度の官民一元化※ 2022年(令和4年)4月一部施行
 2023年(令和5年)4月全面施行

※ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)による個人情報保護法の改正、行個法及び独個法の廃止等

令和3年改正法

1.1 個人情報保護法の改正に関する主な経緯(1)～平成27年の改正～

個人情報保護法は平成27年に法律の改正が行われ、公布されました(「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号、以下「平成27年改正法」という。)」平成29年5月30日全面施行)。

個人情報保護法が平成17年に全面施行されて以降しばらくは、個人情報保護法を取り巻く環境の変化は少なく、「個人情報の保護に関する基本方針」の一部変更にとどまるものでした。具体的には、次の内容です。(個人情報保護委員会「個人情報保護法の成立及び改正に関する主な経緯」より)

平成 20 年（2008 年）

過剰反応への配慮、プライバシーポリシー等の促進等の盛り込み

平成 21 年（2009 年）

個人情報の保護に関する法律の所管が内閣府から消費者庁に移管

個人情報保護法の改正に向けた動きが活発になるのは平成 25 年（2013 年）以降になります。個人情報保護法を取り巻く環境について、内閣官房 IT 総合戦略本部（当時）が「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱（平成 26 年 6 月 24 日）」を公表しました。

●制度見直し方針の背景と方向性

- ・ 個人情報保護法（現行法は 2003 年制定）の制定から 10 余年が経過している
- ・ 情報通信技術が飛躍的に進展し、制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能になっている
- ・ 多種多様かつ膨大なデータ、いわゆるビッグデータの収集・分析が可能となり、パーソナルデータを含むビッグデータの適正な利活用ができる環境の整備等が求められている
- ・ 個人情報に該当するかどうかの判断が困難となり、自由な利活用が許容されるのが不明確な「グレーゾーン」が発生・拡大している
- ・ パーソナルデータの利活用に当たって、保護すべき情報等の範囲や事業者が遵守すべきルールが曖昧になりつつある
- ・ 事業活動がグローバル化し、国境を越えて多くのデータが流通し始めている

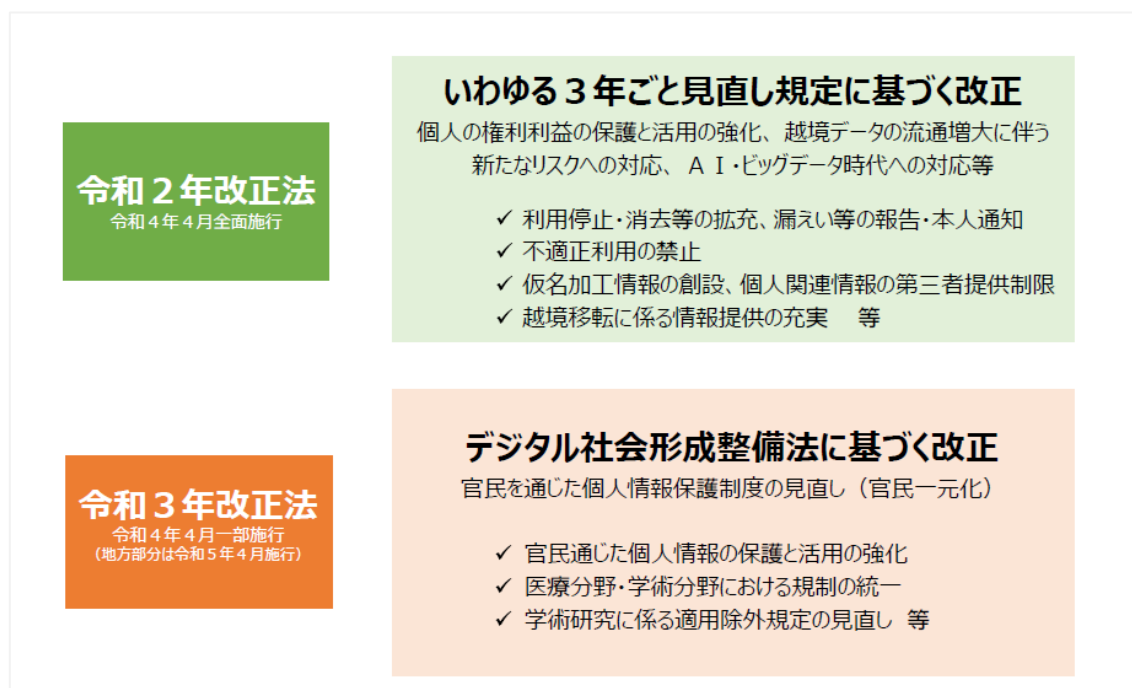
かかる個人情報保護法の大幅な改正が行われた背景には、デジタルプラットフォームのように、行政機関に匹敵するビッグデータとしての個人情報を取り扱う企業が登場し、かかる者による個人情報の不適切な利用または漏えい等が発生すれば、その影響は、国の行政機関によるそのインパクトを上回りうること、そして、ICT の日進月歩の進展を踏まえ、個人情報の保護及び利用に係る専門的知見を集中し、分野を横断し、適切かつ迅速な法執行を行うため、個人情報保護委員会を設置する必要性が認識されたことがあります。

なお、個人情報保護委員会の設置に係る動向は次のとおりです。

- ・ 平成 28 年（2016 年）
個人情報の保護に関する法律の所管が消費者庁から個人情報保護委員会に移管
- ・ 平成 29 年（2017 年）
個人情報取り扱い事業者の監督権限が主務大臣から個人情報保護委員会に一元化

1.2 個人情報保護法の改正に関する主な経緯（2）～令和2年と令和3年の改正～

図表 2-2-2 令和2年改正法と令和3年改正法
（「個人情報保護法の基本」より抜粋）



平成 27 年改正法においては、情報通信技術の進展が著しいこと等から、3 年ごとの見直し規定（以下「いわゆる 3 年ごとに見直し」という。）が設けられ、この規定に基づく初めての個人情報保護法の改正が「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（以下「令和 2 年改正法」という。）」として令和 2 年 6 月 12 日に公布され、令和 4 年 4 月 1 日に施行されました。

また、今まで縦割りだった国・独立行政法人・地方公共団体の個人データの取り扱いが個人情報保護法に一元化される動きも具体化します。内閣官房に「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」（令和元年12月25日～）及びその下に設けられた「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」（令和2年3月9日～）において、個人情報保護制度の見直しに向けた検討が行われました。その結果、中間整理と最終報告を受けて令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく個人情報保護法関連の改正（同法50条、51条）として、「1.2.2」に掲げる改正がなされることになりました（以下「令和3年改正法」という。）。

平成27年改正法が施行された後に行われた個人情報保護法の改正について、詳細についてはそれぞれ次目に記します。概要は、前述した個人情報保護委員会が公表する「個人情報保護法の基本」において、次のとおり記しています。（図表2-2-2参照）

1.2.1 令和2年の改正について

平成30年12月17日の第83回個人情報保護委員会において、「個人情報保護委員会の第一期を終えるにあたって」を公表し、次期委員会への申し送りとして、当時の状況をもとに主な論点を取りまとめました。また、これを踏まえ、第86回個人情報保護委員会（平成31年1月28日）において、「いわゆる3年ごと見直しに係る検討の着眼点」を公表しています。

個人情報保護委員会では、個人情報保護を巡る消費者からの意見の分析、取りまとめ、経済界からのヒアリングを実施し、平成31年4月25日に「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」を公表しました。更に、意見募集結果を制度改正の大綱としてまとめ、3年ごと見直し規定に基づく初めての個人情報保護法改正に動き出します。

機を同一にして、海外の委託先の個人データのアクセスが問題となったLINE問題や個人情報以外の個人に関する情報（個人関連情報）の取り扱いが問題となったリクナビ問題を受け、急遽、令和2年の改正では外国の第三者への個人データの

提供に際しての情報提供の充実と保有個人データに関する取り扱いの強化等が制度改正の検討項目に加えられました。

●制度見直しの背景はおおむね次のとおりです。

- ・ 個人の個人情報に対する意識の高まり
- ・ 個人データを取り巻くリスクの変化
- ・ 情報通信技術の一層の発展とそれに伴う様々なサービスの登場
- ・ 不正アクセスの巧妙化
- ・ 経済社会活動のグローバル化に伴う越境移転の急速な増大
- ・ グローバルな個人情報保護関連制度の立法・改正の動き等

また、個人情報保護委員会は、見直しに当たっての視点と個別検討事項について、「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し制度改正大綱」として公表しています。更に、「デジタル庁」、「デジタル社会形成基本法」の創設、同施行に伴う個人情報保護委員会や個人情報保護法の考え方を示した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が閣議決定、公布、施行されました。

1.2.2 令和3年の改正について

国内では長い期間、個人情報保護法制が複数存在していることが問題となってきたところです。行政機関における個人情報の取り扱いについては「行政機関個人情報保護法」において、独立行政法人等における個人情報の取り扱いについては「独立行政法人等個人情報保護法」において定められていました。更に、都道府県庁や市町村役場、教育委員会、公立学校、公立病院等における個人情報の取り扱いについては、各地方公共団体が策定する「個人情報保護条例」が適用されていました。

平成 27 年改正法附則においては、「政府は、個人情報保護法に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討する」と規定されました。更に、個人情報保護委員会のいわゆる 3 年ごと見直しにおいて、「行政機関、独立行政法人等に係る法制と民間部門に係る法制との一元化」や「地方公共団体の個人情報保護制度」について取り扱われ、令和 3 年改正法では、国・独立行政

法人・地方公共団体の個人データの取り扱いがようやく個人情報保護法に一元化されることになりました。

●令和3年改正法における個人情報保護制度の見直しの背景は次のとおりです。

- ・ 新たに「デジタル庁」を創設し、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進していく
- ・ これに伴い、公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避となる
- ・ 個人情報保護委員会が、公的部門を含め、個人情報の取り扱いを一元的に監視監督する
- ・ 官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化している
- ・ データ利活用の支障となり得る現行法制の不均衡・不整合を是正する
- ・ 国境を越えたデータ流通が増加し、国際的な制度調和を図る必要性高まっている。
- ・ 学術研究分野の適用除外を、義務ごとの例外規定として精緻化する

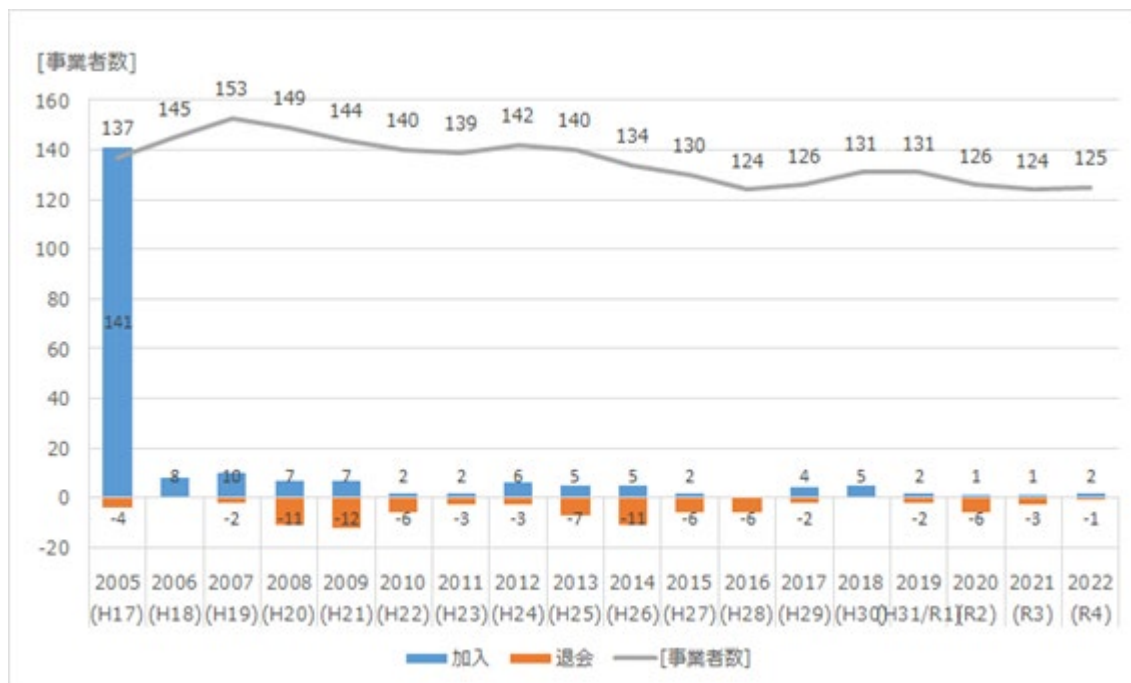
2. 電気通信個人情報保護推進センターの取組（平成25年4月～令和5年3月）

2.1 対象事業者加入・退会状況

電気通信個人情報保護推進センター（以下「推進センター」という。）は、個人情報保護法に定めている認定団体業務の対象となることについて同意を得た個人情報取り扱い事業者等（以下「対象事業者」という。）を有料会員として認め、これを登録管理しています。

当協会及び電気通信関連8団体（電気通信事業者協会/TCA、テレコムサービス協会/TELESA、日本インターネットプロバイダー協会/JAIPA、日本ケーブルテレビ連盟/JCTA、情報通信エンジニアリング協会/ITEA、情報通信設備協会/ITCA、全国携帯電話販売代理店協会/全携協、情報通信ネットワーク産業協会/CIAJ）の傘下会員事業者を中心に、加入促進を行っています。

図表 2-2-3 対象事業者数の推移

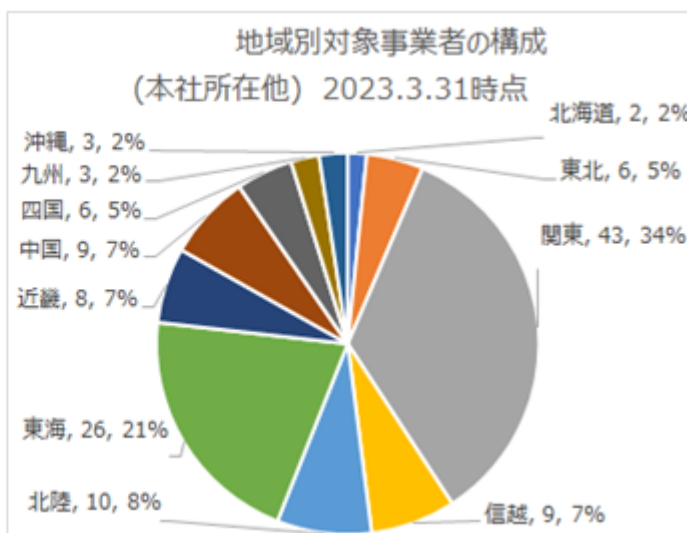


図表 2-2-4

地域別対象事業者数
(本社所在他)2023.3.31時点

北海道	2
東北	6
関東	43
信越	9
北陸	10
東海	26
近畿	8
中国	9
四国	6
九州	3
沖縄	3
総計	125

図表 2-2-5



平成 17 年 4 月から令和 4 年度末（2023 年 3 月末）までの対象事業者の加入・退会の推移は図表 2-2-3 のとおりです。平成 25 年度以降の推移をみると、同度末

の140社をピークとして令和4年度末では125社となっています。(図表2-2-4、図表2-2-5参照)

「退会」の理由としては、「会社吸収や合併」、「グループ会社間の統廃合」、「事業や提供サービスの譲渡・移管」、「経営判断・社内事情」等があります。

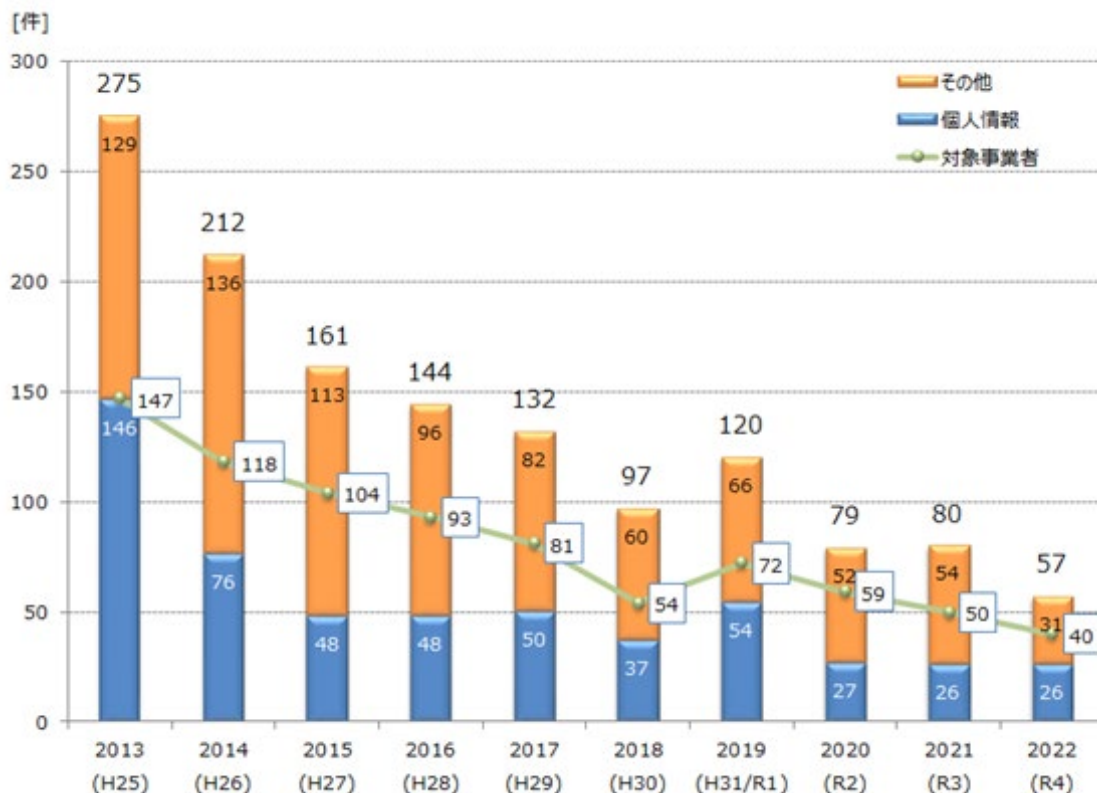
2.2 苦情相談受付の概要

認定団体業務の代表的なものが、対象事業者の個人情報等の取り扱いに関する苦情の処理です。事業者の個人情報の取り扱いに関する苦情について、当事者間で解決が困難である場合等、認定団体が当事者の立場を離れて公正な立場から苦情の処理に当たることにより、実効的な苦情の処理が図られることが期待されます。

平成25年度から令和4年度の苦情相談受付件数の推移は図表2-2-6、図表2-2-7及び図表2-2-8のとおりです。平成17年に認定団体業務を開始した後、平成20年度の607件をピークとして(『40周年記念誌』P.78参照)減少の傾向が続いています。

苦情相談受付総件数のうち個人情報の取り扱いに関する苦情相談受付件数も同様の傾向にあり、平成26年度以降は100件を下回る件数になっています。

図表 2-2-6 問い合わせ種別の推移



個人情報の取り扱いに関する苦情相談受付件数の割合は、平成25年度までは概ね50%前後の割合で推移していましたが(『40周年記念誌』p.79参照)、平成26年度以降は30%台から40%台の間での推移となっています。

対象事業者に関する苦情相談受付件数の推移は図表2-2-6のとおりです。当該件数の推移は総件数の推移と同様ですが、総件数に占める比率は概ね60%台で推移しています。

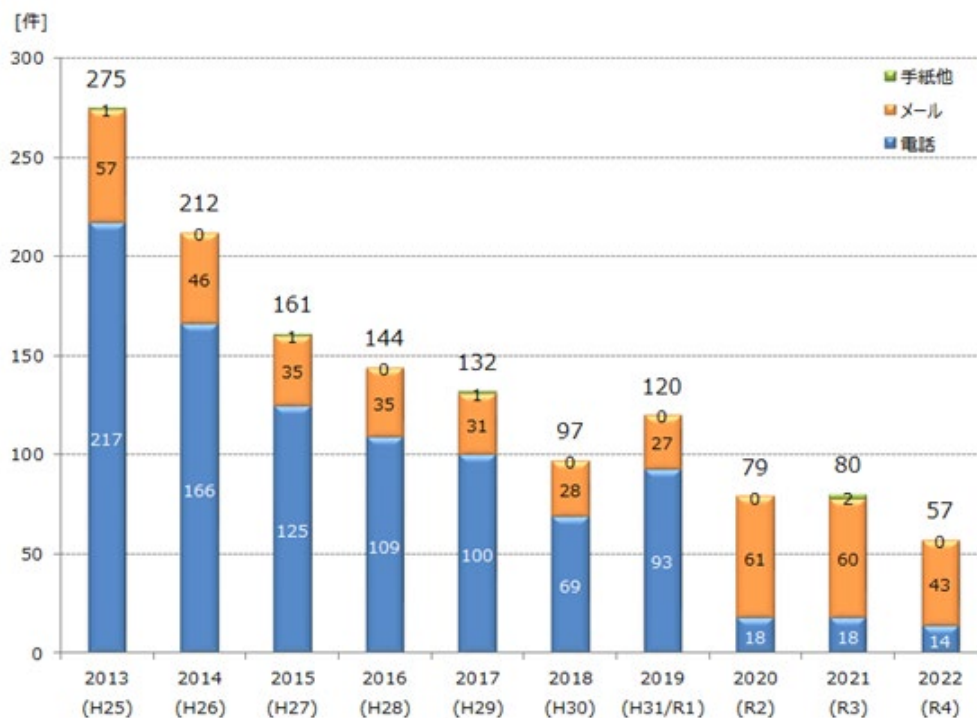
苦情相談受付の内訳は図表2-2-7のとおりです。項目ごとに受付件数の推移を記していますが、年度により順位の変動はあるものの上位の項目は毎年度ほぼ同様です。

苦情相談受付方法の推移は図表2-2-8のとおりです。令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策、政府による緊急事態宣言発令等への対応として取り組んだテレワークの実施により電話受付を制限した結果が見て取れます。

図表 2-2-7 苦情・相談内容の内訳別件数の推移

		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31/ R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
電気通信事業の取り扱いに関する個人情報の情報	利用目的の特定、公表、目的外利用等	6	2	2	4	6	1	2	0	2	0
	適正取得	4	1	3	1	1	0	1	12	1	4
	正確性の確保/保存期間	12	8	3	6	4	2	3	1	1	2
	安全管理措置	0	0	0	0	1	2	1	0	3	0
	従業者の監督	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	委託先の監督	1	4	1	5	1	2	2	0	0	0
	開示、利用停止等の求め	26	6	8	7	12	7	10	7	5	5
	本人確認	1	4	2	4	1	1	3	1	0	0
	第三者提供	12	5	3	1	1	1	3	2	6	2
	流出、紛失、誤配、誤送信等	19	11	7	3	4	2	1	0	2	1
	個人情報窓口への苦情等	2	10	4	0	0	0	1	1	0	0
	情報漏えい疑惑	19	1	5	4	8	4	7	1	3	9
	通信の秘密	1	0	2	2	0	4	2	0	0	0
不払い者情報、その他	43	23	8	11	10	11	18	2	3	3	
小計	146	76	48	48	50	37	54	27	26	26	
	53%	36%	30%	33%	38%	38%	45%	34%	33%	46%	
その他の	通信事業者以外の勧誘	4	14	11	8	7	3	2	0	2	1
	架空請求・登録	6	3	2	2	2	1	0	1	1	1
	掲示板等	25	17	16	11	5	4	2	1	1	0
	迷惑メール、出会い系サイト	16	20	4	5	1	7	3	0	2	4
	契約関連	20	24	29	27	19	16	14	8	11	4
	対応	10	7	1	6	8	6	8	12	6	6
	要望、一般的問合せ	44	31	20	16	20	12	27	9	9	5
	その他	4	20	30	21	20	11	10	21	22	10
小計	129	136	113	96	82	60	66	52	54	31	
合計	275	212	161	144	132	97	120	79	80	57	

図表 2-2-8 受付方法の推移



2.3 個人情報漏えい等事案の発生状況の概要

認定団体業務にある対象事業者の個人情報等の適正な取り扱いの確保に関し必要な業務として、推進センターでは新聞等に報道された個人情報の漏えい事案を収集し、その原因の分析等を独自に行い、対象事業者に情報提供しています。こうした分析結果は、推進センターホームページの会員サイトに掲載し、情報提供するとともに、個人情報保護セミナーにおいて紹介し、事業者の個人情報漏えい等防止への取り組みポイントとして注意喚起を行っています。

推進センターが報道ベースで収集した平成25年度から令和4年度までの個人情報漏えい等事案の発生状況の推移は図表2-2-9、図表2-2-10のとおりです。

図表2-2-9 個人情報漏えい等事案件数（報道ベース）の推移／事業分野別

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31/ R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	
電気通信事業	17	12	4	1	3	3	9	2	8	4	
農林漁業	0	0	1	0	0	0	0	1	2	4	
建設業	4	3	2	0	1	0	1	3	3	7	
製造業	10	16	10	20	11	16	22	30	46	25	
電気・ガス・熱供給・水道業	13	15	15	18	18	14	9	12	8	13	
情報関連業 ^{注1)}	61	42	38	63	46	54	66	82	26	68	
運輸業、郵便業	6	9	10	10	8	1	8	11	5	9	
卸売業、小売業	15	19	25	21	20	18	18	18	53	23	
金融業、保険業	46	41	27	28	20	17	22	24	25	28	
不動産業、物品賃貸業	12	6	7	3	9	9	2	9	10	7	
宿泊業、飲食サービス業	2	4	4	2	6	12	6	12	8	2	
医療、福祉	54	40	45	29	32	36	45	48	37	59	
教育、学習支援業	127	78	99	96	80	108	111	86	66	101	
複合サービス事業	11	4	4	6	2	3	3	0	5	1	
サービス等 ^{注2)}	48	35	37	35	36	42	41	51	48	37	
公務	都道府県	40	28	22	22	36	55	45	81	84	66
	市町村	40	52	65	38	72	80	75	132	98	106
	行政	23	15	15	15	11	13	9	19	29	23
その他	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	
合計	530	419	430	407	412	482	492	621	561	583	

注1) 情報通信業から電気通信事業のみを切り離しているため、情報関連業としている

注2) 等には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」を含む

全事業分野の発生件数は年度によりばらつきが見られますが、「都道府県」、「市町村」、「行政」等の公務系に分類した機関による漏えい等事案の割合は高く、毎年20%台から40%台を占めています。

電気通信事業分野の発生状況は毎年3%以下の発生件数ですが、1件あたりの漏えいデータ件数は非常に多いことが特徴です。

個人情報漏えい等事案発生の原因は、図表2-2-10のとおりです。事業者の従業者（委託先の従業者を含む）が原因となるものがほとんどであり、その中でも、従業者の不注意によるものが70%台から80%台を占めることから、従業者に対する教育や注意喚起を継続的に行うことが重要です。また、新たな観点として、従業者の勤務環境や健康状態に配慮した再発防止策を掲げる報告が増えています。

従業者（委託先の従業者を含む）の意図的な行為によるものは、毎年ある程度の割合で発生していることを踏まえた対策を講じる必要があります。個人情報保護法の解釈において、従業者の管理監督や委託先の管理監督が不十分として、事業者の責任を問われる可能性を考慮した対応が求められています。

図表 2-2-10 個人情報漏えい等事案件数（報道ベース）の推移／原因別

				2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31/ R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	
従業者	ミ作業	誤送信		56	65	62	64	84	104	108	160	141	84	
		誤送付		12	13	12	10	32	20	20	45	25	89	
		誤設定		23	26	17	20	15	27	26	60	15	52	
		その他		27	21	21	13	10	13	21	32	68	35	
	ソフト	ウイルス感染		5	7	11	9	1	9	14	19	0	14	
		その他		7	8	13	9	6	8	2	5	26	15	
	不注意	持出時における紛失	の自	空き巣	3	4	5	3	0	1	1	1	1	0
			紛宅	車上荒らし	0	0	1	6	0	6	1	1	0	0
			失で	その他	6	4	9	8	5	7	17	8	3	3
		途中動	車上荒らし	7	7	7	5	4	5	6	2	0	1	
			置き忘れ	11	4	10	6	9	5	7	3	0	4	
			その他	20	20	10	8	13	6	5	8	4	4	
		営業中	車上荒らし	10	12	12	14	7	7	3	4	2	0	
			置き忘れ	17	10	17	14	20	22	16	4	3	5	
			その他	51	42	42	29	22	38	36	34	14	14	
		不明	車上荒らし	4	0	1	0	0	1	0	0	1	0	
	置き忘れ		0	0	1	0	0	1	0	0	0	1		
	その他	11	1	0	0	1	0	0	1	9	20			
	に紛失おける事務所	誤廃棄		52	54	41	46	28	33	28	36	22	43	
		置き忘れ		1	1	1	1	1	2	3	0	2	1	
		保管管理ミス		38	53	54	61	62	65	55	57	26	40	
		その他		50	11	2	4	2	5	1	1	16	32	
		その他		5	0	0	0	0	0	0	1	12	1	
な意図的	不正アクセス		0	0	0	0	0	1	0	0	5	7		
	不正持出		8	8	8	2	12	9	14	11	10	8		
	不正閲覧		5	1	1	1	2	7	2	2	3	3		
	その他		4	0	3	1	1	0	4	3	7	5		
	不明		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
従業者 小計				433	372	361	334	337	402	390	498	415	481	
第三者	な意図的	事務所での盗難		8	7	12	8	19	4	3	8	0	1	
		不正アクセス		88	37	55	64	56	74	97	113	144	99	
		その他		1	3	2	1	0	2	2	2	2	2	
	不明		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
第三者 小計				97	47	69	73	75	80	102	123	146	102	
合計				530	419	430	407	412	482	492	621	561	583	

第三者による不正アクセスに関しては、海外からの攻撃への対処や自社海外拠点の脆弱性管理、利用するクラウドサービスの機器所在地・所在国や安全管理状況等(契約や権限設定等を含む)について、より専門的な知識が求められています。

なお、平成29年個人情報保護委員会告示第1号に基づく認定団体業務として、対象事業者における個人データの漏えい等の事案が発生した場合の報告を受け付けていましたが、令和2年改正法施行に伴い、平成29年個人情報保護委員会告示第1号が廃止されました。

漏えい等の事案が発生した場合、事業者は、個人情報保護法に定めた個人情報保護委員会もしくは個人情報保護委員会の権限が委任された事業所所管大臣に報告を行いますが、対象事業者の場合は、認定団体に報告を行うこととされてきました。平成29年個人情報保護委員会告示第1号が廃止されたことに伴い、認定団体への報告が不要になりました。

2.4 個人情報保護セミナーの開催等、情報提供の概要(セミナー、メルマガ、保護指針等)

対象事業者に対して個人情報の取り扱いに関するさまざまな情報を提供し、事業者における個人情報保護活動の取り組みの向上に資することが、認定団体としての重要な役割になります。

図表 2-2-11 対象事業者への情報提供の取り組み概要

	個人情報保護に関する動向	個人情報保護セミナー	個別セミナー等	メールマガジン(すかもメール)
2013 (H25)		全国6か所で開催 参加者:415名		第75号~第80号
2014 (H26)		全国6か所で開催 参加者:374名	●情報法制研究会シンポジウム (第1回)	第81号~第95号
2015 (H27)	平成27年改正法 公布	全国6か所で開催 参加者:415名	●情報法制研究会シンポジウム (第2回~第3回)	第96号~第118号
2016 (H28)		全国6か所で開催 参加者:520名	●情報法制研究会シンポジウム (第4回)	第119号~第138号
2017 (H29)	平成27年改正法 施行	全国12か所で開催 参加者:825名	●情報法制研究会シンポジウム (第5回~第6回)	第139号~第184号
2018 (H30)		全国7か所で開催 参加者:496名	●情報法制研究会シンポジウム (第7回~第8回) ●匿名加工情報連続セミナー (第1回~第10回) ●GDPR対応セミナー	第185号~第228号
2019 (H31/R1)		全国11か所で開催 参加者:719名		第229号~第256号
2020 (R2)	令和2年改正法 公布	オンライン開催 申し込み:690件		第257号~第293号
2021 (R3)	令和3年改正法 公布	オンライン開催 申し込み:972件		第294号~第316号
2022 (R4)	令和2年改正法 施行	オンライン開催 申し込み:854件		第317号~第336号
2023 (R5)	令和3年改正法 施行	オンライン開催(予定)		第337号~

平成17年4月の推進センター発足以来、対象事業者への情報提供については、その内容の充実を図るために取り組んできました。平成25年度から令和4年度の取り組みについて、概要を図表2-2-11に記します。

また、推進センターホームページの会員サイトでも継続的に情報提供を行っています。トピックスや定期連絡事項掲載の他、苦情相談受付とその対応状況事例及び漏えい等事案発生状況について、各々、月次と年次のまとめ等を参考情報として提供しています。

3. 個人情報保護活動に関する今後の動向と推進センターの取組

令和2年改正の検討材料とされた「いわゆる3年ごと見直しに係る検討の着眼点」、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」及び「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」等において、認定団体制度を取り巻く環境と課題が示されています。

●認定団体制度の重要性の増大

技術やサービスの内容の複雑化・多様化、市場の態様の急激な変化の常態化

- ・ 行政機関と民間が有する情報量や専門性等に格差が生じている
- ・ 民間団体による自主ルールの策定・運用、積極的な構成員等に対する指導等の必要性が増大している

●認定団体間の目的等に関する認識の差の解消の必要性

平成27年改正法以前は、主務大臣による団体の認定・監督

- ・ 同改正法により、個人情報保護委員会に一元化され、横断的に団体の認定・監督をおこなっている
- ・ 所管ごとに認定団体の目的や機能に関する認識に差が生じている

●認定を受けようとする団体への認定団体の在り方等の周知の必要性

今後、改めて裾野の広い分野で様々な団体が認定を受けようとする見通しである

- ・ 特定分野での認定を受けることにより、分野ごとのより高い水準の個人情報保護の推進が期待できる

●法改正による認定団体制度の拡充に関して消費者側に向けた周知の必要性

今般の法改正により、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できることとなる

- ・ 既存の制度との混同等がないよう、苦情を申し出る主体でもある消費者側が制度を認識できるようにする必要性が生じている

これら、認定団体の位置づけ・役割が変化していることも視野に入れ、推進センターとしては、こうした情報を収集しながら今後の在り方等を検討する必要があります。消費者の方からの対象事業者の個人情報の取り扱いに関する苦情相談に対して、第三者機関としての立場から、公正で誠意ある対応、迅速な対応等を心がけることにより、消費者と対象事業者双方からの信頼を得ることを最重要課題として今後も認定団体業務に取り組んでいくところです。

第3章 プライバシーマーク審査

1. プライバシーマーク指定審査機関としての活動の開始

1.1 プライバシーマークとは（プライバシーマーク指定審査機関となるまでの前史）

当協会は、プライバシーマーク指定審査機関の業務を平成18年に開始しました。プライバシーマークは、事業者が個人情報の取扱いを適切に行う体制等を整備していることを評価し、その証として“プライバシーマーク”の使用を認める制度です。一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が平成10年4月1日より運用を開始し、今日に至っています。

プライバシーマークがどのようなものであるかについてのもう少し詳しい説明は、あらためて記述することとして、過去を振り返ると、プライバシーマーク審査業務に先立って当協会が実施していた個人情報保護に関連する業務が存在していました。世界的な個人情報やプライバシーの保護に対する機運の高まりを受け、協会の新規事業としてこの分野への取り組みを始めたのですが、こうしたプライバシーマークにたどりつくに至った世の中の動きと協会の対応について簡単に振り返っておきます。

1.2 「個人情報保護マーク」による個人情報保護分野への参入

プライバシーを個人の権利として重要なものと考え、国の制度でその権利を保障していくという動きが世界的に高まってきたのは欧州においてでした。昭和55年(1980年)9月に経済協力開発機構（OECD）が理事会勧告として採択したプライ

バシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン、いわゆる OECD ガイドラインの 8 原則が公表され、世界のプライバシー保護の最初の流れが出来上がってきました。欧州連合 (EU) では平成 7 年 10 月にこの OECD8 原則を踏まえた「個人データ保護指令」を採択し、EU 加盟各国に対し、平成 10 年(1998 年)10 月までにこの指令に適合する法律の制定または改正を求めました。同指令では EU 域内から個人データの保護水準の低い第三国への個人データの移転禁止が規定されていたために、これがグローバルにビジネスを展開している企業にとっては影響を与えるとともに各国の個人情報保護制度に影響を及ぼすことになりました。

このような情勢の中、平成 10 年(1998 年)12 月に郵政省から「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」が告示されたことを受けて、当協会では「個人情報保護登録センター」を開設し、「個人情報保護マーク」制度を開始しました。

この制度は、「個人情報保護マーク」を取得したい事業者からの申請を受け付け、審査・認定することにより、郵政省ガイドラインに沿って適正な個人情報保護措置を講じていることを第三者認証するとともに、事業者及び利用者の個人情報保護の意識向上に資することを目指したものでした。

平成 17 年(2005 年)4 月に「個人情報保護法」が全面施行となりましたが、それに先立ち平成 16 年(2004 年)8 月、総務省は「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」(総務省告示 695 号)を全面改訂し、保護法が求める一般的なコンプライアンス上の要求事項に加え、通信履歴や位置情報等の通信の秘密に係わる各種情報の取扱いの厳格化を通信事業者に対して求めました。こうした中、「個人情報保護登録センター」では、堀部政男先生を委員長とし、7 名の大学及び消費者団体、弁護士、関連事業者団体の有識者を委員とした審査会を設置し、審査会の審議結果を踏まえ、当協会の判断で「個人情報保護マーク」の使用許諾を事業者に対して与えました。

「個人情報保護マーク」の運用は 7 年に及びました。この取組みにより事業者及び利用者の個人情報保護の啓発目的を一定程度達せられたとの判断から、当協会では、平成 17 年 9 月を以て「個人情報保護マーク」制度と「個人情報保護登録センター」を廃止しました。廃止時の登録社数は 37 社でした。約 7 年間に及ぶ取

組みは、電気通信事業者に対する個人情報保護の試みとして初めてのものであり、当協会に個人情報保護に対して事業としての取組みを行う端緒となったのでした。

図表 2-3-1 「個人情報保護マーク」



1.3 プライバシーマーク指定審査機関としての取組みの開始

当協会の「個人情報保護マーク」制度と同時期から、日本情報経済社会推進協会（旧日本情報処理開発協会、通称 JIPDEC）は「プライバシーマーク」制度を運用していましたが、個人情報保護法の全面施行等を契機に、プライバシーマークを取得したい事業者が急増し、情報通信事業者の中にもプライバシーマークを取得する動きが活発化してきました。

これらの動きに対応し、当協会では平成 17 年 12 月に「P マーク推進室」を新設し、プライバシーマーク審査員の育成及び「P マーク審査会」の立ち上げを行い、総務省の支援を受けながら JIPDEC の「指定審査機関」に応募しました。その結果、平成 18 年 6 月に P マークの指定審査機関として認定され、P マーク審査指定機関としての歴史が始まりました。「P マーク推進室」は平成 23 年に「P マーク審査部」に改称し、今日に至っています。

プライバシーマーク制度は、すでに述べたように、事業者が個人情報の取扱いを適切に行う体制等を整備していることを評価し、その証として“プライバシーマーク”の使用を認める民間組織による第三者認証制度です。

開始当初は「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン」（平成9年3月4日通商産業省告示第98号）を評価の基準として採用しましたが、「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」（JIS Q 15001:1999）が制定されたのを機に、JISに準拠することを評価の基準としました。このJIS Q 15001は平成18年、平成29年と改訂されており、プライバシーマークも、JIS改正のたびごとにそれら改訂された新しいJIS Q 15001に準拠するよう手直しされ、運用されてきました。

平成29年のJIS Q 15001改訂は、過去の改訂に比べて規格の構成を見直す大きなものでした。これに対応し、JIPDECは平成30年1月に「プライバシーマーク付与適格性審査基準」を改訂しましたが、令和2年改正個人情報保護法及び令和3年改正個人情報保護法が成立すると、従来の審査基準の手直しでは今後の法令等の改正に対応し続けるのが難しくなってきました。こうした環境の変化を背景に、JIPDECでは、新たに「プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステムの構築・運用指針」を策定し、JIS Q 15001と法令の関係を事業者にとってより分かりやすいものに整理しました。令和4年4月からプライバシーマークの運用、さらに審査はこの「構築・運用指針」に基づいて行われています。

プライバシーマーク制度は次のような目的を持っています。

- ・ 消費者の目に見えるプライバシーマークで示すことによって、個人情報の保護に関する消費者の意識の向上を図ること
- ・ 適切な個人情報の取扱いを推進することによって、消費者の個人情報の保護意識の高まりにこたえ、社会的な信用を得るためのインセンティブを事業者に与えること

(JIPDEC ホームページより)

https://privacymark.jp/system/about/outline_and_purpose.html

プライバシーマーク制度の運用体制は、プライバシーマーク付与機関であるJIPDECの下にプライバシーマーク指定審査機関とプライバシーマーク指定研修機関が置かれ、指定審査機関は事業者の審査、指定研修機関は審査員補の養成研

修、主任審査員、審査員及び審査員補が資格を維持するためのフォローアップ研修を実施します。

当協会は、令和5年4月現在 JIPDEC より承認を受けた19のプライバシーマーク指定審査機関の一つとして活動を行っています。

図表 2-3-2 プライバシーマーク指定審査機関一覧（令和5年12月現在）

一般社団法人情報サービス産業協会
一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会
公益社団法人全国学習塾協会
一般財団法人医療情報システム開発センター
一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
一般社団法人日本グラフィックサービス工業会
一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会
公益財団法人くまもと産業支援財団
一般社団法人中部産業連盟
一般財団法人関西情報センター
一般財団法人日本データ通信協会
一般社団法人ソフトウェア協会
特定非営利活動法人みちのく情報セキュリティ推進機構
一般社団法人日本印刷産業連合会
一般財団法人放送セキュリティセンター
一般社団法人北海道IT推進協会
特定非営利活動法人中四国マネジメントシステム推進機構
一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会

2. プライバシーマーク指定審査機関としての当協会の現状

2.1 プライバシーマークの審査とは（業務の流れ）

プライバシーマーク指定審査機関の主な業務は、概ね次のとおりです。

- ① 会員各社からのプライバシーマーク付与適格性審査の申請受付
- ② プライバシーマーク付与適格性審査の申請の審査
- ③ 付与適格決定の可否の決定
- ④ プライバシーマーク付与適格決定を受けた会員の指導、監督
- ⑤ 個人情報保護の推進のための環境整備
 - ・ 当該業界の模範となる個人情報保護のための「業界ガイドライン」の策定
 - ・ 業界ガイドラインに基づく個人情報保護マネジメントシステムの策定
 - ・ 会員各社に対する個人情報保護マネジメントシステム策定の支援、指導

図表 2-3-3 プライバシーマーク



当協会に付与された指定審査機関用プライバシーマーク

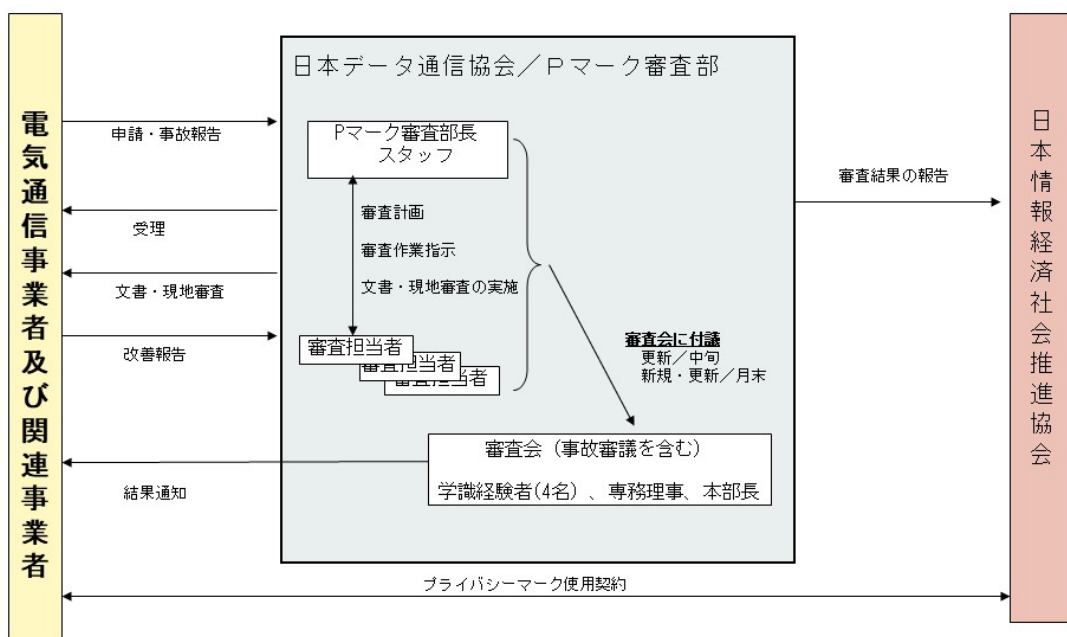
情報通信事業分野のプライバシーマーク付与の対象は、情報通信事業に関連する一般財団法人 日本データ通信協会会員及び以下の団体の会員です。

- ・ (一社) 電気通信事業者協会
- ・ (一社) テレコムサービス協会
- ・ (一社) 日本インターネットプロバイダー協会
- ・ (一社) 日本ケーブルテレビ連盟

- ・ (一社) 情報通信エンジニアリング協会
- ・ (一社) 情報通信設備協会
- ・ (一社) 全国携帯電話販売代理店協会
- ・ (一社) 情報通信ネットワーク産業協会

プライバシーマークの付与認定の流れは、図表 2-3-4 のとおりです。

図表 2-3-4 審査業務の流れと組織体制



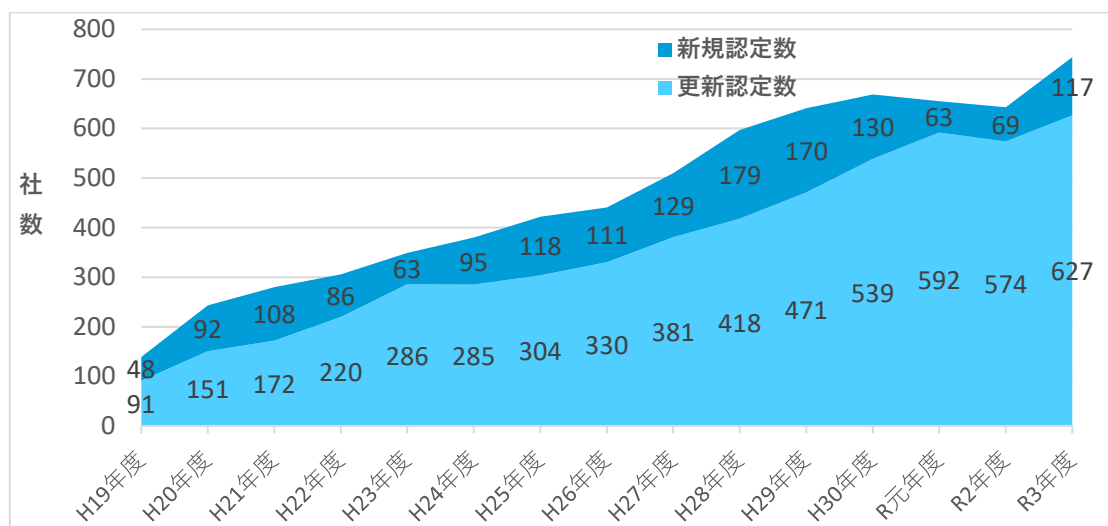
3. 事業の推移

3.1 年度別の認定数の推移

Pマークの付与を受けた事業者は、令和5年4月現在、全国で約1万7千社を数えています。このうち、当協会が審査を行い、認定を受けている有効付与事業者は約1,500社ですので、全体の1割弱の事業者が当協会の審査を経てPマークを掲げていることとなります。

認定事業者の推移を図表 2-3-5 で確かめておきましょう。

図表 2-3-5 当協会における年度別プライバシーマーク認定件数の推移



この10年、当協会のプライバシーマーク審査はほぼ毎年、審査数、認定数を伸ばし、堅調に推移してきたことが見て取れます。我が国経済がデフレに苦しんできたこの時期に、当協会の事業としてのプライバシーマーク審査は、事業者による個人情報保護を重視するグローバルな制度の流れや業界のトレンドに向き合いながら、審査を請け負ってきた事業者の皆様より審査業務への評価を獲得し、成長を遂げてきました。

4. 個人情報保護をめぐる環境の変化

4.1 Pマーク審査をめぐる環境の変化の概況

プライバシーマーク制度は、この章の冒頭に述べたように、事業者が個人情報の取扱いを適切に行う体制等を整備していることを評価する制度ですから、“適切な個人情報の取扱いとはどういうものであるべきか”、“どのような取扱いを個人情報は受けるべきか”といった世の中の期待、それになかんと法制度に代表される社会規範に大きな影響を受けます。そして、この50周年記念誌がターゲットとする平成25年から令和4年までの10年間は、我が国の個人情報保護法制にとって大

きな動きがあった10年であり、プライバシーマークとPマーク審査部にとっては非常に大きな意味のある時期であったとすることができます。

では、その大きな動きとは何だったのか、具体的な出来事を以下で見ていくことにします。

図表 2-3-6 個人情報保護をめぐる主な動き

年	Pマーク審査部	個人情報保護をめぐる動き
1995年 (平成7年)		EU「データ保護指令」採択
1998年 (平成10年)	「個人情報保護登録センター」 開設 個人情報保護マークの運用開始	郵政省「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」告示(12月)
1999年 (平成11年)		JISQ15001:1999「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」(4月)
2003年 (平成15年)		「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」施行(5月)
2005年 (平成17年)	「個人情報保護登録センター」 活動停止 「Pマーク推進室」設立(12月)	
2006年 (平成18年)	JIPDECの「Pマーク指定審査機関」認定(6月)	JISQ15001:2006「個人情報保護マネジメントシステム 要求事項」(5月)
2011年 (平成23年)	「Pマーク推進室」が「Pマーク審査部」へと改称	
2015年 (平成27年)		「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」改正(9月)
2016年 (平成28年)		「個人情報保護委員会」設立(1月)
2017年 (平成29年)		改正個人情報保護法の全面施行(5月) JISQ15001:2017「個人情報保護マネジメントシステム 要求事項」(12月)
2020年 (令和2年)		「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」改正(6月)
2021年 (令和3年)		「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」改正(5月)

年	Pマーク審査部	個人情報保護をめぐる動き
2022年 (令和4年)		「プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステムの構築・運用指針」の施行開始（4月）

4.2 個人情報保護法の初めての改正と個人情報保護委員会の発足、JIS改正

平成27年9月、個人情報保護法が改正され、平成29年5月に全面施行されました。この初めての保護法改正は、我が国の個人情報保護にとって、いくつもの重要な制度が導入されました。その中で特筆すべきは平成26年に設置した特定個人情報保護委員会を改組するかたちで個人情報保護委員会が設置されたことです。同委員会は内閣府の外局として特定個人情報（マイナンバー）制度に関する事務、個人情報保護法に関する事務を所掌するために設立され、これによって、それまで各分野の主務大臣が保有していた個人情報取扱事業者に関する勧告・命令等の権限が、原則、同委員会に一元化されることとなりました。個人情報の適正な取扱いが重視されるようになり、またビッグデータの有用性が高まる等、国内の様々な領域のみならず国境を超えて個人情報が流通する時代を迎え、そうした状況の変化に即した制度的な枠組みが整備されたということが出来ます。

これとともに、この改正では、「個人識別符号」の概念を導入することによる個人情報の定義の明確化、「要配慮個人情報」の新設、個人情報を加工し特定の個人の識別、復元を不可能としたうえで様々な用途に資する「匿名加工情報」の新設、個人データの「第三者提供に係る確認・記録の義務化」等、“個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること”を目的とする個人情報保護法の理念をより一歩具現化するものとなりました。

この改正の主なポイントは以下のとおりです。

(1) 個人識別符号

「個人識別符号」という類型を設け、これらに該当するものが含まれる情報は個人情報となることが明確化されました。具体的にどのような場合が個人識別符号に当たるかは、別途政令で定められますが、身体の特徴を示す、遺

伝子配列や顔の容貌、虹彩、発声情報、静脈の形状、指紋その他の身体的特徴、個人に割り当てられる符号であるパスポートの番号、基礎年金番号、免許証番号、マイナンバー、保険証の被保険者番号等が含まれています。これによって、「何が個人情報に当たるのか」がより明確となりました。

(2) 要配慮個人情報

「JISQ15001:2006」までの JIS では、特に取扱いに配慮を要するプライバシー性の高い情報を「特定の機微な情報」という名称で定義し、通常の情報よりもより厳密な取扱いを事業者に要求していました。個人情報保護法では、これに相当する定義は存在しませんでした。この改正において「要配慮個人情報」という定義を新設し、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等を特定して差別や偏見につながらないように、その取得に際し、原則として本人の同意を得ることを義務化しました。

(3) 外国にある第三者への個人データの提供

外国にある第三者に個人データを提供する場合には、法令に基づく場合等の例外を明確にしつつ、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人同意を得る必要があるとしました。

(4) 第三者提供の確認・記録義務

不正な個人情報の流通を抑止しつつ、個人情報の漏えい等の事故・事件が発生した際に、個人情報保護委員会が個人情報の取得の経路を迅速に把握しトレーサビリティを確保するために個人データの第三者提供の確認・記録義務を明確にしました。

(5) 匿名加工情報

個人情報を利用するためには、取得時に特定した利用目的の範囲での取り扱いが求められ、目的外利用や第三者提供を行う場合は、原則として本人の同意が必要となります。したがって個人情報を事業者が様々な目的で用いようとしたり、第三者に提供したりしようとするれば、多大のコストや時間がかかり、情報の利活用は限定的とならざるを得ません。こうした課題を解決するために導入されたのが、匿名加工情報です。匿名加工情報は特定の個人を識別できないように、かつ復元できないように加工する必要がありますが、個

個人情報保護委員会のガイドラインに則って加工を行えば、その情報は本人の同意取得なしに流通することができます。個人情報の新たな利活用を開こうと導入された制度です。

個人情報保護法の改正を受け、プライバシーマークがよりどころとしていた「個人情報保護マネジメントシステム」(JIS Q 15001)が2017年12月20日に改正されました。これによってプライバシーマークを付与された事業者は、新しい規格「JIS Q 15001:2017」を基準として個人情報保護への対応を求められることとなりました。

改正された JIS 規格「JIS Q 15001:2017」が目指したのは、マネジメントシステム規格としての位置づけをより明確化するために、規格の構成を見直すことでした。JIS にとって決定的だったのは、改正個人情報保護法による法執行体制の移行により、経済産業省の下で運用される JIS 規格は、個人情報保護委員会における法の執行の際の基準となる指針とは別の指針としての位置づけの明確化が必要になった点です。経済産業省商務情報政策局情報経済課において JIS 改正に携わった篠原治美氏は、「JIS Q 15001:2017」について、「2017年版、個人情報保護法に基づく指針ではなく、工業標準化法に基づくマネジメントシステムであることを明確にしたことになる。個人情報保護法の上乗せガイドラインとしての役割を担うものではなく、改正前の JIS とはその存在意義が多く異なることとなる。」と述べています(「JIS Q 15001 改正に至る経緯」「日本データ通信」No.2192018年7月)。

4.3 GDPR

情報化社会はあらゆる情報がグローバルに駆け巡る社会です。個人情報についても例外ではなく、情報は国境を超えてあらゆる地域、国に届きます。個人情報の管理が一国に閉じた事象ではなく、各国の法令を含めて相互に影響を及ぼしあう状況が明らかになってきたのがこの10年でもありました。

個人データの保護について世界をリードしてきた EU が2016年4月に「GDPR (General Data Protection Regulation: 一般データ保護規則)」を制定し、2018年5月に施行したことにより、我が国の法制度も大きな影響を受けることになり

ました。EU は、個人データの取扱いを個人の基本的な権利と捉え、EU 域内の事業者だけでなく、域外の事業者にも GDPR は適用されます。したがって我が国の事業者で、サービスを提供するために EU 域内に居住する個人から個人データを取得している事業者、拠点や本社が EU 内にあり、EU に住まう従業員のデータを我が国で閲覧している事業者等も、適正な取扱いがなされないと GDPR への違反を問われ、高額な制裁金を科される恐れが出てきたのです。

こうした中、長い協議を経て 2019 年 1 月に EU は日本に対する「充分性認定」を行いました。GDPR は、仮に EU 域内の個人データを域外に移転しようとする、「BCR (Binding Corporate Rules : 拘束的企業準則)」や「SCC (Standard Contractual Clauses : 標準契約条項)」という方法を用いて GDPR が認める例外措置を実施する必要があり、事業者には多くの場合多大の労力がかかります。しかし、EU が、GDPR の規定に基づき、特定の国ないし地域が個人データについて十分な保護水準を確保していると認めることを「充分性認定」と呼び、この認定を得て、我が国の個人情報保護委員会と EU 当局との間で合意した充分性認定補完的ルールを順守する限り、EU から我が国に移転された個人データについて上記の手続きを得ることなく取扱いができるようになりました。

我が国の事業者にとってはグローバルなビジネスの展開を行うにあたって課題の一つとなる個人情報、個人データの取扱いは、この措置によってかなりの程度簡略化され、大きなアドバンテージを得たこととなります。同時に、P マーク審査の実務においては、こうした充分性認定補完的ルールに対する対応を事業者が行っているかが審査に組み入れられることになり、審査員に求められる知識は広がりました。

4.4 令和 2 年度、3 年度個人情報保護法改正

平成 27 年の初めての個人情報保護法改正において、個人情報保護に関する環境の変化に対応するために 3 年毎に制度の見直しを行うことを決めました。この、いわゆる「いわゆる 3 年ごと見直し」規定に基づき行われた保護法改正が、いわ

ゆる「令和2年改正」（令和4年4月全面施行）と「令和3年改正」（令和4年4月一部施行）です。

「令和3年改正」は、従来、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本立てになっていた個人情報保護を律する法律を1本に統合するもので、Pマーク審査の実務への影響は限られたものですが、他方の「令和2年改正」は、「平成27年改正」に続き事業者や消費者が置かれたIT技術やサービスの変化、GDPR施行に代表されるグローバルな影響の我が国への浸潤に呼応し、事業者の個人情報の取扱いについて、いくつもの具体的な要求を行うものとなり、事業者、審査を行う審査機関と審査員に新たな対応を迫るものとなりました。

「令和2年改正」の要点をかいつまんで紹介すると以下のとおりです。

(1) 漏えい等報告・本人通知の義務化

個人情報の事故が発生した場合の個人情報保護委員会への報告、本人への通知について、より具体的に規定されました。委員会への報告及び本人通知が必要となる事態について、①要配慮個人情報が含まれる事態、②財産的被害が生じるおそれがある事態、③不正の目的をもって行われた漏えい等が発生した事態、④1,000人を超える漏えいが発生した事態の4つの事態を挙げ、これらに該当する場合の速やかな報告を義務化しました。

(2) 外国にある第三者への提供

外国にある第三者への個人データの提供について、重要な規定追加が行われました。改正以前より保護法では外国にある第三者に個人データを提供できる要件として、①本人の同意がある場合、②保護法が要求する基準に適合する体制を整備した事業である場合、③我が国と同等の保護水準にある国の事業者提供する場合の3つの要件を定めていましたが、「令和2年改正」では、こうした例外要件に加え、本人からの同意取得に際して事業者が行うべき情報提供の内容、基準に適合した体制を整備した事業者に対し移転元の事業者が行うべき措置等が定められました。

(3) 保有個人データの開示方法

改正前は「書面による交付」を原則としていた保有個人データの開示方法を、

電子メールでの送信、Web サイトでのダウンロード、CD-ROM に収納しての郵送等「電子的記録の提供」にまで広げ、本人の利益に叶う利便性の拡張が行われました。

(4) 個人データの利用の停止・消去等の請求

従来は、利用停止・消去を請求できるのは、目的外利用が行われた等、個人情報保護法に違反する場合に限られていました。第三者提供についても、同じように事業者が義務に違反した場合にのみ提供が停止できることになっていました。改正法では、これを「利用する必要がなくなった」、「重大な漏えい等が発生した」等「個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」に拡充しました。

(5) 「個人関連情報」「仮名加工情報」の新設

個人関連情報は「生存する個人に関する情報で、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の何れにも該当しないもの」と定義されました。具体的には、例えば Cookie 等の識別子、位置情報、サービス利用履歴等がこれに当たります。こうした技術の進展に伴って利用が普及してきた、個人情報の取扱いに大きな関連を有する情報を定義し、その利用方法を把握することで、全体として個人情報の取扱いの動きをより正確に把握できるようにするものです。

仮名加工情報は、個人情報を加工し、他の情報と照合しない限り、特定の個人を識別できないようにした個人に関する情報です。データに含まれる、特定の個人を識別することができる記述等の一部ないし全部を削除する等して仮名加工情報を作ることができます。個人情報を仮名加工情報に変換すると、個人情報の取扱いで義務付けられている①利用目的の変更の制限、②漏えい等の報告・本人への通知、③開示・利用停止等の請求対応の義務を適用せずに済みます。こうすることで、例えば社内でのマーケティング分析への利用が可能になる等、個人情報のままでは許されない取扱いが可能になります。

4.5 新型コロナウイルス禍

新型コロナウイルス感染症の蔓延は、我が国の様々な事業者の事業活動、ひいてはプライバシーマーク審査にも大きな影響を及ぼしました。令和2年(2020年)1月に世界保健機関(WHO)から発表があった新型コロナウイルスは瞬く間に全世界へと拡散し、世界経済と市民の活動に多大の影響を及ぼしたのは、ここに改めて記す必要もない事実です。

プライバシーマーク制度を運用する JIPDEC では、新型コロナウイルス対策として数多くの事業所で導入されることとなったテレワークに注目し、テレワーク導入によって従来とは異なる手順で行われることになる個人情報を含む情報の取扱いについて令和2年(2020年)4月に注意喚起を行いました。個人情報保護委員会も、「新型コロナウイルス感染症対策として、事業所等においてテレワーク等を活用する場合のマイナンバーの取扱いについて」を周知し、万全な対応を行うよう情報提供を行いました。

令和2年(2020年)4月7日に政府による最初の緊急事態宣言が発令されて以降は、審査機関によっては、事業者の更新審査期限を延長する、現地審査を延期するといった対策の実施を余儀なくされました。また、緊急事態宣言の解除を受けて、各都道府県の感染防止対策に配慮しつつ審査を再開する等、政府・地方自治体の政策に連動し、安全性に配慮しながらの運用を継続することとなりました。この間、現地審査にあたっては、審査場所の換気やマスク着用等の感染防止策を事業者に依頼しつつ、限られた条件の中での審査を実施することを余儀なくされました。

4.6 「プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針」の運用開始

平成29年(2017年)以降、プライバシーマークは一貫して「JIS Q 15001 : 2017 「個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」」を基準として運用することとしてきましたが、令和4年(2022年)に、「JIS Q 15001 : 2017」、令和2年改正、3年改正が同じタイミングで施行される個人情報保護法とのプライバシーマークの対応関係をより明確に示すことを目的と有する「プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針」(通称「構築・運用指針」)が

JIPDEC より公表され、令和4年(2022年)4月よりプライバシーマーク付与事業者に適用されました。

これにより、プライバシーマーク付与事業者は、「構築・運用指針」に基づいて個人情報保護マネジメントシステムを運用することになり、審査もまた、「構築・運用指針」に基づく運用の適正性を確認することとなりました。

5. 環境の変化に対し審査機関としてどう取り組んできたか

これらの環境変化に伴う新たな要請を受けて、プライバシーマーク制度自体、いくつもの変更を行ってきましたし、それらの変更に伴い、プライバシーマーク審査を担う指定審査機関においても、それぞれ独自の工夫をしながら対応を行ってきました。当協会においても、JIPDEC が状況に応じて示す方針を斟酌しながら、審査を提供する事業者に必要な限り寄り添い、当協会ならではの便益を提供することによって、当協会に対してプライバシーマーク審査を申請する新規申請事業者を増やし、更新事業者に継続して審査を申請して頂けるよう努力を続けてきました。

5.1 P マーク審査における新型コロナウイルス対策、対応

新型コロナウイルス感染症は、影響を及ぼす範囲と規模の大きさ、思いがけない突発的な発生、事象に対する社会全体での経験値の欠如という点で、他に類例を見ない特異で強烈な影響を世界全体に及ぼすと同時に私どもの審査業務に及ぼしました。

P マーク審査部では、当局や各種メディアから日々情報が提供されるウイルスの蔓延状況、緊急事態宣言の発出状況を睨みながら、JIPDEC の審査方針、また業務の実施という点では当協会の方針に従い、審査対象事業者や審査員から寄せられる生身の情報を確認しつつ慎重な対応を行いました。

基本的には、審査に協力頂く事業者の担当者の皆様、審査員の安全性を確保しつつ、可能な限り申請を受けた審査は実施する方向で対応を模索し、プライバシーマ

ークの利用に価値を見出してくださる申請事業者の要望に応えることに努めました。

(1) 更新事業者の申請期限

事業者の中には、プライバシーマークの運用に携わる従業員の出勤や稼働が減る等の影響を受けるケースが少なくなく、プライバシーマークの運用それ自体や更新申請、新規申請に割く人員・稼働を十分に確保できず、申請が遅れる場合が生じる等、運用の実施それ自体、また運用のスピードにマイナスの影響を及ぼしました。そこで、通常、有効期限の4か月前までに申請を受けるようルール化している更新申請の期限について、個々のケースに応じた柔軟な対応を行いました。

(2) 更新事業者の有効期限

プライバシーマーク制度全体で、例えばコロナが理由で業務の遂行に影響が出てしまっている場合も含めて、有効期限の延長は行わないとの方針が打ち出されました。有効期限までに審査が完了しない場合には、事業者から申し出があれば審査中であることを証明する書面を発行する方針で対応を行いました。

(3) 改善報告の期限

審査を実施しており、現地審査の後に審査員から改善を依頼している事業者、今後改善を依頼する事業者に対しては、「改善依頼通知から3か月以内に改善報告を行う」というルールについて厳守するよう依頼しました。その上で、新型コロナウイルスが原因で改善作業に時間を要する審査案件については、「いつまでに実施するか」、期限を明確にした上で改善期限を延長することはありえるとの方針で対応を行いました。

(4) 審査の中断、延期

審査を開始している審査案件について中断、延期は行いませんでした。

(5) オンライン審査の実施

令和2年（2020年）1月の新型コロナウイルス日本上陸と期を一にして、Pマーク審査部ではZoom等のWeb会議サービスを用いたオンライン審査の実施について検討を開始しました。令和2年（2020年）4月より担当者の健康上の配慮等から通常の面談による審査を望まない事業者に対し、オンライン審査を提供する時限的な措置を実施しました。

5.2 申請事業者に向けた情報提供の強化

(1) 「情報通信分野のマネジメントシステム研究会」

本研究会は当協会でプライバシーマークを取得した事業者に対する情報提供の機会を与えようと始まったもので、企画開始が平成19年（2007年）、Pマーク審査部の前身であるPマーク推進室の時代に遡る古いものです。当時の記録から本研究会の目的を記すと以下のとおりです。

- ① 5年前の指定機関を立ち上げ時に、「Pマーク研究会」を立ち上げ、10社程度の賛同を得て約半年間開催したが、その後中断している。
- ② 認定事業者の数も550社を超え、今後ますます更新需要の囲い込みが必要になる。
- ③ 認定事業者向けに開催していたPマーク講演会も今年は中止しており、情報提供の機会が減っている。
- ④ 事業者アンケート等でも継続的な情報提供の要望が強い。（教育教材、監査資料、事故事例、再発防止策等）
- ⑤ 事業者分析からもPDCAを中途半端に回している事業者が多くおり、事業者のレベルアップが望まれる。担当者の引継ぎでゼロクリアされる事業者も散見される。
- ⑥ 特に通信業界においては、個人情報保護のみでなくマネジメントシステム全般に関する事業者のレベルアップが必要である。

会員制組織における情報提供については何れの場合においても当てはまる共通の理由が見て取れると考えられますし、少なくともプライバシーマークの指定審

査機関においては普遍的なニーズがここにあると考えられます。その意味では非常に理に適った情報提供を早い時期から開始したということが出来ます。

「マネジメントシステム研究会」は、有識者による講演と質疑応答というスタイルで有料で開催しました。開催実績は以下の通りです。

図表 2-3-7 平成 24 年度「マネジメントシステム研究会」

回	開催日	内容	講師
1	5月23日	個人情報保護をめぐる法制度の最新動向	新潟大学 教授 鈴木正朝氏
2	6月15日	パブリッククラウドと内部統制及びその保証	デロイトトーマツサービス(株) 取締役 丸山満彦氏
3	7月13日	スマートフォンの活用と企業の対応	慶応義塾大学 准教授 新保史生氏
4	8月31日	情報セキュリティの法的要求事項	弁護士 森亮二氏
5	9月19日	情報法コンプライアンスと企業におけるファジーな諸問題	関西大学 教授 高野一彦氏
6	10月26日	個人情報流出時の対応 及び 本人関与手続きをめぐる諸問題	弁護士 鶴巻暁氏
7	11月16日	ISMS、PMS等の標準化の国際動向及び企業実務とISMS（ISMS/PMSの効率的運用方法）	日本ヒューレットパッカード(株) 個人情報保護対策室長 佐藤慶浩氏
8	12月	サービス事業者の新たなリスクと求められる対応	産業技術総合研究所 主任研究員 高木浩光氏

図表 2-3-8 平成 25 年度「マネジメントシステム研究会」

回	開催日	内容	講師
1	5月29日	個人情報保護法制をめぐる最新課題 (1)番号制度と政府 CIO 制度 - 医療情報等保護法の動向 (2)携帯 ID 等識別子の法的問題	新潟大学 教授 鈴木正朝氏

回	開催日	内容	講師
		(3)ポイント制度等における個人データ提供と「共同利用」方式の問題点	
2	6月21日	内部統制としてみる情報セキュリティ、個人情報保護	デロイトトーマツサービス(株) 取締役 丸山満彦氏
3	7月18日	総務省 パーソナルデータ利用・流通に関する研究会報告	慶應義塾大学 教授 新保史生氏
4	8月6日	近年の情報セキュリティ関係立法の解説（番号法、不正競争防止法改正、刑法改正・不正アクセス禁止法改正の内容について）	弁護士 鶴巻暁氏
5	9月12日	企業の情報漏えい対策とコンプライアンス	弁護士 森亮二氏
6	10月21日	情報法コンプライアンスのグローバル・ダイナミズム	関西大学 教授 高野一彦氏
7	11月21日	個人情報の保護から活用に向けて～利用目的通知と同意取得のあり方	日本ヒューレットパッカード(株) 個人情報保護対策室室長 佐藤慶浩氏
8	12月19日	情報セキュリティ関連規格の最新情報（ISO/IEC27000（共通用語）、27001（要求条件）、27002（管理策）の改定及びJIS改定の状況について）	情報セキュリティ大学院大学 教授 原田要之助氏

図表 2-3-9 平成26年度「マネジメントシステム研究会」

回	開催日	内容	講師
1	5月23日	「個人情報保護制度の見直し」(1) 「パーソナルデータの活用に関する制度見直し方針」と個人情報保護法改正の動向	新潟大学 教授 鈴木正朝氏

回	開催日	内容	講師
2	6月11日	「番号法が民間企業に与える影響」	弁護士 水町雅子氏
3	7月3日	「個人情報保護制度の見直し」(2) 「日本の個人情報保護制度は世界に通用するか？」	慶應義塾大学 教授 新保史生氏
4	8月20日	「個人情報保護制度の見直し」(3) 「改正個人情報保護法の大綱」についての解説	弁護士 森亮二氏
5	9月22日	改訂版 JISQ.27001/27002 の管理策がPマークの管理策に与える影響	情報セキュリティ大学院大学 教授 原田要之助氏
6	10月14日	グローバル企業の情報法コンプライアンス	関西大学 教授 高野一彦氏
7	11月19日	個人情報保護ガイドライン及び個人情報保護法改正の動向と安全管理策の再考	日本ヒューレットパッカード(株) 個人情報保護対策室室長 佐藤 慶浩 氏
8	12月8日	内部統制、情報セキュリティ、コンプライアンス（内部不正対策を交えて）	デロイトトーマツサービス(株) 代表取締役社長 丸山満彦氏
9	2月25日	1) ベネッセ事件後の動向と実務対応 2) 裁判所・警察・弁護士会からの情報提供要請への対応	弁護士 鶴巻暁氏

図表 2-3-10 平成 28 年度「マネジメントシステム研究会」

回	開催日	内容	講師
1	7月6日	特定個人情報保護評価 ～プライバシー影響評価（PIA）～	弁護士 水町雅子氏
2	8月3日	企業における情報セキュリティの確保とその課題	立命館大学 教授 上原哲太郎氏

回	開催日	内容	講師
3	9月6日	リスクに備える地域・自治体の個人情報政策～災害対策基本法・消費者安全法の活用術から条例2000個問題まで	弁護士 岡本正氏
4	10月11日	EUの一般データ保護規則施行に向けた日本企業のあり方	慶應義塾大学 教授 新保史生氏
5	11月16日	緊急時に迷わない！ 本人通知／公表／関係機関報告の事業者視点での判断基準	弁護士 鶴巻暁氏
6	12月13日	情報法コンプライアンスと内部統制	関西大学 教授 高野一彦氏

(2) 直近の課題に即したテーマ別情報提供の実施

「マネジメントシステム研究会」は、当協会ではプライバシーマークを取得した事業者に向けた連続講演会の形式で平成28年まで実施しましたが、「マネジメントシステム研究会」とは別に、当該年次においてPマーク取得事業者にとって当面の課題となるテーマに絞った、実務的な色彩を強めた研修やセミナー、その他の情報提供を実施してきました。

① マイナンバー法と経済産業省ガイドライン改正への対応（平成27年4月～8月）

マイナンバーの導入は個人情報保護の世界でも一大事件といってよいほどの反響を呼んだ出来事でした。「特定個人情報＝マイナンバー」のために制定された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、通称「マイナンバー法」についていち早い情報提供を行うべく東京、大阪、札幌で5回のセミナーを開催しました。

図表 2-3-11 「マイナンバー法と経産省ガイドライン改正への対応」(平成 27 年)

回	開催日	場所	内容	講師
1	4月2日	東京	<ul style="list-style-type: none"> ・ JIS 改訂に伴う審査基準改定 ・ 認定個人情報保護団体の役割について 	P マーク審査 部長
2	4月3日	東京		
3	4月9日	大阪		
4	6月23日	東京		
5	8月5日	札幌		

②改正 JIS 対応説明会（平成 30 年 1 月～3 月）

プライバシーマークの運用基準となる新たな JIS の規定である「JIS Q 15001 : 2017」が発効し平成 30 (2018) 年 8 月より新たな審査基準が適用されることに伴い、事業者に向けて今後の審査基準を説明する説明会を全国で 13 回にわたって実施し、600 名を超える参加者を得ました。

図表 2-3-12 「改正 JIS 対応説明会」(平成 30 年)

回	開催日	場所	内容	講師
1	1月15日	東京	<ul style="list-style-type: none"> ・ JIS 改訂の概要 ・ JIS 改訂に伴う審査基準改定 ・ 認定個人情報保護団体の役割について 	P マーク審査 部長
2	1月19日	沖縄		
3	1月23日	広島		
4	1月24日	福岡		
5	1月30日	大阪		
6	2月6日	東京		
7	2月9日	川口		
8	2月13日	名古屋		
9	2月21日	仙台		
10	2月27日	神戸		
11	3月1日	東京		
12	3月9日	札幌		
13	3月15日	大阪		

③新 JIS 移行説明会（平成 30 年 7 月、8 月）

事業者の意向を受け、コンサルタントの支援を受けずに「JIS Q 15001：2017」への対応を行っている中規模事業者に向けた制度の説明会を実施し、28名の参加を得ました。

④P マークセミナー「利用者に分かりやすいプライバシーポリシーとは」令和 2 年 2 月

Web やスマートフォンの利活用の増大に伴い、事業者による個人情報の利用が複雑化する中、消費者に分かりやすいプライバシーポリシーはどうあるべきかを弁護士の森亮二氏に説いて頂くセミナーを開催し、73名の参加を得ました。

⑤「個人情報保護法 2020 年改正のポイント」(令和 2 年 7 月)

「個人情報保護法 2020 年改正のポイント」と題し、森亮二弁護士にプライバシーマーク取得事業者向けの講演を実施しました。本講演は P マーク審査部としては初めてのウェビナー（テレビ会議システムを介した講演）の形式で開催し、全国から 300 を超える事業者が参加しました。

⑦ 「令和 2 年改正個人情報保護法」、JIPDEC 「構築・運用指針」に関する動画情報の提供

令和 4 年（2022 年）4 月に全面施行される「令和 2 年改正個人情報保護法」、同じタイミングで事業者への適用を開始した JIPDEC の「プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針」に関し、事業者の対応を支援するために P マーク審査部が運用する「会員サイト」内に 11 本の説明動画等を掲載しました。

(3) 新任「個人情報保護管理者」、「個人情報保護監査責任者」向け研修

中堅中小規模のプライバシーマーク取得済事業者で、PMS 運用事務局を 1～2 名で運用しており、担当者の退職等で業務引き継ぎに不安がある方を対象に、PMS をめぐる実務の基本を伝える研修を実施しました。(実施時間 3.5 時間、1 回につき最大 15 名で開催)

【新任「個人情報保護管理者」向けプログラム】

- ・ プライバシーマーク制度概要
- ・ 個人情報保護法と JIS Q 15001 の概要
- ・ PMS 運用のポイント（個人情報の特定、リスク分析、運用、教育、監査等）
- ・ 公表事項の整理
- ・ 記録管理のポイント
- ・ P マーク更新申請のポイント
- ・ 安全管理措置の実際（事例紹介）

【新任「個人情報保護監査責任者」向けプログラム】

- ・ プライバシーマーク制度概要
- ・ 個人情報保護法と JIS Q 15001 の概要
- ・ 内部監査の考え方
- ・ 内部監査チェックリストの作り方
- ・ 内部監査実施のポイント
- ・ 内部監査報告書作成のポイント

研修は当協会の会議室を利用して行い、P マーク審査部長が講師を務めました。本研修自体は好評を博し、平成 25 年から平成 28 年にかけて 27 回の実施を数えました。これは、社内共通業務に関する要員の配置に課題を有する傾向が大きい中小規模の事業者において、「引継がうまくいかずに、PMS の知識がおぼつかない担当者に対し、必要な知識を講義します」という研修の主旨が、事業者のニーズに合致したためであると考えられます。

図表 2-3-13 「新任管理者向研修」開催実績

年次	実施回数	出席事業者数
平成 25 年	7 回	33 社

年次	実施回数	出席事業者数
平成 26 年	11 回	36 社
平成 27 年	7 回	38 社
平成 28 年	2 回	不明

審査部内での人的な手当が容易ではない等の理由で平成 29 年以降は本研修を実施していませんが、事業者側でその必要性がなくなったり価値が減じたりしたわけではありません。今後も可能であれば復活したい企画です。

5.3 審査員に向けた情報提供の強化

プライバシーマーク審査機関にとって審査それ自体の質を維持・向上することは、最も重要な課題の一つです。申請事業者にとっては文書審査で自社の規程類等を評価し、現地審査で代表者や PMS を推進する担当者と直接対峙する審査員は、その審査において実質的に日本データ通信協会を代表しており、その対応の善し悪しは当協会の評価を直接形作ります。実際に審査において事業者と対峙するという意味で契約審査員は協会の顔と言ってよい存在です。そうした審査員を雇用し、育成していくために P マーク審査部では、様々な施策を地道に実施してきました。

(1) 「プライバシーマーク審査員補実務研修」の実施

プライバシーマーク審査事業において、継続的な審査員の確保は、業務の安定的な遂行のために必須であり、新規審査員の定期的な雇用は常に重要な課題として存在しています。こうしたことから、P マーク審査部では、主に他薦のあった外部のプライバシーマーク審査員補に対し、実務研修（現場では「OJT」と称していません）を提供し、P マーク審査部で契約する審査員としての適正を見極めると同時に、十分な適性があると判断をし、本人と当協会との意向が合致した場合には、新規審査員として契約を行うというスキームを進めてきました。

この研修は、「文書審査 OJT」、「現地審査 OJT」の二つのパートより構成し、審査員補に実際の審査チームに加わってもらい、審査の実際に触れて、その実施方

法、事業者や同僚審査員とのコミュニケーション、審査基準等、審査で実施される各種の実務知識を習得してもらいます。

研修は最長で1年を期限に行い、複数の審査プロジェクトへの参加を通じて研修を積み重ねてもらおうと同時に、審査プロジェクトを担当する審査リーダー(主任審査員)に研修者である審査員補の評価を行ってもらいます。この手続きにおいて一定の評価を得た研修者については、プライバシーマークの規定に基づき当協会から審査員への格上をJIPDECに申請するとともに、審査員としての雇用に進むことになります。

「プライバシーマーク審査員補実務研修」は、契約審査員の皆様の協力を得て、当協会の審査員を確保するための重要な制度として活用され続けています。

(2) 「Pマーク審査部定例会」の開催

プライバシーマーク審査を行う審査員は、個人情報保護や事業者の安全管理をめぐる様々な出来事や環境の変化を咀嚼し、審査で対峙する事業者に対して、その時々に必要な判断や情報提供を行いながら審査を実施していきます。このような審査員にとって、法令の変更、個人情報に関する事故の動向、IT技術やサービスの動向等は業務遂行にとって基本的な知識であり、常に更新していく必要があります。このため、プライバシーマーク制度において新たな規則や今後の審査において注意すべき論点が明らかになったりした場合等、それらの情報も取得し、次の審査に反映していく必要があります。

こうした要請に対応するため、Pマーク審査部では、毎週、審査員を当協会の本部に集めて定例のミーティングを開催し、情報共有を行ってきました。また、参集できない審査員に向けては、平成27年より商用会議システムを用いてミーティングの様子を音声で提供する等してきました。

こうした「定例会」は、これらの情報を審査員に伝え、必要に応じて質疑応答を行うことを通じ、当協会の審査水準と事業者に向き合う方向性を一定レベルにチューニングすることに貢献してきました。

新型コロナウイルス感染症の蔓延と政府の非常事態宣言を受け、こうした「定例会」はオンラインでの開催に完全に移行し、Zoom を介した開催を続けています。

(3) ICT サービスを用いた審査員との情報共有の拡充

かつてプライバシーマーク審査の審査資料は、事業者から紙で提出する決まりで、審査を担当する審査員は、それらの申請資料から必要なものを協会本部のコピー機で複写し利用していました。つまり、審査員は豊島区巣鴨に出向いて必要な情報を入手することを余儀なくされていましたが、そこには移動にかかる時間の問題、移動中の資料紛失リスク等、解決すべき課題が内包されていました。同じ課題は審査員に審査資料を手渡す必要がある P マーク審査部の事務局でも共有されていたこととなります。

こうしたことから、P マーク審査部では、紙ではない電子媒体での審査申請、審査部内での管理、審査員への提供に積極的に舵を切ることになりました。このために、従来 Excel 等を用いて行っていた各種資料のリスト化による管理も含めて改善を行い、平成 29 年よりドキュメント管理用クラウドサービスを用いた案件のリスト化と電子ファイルで提出される申請利用の管理、審査員への審査関連情報の電子ファイルでの提供を開始しました。

また時を同じくしてクラウドベースのデータベースサービスを活用した案件管理、グループウェアを用いた審査員、事務局内の情報共有を開始し、審査をめぐる情報共有は一挙に電子化され、審査実務における書類の管理と取扱い、事務局と審査員や審査員間の情報共有は効率化が図られました。こうしたサービスの利用によって、それまではリアルな定例会や電子メールでのみ実施されていた各種連絡や情報共有は、より効果的、効率的に実施できるようになりました。

6. 最後に

この 10 年を通じて私どもの生活に ICT が関わる度合いはますます拡大し、老若男女を通じ、あるいはどのような産業においても、情報技術の恩恵はかつてないほど明瞭になっています。それに比例するように、情報技術を悪用し、あるいはその

間隙について不当に利益を上げようとする者の存在はさらに際立ってきました。こうした環境下、個人情報保護の重要性に対する社会の認識も高まっており、その意味でプライバシーマークが担おうとしている制度としての意義は年を追うごとに確かなものになっていると言ってもよいかもしれません。

言い方を変えれば、プライバシーマークが本当に価値あるものか否か、私たちはこれからますますそのこと自体を問われようとしています。プライバシーマークを保有する事業者、これから取得しようとしている事業者の代表者や事務局、申請担当者にとって、指定審査機関とその審査員は、個人情報保護をめぐる社内システムの運用について直接会話を交わし、専門家の一端としてプライバシーマークに関する情報を伝え、彼らの運用状況について判断を下す立場にあるという意味で大きな影響力を持っています。これはとりもなおさず、審査員の力量が、事業者に提供するサービスの質を決めることを意味しています。私どもはそのことを肝に銘じ、自らの提供する価値によって自らの未来を拓いていけるよう、個人情報に係る知識、審査ノウハウを P マーク審査部一丸となって磨き続けたいと考えています。

第4章 トラストサービス

1. タイムビジネス協議会（TBF）



1.1 協議会活動

タイムビジネス協議会では、各ワーキンググループにて、会員や有識者の知見を集約し、様々な成果物を整備するとともに、情報発信活動を展開してまいりました。

1.1.1 企画運営部会・ワーキンググループ

●平成 25 年

- ・ 企画運営部会
- ・ 調査研究 WG
- ・ 普及促進 WG

●平成 26 年

- ・ 企画運営部会
- ・ 調査研究 WG
- ・ 普及促進 WG

●平成 27 年

- ・ 企画運営部会
- ・ 調査研究 WG

- ・ 普及促進 WG
「電子帳簿保存法の平成 27 年度制度改正における電子署名とタイムスタンプの解説」発行（10 月）
- ・ 電子証明基盤検討 WG
総務省調査研究案件「電子署名法等における電子証明書の長期有効性確保に関する調査研究の請負」

●平成 28 年

- ・ 企画運営部会
- ・ 調査研究 WG
- ・ 普及促進 WG
電子帳簿保存法の解説書を改訂、販売開始（12 月）
- ・ 電子証明基盤検討 WG

●平成 29 年

- ・ 企画運営部会
総務省調査研究案件「タイムスタンプ、電子署名等のトラスサービスの利用動向に関する考査研究の請負」
第 6 回日 EU・ICT 戦略ワークショップに参加（10 月）
- ・ 調査研究 WG
- ・ 普及促進 WG
- ・ 電子証明基盤検討 WG

●平成 30 年

- ・ 企画運営部会
第 7 回日 EU・ICT 戦略ワークショップに参加（4 月東京）
- ・ 調査研究 WG
- ・ 普及促進 WG
- ・ 電子証明基盤検討 WG

1.1.2 シンポジウムとセミナーの実施

●平成 25 年

- ・ タイムビジネス普及促進講演会を開催（6月東京）
- ・ 知財保護向けのタイムスタンプ普及促進セミナーで講演（8月東京、10月名古屋、11月福島）

●平成 26 年

- ・ 電子記録マネジメントフォーラムを電子記録マネジメントコンソーシアムと共催（3月東京）
- ・ タイムビジネス協議会活動報告会（6月東京）
- ・ 知財保護向けのタイムスタンプ普及促進セミナーで講演（8月東京、9月大阪、10月名古屋、11月福岡）

●平成 27 年

- ・ 医療情報のタイムスタンプ普及促進セミナーを開催（2月東京）
- ・ 電子帳簿保存法改正セミナーを開催（7月及び10月東京）
- ・ 日本弁理士会不正競争防止法委員会にて、国内外の知財保護におけるタイムスタンプの動向を講演（7月東京）
- ・ 生産技術振興協会にて、医療情報に対するタイムスタンプの動向を講演（9月大阪）

●平成 28 年

- ・ 総務省請負案件の仕様に基づく電子署名等の利用促進を目的としたセミナーを開催（3月）
- ・ 電子帳簿保存法関係のセミナーを開催（8月）
- ・ 特許庁のタイムスタンプ保管サービス開始に向けたセミナーを開催（11月東京）

●平成 29 年

- ・ 日欧インターネットトラストシンポジウムで講演（7月東京）

- ・ 総務省請負案件の仕様に基づくワークショップを開催（3月）
- ・ 工業所有権情報・研修館（INPIT）と共同で「住環境特許研究会・建材特許研究会」においてタイムスタンプ説明会を実施（5月）
- ・ INPIT 主催の営業秘密・知財戦略セミナーで講演（10月福岡、東京、11月大阪）

1.2 タイムビジネスからトラストサービスへ

1.2.1 e-トラスト・ジャパン宣言！

2016年9月20日、タイムビジネス協議会はザ・プリンスパークタワー東京において設立十周年記念行事を開催し、席上で「e-トラスト・ジャパン宣言！」を発表しました。

e-トラスト・ジャパン宣言！

タイムビジネス協議会は、本格的な IoT 時代の到来に向けて、高い信頼性確保が求められるあらゆるデータにタイムスタンプが付与されることなどにより、データ偽装のない社会の実現及び1,000億円規模の市場創出を目指す「e-トラスト・ジャパン宣言！」を本日（平成28年9月20日）表明します。

平成18年にタイムビジネス協議会が設立してから10年が経ち、国税関係書類、知的財産保護、医療情報、電子契約の分野において、データの信頼性確保に寄与するタイムスタンプの導入が進み始めています。しかしながら、これらの分野以外においても高い信頼性の確保が求められるデータは社会に遍在しており、社会問題となった、杭打ち、燃費、銅線強度、薬液注入量、エアバッグ、排ガス濃度、免震等に係る各種データにおいても、タイムスタンプの付与がデータ改ざんの防止や捏造の抑制に寄与することが期待されます。

加えて、様々な物や人が繋がりデータがやりとりされる本格的な IoT 時代には、あらゆる物の状態や動作が自動的にデータ化され時刻情報と共に管理され

ることが常態となり、より信頼できる時刻認証及びデータの非改ざんの確保が一層要請されることが想定されます。

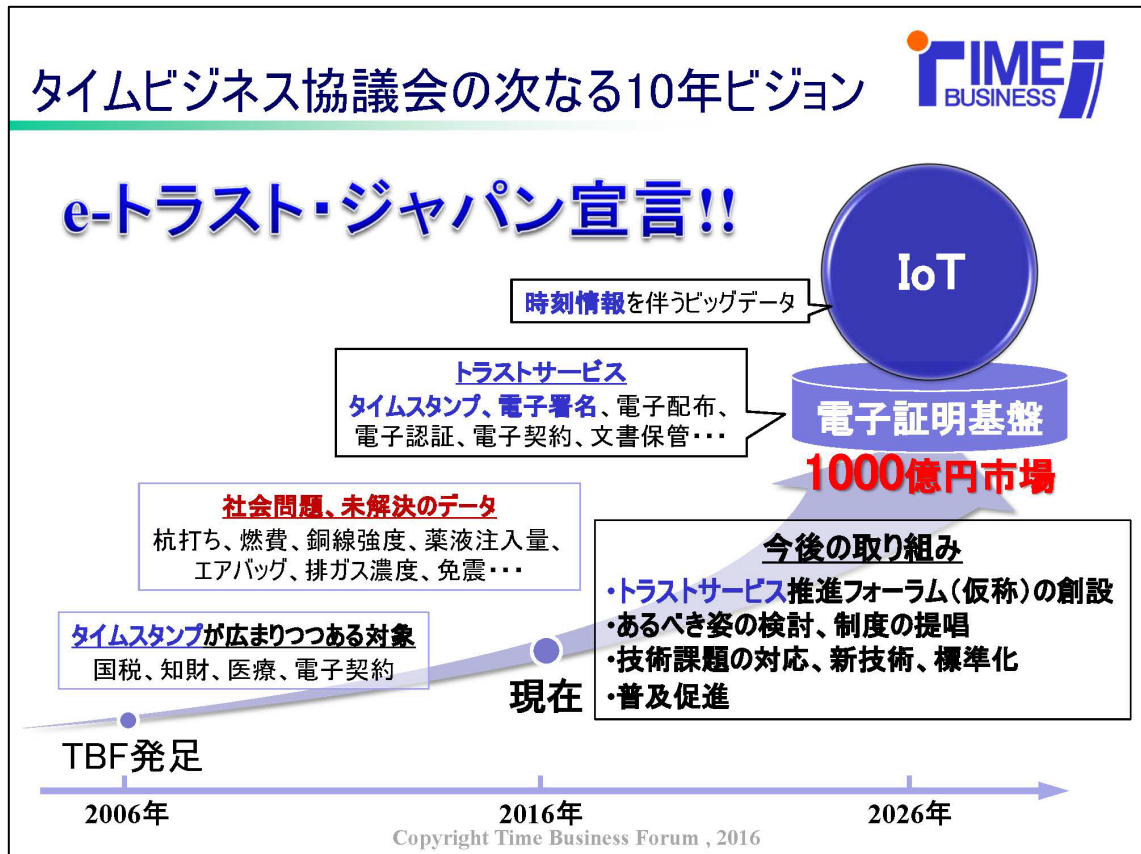
そこで、データ偽装のない社会の実現に寄与できるよう、タイムビジネス協議会は、次なる10年に向けて、情報化社会を支えるインフラの1つであるタイムスタンプの一層の普及促進を図るとともに、タイムスタンプのみならず電子署名その他のトラストサービスが寄与できる領域にも視野を広げ、各種取組の推進を目指すことを宣言します。

また、これらの取組を通じて、トラストサービスを普及促進させることにより、年間1,000億円規模の市場創出を目指すことを宣言します。

(主な取組内容)

- ・ e-トラスト・ジャパン実現のために産学官関係者が集う場の創出（トラストサービス推進フォーラム（仮称）の創設）。
- ・ トラストサービスのあるべき姿の検討（タイムスタンプの法的根拠、日本版トラストリストその他トラストサービスに関する制度の提唱、業界別共同データ管理センター構想）。
- ・ トラストサービスの技術的課題への対応（海外展開を視野に入れた検証仕様の標準化及び電子証明基盤の構築、IoT、フィンテック、ブロックチェーン等新たな技術へのトラストサービスの適用）。
- ・ トラストサービスの普及促進（周知啓発、各種ガイドラインの策定、海外展開）。

図表 2-4-1 タイムビジネス協議会の次なる 10 年ビジョン



1.2.2 トラストサービス研究会

一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）、特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会（JNSA）、電子認証局会議（CAC）、タイムビジネス協議会（TBF）の4団体が、本格的なIoT時代の到来に向けて、データ偽装のない社会の実現及び1,000億円規模の市場創出を目指す「e-トラスト・ジャパン宣言！」の実現を目指し、産学官関係者が集う「トラストサービス推進フォーラム（仮称）」創設に向けた準備組織として「トラストサービス研究会」を平成29年5月に発足させ、当協会は事務局を務めました。

トラストサービス研究会の開催状況は図表 2-4-2 のとおりです。

図表 2-4-2 トラストサービス研究会

会合	開催年月日
第1回トラストサービス研究会	平成29年4月15日
第2回トラストサービス研究会	平成29年6月22日
第3回トラストサービス研究会	平成29年7月20日
第4回トラストサービス研究会	平成29年8月31日
第5回トラストサービス研究会	平成29年10月6日
第6回トラストサービス研究会	平成29年12月21日
第7回トラストサービス研究会	平成30年3月28日

トラストサービス推進フォーラムへの改組

平成30年4月、タイムビジネス協議会は臨時総会を開催し、組織名をタイムビジネス協議会からトラストサービス推進フォーラムへ変更する運営規約改正を議決し、この改正が施行される平成30年6月より、トラストサービス推進フォーラムとして始動することとなりました。

2. トラストサービス推進フォーラム (TSF)



2.1 トラストサービス推進フォーラムの役割・体制について

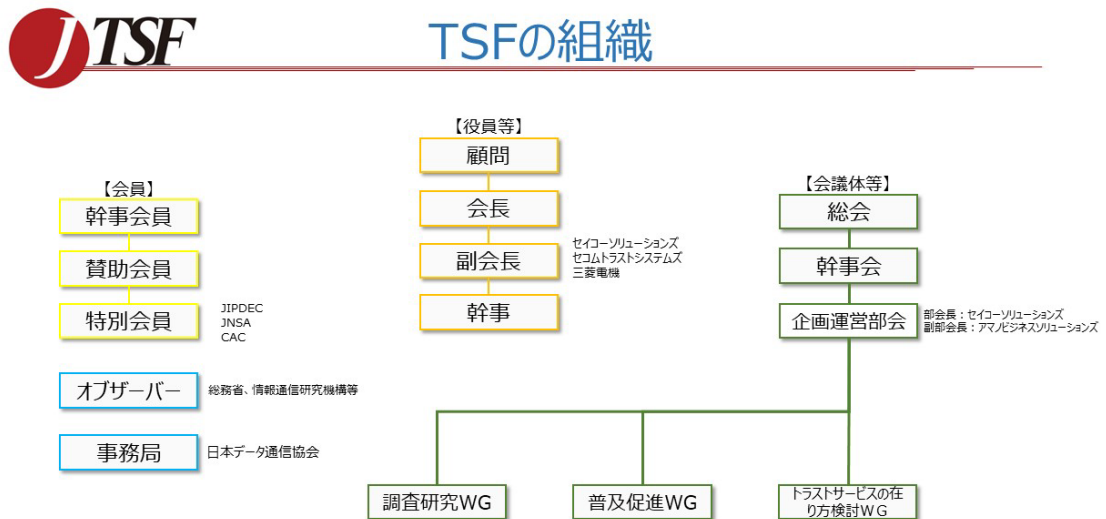
2.1.1 トラストサービス推進フォーラムの役割

トラストサービス推進フォーラムは、従来のタイムビジネス協議会の活動と成果を受け継ぎつつ、信頼できるトラストサービスの在り方と、ユーザーが安心・信頼してサービスを選択できる仕組みを検討し、それを実現する環境整備を推進することを目的としています。

2.1.2 トラストサービス推進フォーラムの体制

トラストサービス推進フォーラムは、総会、幹事会、企画運営部会により構成され、企画運営部会は、必要によりワーキンググループ（WG）を設置しています。創設時にはトラストサービスの在り方検討 WG、普及促進 WG 及び調査研究 WG の3つの WG が設置されました。

図表 2-4-3 トラストサービス推進フォーラム 組織図



・トラストサービスの在り方検討 WG

基本的なトラストサービスの枠組み構築をめざし、全体モデルと要素の定義、現状の各種サービスの調査等を行いました。また、日本版トラステッドリストの設計から試験運用、国際連携の実現を目指した、法制度、技術・運用規準等のマッピング調査や連携のための条件明確化を行いました。

・普及促進 WG

トラストサービスの普及促進を目的とした活動を展開しました。タイムビジネス協議会が推進した国税関連における制度改正対応、知財分野におけるセミナー

や勉強会等の普及、啓もう活動を継続するとともに、更に内容を深めた活動を展開しました。また、トラストサービスの利用シーンの拡大のための調査活動も展開しました。

・調査研究 WG

日本セキュリティ監査協会（JNSA）の電子署名 WG 及び日本トラストテクノロジー協議会（JT2A）との共同作業にて、①リモート署名ガイドラインの検討②真正性保証ガイドラインの検討③署名検証ガイドラインの検討を継続しました。またトラストサービスに係る新たな技術動向に関する調査、勉強会を展開しました。

2.2 トラストサービス推進フォーラムの活動

トラストサービス推進フォーラムでは、信頼できるトラストサービスの在り方を定義し、ユーザーが安心・信頼してサービスを選択できる仕組みの構築を目指して、企画運営部会、各ワーキンググループにて検討し、多くの成果物を整備するとともに、情報発信活動を展開してまいりました。

2.2.1 企画運営部会・ワーキンググループ

●平成 30 年

- ・ 企画運営部会
 - TSF WG-DAY を開催（7 月東京）
 - 第 8 回日 EU・ICT 戦略ワークショップに参加（12 月ウィーン）
 - 欧州調査を実施（12 月欧州各国）
- ・ トラストサービスの在り方検討 WG
 - TSF 夏季研修を実施（8 月湯河原）
- ・ 電子署名法改定案検討タスクフォース
 - （日本版トラストサービス法案検討 SWG に名称変更）
- ・ 普及促進 WG
- ・ 調査研究 WG

●平成31年（令和元年）

- ・ 企画運営部会
欧州調査を実施（4月欧州各国）
第9回日EU・ICT戦略ワークショップに参加（12月東京）
- ・ トラストサービスの在り方検討WG
- ・ 普及促進WG
- ・ 調査研究WG

●令和2年

- ・ 企画運営部会
- ・ トラストサービスの在り方検討WG
- ・ タイムスタンプ認証制度検討SWG
- ・ eシール認証制度検討SWG
- ・ 日本版トラストサービス法案検討SWG
- ・ 普及促進WG
「電子帳簿保存法における電子署名とタイムスタンプの解説書（第4版）公表（7月）」
- ・ 調査研究WG
- ・ TSA（Time Stamping Authority,時刻認証局）に関するCA/Browser Forum BR検討タスクフォース

●令和3年

- ・ 企画運営部会
- ・ トラストサービスの在り方検討WG
- ・ タイムスタンプ認証制度検討SWG
- ・ eシール認証制度検討SWG
- ・ 日本版トラストサービス法案検討SWG
- ・ 普及促進WG
電子署名法に関するQ&Aについての解説「主務3省Q&A（電子署名法第三条関係）に関する解説を公表（2月）」
- ・ 調査研究WG
- ・ TSAに関するCA/Browser Forum BR検討タスクフォース

2.2.2 シンポジウムとセミナーの実施

●平成30年

- ・ INPIT 営業秘密・知財戦略セミナーで講演（11月東京）

●平成31年（令和元年）

- ・ INPIT 営業秘密・知財戦略セミナーで講演（1月大阪、2月横浜、9月東京、11月大阪）
- ・ ITリサーチアート社主催トラストサービスの調査ワークショップで講演（2月東京）
- ・ TRUST INNOVATION DAY2019に参加、European Signature Dialogで講演（4月ウィーン）
- ・ 日欧インターネットトラストシンポジウムで講演（5月東京）
- ・ マルチメディア推進フォーラムで講演（5月東京）
- ・ 日本経済団体連合会情報通信委員会懇談会で活動紹介（5月東京）
- ・ 慶應義塾大学第8回、第9回サイバーセキュリティ国際シンポジウムに参加（第8回7月東京、第9回12月東京）
- ・ トラストサービスシンポジウム2019秋を開催（10月大阪）
- ・ 放送受信障害解消セミナーで講演（10月仙台）

●令和2年

- ・ INPIT 営業秘密・知財戦略セミナーで講演（1月横浜）
- ・ 慶應義塾大学第10回サイバーセキュリティ国際シンポジウムに参加（10月リモート）

●令和3年

- ・ 慶應義塾大学第11回サイバーセキュリティ国際シンポジウムに参加（10月リモート）
- ・ トラストサービス動向解説セミナーを開催（6月リモート）
- ・ 日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）デジタルドキュメント2021（11月~12月リモート）

2.3 トラストサービス推進フォーラムの発展的解消

令和2年8月、利用者視点でデータのトラストを確保する仕組みの普及を目指す「デジタルトラスト協議会」が設立されました。トラストサービス推進フォーラムは特別会員としてデジタルトラスト協議会に参画し、情報交換を推進いたしましたが、一方でデジタルトラスト協議会の活動とトラストサービス推進フォーラムの活動との境界が曖昧になりつつありました。このような中、令和3年9月にはデジタル庁が創設され、トラストに関する団体への要求が急増しました。これに呼応するように、デジタルトラスト協議会とトラストサービス推進フォーラムは、両団体の統一に向けた議論を進め、令和4年3月末日をもってトラストサービス推進フォーラムを解散し、その活動を一般社団法人となったデジタルトラスト協議会に移し、フォーラム活動を終了することにいたしました。

2.4 トラストサービス推進フォーラムの会員(令和4年2月28日現在)

■顧問・会長・副会長・幹事

トラストサービス推進フォーラムの顧問・会長・副会長・幹事は図表 2-4-4 のとおりです。

図表 2-4-4 トラストサービス推進フォーラム 顧問・会長・副会長・幹事

役職	所属及び役職	氏名
最高顧問	中央大学 名誉教授	大橋 正和
顧問	中央大学 国際情報学部 教授、 東京大学大学院情報学環 特任 教授	須藤 修
顧問	専修大学 法科大学院 教授	米丸 恒治
会長	慶應義塾大学 環境情報学部 教授	手塚 悟
副会長・幹事	アマノセキュアジャパン株式会社	森口 亜紀
副会長・幹事	セイコーソリューションズ株式会社	関根 淳
副会長・幹事	三菱電機株式会社	宮崎 一哉
幹事	株式会社コスモス・コーポレイション	濱口 総志

幹事	サイバートラスト株式会社 (取締役副社長 兼 執行役員 兼 CTO)	北村 裕司
幹事	株式会社サイバーリンクス (CIO)	水間 乙允
幹事	セコムトラストシステムズ株式会社	相良 直彦
幹事	株式会社TKC (取締役 執行役員)	魚谷 仁司
幹事	三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社 (取締役)	下笠 清

■ 幹事会員 (9 社)

- ・ アマノセキュアジャパン株式会社
- ・ 株式会社コスモス・コーポレーション
- ・ サイバートラスト株式会社
- ・ 株式会社サイバーリンクス
- ・ セイコーソリューションズ株式会社
- ・ セコムトラストシステムズ株式会社
- ・ 株式会社TKC
- ・ 三菱電機株式会社
- ・ 三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社

■ 賛助会員 (24 社)

- ・ アドビ株式会社
- ・ 株式会社インフォマート
- ・ NTT ビジネスソリューションズ株式会社
- ・ 株式会社エヌデーデー
- ・ GMO グローバルサイン株式会社
- ・ GMO グローバルサイン・ホールディングス株式会社
- ・ JFE システムズ株式会社
- ・ セコム株式会社
- ・ 大日本印刷株式会社
- ・ 株式会社帝国データバンク
- ・ ドキュサイン・ジャパン株式会社
- ・ トップラン・フォームズ株式会社

- ・ 日鉄日立システムエンジニアリング株式会社
- ・ 日本電子認証株式会社
- ・ 株式会社ハイパーギア
- ・ 株式会社ハートビーツ
- ・ パナソニック株式会社
- ・ 株式会社 PFU
- ・ 株式会社日立製作所
- ・ 弁護士ドットコム株式会社
- ・ 三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社
- ・ 三菱電機エンジニアリング株式会社
- ・ 株式会社ラック
- ・ 株式会社リコー

■特別会員（個人・団体）（20 社）

- ・ 手塚悟（慶應義塾大学）
- ・ 中村素典（京都大学）
- ・ 東條吉純（立教大学）
- ・ 久保田隆（早稲田大学）
- ・ 宮地充子（大阪大学）
- ・ 牧野二郎（牧野総合法律事務所）
- ・ 宮内宏（宮内・水町 IT 法律事務所）
- ・ 足立昌聰（インハウスハブ東京法律事務所）
- ・ 袖山喜久造（SKJ 総合税理士事務所）
- ・ 関和郎（特許業務法人第一国際特許事務所）
- ・ 北村光司（Seiju 国際知財事務所）
- ・ 下出一（株式会社サピエンティスト）
- ・ 三谷慶一郎 株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所）
- ・ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）
- ・ 特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会（JNSA）
- ・ 電子認証局会議（CAC）
- ・ 一般社団法人セキュア IoT プラットフォーム協議会（SIOTP）
- ・ 公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）
- ・ 一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会（JUAS）
- ・ 特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会（JASA）

3. タイムビジネス信頼・安心認定制度

3.1 認定制度の改正

3.1.1 トラストサービス制度諮問委員会及びトラストサービス認定審査会の設置（令和3年4月）

タイムスタンプの認定が協会認定から総務大臣認定へ移行し、当協会は指定調査機関としての業務を開始する計画であること、及び、タイムスタンプ以外のトラストサービス（主に e シール）にも取り組む可能性があることから、タイムビジネス信頼・安心認定制度の枠組みのなかで運営していた制度諮問委員会及び認定審査会を定款に基づく委員会として設置することとしました。それぞれ、トラストサービス制度諮問委員会・トラストサービス認定審査会として令和3年4月に設置されました。

なお、トラストサービス制度諮問委員会の配下には e シール民間制度検討専門部会が、トラストサービス認定審査会の配下には適合性評価専門部会が設置されています。

3.1.2 総務大臣認定への移行の特例を設置（令和3年10月）

時刻認証業務の認定に関する規程（令和3年総務省告示第146号）が施行され、令和3年7月30日より時刻認証業務の認定を申請できるようになりましたが、電子帳簿保存法において認められるタイムスタンプが協会認定を受けたもののみであり、総務大臣認定のタイムスタンプが含まれていなかったことから、事業者が総務大臣認定の申請を躊躇する状況となりました。

総務大臣認定では、時刻配信業務（TAA）を用いない方式（いわゆる「TSA が自ら時刻の信頼性を確保する方式」）が認められており、各事業者は当該方式への移行を計画し協会認定とは別に新たな時刻認証システムを構築する予定であり、電子帳簿保存法で総務大臣認定のタイムスタンプが認められるまでの間、協会認定と総務大臣認定の二つの時刻認証システムを運用する必要があると考えたためです。

このような状況を解消すべく、総務大臣認定用の時刻認証システムを告示及び実施要項の要求事項に基づき協会が審査し認定する「特例認定」ほか総務大臣認定への移行の特例を設けました。

この特例の設置により、複数の事業者が総務大臣認定の申請を行い、同時に協会の特例認定を申請するに至りました。なお、総務大臣認定のタイムスタンプを要件とする電子帳簿保存法の改正は、令和4年3月31日に公布され4月1日に施行されました。

3.1.3 総務大臣認定への移行の特例における認定の効力の存続を改正（令和4年5月）

総務大臣認定への移行の特例において、事業者が総務大臣認定用の時刻認証システムを構築し認定取得への対応を行うと同時に、協会認定の時刻認証システムの認定更新を行う負担を削減すべく、タイムスタンプの信頼性確保に留意したうえで、協会認定を更新せず認定の効力を一定期間存続させる措置も設けられました。

しかしながら、事業者における協会認定システムから総務大臣認定システムへの切り替えは、当初想定されていなかったケースも生じたため、規約改正を行い総務大臣認定への移行が完了するまで協会認定システムの効力を存続できるとしました。また、効力の存続の最終期限を謳っていなかったところ、電子帳簿保存法で認められる期日である令和5年7月29日までとすることを明示的に規定しました。

3.2 認定制度の運用

3.2.1 認定申請の審査と認定事業者の推移

事業者からの申請を受け新規、更新、変更の認定の推移は図表 2-4-5 のとおりです。

図表 2-4-5 認定件数（年度単位 認定ベース）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0
更新	0	1	2	0	3	5	3	2	0	0
変更	3	4	3	4	4	5	3	5	1	1

認定事業者の推移は図表 2-4-6 のとおりです。

図表 2-4-6 認定事業者の推移



3.2.2 制度諮問委員会

タイムビジネス信頼・安心認定制度諮問委員会の開催状況は図表 2-4-7 のとおりです。

図表 2-4-7 制度諮問委員会

会合	開催年月日	主な審議内容
第11回	H26.5.12~5.19 (メール審議)	電子政府推奨暗号リストの改正に対応した認定基準の改正について
第12回	H26.11.17	電子政府推奨暗号リスト改正に関係する認定基準改正の施行の取り扱いについて 消費税引き上げ反映のための運用規約改定について
第13回	H27.5.26	危機管理のためのタイムビジネス認定基準改定案検討報告書を受けた認定基準改正について TSA 公開鍵証明書の確認に係る認定基準改正について
第14回	H28.8.3	認定審査実務を重ねてきた実績を踏まえた審査基準の改正について アプリケーションサービスを利用する形態への対応について 時刻認証業務の新しい形態について 不正防止の対策について
第15回	H29.3.6~3.17 (メール審議)	TSA(時刻認証業務)・TAA(時刻配信業務)の審査基準改正について
第16回	R1.5.21	時刻配信業務におけるJIS X 5094の改正に伴うタイムビジネス審査基準の改正について タイムビジネス審査基準における 時刻認証業務の用語の修正について
第17回	R3.3.22	トラストサービスに関する委員会の設置について タイムビジネス信頼・安心認定制度 運用規約の改正について

3.3 認定制度の今後

時刻認証業務の総務大臣認定制度が開始されたことにより、タイムビジネス信頼・安心認定制度の認定時刻認証事業者はすべて協会認定の業務を廃止することとなりました。また、いずれの時刻認証業務も時刻配信業務（TAA）を用いない方式を選択しており、認定時刻配信業務事業者もすべて業務を廃止することとなりました。

すべての事業者が業務を廃止し、認定事業者が存在しなくなった場合、協会は本制度を廃止する予定です。

4. 認定タイムスタンプを利用する事業者に関する登録制度

4.1 登録制度の創設

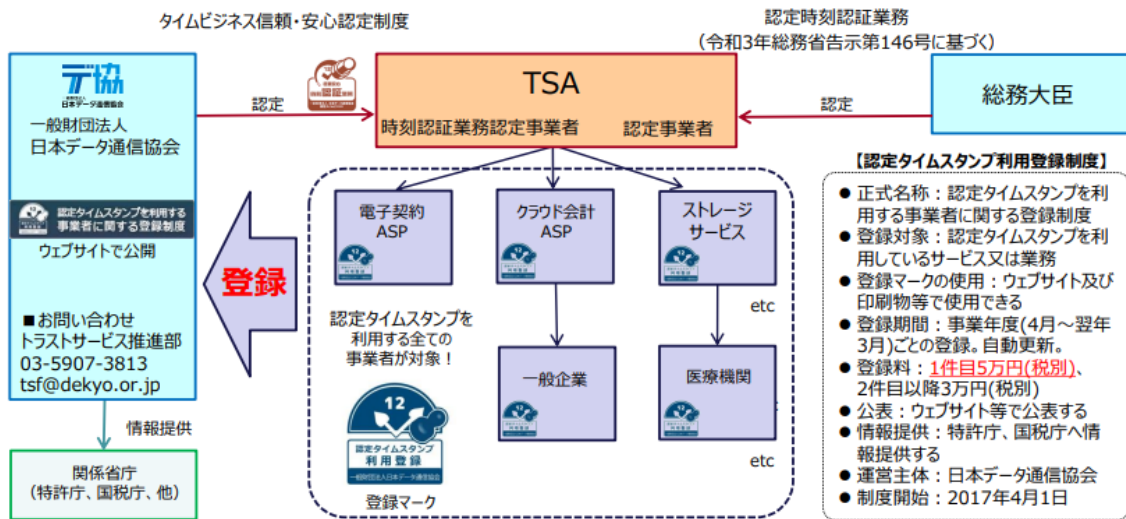
「タイムビジネス信頼・安心認定制度」では、協会の認定を受けた「時刻認証業務認定事業者」が「認定タイムスタンプ」の発行を行っておりますが、「認定タイムスタンプ」は、e-文書法や電子帳簿保存法対応、知的財産保護関連、医療情報、電子契約等の分野で利用が進んでおり、とりわけ国税関係書類のスキャナ保存制度では「認定タイムスタンプ」の使用が要件とされたこともあり、利用が急速に進みました。制度開始当初は、利用企業が時刻認証業務認定事業者と直接契約してタイムスタンプサービスを利用する形態が一般的でしたが、ASP 事業者（アプリケーション・サービス・プロバイダー）により提供される「認定タイムスタンプ」を付す機能が組み込まれたクラウドサービスも増えてまいりました。その結果、各企業において、利用する会計クラウドサービスが電子帳簿保存法のスキャナ保存の「認定タイムスタンプ」使用要件を満たしているか確認することが容易ではない状況となってまいりました。そこで、協会では、平成 29 年 4 月 1 日から「認定タイムスタンプを利用する事業者に関する登録制度」を開始いたしました。

4.2 登録制度の概要

登録制度の概要については図表 2-4-8 に示します。「認定タイムスタンプを利用する事業者に関する登録制度」への登録対象は、認定タイムスタンプを利用しているサービス又は業務です。登録対象となるサービス又は業務には、①アプリケーションサービス②ハードウェア提供業務③ソフトウェア提供業務④システム開発業務があります。登録を行うと協会より登録マーク（図表 4-9）が供与され、サービス又は業務提供事業者は自社のウェブサイトや印刷物等で登録マークを使用できます。これによりサービスユーザーは利用しているサービスが認定タイムスタンプであるか否かの確認が容易にできるようになります。登録期間は、事業年度(4月～翌年3月)ごとの登録となっており、登録は自動更新されます。登録事業者及びサービス又は業務は協会のウェブサイトで公表されるとともに、協会より関

連省庁に定期的に情報として提供されます。また令和3年7月1日より総務大臣認定制度で認定されたサービス又は業務も登録対象となっております。

図表 2-4-8 認定タイムスタンプを利用する事業者に関する登録制度の枠組み



図表 2-4-9 登録マーク



4.3 登録制度の運用

2023年4月末で29事業者37サービス又は業務が登録されています。(うち有料が26事業者31件)

サービス又は業務の種類としては、アプリケーションサービス 30 件、ハードウェア提供業務 2 件、ソフトウェア提供業務 6 件、システム開発業務 1 件となっています。

また、サービス又は業務の提供分野は、電子帳簿保存法関連 22 件、知的財産関連 12 件、医療情報関連 10 件、電子契約関連 28 件、その他 10 件となっています。令和 5 年 4 月 7 日現在の登録状況を図表 2-4-10 に示します。

図表 2-4-10 登録状況

登録番号 登録日	事業者名 サービス又は業務の名称
U00002-001 H29.4.3	株式会社コンストラクション・イーシー・トッドコム CECTRUST 電子契約・原本保管サービス
U00002-002 R1.5.31	株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム CECTRUST - Light サービス
U00003-001 H29.5.30	セイコーソリューションズ株式会社 かんたん電子契約
U00003-002 H29.5.30	セイコーソリューションズ株式会社 かんたん建築申請
U00003-003 H29.5.30	セイコーソリューションズ株式会社 eviDaemon
U00006-001 H29.6.27	セコムトラストシステムズ株式会社 セコムあんしんエコ文書サービス
U00006-003 H29.6.27	セコムトラストシステムズ株式会社 セコム議事録電子化サービス
U00006-004 H29.6.27	セコムトラストシステムズ株式会社 セコム電子承諾サービス
U00006-005 R5.4.1	セコムトラストシステムズ株式会社 セコムパスポート Plus
U00007-001 H29.7.5	株式会社サイバーリンクス TsunAG for TimeStamp
U00009-001 H29.7.25	弥生株式会社 弥生の会計・申告ソフト

登録番号 登録日	事業者名 サービス又は業務の名称
U00010-001 H29.9.6	ContractS 株式会社 クラウド型契約マネジメントシステム「ContractS CLM」
U00013-001 H29.10.20	カワセコンピュータサプライ株式会社 Eco Billing Service
U00015-001 H29.12.12	株式会社アイ・オー・データ機器 タイムスタンプソリューションアプライアンス BOX 「APX-TSFI/5P」及びオプションソフトウェア
U00015-002 R3.11.15	株式会社アイ・オー・データ機器 タイムスタンプ付与専用特定用途向け端末「APX2-EVID/5P」
U00016-001 H30.1.23	コントラクトマネジメント株式会社 kintone を用いたタイムスタンプ付与関連機能の提供業務
U00017-001 H30.4.1	株式会社クラウドテクノロジーズ 電子帳簿保存法（スキャナ保存）対応 DOCUMENT MARK 提供業務
U00018-001 H30.9.4	弁護士ドットコム株式会社 クラウドサイン
U00019-001 H30.12.19	ペーパーロジック株式会社 paperlogic
U00020-001 R1.9.11	JFE システムズ株式会社 電子証跡システム DataDelivery
U00021-001 R1.11.29	株式会社 TREASURY 電子契約サービス Great Sign
U00022-001 R2.4.8	アイテック阪急阪神株式会社 SATSIGN(サットサイン)
U00023-001 R2.4.8	ラディックス株式会社 クラウド契約管理
U00024-001 R2.10.20	株式会社プラグ・イン 建設工事請負契約電子化システム・KCDS サービス
U00025-001 R2.11.13	サイバートラスト株式会社 iTrust リモート署名サービス
U00026-001 R3.2.19	CM.com Japan 株式会社 CM サイン

登録番号 登録日	事業者名 サービス又は業務の名称
U00027-001 R3.6.2	jinjer 株式会社 jinjer サイン
U00028-001 R3.6.22	イタンジ株式会社 ITANDIBB 電子契約くん
U00029-001 R3.7.29	株式会社 N X ワンビシアーカイズ 電子契約サービス「WAN Sign」
U00030-001 R3.8.2	三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社 電子取引サービス @Sign
U00030-002 R3.8.2	三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社 長期署名クラウドサービス
U00031-001 R3.8.23	株式会社 TeraDox 契約大臣
U00032-001 R4.7.11	サインタイム株式会社 電子契約サービス
U00033-001 R4.8.24	都築電気株式会社 DagreeX (ダグリークス)
U00034-001 R4.12.5	株式会社 AKUODIGITAL stii タイムスタンプサービス
U00035-001 R5.4.1	ピー・シー・エー株式会社 PCA Hub eDOC
U00036-001 R5.4.7	株式会社ブロードリーフ 電子帳簿保存法対応ソリューション 電帳 .DX

5. 指定調査機関

5.1 総務大臣認定制度の創設

令和2年3月23日、総務省は、トラストサービスの1つであるタイムスタンプについて、国際的な動向を踏まえつつ、国としての認定の仕組みを検討するため、「タイムスタンプ認定制度に関する検討会」を開催する旨、報道発表を行いました。

タイムスタンプ認定制度に関する検討会は、令和2年3月から翌令和3年3月までに11回開催され、タイムスタンプ認定制度に関する検討会取りまとめ（案）及び時刻認証業務の認定に関する規程（案）が取りまとめられました。その後、時刻認証業務の認定に関する規程（令和3年総務省告示第146号）が制定され、時刻認証業務の認定に関する実施要項も公表され総務大臣認定制度が創設されました。

5.2 指定調査機関

令和3年6月24日、「時刻認証業務の認定に関する規程（令和3年総務省告示第146号）」第12条第1項に規定する指定調査機関として協会が指定されました。

5.3 調査業務の実施

令和3年7月1日、指定調査機関としての調査業務を開始、令和5年1月に3件の認定調査結果を総務大臣に通知しました。

6. トラストサービスへの取組

6.1 検討会等への参加

令和3年5月19日に公布されたデジタル関連法（デジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等）関係や社会のデジタル化、トラストサービスの普及等を目的とした関係省庁による検討会等に参加し、情報発信を行いました。当協会が関与した政府系検討会等は図表 2-4-11 のとおりです。

図表 2-4-11 協会が関与した政府関係検討会等

年月日	省庁	会合名
平成30年10月18日～	総務省	プラットフォームサービスに関する研究会
平成31年1月31日～	総務省	トラストサービス検討ワーキンググループ
令和2年3月30日～	総務省	タイムスタンプ認定制度に関する検討会
令和2年2月20日～	総務省	組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会
令和3年4月8日～	内閣官房	データ戦略タスクフォース トラストに関するワーキンググループ
令和3年11月18日～	デジタル庁	デジタル社会構想会議 トラストを確保したDX推進サブワーキンググループ
令和4年10月3日～	デジタル庁	処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方に関する議論

6.2 委員会の設置

総務大臣によるタイムスタンプ認定制度の創立等、トラストサービスに関する政府の一連の政策に対応するために、令和3年4月1日、トラストサービス制度

諮問委員会規程及びトラストサービス認定審査会規程を制定し、委員会及び審査会体制を再編しました。定款第48条に基づく新たな体制のもと、トラストサービス制度諮問委員会及びトラストサービス認定審査会が開催されています。

6.2.1 トラストサービス制度諮問委員会

本委員会は、トラストサービス関連業務の企画立案及び運用に関する重要事項について、外部の有識者（5名以上10名以内）による公正な審議を行う場です。新たな体制として、eシール民間制度検討WGを廃止し、トラストサービス制度諮問委員会のもとに外部の有識者によるeシール民間制度検討専門部会を設置しました。専門部会では総務省が公表する指針を踏まえ、WG報告書に基づきeシール民間制度の詳細な設計を行います。また、認定タイムスタンプを利用する事業者に関する登録制度検討会を廃止し、その機能を本諮問委員会に移行いたしました。トラストサービス制度諮問委員会の開催状況は図表2-4-12のとおりです。

図表 2-4-12 トラストサービス制度諮問委員会の開催状況

会合	開催年月日	審議内容
第1回制度諮問委員会	令和3年6月3日	調査業務規程の制定承認、登録制度運用規程改正承認
第2回制度諮問委員会	令和3年9月16日	タイムビジネス信頼・安心認定制度運用規約の改正承認
第3回制度諮問委員会	令和4年4月12日	総務大臣認定への移行の特例（案） 他 承認

6.3 eシール

6.3.1 eシールに関する国の動向を踏まえた当協会のeシールへの貢献のための取り組み

我が国では、総務省のプラットフォームサービスに関する研究会に設置されたトラストサービス検討ワーキンググループの最終取りまとめ（令和2年2月）において、初めてeシールに関する制度化について「一定程度国が関与した民間の

自主的な仕組みの創設」という方向性が示されました。当時総務省の「タイムビジネスの指針」を受けてタイムスタンプに関する民間認定制度を運用していた当協会としては、この経験を活かして、eシールについても同様の認定制度を創設する場合の課題と方針につき情報発信することにより、近い将来社会から要請があった場合、速やかな制度整備に貢献できるよう準備を開始いたしました。

6.3.2 eシール民間制度検討ワーキンググループの創設

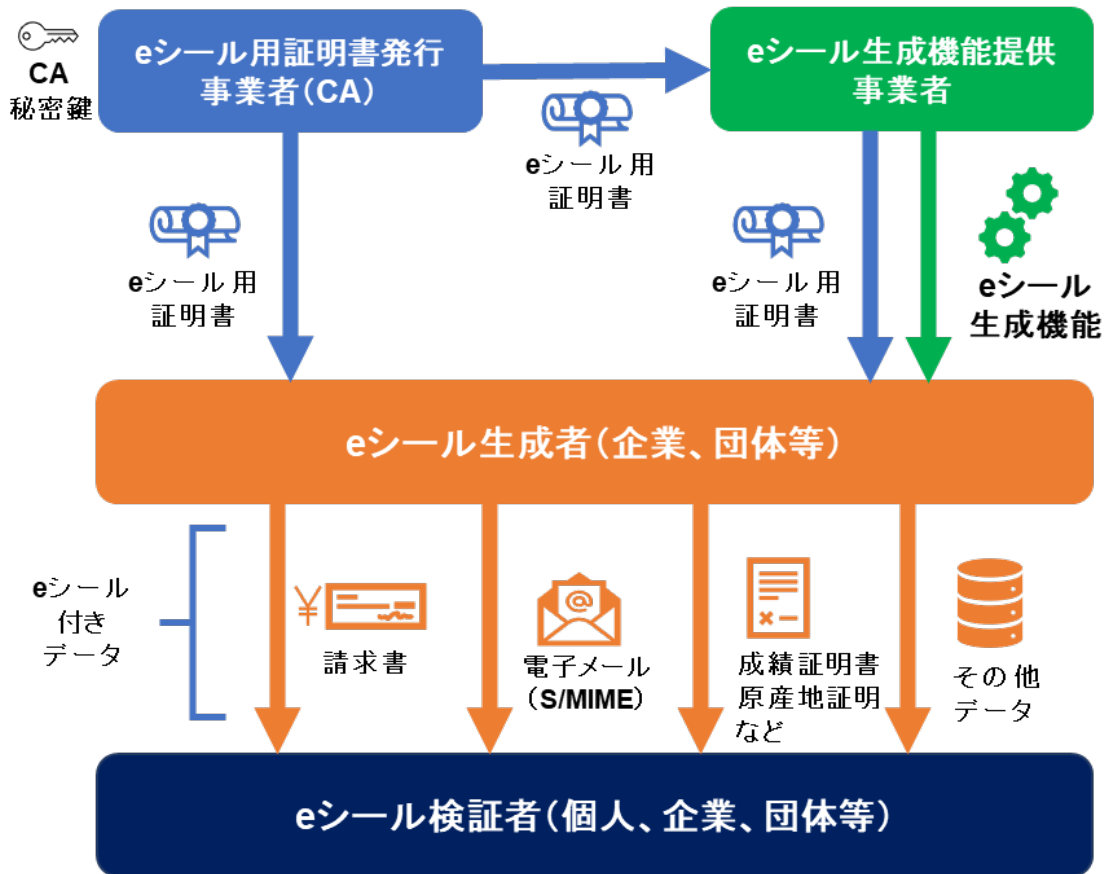
当協会は、総務省におけるeシールに関する検討（組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会）に協力する一方で、有識者の協力を得て協会内にeシール民間制度検討ワーキンググループを設置し、民間制度像を明確にすべく議論を重ね、令和3年3月に報告書を取りまとめました。

しかしながら、当時は総務省における検討が継続中で、eシールに係る指針(案)の下に民間制度がどのように位置づけられるか結論は得られておらず、また、令和3年9月のデジタル庁設置を控えて、政府としての方向性が見通せない状況だったため、報告書の公表については見合わせることにいたしました。

6.3.3 eシール民間制度検討ワーキンググループ報告書の公表

その後、デジタル庁が設置され、またトラストを確保したDX推進サブワーキンググループ最終報告書(案)も公表されました。最終報告書では、マルチステークホルダーモデルで扱う議題として「リモート署名・eシールの技術基準の検討」が挙げられており、今後の議論の進展が予想されること、また関連諸団体においてもeシールについて活発な議論が展開されていることから、当協会は公表を見合わせていた「eシール民間制度検討ワーキンググループ報告書」を平成4年6月に公表いたしました。また、eシール民間制度検討ワーキンググループを格上げし、協会の定款に基づく専門部会として、eシール民間制度検討専門部会を創設いたしました。今後、総務省やデジタルトラスト協議会等の関連団体とも連携し、eシール制度化に向けての取り組みを進めてまいります。

図表 2-4-13 eシール民間制度検討ワーキンググループ報告書
「eシールのイメージ」



第5章 デジタル活用支援

1. 取組みの背景

政府では、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）において、デジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げており、これにより「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることに取り組んでいます。

また、社会全体のデジタル化が進められる中、高齢者をはじめとした誰もがデジタル機器・サービスを活用（デジタル活用）することで、多様な価値観やライフスタイルを持ちつつ、豊かな人生を享受できる共生社会を実現することが重要と考え取り組んでいます。

このため、総務省では令和3年度から、高齢者等が身近な場所で身近な人からデジタル活用について学べる講習会等を推進する「デジタル活用支援推進事業」を開始し、本事業を通じて、日本全国の講師が高齢者等に寄り添い、助言や相談を行うことで、受講者の皆様のデジタル活用に関する不安を解消する取り組みを進めています。

令和4年度以降は、携帯ショップがない市町村（750市町村（注1））への講師の派遣を含め、令和3～7年度の5年間で延べ1,000万人の参加を目指して取組を充実させており、当協会では、この取り組みに賛同し、令和3年度及び4年度に渡り、この事業の立ち上げ、特に当協会の定款に定める「情報通信に関する人材の育成」に関する業務に貢献するため取り組むこととしました。

（注1）令和3年11月10日集計

2. 令和3年度の取り組み

総務省では、本事業を推進するため、令和3年2月に本事業の執行団体の公募を行い、当協会は、これに応募し、同年4月1日、執行団体として採択され、以下の業務を実施しました。

2.1 事業実施団体の公募及び採択

高齢者等を対象とした行政手続・サービスの利用方法等に関する講習会等を実施する「事業実施団体」の公募（一次、二次）を実施しました。一次公募の結果、全国で携帯電話ショップを展開する「全国展開型」事業者4者、及び地域の自治体と連携して公民館等地域に密着した施設で講習会を行う「地域連携型」事業者21者を採択しました。また、二次公募の結果、地域連携型事業者99者を採択しました。

2.2 支援員育成

デジタル技術を使いこなす能力に不安がある高齢者等の解消に向けて、オンラインによる行政手続・サービスの利用方法等に関する助言・相談等を行う「支援員」を育成するため、eラーニングシステムを新たに導入し、6月に基本7講座、応用6講座の教材コンテンツを制作し、令和4年1月には新型コロナワクチン接種証明（ワクチンパスポート）発行方法教材コンテンツを制作しました。

また、eラーニングにより、下記のとおり支援員を育成しました。

令和4年3月末の実績：支援員 計8,008人

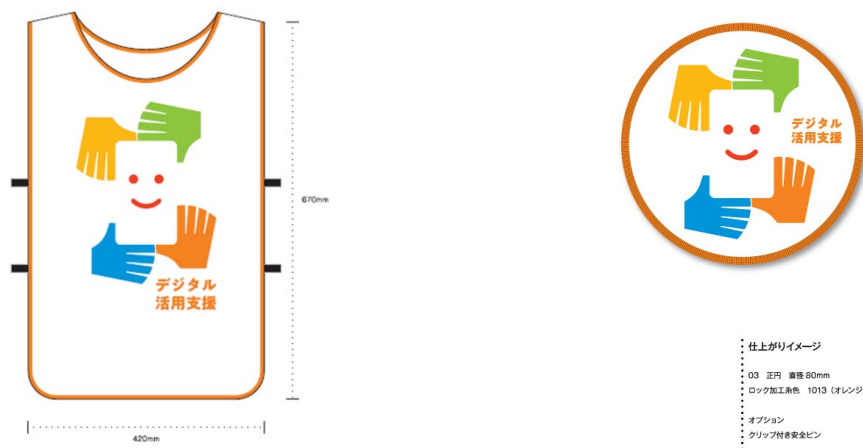
うち、全国展開型 7,209人、地域連携型 799人

2.3 事業への運用支援

事業実施を円滑に行うため、講習会等実施のためのガイドライン（56p）を作成・随時更新しました。高齢者が安心して講習会に申込できるように、総務省が提供している講習会であり、無料で何度でも受講できる旨の周知広報のポスター（5千枚）及びチラシ（10万枚）を作成し、事業実施団体に配布するとともに、今後の講習会の予定を掲載する「デジタル活用支援ポータルサイト」を用意し、各地域で行政機関が発行する広報誌等に掲載を促しました。

講習会実施に関しては、当協会が提供した e ラーニングの受講を終え、講師としてのスキルや能力を有することを示す「ゼッケン」や「ワッペン」を作成し各団体に配布しました。

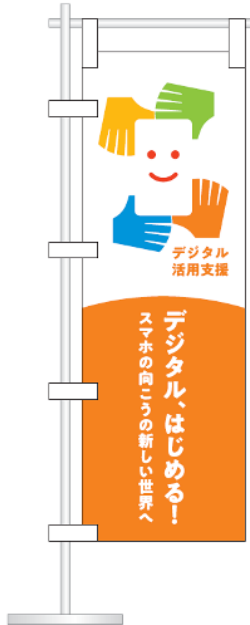
図表 2-5-1 ゼッケン及びワッペン



また実施会場であることがわかるように「のぼり」（小 2,450 点、大 1,500 点）を作成し、配布しました。

図表 2-5-2 のぼり

(小) 通信事業者及び地域連携型事業者へ配布
サイズ 100mm x 300mm 机上用台座付き



(大) 通信事業者のみへ配布
サイズ 600mm x 1,800mm



高齢者が講習会受講後に振り返り等が容易にできるように、講習内容の資料や標準的な講習内容の動画を製作し（動画 19 本）、デジタル活用支援ポータルサイトに掲載しました。

2.4 補助金の適正な支払いのための経理指導・審査

事業実施団体の中には、補助金請求に不慣れな団体も多く、事業開始に先立ち「経理処理マニュアル」を作成し、各団体に周知するとともに、適切な経理処理を徹底するため、中間検査を設け、指導を実施しました。

年度末の審査では、経費の適正化をはかるため、すべての経費内容とその証憑を確認しました。

2.5 利用者向け講習会等開催案内（電話サポート）

高齢者の方が、身近で講習会を受講できる場所をご案内するため、電話サポートを実施しました。令和4年3月末現在、320件の問い合わせを受け回答しました。

2.6 デジタル活用支援推進事業

利用者向けデジタル活用支援推進事業の運営等に関して、利用者へのアンケート及び事業実施団体へのアンケートや支援員へのアンケートを通じて、その効果的な運用等に関する調査研究を実施し、報告書（本文82p）を作成し総務省へ納品しました。

3. 令和4年度の取り組み

令和4年度においても総務省では、本事業の執行団体の公募を行いました。当協会では、人材育成に特化して、本事業に貢献したいとの考えからこれに応募せず、同省が、令和4年2月に、「利用者向けデジタル活用支援推進事業における講師の体制整備や育成等に関する調査研究の請負」の調達を行ったことを受け、これに入札し、同年3月14日、当協会に落札され、この請負業務に取り組みました。

3.1 派遣講師の育成スキームの構築

この業務は、高齢者等の身近な場所にて、本事業に係る講習会を開催できるようにするため、講師を育成・派遣することを目的としています。派遣講師の育成に関しては、まず派遣講師として身に付けるべきスキルの要件を定義づけ、次にそのスキルを身に付けるための研修を定めた派遣講師研修実施要領を作成しています。これら育成スキームを構築し、公表しました。

他方、障害者の方を講師に育成するための教材等の整備に関しては、障害者の方の参画を求め、情報保障に最大限配慮した研修スキームの構築を実現しました。

3.2 派遣講師及び講師の育成

構築したスキームを運用し、経験者に対しては e ラーニング、未経験者に対しては e ラーニング、集合研修（オンライン研修）及びロールプレイテストの受講を促して、以下のとおり派遣講師を育成しました。

令和 5 年 3 末の実績：派遣講師 計 1,591 人

うち、経験者 1,491 人、未経験者 100 人

他方、令和 4 年度の執行団体からの請負により、令和 3 年度と同様な人材育成スキームを運用し、講師の育成にも取り組みました。

令和 5 年 3 末の実績：講師 計 19,270 人

うち、全国展開型 17,886 人、地域連携型 1,384 人

3.3 研修等のあり方や改善提案に関する調査研究報告書

デジタル活用支援推進事業に関わる講師派遣や派遣講師の育成に関わる研修等のあり方や改善提案等について検討し、報告書（本文 171 p）を作成し総務省へ納品しました。

4. 令和 5 年度以降の取り組みについて

政府が掲げる「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることに関しては、令和 3 年度及び令和 4 年度の当協会の取り組みを通じて、高齢者や障害者を取り残すことのないような研修スキームを構築したと判断されることから、令和 5 年度以降は、他社の創意と工夫による改善が適切と考え、この事業から、撤退することとしました。

II 歴史編

50年のあゆみ

年表 1 昭和 48 年度 (1973) ～昭和 59 年度 (1984)

年表 2 昭和 60 年度 (1985) ～平成 14 年度 (2002)

年表 3 平成 15 年度 (2003) ～平成 24 年度 (2012)

年表 4 平成 25 年度 (2013) ～令和 4 年度 (2022)

50 年のあゆみ

昭和 48 年度（1973 年度）～令和 4 年度（2022 年度）

年度	主な事業
昭和 48 年度	（設立）
昭和 49 年度	<ul style="list-style-type: none"> データ通信利用高度化調査委員会設置（昭和 59 年度まで設置） データ通信に関する調査・研究及び開発業務開始 自営データ通信端末機器認定業務開始（昭和 59 年度まで実施） 国際公衆工事担任者資格試験開始（昭和 59 年度まで実施）
昭和 50 年度	<ul style="list-style-type: none"> データ通信に関するコンサルティング開始 第 4 種工事担任者講習会開催（昭和 59 年度まで開催） データ通信教室開設
昭和 51 年度	<ul style="list-style-type: none"> データ通信利用高度化調査委員会中間報告
昭和 52 年度	<ul style="list-style-type: none"> コンピュータ・コミュニケーション・ネットワーク・プロトコル委員会（CCNP 委員会）設置（昭和 59 年度まで実施） 機関誌『日本データ通信』創刊
昭和 53 年度	<ul style="list-style-type: none"> 総合テレメータシステム開発会議専門部会設置（昭和 56 年度まで設置）
昭和 54 年度	<ul style="list-style-type: none"> データベース・ネットワーク委員会設置（昭和 57 年度まで設置） デジタル交換網サービス説明会開催(東京・大阪)(昭和 57 年度まで開催)
昭和 55 年度	<ul style="list-style-type: none"> オフィス・オートメーションシステムズ研究会（OIS 研究会）設置（昭和 63 年度まで設置） 国際コンピュータアクセスサービス（ICAS）説明会と実演開催
昭和 56 年度	<ul style="list-style-type: none"> 国際公衆データ伝送サービス（VENUS-P）説明会開催 デジタル交換網サービス説明会開催（札幌・仙台・広島・福岡）
昭和 57 年度	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信ネットワークの登録審査事務代行機関として業務開始 総合テレメータシステム研究会設置
昭和 58 年度	<ul style="list-style-type: none"> CS-CCNP 研究会設置（昭和 59 年度まで設置） 情報通信ネットワーク登録サービス開始（昭和 61 年度まで実施）
昭和 59 年度	<ul style="list-style-type: none"> データ通信における総合安全対策システム（STAF）の開発委員会設置（昭和 61 年度まで設置）

年度	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・衛星利用ローカル・ネットワーク研究会設置（昭和 61 年度まで設置） ・新データ網（パケット交換サービス）ユーザー・コンサルティング開始 ・郵政大臣から「電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の指定機関としての指定」を受ける。
昭和 60 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信国家試験センター設置、支部設置、工事担任者試験開始 ・電気通信主任技術者試験開始
昭和 61 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション・サイエンス研究会設置 ・人材育成支援システム研究会設置 ・首都圏データ処理バックアップセンター構想調査研究会設置 ・電気通信システム設計自動化研究会設置
昭和 62 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信セキュリティに関する調査研究会設置 ・情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録サービス説明会開催
昭和 63 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・メッセージ通信システム相互接続実験の実施 ・ネットワークセキュリティ登録事業者懇話会設置
平成元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク化動向調査実施（平成 4 年度まで実施）
平成 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク化動向調査報告書取りまとめ
平成 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・海外調査団派遣（東南アジア諸国及び豪州におけるネットワーク運用状況、セキュリティ対策の現状、問題点等調査）
平成 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信システムのソフトウェア対策の現状調査実施
平成 5 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークセキュリティ登録事業者協議会発足
平成 6 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信ネットワークの安全・信頼性に関する研究会設置 ・エージェント指向ネットワーク研究会開催 ・情報通信ネットワークの安全・信頼性に関する研究会設置 ・情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録審査事務開始
平成 7 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・基本財産増額（2.1 億円）
平成 8 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークセキュリティ登録事業者協議会発足
平成 9 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバービジネスの動向に関する研究会設置
平成 10 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護登録業務の実施 ・ウイルスコンサルティングセンターの業務開始 ・情報通信統計センターの業務開始
平成 11 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバーテロ検討会参画（平成 13 年度まで参画） ・評議員会設置

年度	主な事業
平成 12 年度	・電子署名・認証センターの業務開始
平成 13 年度	・第 3 世代移動通信システムの安全・信頼性に関する研究会参画 ・試験解答用紙のマークシート化完了
平成 14 年度	・特定電子メールの適正化推進業務開始（迷惑メール相談センター業務開始） ・インターネットによる試験申請の受付開始
平成 15 年度	・海外調査団（欧州ブロードバンド事情調査）派遣 ・海外調査団（テレコム 2003 及び欧州電気通信事情調査）派遣
平成 16 年度	・迷惑メール追放支援プロジェクトスタート ・Telecom-ISAC Japan の協会編入 ・日・中・韓によるセキュリティ情報を共有する仕組みの構築 ・タイムビジネス認定制度の業務開始
平成 17 年度	・電気通信個人情報保護センターの業務開始 ・ウイルスコンサルティングセンター業務のセキュリティ対策協議会（SPREAD）への引継 ・工事担任者試験制度の改正 ・e-ラーニングによる養成課程講座（eLPIT）の開始 ・認定資格「情報通信エンジニア」の創設
平成 18 年度	・P マーク付与認定指定機関としての審査業務開始 ・総務省公募案件「スパムメールやフィッシング等サイバー攻撃の停止に向けた試行に関する研究開発」に選定される（平成 21 年度まで継続選定） ・タイムビジネス推進部の業務開始
平成 19 年度	・工事担任者試験受替促進地方説明会実施 ・迷惑メールの経済的影響・調査研究会参加
平成 20 年度	・個人情報保護マネジメントシステム構築 ・迷惑メール対策推進協議会設置 ・協会設立 35 周年記念懇親会開催
平成 21 年度	・eLPIT（養成課程講座）厚生労働省の教育訓練給付金対象講座適用開始 ・シンボルマーク制定 ・サイバー攻撃等のインターネットのインシデントに対応する演習主催
平成 22 年度	・日 ASEAN 情報セキュリティワークショップ主催

年度	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災発生に伴う国家試験等対応 電気通信国家試験センター東北支部及び沖縄支部廃止
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> 総務省主催「テレコム・アイザック官民協議会」参加 総務省・消費者庁による法違反送信者に対する措置命令実施 NICT と共同で JIS X 5094 「UTC トレーサビリティ保証のためのタイムアセスメント機関 (TAA) の技術要件」制定 総務省の「国際連携によるサイバー攻撃の予知・即応に関する研究開発」業務の実施
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> 一般財団法人への移行 電気通信国家試験センター北海道支部及び北陸支部廃止 総務省一経済産業省主催「サイバー攻撃解析協議会」参加 総務省「情報セキュリティアドバイザーボード」参加 国家試験手数料の改正 (値下げ) 工事担任者試験範囲の改正
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信国家試験センター中国支部廃止 総務省主催「官民連携による国民のマルウェア対策支援プロジェクト (ACTIVE) 推進フォーラム」への参加 タイムスタンプ普及促進セミナー (3 都市で開催) 40 周年記念誌刊行
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信主任技術者講習の登録講習機関 (第 1 号) として総務省に登録 ISO-SC27/WG2 にて、TAA の認定基準の国際標準化 (ISO/IEC 18014-4) 作業を完了 タイムビジネス信頼・安心認定制度運用規約の改正 (手数料の改訂) 「情報法制研究会」設立
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信国家試験センター信越支部及び九州支部廃止 電子署名法等における電子証明書の長期有効性に関する調査研究
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信国家試験センター四国支部廃止 タイムビジネス協議会設立 10 周年記念行事の開催
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信国家試験センター東海支部廃止 認定タイムスタンプを利用する事業者に関する登録制度を創設 トラストサービス研究会を発足
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信国家試験センター近畿支部の名称を西日本支部へ変更

年度	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・トラストサービス推進フォーラムの設立
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ロゴマークを「デ協」に変更
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ第1回工事担任者試験及び第1回電気通信主任技術者試験を中止 ・情報通信エンジニア資格制度 Web 研修(ICES)を開始
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・工事担任者試験の第二級アナログ通信、第二級デジタル通信試験に CBT 方式による試験を導入 ・電気通信主任技術者試験の改正 ・工事担任者資格種別等の見直し ・工事担任者資格と国土交通省所管資格制度との連携 ・総務大臣認定制度の指定調査機関として時刻認証業務の調査を開始 ・タイムビジネス信頼・安心認定制度運用規約を改正し総務大臣認定制度への移行の特例を設置 ・デジタル活用支援センターの業務開始
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信国家試験センター西日本支部廃止

年表 1 昭和 48 年度（1973）～昭和 59 年度（1984）

年度	主な事業
昭和 48 年度 (1973)	<p>狂乱物価始まる／オイルショック／電電公社電話ファクシミリサービス開始</p> <p>■「財団法人 日本データ通信協会」設立（12 月 10 日）</p> <p>■初代理事長 曾山 克己 氏 就任〈12 月〉</p> <p>■創立講演会</p> <p>「データ通信の現状と将来」</p> <p>昭和 49 年 3 月 於東京・日経ホール 参加 800 名</p> <p>講師 郵政省電気通信監理官 浅見 喜作 氏</p> <p>通商産業省電子政策課長 小松 国男 氏</p> <p>日本電気株式会社社長 小林 宏治 氏</p>
昭和 49 年度 (1974)	<p>郵政省初の通信白書を発行／三菱重工本社爆破事件／巨人軍長嶋茂雄選手引退／ GNP 戦後初のマイナス成長</p> <p>■創立講演会</p> <p>「これからのデータ通信」</p> <p>昭和 49 年 6 月 於大阪・毎日文化ホール</p> <p>講師 郵政省電気通信参事官 石田 彪 氏</p> <p>大阪大学工学部教授 手塚 慶一 氏</p> <p>■「データ通信相談所」開設</p> <p>データ通信に関する利用制度、導入問題、利用手続と料金、技術的問題とその他各種相談に応じるほか、その相談に伴う手続の代行、システム設計等も引き受けることとした。</p> <p>■「データ通信利用高度化調査委員会」の設置〈10 月〉</p> <p>委員長：経済団体連合会顧問 堀越 禎三 氏</p> <p>テーマ：①データ通信の将来動向の予測について</p> <p>②データ通信システムの安全性について</p> <p>③情報通信ネットワークについて</p> <p>■賛助会員研究会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回 「国際データ通信の諸問題」 ・第 2 回 「専用線料金改訂の諸問題」「国際データ通信の諸問題」 <p>■データ通信に関する調査・研究及び開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ通信回線サービス利用実態需要動向調査（49 年度） ・情報通信業実態調査（49 年度） ・データ通信総合基本調査（49 年度） <p>■セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ通信導入セミナー（東京・大阪）

年度	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・「データ通信導入の着眼点」(東京) ・「データ通信教室」(東京) ・「加入電話を使用した通信」(東京) ■国際公衆工事担任者資格試験の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・試験並びに講習会(東京・大阪) ■自営データ通信端末機器の認定 <p>電電公社から委託を受けて、自営データ通信端末機器について、ユーザーから申請される型式審査を実施</p> ■出版図書 <ul style="list-style-type: none"> ・「データ通信の現状」
昭和 50 年度 (1975)	<p>ベトナム戦争終結／国鉄スト権スト／電話加入者数 3,000 万突破／電電公社超 LSI 共同研究プロジェクトスタート</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「溝呂木 繁」氏 第 2 代理事長就任〈9 月〉 ■「データ通信利用高度化調査委員会」継続 <p>前年度設定の 3 テーマについて、それぞれ将来動向予測部会、安全性部会、情報通信ネットワーク部会の 3 つの専門部会を設けて調査活動を開始した。</p> ■データ通信に関するコンサルティング <p>データ通信相談所を開設して以来、相談は工事担任者、システム設計、アプリケーション、端末機器、国際データ通信等。</p> ■賛助会員研究会 <ul style="list-style-type: none"> ・第 3 回 「回線料金の改正について」 ・第 4 回 「新しいデータ網サービスについて」 ■データ通信教室 <p>当協会で扱った相談、調査その他の事例を織り込んで、データ通信の利用制度、基礎技術について解説するデータ通信教室を東京 3 回、大阪、名古屋各 1 回計 5 回開催した。</p> ■データ通信に関する調査・研究及び開発 <ul style="list-style-type: none"> ・データ通信回線サービス利用実態需要動向調査 ・データ網サービスに関する市場調査 ・データ通信総合基本調査 ・情報通信産業実態調査 ■セミナー <ul style="list-style-type: none"> ・「特定通信回線の料金改正と効果的利用方法」(東京・大阪) ・「端末機の動向と利用」(東京) ・国際データ通信導入の着眼点」(東京) ・「特定通信回線におけるネットワークの技術と事例」(東京) ・「公衆回線利用の着眼点」(東京・大阪) ■第 4 種工事担任者講習会

年度	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・東京・大阪の2か所で開催 ■出版図書 <ul style="list-style-type: none"> ・「データ通信工事担任者の手引（初版）」「データ通信利用便覧（初版）」 ■賛助会員数 <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員：18社・普通会員：83社
<p>昭和51年度 (1976)</p>	<p>ロッキード事件発覚／毛沢東主席死去／電電公社デジタルデータ交換網 DDX を東銀座局で運用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「データ通信利用高度化調査委員会」継続 <ul style="list-style-type: none"> 各専門部会より委員会に中間報告が行われた。 ■賛助会員研究会 <ul style="list-style-type: none"> ・第5回 「特定通信回線の他人使用契約を締結する基準の改正について」 ■情報化月間参加行事 <ul style="list-style-type: none"> ・特別講演会 「実用期を迎えたコンピュータネットワーク」 ■データ通信に関する調査・研究及び開発 <ul style="list-style-type: none"> ・データ通信回線サービス利用実態需要動向調査（51年度） ・コンピュータ利用実態調査 ・付加価値通信網実態調査 ・企業内異種コンピュータの運転管理の実態調査 ・新しい回線サービスにおける市場調査 ■セミナー <ul style="list-style-type: none"> ・「データ通信回線利用上の認可基準とその事例」（東京） ・「技術基準」（東京・大阪） ・「帯域使用回線とモデムの上手な使い方」（東京） ■出版図書 <ul style="list-style-type: none"> ・「データ通信工事担任者の手引（第2版）」 ■賛助会員数 <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員：18社・普通会員：97社
<p>昭和52年度 (1977)</p>	<p>日本赤軍日航ハイジャック・ダッカへ／大学入試センター発足／電電公社パケット交換方式の試験開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「石井 多加三」氏 第3代理事長就任〈9月〉 ■「データ通信利用高度化調査委員会」継続 ■「コンピュータ・コミュニケーション・ネットワーク・プロトコル委員会（CCNP委員会）」設置 <ul style="list-style-type: none"> 委員長：東京大学工学部助教授 齊藤 忠夫 氏 郵政省から受託した調査・研究を行うため、協会内に委員会を設置した。本年度は、ネットワーク・アーキテクチャ・ユーティリティの諸条件について、特にサブシステムとしての通信網に関する諸条件について、調査・研究を行った。

年度	主な事業
	<p>また、この調査を一層充実させる一環としてパケットネットワーク・プロトコルについて2回にわたり公聴会を開き、ユーザー、メーカー、及びコモンキャリアから広く意見を求め、報告書に反映させた。</p> <p>■賛助会員研究会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6回 「アメリカにおける付加価値通信サービス（VAN）の動向」 ・第7回 「データ通信の将来動向の予測について」「データ通信の安全性について」 ・第8回 「専用料金の改正に関する認可申請について」 ・第9回 「専用料金の改正について」 ・第10回 「アメリカにおける情報通信ネットワークユーザーの状況」（欧米調査報告） <p>■データ通信に関する調査・研究及び開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ通信回線サービス利用実態需要動向調査 ・新データ網サービスの市場調査 ・データ通信の実態調査 <p>■機関誌”日本データ通信”創刊（6月1日）</p> <p>季刊として3月ごとに発行（賛助会員に配布）し、データ通信に関する内外の情報を提供することとした。</p> <p>■資料室の開設</p> <p>データ通信に関する相談業務及び調査活動に必要な資料を整備するとともに、賛助会員がこれらの資料を利用する便宜を図るため、協会の一角に資料室を開設した。</p> <p>■セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新データ網サービスのすべて」（東京・大阪） ・「データ通信回線の効果的利用に関する制度上の着眼点」（東京） ・「技術基準」（東京・大阪） ・「安くて効率のよいデータ通信システムの作り方」（東京） <p>■出版図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「データ通信利用便覧（第2版）」「安くて効率のよいデータ通信システムの作り方」 「データ通信回線の効果的利用に関する制度上の着眼点」「データ通信システムの安全性に関する報告書」「コンピュータ・ネットワーク・プロトコルのあり方～インタフェース諸条件を中心として～」 <p>■賛助会員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員：18社・普通会員：109社
昭和53年度 (1978)	<p>日米半導体戦争／郵貯オンラインスタート／成田国際空港開港／電話加入申込み積滞ほぼ解消</p> <p>■「データ通信利用高度化調査委員会」継続</p> <p>情報通信ネットワーク部会の調査は、米国調査を含めて引き続き実施された。</p> <p>■「CCNP委員会」継続</p>

年度	主な事業
	<p>インタフェース条件を CCNP の下位プロトコルとして位置づけ、標準的なプロトコルを取りまとめるとともに、CCNP の上位レベルについても標準化のための調査研究を行った。（報告書 54 年 3 月）</p> <p>また、より一層充実した調査研究を行うため、プロトコル標準化についての調査団を欧米に派遣した。（欧米各国における CCNP 標準化に関する報告書）</p> <p>■「総合テレメータシステム開発会議専門部会」設置</p> <p>加入電話網を利用した総合テレメータシステムを開発のため、郵政省の開発会議のもとで専門的立場から検討を行う専門部会を当協会内に設けることとした。</p> <p>この専門部会は、各分野の専門家からなる、公益事業、伝送端末、計量器、通信制度の 4 分会を設置した。開発は、4 か年計画で、本年度は、システムのインタフェース条件や制御手順を主とした標準方式を取りまとめた。（報告書 1）</p> <p>■賛助会員研究会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 11 回 「ネットワークユーティリティの動向」 ・第 12 回 「CCITT におけるデータ通信をめぐる諸問題」 ・第 13 回 「欧米各国における CCNP の標準化の動向について」 <p>■データ通信に関する調査・研究及び開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ通信回線サービス利用実態需要動向調査 ・情報通信業実態調査 ・国際データ通信の利用動向調査 <p>■セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「データ通信回線の効果的利用に関する制度上の着眼点」（東京・大阪） ・「自営設備審査申請書類の整備方法」（東京） <p>■出版図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「データ通信工事担任者の手引（第 3 版）」「データ通信利用便覧（第 3 版）」 「汎用コンピュータ・コミュニケーション・プロトコル～低位レベルのプロトコルの標準化」「欧米各国における CCNP の標準化の現状」 <p>■賛助会員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員：18 社・普通会員：113 社
昭和 54 年度 (1979)	<p>米国と中国が国交樹立／電電公社電話の全国ダイヤル自動即時化達成／自動車電話サービス開始</p> <p>■「データ通信利用高度化調査委員会」継続</p> <p>情報通信ネットワークに関する調査が完了し、関係諸機関に提言をし、一般にも周知した。</p> <p>■「CCNP 委員会」継続</p> <ol style="list-style-type: none"> ①高位レベル・プロトコル内のプロセス間通信のための基本機能に相当するプロトコルの取りまとめ ②リンクレベル、パケットレベル及び①に関する各レベルの通信規約（案）の作成とともに、過去 3 年間の成果の総合評価を行った。（報告書 55 年 3 月）

年度	主な事業
	<p>■「総合テレメータシステム開発会議専門部会」継続</p> <p>システムの基本通信形態としてインタフェース条件（案）、それに伴うメータセンサ標準化の構想、システム運用上の公益事業者の要請、システムの経済性の確保等を取りまとめた。</p> <p>■「データベース・ネットワーク委員会」設置</p> <p>委員長：日本ドクメンテーション協会会長 中村 幸雄 氏</p> <p>複数の異なる商用データベースシステムをネットワークにより接続し、相互に利用可能とする技術（分散型データベースシステムの接続利用技術）の開発を郵政省から受託して、その開発調査を進めるために各分野の専門家からなる委員会を設置した。本プロジェクトは、4 年計画の基に初年度は、分散型データベースに関する基本的な調査を行った。（報告書 55 年 3 月）</p> <p>■海外調査団の派遣</p> <p>米国におけるデータ通信について、その発展の背景となる規制当局、公衆通信事業者等の動向を調査するとともに、企業における新技術を利用したコンピュータ・アプリケーションの動向等を把握し、我が国における今後のデータ通信の発展に資することを目的とし、調査団を米国に派遣した。「米国におけるデータ通信の動向調査」と題する報告書にまとめた。</p> <p>■賛助会員研究会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 14 回 「情報通信ネットワークについて」 ・第 15 回 「デジタル交換網サービス（回線交換サービス）の試行実施に関する認可申請内容について」 <p>■デジタル交換網サービス説明会</p> <p>デジタル交換網サービス（回線交換サービス）について郵政大臣認可（54 年 12 月 21 日）を機会に説明会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京（参加人員 約 1,000 人 大阪（参加人員 約 450 人） <p>■データ通信に関する調査・研究及び開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ通信回線サービス利用実態需要動向調査 ・情報通信業実態調査 ・データ通信端末機器調査 ・国際通信の利用方法に関する調査 <p>■セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「データ通信回線の効果的利用に関する制度上の着眼点」（東京・大阪） ・「技術基準セミナー」（東京・大阪） ・「自営設備の円滑な導入に関する審査申請書類の整備方法」（東京・大阪） <p>■出版図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「データ通信工事担任者の手引（第 4 版）」「回線交換サービスのインタフェース」「パケット交換サービスのインタフェース」「情報通信ネットワークに関する報告書」「データ通信の技術と標準化」

年度	主な事業
	<p>■ 賛助会員数</p> <p>・特別会員：18社・普通会員：121社</p>
<p>昭和 55 年度 (1980)</p>	<p>大平内閣不信任案成立（ハプニング解散）／新宿西口バス放火事件／電電公社 DDX（D50）パケット交換サービス開始</p> <p>■ 「神山 文男」氏 第4代理事長就任〈5月〉</p> <p>■ 「データ通信利用高度化調査委員会」継続</p> <p>■ 「CCNP 研究会」継続</p> <p>CCNP 委員会の成果は、郵政省告示（昭和 55 年 11 月 29 日）の推奨通信方式に具現され、委員会の活動は一区切りとした。しかし、高位レベルの研究、既設定のプロトコルのメンテ等のため、自主プロジェクトとして、CCNP 研究会（会長：東京大学工学部助教授 齊藤 忠夫 氏）を設け、CCITT、ISO における国際動向の研究調査を行った。</p> <p>■ 「総合テレメータシステム開発会議専門部会」継続</p> <p>システム導入時と保守運用上の検討事項の明確化、端末装置の施工方法・試験方法、メータセンサの仕様標準と電文形式（詳細設計）の提示、電電公社による端末発信機能の開発実験を中心にまとめた。</p> <p>■ 「データベース・ネットワーク委員会」継続</p> <p>データベース・ネットワークの実現方式を検討して基本設計をした。 (報告書 56 年 3 月)</p> <p>■ 「オフィス・オートメーションシステム研究会（OIS 研究会）」設置</p> <p>オフィス・オートメーションシステムの今後の発展とその重要性の認識の上で、自主プロジェクトとして、OIS 研究会を設置した。</p> <p>■ 海外調査団の派遣</p> <p>「欧米における分散型データベース・システム及びデータベース・マシンの開発状況調査」及び「南米諸国におけるデータ通信の現状と将来動向調査」の 2 調査団を派遣した。</p> <p>■ 賛助会員研究会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 16 回 「米国におけるデータ通信の動向」 ・第 17 回 「新データ網サービス（パケット交換サービス）の概要」 ・第 18 回 「分散型データベース・システムの開発動向」 <p>■ 新データ網サービス（パケット交換サービス）説明会</p> <p>回線交換サービスに引き続いて、郵政大臣認可（55 年 6 月 27 日）を機会に説明会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京（参加人員 約 1,300 人） 大阪（参加人員 約 500 人） <p>■ 国際コンピュータアクセスサービス（ICAS）説明会と実演</p>

年度	主な事業
	<p>ICASについては、55年7月15日郵政省から認可され、同年9月8日サービス開始された。</p> <p>国際電信電話株式会社と共催で説明会と実演を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京（参加人員：説明会 約 1,150 人 実演 約 2,000 人） ・大阪（参加人員：説明会 約 350 人 実演 約 600 人） <p>■データ通信に関する調査・研究及び開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ通信回線サービス利用実態需要動向調査 ・国際データ通信の利用動向調査 ・米国における情報処理事業者の実態調査 ・発展途上国におけるデータ通信の現状と将来動向に関する調査 ・建設関連情報の利用動向調査 <p>■セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「データ通信回線の効果的利用に関する制度上の着眼点」（東京・大阪） ・「技術基準セミナー」（東京・大阪） ・「新データ網サービスの利用制度と効果的利用方法」（東京・大阪） ・「自営設備の円滑な導入に関する審査申請書類の整備方法」（東京・大阪） <p>■出版図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「データ通信工事担任者の手引（第5版）」「データ通信・ネットワークの将来動向」「新データ網端末機器ガイドブック」「新データ網サービス関係諸規程」「パケット交換サービスのインタフェース」「FCCにおける第2次コンピュータ調査の最終決定」「自営設備審査申請書類の整備方法（第3版）」 <p>■賛助会員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員：18社・普通会員：124社
<p>昭和56年度 (1981)</p>	<p>テレホンカード導入／ホテルニュージャパン火事／電電公社初の光ファイバーケーブル伝送方式の運用開始</p> <p>■「データ通信利用高度化調査委員会」継続</p> <p>■「CCNP研究会」継続</p> <p>研究成果を報告書の「コンピュータ・コミュニケーション・ネットワーク・プロトコルの動向と長期展望」に取りまとめた。</p> <p>■「総合テレメータシステム開発会議専門部会」継続</p> <p>調査最終年度に当るため、①システム導入の経済性評価、②集合住宅における自動検針対策、③メータセンサ仕様の標準案、④システムの標準方式、⑤テレメータサービスの通信制度について総合的報告書をまとめるとともに、システムの最適導入時期推定法や海外の技術動向等の諸資料を付加し、開発会議に提出した。</p> <p>■「データベース・ネットワーク委員会」継続</p>

年度	主な事業
	<p>複数の商用データベースをネットワーク化するための接続利用技術を開発し、実験システムの構築及び実験準備を行った。（報告書 57 年 3 月）</p> <p>■「OIS 研究会」継続</p> <p>前年度からの成果を「オフィス・インフォメーション・システムに関する調査報告書」に取りまとめた。</p> <p>■賛助会員研究会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 19 回 「南米のデータ通信の現状と将来動向」 ・第 20 回 「回線利用の自由化と新しい通信サービス制度」 ・第 21 回 「データ通信制度の整備に関する郵政省の考え方」 <p>■新データ網サービス（パケット交換サービス）説明会</p> <p>新データ網サービス（パケット交換サービス）については、55 年度に東京・大阪で説明会を開催したが、全国各地においても実施するよう強い要望があり、説明会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌（参加人員 約 270 人） ・仙台（参加人員 約 300 人） ・広島（参加人員 約 340 人） ・福岡（参加人員 約 400 人） <p>■国際公衆データ伝送サービス（VENUS-P）説明会</p> <p>国際公衆伝送サービス（VENUS-P）は、57 年 3 月 15 日に郵政省から認可され、同年 4 月 1 日よりサービスが開始された。サービス開始に先立ち、国際電信電話株式会社の協力を得て説明会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京（参加人員 約 600 人） ・大阪（参加人員 約 160 人） <p>■データ通信に関する調査・研究及び開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ通信業実態調査 ・南関東地域オンラインシステム地震被害想定のための実態調査 ・データ通信回線サービス利用実態需要動向調査 ・国際データ通信回線サービス利用実態需要動向調査 ・欧州及びカナダにおける情報処理事業者の実態調査 ・欧米の公衆データサービス利用制度調査 <p>■セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「データ通信回線の効果的利用に関する制度上の着眼点」（東京・大阪） ・「技術基準セミナー」（東京・大阪） ・「新データ網サービスの利用制度と効果的利用方法」（東京・大阪） ・「自営設備の円滑な導入に関する審査申請書類の整備方法」（東京・大阪） <p>■出版図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「データ通信工事担任者の手引（第 5 版）」「データ通信・ネットワークの将来動向」「新データ網端末機器ガイドブック」「新データ網サービス関係諸規程」「パケット交換サービスのインタフェース」「FCC における第 2 次コンピュータ調査の最終決定」「自営設備審査申請書類の整備方法（第 3 版）」 <p>■賛助会員数</p>

年度	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・特別会員：18社・普通会員：124
昭和57年度 (1982)	<p>参議院全国区に比例代表制導入／500円硬貨発行／東北新幹線開業／電電公社磁気カード式公衆電話設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「浅尾 宏」氏 第5代理事長就任〈9月〉 ■「データ通信利用高度化調査委員会」継続 ■「CCNP研究会」継続 <p>研究成果を報告書の「コンピュータ・コミュニケーション・ネットワーク・プロトコルの製品化」に取りまとめた。</p> ■「総合テレメータシステム開発実用化研究会」設置 <p>総合テレメータシステム開発会議専門部会は、昨年任務を終了したが、引き続き自主プロジェクトとして、「総合テレメータシステム研究会（座長：電総研経済研究部プロジェクトリーダー 直江 重彦 氏）を設置した。研究内容は、同システムの実用化を迎えて、新サービスの紹介・普及のための諸問題を検討した。</p> ■「データベース・ネットワーク委員会」継続 <p>実験システムを31社の実験参加ユーザーにより運用し、システムの評価を行った。多数の参加ユーザーから実験システムの商用化の要望が寄せられる成果を得て、本委員会は、その任務を完了した。</p> ■賛助会員研究会 <ul style="list-style-type: none"> ・第22回 「新しいデータ通信利用制度の概要と考え方」 ・第23回 「これからの電気通信政策とデータ通信の自由化について」 ■新データ網サービス説明会 <p>新データ網サービス（パケット交換サービス）については、全国各地において説明会を開催するよう強い要望があり、56年度に引き続き次のとおり各地で実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋・金沢・高松 ■データ通信に関する調査・研究及び開発 <ul style="list-style-type: none"> ・データ通信における総合安全対策システムの開発調査 ・データ通信業実態調査 ・南関東地域におけるオンラインシステムの実態調査 ・データ通信回線サービス利用実態需要動向調査 ・国際データ通信の利用動向調査 ・欧米の公衆データサービス利用制度調査 ・アジア太平洋地域データ通信利用動向調査 ■セミナー <ul style="list-style-type: none"> ・「データ通信回線の効果的利用に関する制度上の着眼点」（東京・大阪） ・「技術基準セミナー」（東京・大阪） ・「新データ網サービスの利用制度と効果的利用方法」（東京・大阪） ・「ニューメディア政策の視点と今後の方向」（東京）

年度	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・「自営設備の円滑な導入に関する審査申請書類の整備方法」（東京・大阪） ■ 出版図書 ・「データ通信工事担任者の手引～公衆通信回線～（第7版）」「国際公衆データ伝送サービスのインタフェース」「パケット交換サービスのインタフェース（第2版）」 ■ 賛助会員数 ・特別会員：18社・普通会員：129社
昭和58年度 (1983)	<p>日本海中部地震発生／NHK「おしん」全国を席卷／三宅島大噴火／大韓航空機事件</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「データ通信利用高度化調査委員会」継続 ■ 「CCNP研究会」継続 研究成果を報告書の「コンピュータ・コミュニケーション・ネットワーク・プロトコルの推奨通信方式（CCNP）の改訂に関する調査・研究報告書」に取りまとめた。 ■ 「CS-CCNP研究会」設置 衛星通信用コンピュータ・コミュニケーション・ネットワーク・プロトコル（CS-CCNP）の研究のため、「CS-CCNP研究会」（会長 東京大学助教授 齊藤 忠夫 氏）を設置した。研究成果を「衛星通信用コンピュータ・コミュニケーション・ネットワーク・プロトコル（CS-CCNP）に関する調査基本検討報告書」及び「欧米各国における衛星通信用コンピュータ・コミュニケーション・ネットワーク・プロトコル（CS-CCNP）の現状～欧米調査報告書～」に取りまとめた。 ■ 「OIS研究会」継続 57年度に引き続き、研究成果を「オフィス・インフォメーション・システムに関する調査報告書（II）」に取りまとめた。 ■ 賛助会員研究会 ・第24回 「郵政省におけるデータ通信高度化施策の実施状況（57年度）とニューメディア振興策について」 ・第25回 「オフィス・インフォメーション・システムに関する研究報告」 ・第26回 「電気通信事業法案（仮称）等の骨子に関する説明会」 ■ 海外調査団の派遣 「米国・カナダニューメディア視察団」（コーディネータ 早稲田大学教授 富永英義 氏）を派遣した。 ■ 新データ網サービス説明会 57年度に引き続き、58年度も東京、大阪で実施した。 ■ データ通信に関する調査・研究及び開発 ・データ通信における総合安全対策システムの開発調査(継続) ・データ通信業実態調査 ・CCNP 関連調査（地上系、衛星系） ・データ通信回線サービス利用実態需要動向調査 ・国際データ通信の利用動向調査（58年度）

年度	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・国際通信情報システムの実態と発展動向調査（58年度） ・テレックス利用動向調査（58年度） ■ 情報通信ネットワーク登録サービス この登録サービスは、昭和58年2月1日から開始した。以来、多数の会社から問合せがあり、当協会において登録審査申請に関する手続・方法等のコンサルテーションを実施した。昭和59年3月末日現在、2社に対し、登録証が交付された。 ■ セミナー ・「データ通信回線の効果的利用に関する制度上の着眼点」（東京・大阪） ■ 講演会 ・「データ通信ネットワーク化時代を目指して」 ■ 機関誌記念特集の発行 当協会の機関誌「日本データ通信」を昭和52年6月創刊して以来、季刊として発行し、賛助会員にデータ通信に関する情報を提供。59年1月に「創立10周年記念特集」を発行。 ■ 出版図書 「データ通信工事担任者の手引～公衆通信回線～（第8版）」 「データ通信工事担任者の手引～新データ網～（第2版）」 「データ通信工事担任者の法規」 「データベース・サービスの今後のあり方」 「国際公衆データ伝送サービスのインタフェース（第2版）」 ■ 賛助会員数 ・特別会員：18社・普通会員：135社 ■ 事務所の移転 昭和58年9月22日 （新）東京都港区六本木1-4-30 第25森ビル （旧）東京都港区麻布台1-6-19 郵政省飯倉分館内
昭和59年度 (1984)	<p>「電気通信改革三法」成立／世田谷で地下通信ケーブル火災発生／第二電電設立／NHK衛星テレビ放送開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「データ通信利用高度化調査委員会」継続 ■ データ通信における総合安全対策システム（STAF）の開発委員会設置 東京大学助教授 齊藤 忠夫 氏を委員長とする開発委員会を設置し、データ通信ネットワーク全体に対する安全、信頼性の確保を目的とするシステムの開発調査を行った。 ■ 「CCNP 研究会」継続 59年度は、国際標準化が確定したOSIのトランスポート及びセッション・レイヤを中心とした検討を行い、その研究成果を「CCNPに関する調査研究報告書」に取りまとめた。 ■ 「CS-CCNP 研究会」継続

年度	主な事業
	<p>研究成果を「衛星通信用コンピュータ・コミュニケーション・ネットワーク・プロトコル（CS-CCNP）に関する調査・研究報告書」に取りまとめた。</p> <p>■「衛星利用ローカル・ネットワーク研究会」設置</p> <p>地方公共団体等の情報通信システムを対象として、衛星利用とローカル・ネットワークの技術を開発するため、「衛星利用ローカル・ネットワーク研究会」（座長 東京工業大学教授 辻井 重男 氏）を設置し、衛星利用ローカル・ネットワーク・モデルの要件設定を行った。</p> <p>■「OIS 研究会」継続</p> <p>「OA の効果と影響」及び「ニューメディアと OA」の 2 テーマを設定し、調査研究を行った。</p> <p>■賛助会員研究会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 27 回 「電気通信事業法案について」 ・第 28 回 「データ通信のための新しい回線サービスについて」 ・第 29 回 「米国、英国における最近の電気通信情勢」 <p>■海外調査団の派遣</p> <p>「米国・カナダのビデオテックス利用動向調査のための視察団」（コーディネータ 東京工業大学大学院教授 高原康彦氏）を派遣した。</p> <p>■新データ網サービス説明会</p> <p>58 年度に引き続き、59 年度も東京、大阪で実施した。</p> <p>■新データ網（パケット交換サービス）ユーザー・コンサルティング</p> <p>日本電信電話公社の委託を受け、新データ網サービスのうち、パケット交換サービスのユーザーを対象として、相談会を、昭和 59 年 4 月 25 日及び 59 年 11 月 28 日の 2 回、東京で実施した。</p> <p>■データ通信に関する調査・研究及び開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ通信における総合安全対策システムの開発調査 ・データ通信業実態調査 ・CCNP 関連調査（地上系、衛星系） ・ニューメディア・ネットワーク技術に関する開発調査 ・高速デジタル伝送サービスに関する調査 ・データ通信回線サービス利用実態需要動向調査 ・国際データ通信の利用動向調査 ・国際通信利用方法の業種別実態調査 ・ISDN（国際加入者ダイヤル方式）の意識調査 <p>■情報通信ネットワーク登録サービス</p> <p>今年度登録証が交付されたユーザー数は 2 社で、前年度の 2 社に加え、59 年度末現在 4 社となった。</p> <p>■セミナー</p>

年度	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・「新通信政策と VAN 事業」 (東京・大阪) ・「技術基準セミナー」 (東京) ・「第 4 種等工事担任者講習会」 (東京・大阪) <p>■出版図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「DCNA マニュアル (第 2 版)」 「データ通信工事担任者の手引～新データ網～ (第 3 版)」 「データ通信工事担任者の法規 (第 2 版)」 「データ通信工事担任者の手引～公衆通信回線～ (第 9 版)」 「データ通信利用便覧 (改訂第 5 版)」 「ファクシミリ・ビデオテックス関係諸規程」 <p>■賛助会員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員： 18 社・普通会員：142 社

年表 2 昭和 60 年度（1985）～平成 14 年度（2002）

年度	主な事業
昭和 60 年度 (1985)	<p>日航ジャンボ機御巣鷹山墜落事故／ NTT 民営化／科学万博筑波'85 / プラザ合意</p> <p>■「データ通信における総合安全対策システム（STAF）の開発委員会」継続 「STAF センターの規模想定と費用の見積もり」の検討を実施した。</p> <p>■「衛星利用ローカル・ネットワーク研究会」 北海道……教育情報システム、防災・行政情報システム、観光情報システム 沖縄県……保険・医療情報システム、農業情報システム、観光情報システム 基本的な衛星利用ローカル・ネットワーク・モデルの第 1 次モデルを設計した。</p> <p>■「OIS 研究会」継続 研究成果を「オフィス・インフォメーション・システムに関する調査研究報告書（III）」に取りまとめた。</p> <p>■賛助会員研究会 ・第 30 回 「国際間データ流通に関する動向」「基盤技術研究促進センターの概要」 ・第 31 回 「特別第二種電気通信事業内容について」 ・第 32 回 「パソコン通信概要」「第 2 種パケット交換サービスの概要」</p> <p>■テレコム旬間参加行事 ・特別講演会 「新しい時代を開く電気通信事業法」</p> <p>■海外調査団の派遣 ・衛星通信事情に関する北米調査団（団長 東京工業大学教授 辻井 重男 氏）を派遣した。 ・「IC カードの利用動向に関する欧米調査団」（団長 東京大学助教授 浅野 正一郎 氏）を派遣した。 ・「通信・放送衛星の利用状況に関する中東・欧州地域調査団」（団長 早稲田大学教授 富永 英義 氏）を派遣した。</p> <p>■新データ網サービス説明会 ・東京・大阪で実施した。</p> <p>■データ通信等に関する調査・研究及び開発 ・データ通信における総合安全対策システムの開発調査 ・データ通信業実態調査 ・ニューメディア・ネットワーク技術に関する開発調査 ・専用回線サービス等利用実態・利用意向調査 ・国際データ通信の利用意向調査</p> <p>■情報通信ネットワーク登録サービス ・59 年度に引き続き、登録サービスの PR を実施した。</p> <p>■セミナー</p>

年度	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2種電気通信事業者と利用者のための回線利用制度と技術的条件」(東京・大阪) ■ 出版図書 ・「電話網利用によるパケット交換サービスのインタフェース」「電気通信事業年報'84」「国際公衆データ伝送サービスのインタフェース(第3版)」「パケット交換サービスのインタフェース(PT版)」 ■ 賛助会員数 ・特別会員：17社・普通会員：148社 ■ 電気通信国家試験センターの設置 附属機関として東京に電気通信国家試験センターを新設したほか、次の10か所に支部を設置し、本部事務及び試験事務実施体制を整備した。 信越支部(長野) 東海支部(名古屋) 北陸支部(金沢) 近畿支部(大阪) 中国支部(広島) 四国支部(松山) 九州支部(熊本) 東北支部(仙台) 北海道支部(札幌) 沖縄支部(那覇) ■ 本部事務所の移転 昭和60年10月1日 (新) 東京都中野区中央4-25-10 BMLビル (旧) 東京都港区六本木1-4-30 第25森ビル
昭和61年度 (1986)	<p>チェルノブイリ原発事故／三原山大噴火／男女雇用機会均等法施行／円高不況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「コミュニケーション・サイエンス研究会」設置 情報通信システム等の高度化に資することを目的として、言語学・認知科学・心理学等幅広い観点から総合的な研究を行う「コミュニケーション・サイエンス研究会」(座長 京都大学教授 長尾 真 氏)を設置した。 ■ 「人材育成支援システム研究会」設置 「人材育成支援システム研究会」(座長 東京大学教授 齊藤 忠夫 氏)を設置し、高度情報社会の進展を支える幅広い人材の育成のために必要とされる、CAI技術やエキスパートシステム及び通信技術等を融合した「人材育成支援システム」の構想について調査研究を行った。 ■ 「首都圏データ処理バックアップセンター構想調査研究会」設置 「首都圏データ処理バックアップセンター構想調査研究会」(座長 東京工業大学教授 辻井 重男 氏)を設置し、データ通信システムの安全・信頼性の向上のために必要とされるコンピュータ・センターのバックアップ体制の確立、特に共同利用型バックアップ・システムの実現に向けて調査研究を行った。 ■ 「データ通信における総合安全対策システム(SATF)の開発委員会」継続 ■ 「衛星利用ローカル・ネットワーク研究会」継続 ■ 「OIS研究会」継続 「1990年代を目指したOAシステムの動向」について調査研究を行った。 ■ 「電気通信システム設計自動化研究会」設置

年度	主な事業
	<p>電気通信システムの設計自動化の方向づけを図るため、「電気通信システム設計自動化研究会」（座長 東京大学教授 大須賀 節雄 氏）を設置し、調査研究を行った。</p> <p>■ 賛助会員研究会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 33 回 「ビデオテックス通信サービスの技術概要」「キャプテンサービスの現状と展望」 ・第 34 回 「NCC（ニューコモンキャリア）各社の事業展開について」（その 1） ・第 35 回 「情報通信のデジタル化と NTT の取組み」 ・第 36 回 「情報通信ネットワークの安全・信頼性対策について」 <p>■ テレコム旬間参加行事</p> <p>特別講演会 「データ通信の発展と今後の電気通信政策」「ニューメディアサービスの現状と課題」</p> <p>■ 海外調査団の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「米国における電話番号システム及び電話番号情報のプライバシー保護に関する調査団」（団長 東京大学教授 芝原 邦爾 氏）を派遣した。 ・「欧州における電話番号システム及び電話番号情報のプライバシー保護に関する調査団」（団長 東京大学教授 齊藤 忠夫 氏）を派遣した。 <p>■ データ通信等に関する調査・研究及び開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵政統合通信ネットワークの構築 ・データ通信総合安全対策システムの開発調査 ・データ通信業実態調査 ・衛星利用ローカル・ネットワーク技術に関する開発調査 ・首都圏データ処理バックアップセンター構想調査 ・電気通信システム設計自動化技術の動向調査 ・専用回線サービス等利用実態・需要動向調査 ・網・端末インタフェースの技術基準と認証制度の調査 ・国際データ通信の利用動向調査 <p>■ セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「パケットサービスの最近の動向と効果的利用方法」（東京） ・「パソコン通信について」（東京） ・「スーパーデジタル（高速デジタル）等専用サービスの最近の動向と効果的利用方法」（東京） <p>■ 出版図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電気通信事業年報'86」「パケット交換サービスのインタフェース（NPT 編）」「国際公衆データ伝送サービスのインタフェース（パケット形態端末編）」「国際公衆データ伝送サービスのインタフェース（調歩式 X28 一般端末編）」「国際公衆データ伝送サービスのインタフェース（BSC 及び HDLC 一般端末編）」 <p>■ 賛助会員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員：17 社・普通会員：143 社

年度	主な事業
	<p>■ 関東支部の設置 東京に関東支部を設置した。（昭和 61 年 5 月 10 日）</p>
昭和 62 年度 (1987)	<p>バブル景気／国鉄分割民営化／ NHK 衛星 24 時間放送開始／連合発足／ NTT 携帯電話サービス開始</p> <p>■ 「情報通信セキュリティに関する調査研究会」 設置 「情報通信セキュリティに関する調査研究会」（座長 東京大学教授 秋山 稔 氏）を設置し、情報通信セキュリティ対策について、技術・制度の両面から総合的に検討した成果を「情報通信セキュリティに関する調査研究報告書」及び「情報通信セキュリティ対策状況調査報告書」に取りまとめた。</p> <p>■ 「コミュニケーション・サイエンス研究会」 継続 言語現象の究明や対話メカニズム等に関する総合的な調査研究を行った。</p> <p>■ 「人材育成支援システム研究会」 継続 研究成果を「人材育成支援システムの調査研究に関する報告書」に取りまとめた。</p> <p>■ 「OIS 研究会」 継続 「1990 年代を目指した OA システムの動向」について調査研究を行った。</p> <p>■ 「電気通信システム設計自動化研究会」 継続</p> <p>■ 賛助会員研究会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 37 回 「NCC（ニューコモンキャリア）各社の事業展開について」（その 2） ・第 38 回 「通信衛星を利用したローカル・ネットワークの構築について」 ・第 39 回 「国際電気通信サービスの動向について」 ・第 40 回 「ISDN の展開について」 ・第 41 回 「NCC（ニューコモンキャリア）各社の事業展開について」（その 3） ・第 42 回 「通信方式の標準化に関する長期構想（中間報告書）について」 <p>■ テレコム旬間参加行事 特別講演会 「ネットワーク化の進展と今後の政策課題」</p> <p>■ 海外調査団の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「欧米 ISDN 事情調査団」（団長 学術情報センター教授 浅野 正一郎 氏）を派遣した。 ・「電気通信システム設計自動化技術に関する調査団」（団長 東北大学電気通信研究所 助教授 白鳥 則郎 氏）を派遣した。 <p>■ データ通信等に関する調査・研究及び開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ通信業実態調査 ・情報通信の高度化のための人材育成支援に関する開発調査研究 ・通信用ソフトウェアに関する開発調査研究 ・国際電話ニーズ調査 ・情報通信ネットワーク・セキュリティ対策調査 ・電気通信システム設計自動化技術の動向調査 <p>■ 情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録サービス</p>

年度	主な事業
	<p>従来の「情報通信ネットワーク登録サービス」は、昭和 62 年 2 月以降第二種電気通信事業用情報通信ネットワークを対象として安全・信頼性に重点を置く制度に変更された。</p> <p>また、62 年 8 月～ 11 月郵政省及び（財）金融情報システムセンターの協力を得て、全国 9 か所において説明会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 62 年度登録事業者 A 種（特別第二種対象）6 社 B 種（一般第二種対象）4 社 <p>■セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> 「パケットサービスの最近の動向と効果的利用方法」（東京） 「高度通信の実現に向けて」（東京） 「パケット交換サービスの最近の動向と効果的な利用方法」（東京・大阪） 「パソコン通信サービスの概要と効果的な利用方法」（東京） <p>■出版図書</p> <ul style="list-style-type: none"> 「電気通信事業年報'87」「パケット交換サービスのインタフェース（DDX-TP 編）」「情報通信ネットワーク安全・信頼性早わかり～基準と登録の解説～」 「国際公衆データ伝送サービスのインタフェース（パケット形態端末編）第 2 版」「国際ファクシミリ通信サービス（Fポート）のインタフェース」「国際電話サービスのインタフェース」「国際テレビ会議サービスのインタフェース」「国際デジタル回線交換サービス（VENUS-C）のインタフェース」 <p>■賛助会員数</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別会員：16 社・普通会員：147 社
昭和 63 年度 (1988)	<p>バブル景気／国鉄分割民営化／NHK 衛星 24 時間放送開始／連合発足／NTT 携帯電話サービス開始</p> <p>■「OIS 研究会」継続</p> <p>「1990 年代を目指した OA システムの動向」について、「オフィス・インフォメーション・システムに関する調査研究報告書（IV）」として取りまとめ、調査研究を完了した。</p> <p>■「メッセージ通信システム相互接続実験の実施」</p> <p>メッセージ通信サービスの一層の普及発展を図ることを目的として、CCITT 勧告に基づき、TTC において策定され、また、推奨通信方式として告示されている網間接続方式を用いて、異なる電気通信事業者が提供するサービス網間の相互接続実験を行うために、「メッセージ通信システム相互実験実施協議会」を設置し、相互接続実験の実施及び公開実験のための準備を行った。</p> <p>■賛助会員研究会</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 43 回 「オフィス・インフォメーション・システムの動向について」 第 44 回 「人口知能の現状と動向について」 第 45 回 「ハイビジョンをめぐる最近の話題について」 第 46 回 「NCC（ニューコモンキャリア）各社の事業展開について」 <p>■テレコム旬間参加行事</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別講演会 「ネットワーク化の現状と動向について」「VAN 業界の現状と動向について」

年度	主な事業
	<p>て」</p> <p>■海外調査団の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「米国ヒューマン・インタフェース事情調査団」（団長 東京大学助教授 石塚 満氏）を派遣した。 <p>■データ通信等に関する調査・研究及び開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信業実態調査 ・情報通信分野における人材育成支援システムに関する開発調査研究 ・通信システム用ソフトウェアに関する開発調査研究 ・国際公衆データ通信等の利用動向調査 ・ファクシミリ画像通信等の利用動向調査 ・電気通信システム設計自動化技術の動向調査 ・米国における衛星通信サービスの動向調査 <p>■情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・63年度登録事業者 A種（特別第二種対象）5社 ※前年度までの登録事業者 10社計15社 <p>■「ネットワークセキュリティ登録事業者懇話会」設置</p> <p>情報通信セキュリティ対策の円滑な推進を図り、情報通信ネットワークの健全な発展に寄与するため、「ネットワークセキュリティ登録事業者懇話会」が設置された。</p> <p>■セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「パケットサービスの最近の動向と効果的利用方法」（東京） ・「ISDNサービスの概要と効果的な利用方法」（東京・大阪） ・「高速デジタル、衛星通信等専用サービスの最近の動向と効果的なネットワーク構築方法」（東京） <p>■出版図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国際公衆データ伝送サービスのインタフェース（調歩式 X28 一般端末編）第2版」 ・「パケット交換サービスのインタフェース（PT編）第2版」 ・「パケット交換サービスのインタフェース（DDX-TP編）第2版」 ・「国際電話サービスのインタフェース第2版」 ・「車載型地球局によるサービスのインタフェース」 ・「国際メールボックスのインタフェース第2版」 <p>■賛助会員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員：18社・普通会員：147社
平成元年度 (1989)	<p>消費税スタート（3%）／「ベルリンの壁」崩壊／中国天安門事件勃発／東証日経平均史上最高 38,915円</p> <p>■「メッセージ通信システム相互接続実験の実施」継続</p> <p>前年度の検討作業を経て、本年度は「メッセージ通信システム相互接続実験実施協議会」会員のネットワーク相互間での接続実験を行うとともに、6月7日から3日間、東</p>

年度	主な事業
	<p>京・池袋サンシャインシティで開催された「'89 テレコムジャパン情報通信総合展」において「MHS 方式による電子メールサービス間相互接続デモンストレーション」を実施した。</p> <p>■「ネットワーク化推進動向調査」</p> <p>産業界におけるネットワーク化の進展度合や利用状況並びに問題点について明らかにするため、アンケート調査を実施した。この調査結果は「データ通信ネットワーク化の利用動向調査報告書」として取りまとめた。</p> <p>■賛助会員研究会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 47 回 「国際 ISDN の動向について」 ・第 48 回 「ネットワーク・エンジニアの育成方策について」 ・第 49 回 「ISDN 時代における VAN 事業の発展化方策」 ・第 50 回 「電気通信をめぐる各国の動向」 <p>■テレコム旬間参加行事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別講演会 「ISDN の現状と動向について」「文字画像情報の電子流通に関する現状と動向について」 <p>■海外調査団の派遣</p> <p>欧米の最新のセキュリティ技術、運用保守技術、セキュリティ対策、問題点等について調査するため、「ネットワークセキュリティ登録事業者懇話会」の協力を得て、海外調査団（団長 東京大学工学部教授 齊藤 忠夫 氏）を派遣した。</p> <p>■データ通信等に関する調査・研究及び開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信業実態調査 ・公衆型メッセージ通信サービスに関する調査研究 ・国際データ流通問題に関する調査研究 ・通信システム用ソフトウェアに関する開発調査研究 ・電気通信システムの安全・信頼性対策に関する調査研究 ・モデル郵便局における郵便局ネットワークの高度化に関する基礎調査 ・米国の電気通信市場動向調査 <p>■情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元年度登録事業者 A 種（特別第二種対象）3 社 ※前年度までの登録事業者 15 社計 18 社 <p>■セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ISDN を利用したパケット通信」（東京・大阪） ・「信頼性と経済性のネットワーク～パケット通信～」（東京） <p>■出版図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ヒューマンインタフェース」「パケット交換サービスのインタフェース（INS ネット通信編）」「国際テレビ会議サービスのインタフェース第 2 版」「国際音声放送伝送サービスのインタフェース」「パケット交換サービス及び回線交換サービスのインタフェース（回線接続装置編）」「電気通信事業者年報'89」

年度	主な事業
	<p>■ 賛助会員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員：18社・普通会員：157社
<p>平成2年度 (1990)</p>	<p>イラクのクェート侵攻で湾岸戦争勃発／東西ドイツ統一／NHKハイビジョン試験放送開始</p> <p>■ 「ネットワーク化動向調査」継続</p> <p>前年度に引き続きアンケート調査を実施し、この調査結果を「ネットワーク化動向調査報告書」として取りまとめた。</p> <p>■ 賛助会員研究会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第51回 「移動体通信の諸問題と将来展望」 ・第52回 「ヒューマンインタフェースについて」 ・第53回 「企業通信ネットワークと電気通信政策」 ・第54回 「NCTEの開放について」※「NCTE」：Iインタフェースを利用するNTTの高速デジタル伝送サービス「ハイ・スーパーデジタル」(HSD)や「INSネット」(ISDN)で、NTT網とユーザー設置の間に置く伝送装置。 <p>■ テレコム旬間参加行事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別講演会 「電気通信をめぐる当面の諸問題」「将来のインテリジェントネットワークについて」 <p>■ データ通信等に関する調査・研究及び開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵政統合通信ネットワークの構築 ・電気通信業等実態調査 ・情報通信システムにおけるユーザーサポートウェアに関する開発調査研究 ・相互接続されたネットワークにおける総合セキュリティの現状調査 ・情報通信システムの通信用電源に関する調査研究 ・米国における電話サービスの現状と動向調査 ・ISDN等の電気通信サービスに対する地方ユーザー・ニーズに関する調査研究 <p>■ 情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成2年度登録事業者 A種(特別第二種対象)1社 ※前年度までの登録事業者18社計19社 <p>■ セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ISDNを利用したパケット通信」(東京・大阪) ・「信頼性と経済性のネットワーク～パケット通信～」(東京) <p>■ 出版図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ヒューマンインタフェース」「パケット交換サービスのインタフェース(INSネット通信編)」「国際テレビ会議サービスのインタフェース第2版」「国際音声放送伝送サービスのインタフェース」「パケット交換サービス及び回線交換サービスのインタフェース(回線接続装置編)」「電気通信事業者年報'91」 <p>■ 賛助会員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員：18社・普通会員：157社

年度	主な事業
平成3年度 (1991)	<p>掃海艇ベルシャ湾に派遣／雲仙普賢岳で大規模土石流発生／バブル崩壊／リサイクル法施行</p> <p>■「ネットワーク化動向調査」継続</p> <p>前年度に引き続きアンケート調査を実施し、この調査結果を「ネットワーク化動向調査報告書」として取りまとめた。</p> <p>■賛助会員研究会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第55回 「高度情報社会における電気通信の標準化政策の展望」 ・第56回 「21世紀に向けての宇宙通信の展望」 ・第57回 「移动通信のデジタル化の現状と課題について」 ・第58回 「プライバシー保護をめぐる国際動向と我が国における個人情報保護」 ・第54回 「ISIS（アイシス）構想と標準化」 <p>■テレコム旬間参加行事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別講演会 「電気通信をめぐる当面の諸問題」「電子メディアと知的所有権」 <p>■海外調査団の派遣</p> <p>東南アジア諸国及びオーストラリアにおけるネットワークの運用状況、セキュリティ対策の現状、問題点等について調査するため、「ネットワークセキュリティ登録事業者懇話会」の協力を得て、海外調査団（団長 日本イーエヌエス・AT&T(株)取締役 寺村 浩一氏）を派遣した。</p> <p>■データ通信等に関する調査・研究及び開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵政統合通信ネットワークの構築 ・電気通信業等実態調査 ・通信産業設備投資等実態調査 ・情報通信システムにおけるユーザーサポートウェアに関する開発調査研究 ・電気通信システムの安全・信頼性に関する調査研究 ・営業支援等の情報管理の在り方に関する調査研究 ・ISDN時代におけるVANサービスに関する調査研究 ・国際VAN動向調査 <p>■情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年度登録事業者 A種（特別第二種対象）2社 ※前年度までの登録事業者 19社 計21社 <p>■セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「最新の国際通信サービスと効率的なネットワーク構築方法」（東京） ・「専用サービスの今後の展開と技術動向」（東京） ・「SIS時代のネットワーク構築～パケット通信の活用～」（東京） ・「国際通信の動向とアメリカ及びヨーロッパ諸国における通信事情」（東京） <p>■出版図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「パケット交換サービスのインタフェース（PT編）第2版改訂版」「国際電話サービスのインタフェース第3版」「電気通信事業者年報'92」

年度	主な事業
	<p>■ 賛助会員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員：18社・普通会員：159社 <p>■ 電気通信国家試験センターの移転</p> <p>平成3年6月1日（新）東京都荒川区東日暮里 6-39-12 （旧）東京都中野区中央 4-25-10 BML ビル</p> <p>■ 組織の改廃</p> <p>関東支部を電気通信国家試験センターに統合した。（平成3年6月1日）</p>
<p>平成4年度 (1992)</p>	<p>JR 山手線全駅で禁煙実施／ PKO 協力法成立／ NTT 移動通信網、携帯・自動車電話、ポケットベルサービス開始</p> <p>■ 「ネットワーク化動向調査」継続</p> <p>前年度に引き続きアンケート調査を実施し、この調査結果を「ネットワーク化動向調査報告書」として取りまとめた。</p> <p>■ 「情報通信システムのソフトウェア対策の現状調査」</p> <p>特別第二種及び一般第二種電気通信事業者並びに一般企業を対象として、①障害発生状況とその対策、②ソフトウェア管理、③個人情報管理の3項目について調査し、報告書として取りまとめるとともに、郵政省の「電気通信システムの安全・信頼性に関する研究会」に基礎資料として提供した。</p> <p>■ 賛助会員研究会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第60回 「我が国のオープンネットワーク政策について」 ・第61回 「平成3年度ネットワーク技術懇話会の報告書について」 ・第62回 「グループウェアの流れ～人間と文化の問題を中心として～」 ・第63回 「情報通信高度化ビジョンについて」 ・第64回 「無線 LAN システムの実用化について」 <p>■ テレコム旬間参加行事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別講演会 「情報通信をめぐる当面の諸問題」「ネットワークの応用の新しい展開」 <p>■ セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ビジネス通信を支える専用サービス～効率的でフレキシブルなネットワーク構築に向けて～」（東京） ・「経営の中核ネットワーク～パケット通信～」（東京・大阪） ・「高速パケット通信ネットワークを実現するフレームリレーの活用」（東京） <p>■ 出版図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「パケット交換サービスのインタフェース（DDX-TP 編）第2版改訂版」「電気通信事業者年報'93」 <p>■ 賛助会員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員：18社・普通会員：155社 <p>■ 本部事務所の移転</p>

年度	主な事業
	<p>平成4年4月1日 (新) 東京都荒川区西日暮里 5-14-3 サンキエームビル (旧) 東京都中野区中央 4-25-10 BML ビル</p>
<p>平成5年度 (1993)</p>	<p>細川連立政権誕生／皇太子・雅子さまご成婚／サッカーJリーグスタート／「55年体制」終わる</p> <p>●「塩谷 稔」氏 第6代理事長就任〈8月〉</p> <p>■講演会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「21世紀を開く情報ハイウェイ」 ・「B-ISDN とグループウェア」 <p>■テレコム旬間参加行事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「データ通信の現状と将来」 <p>■「ネットワークセキュリティ登録事業者協議会」発足</p> <p>※「ネットワークセキュリティ登録事業者懇話会」の改称</p> <p>■トピックス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専務理事「故小川 俊彦」氏（60歳）協会葬〈9月〉 ・協会設立20周年記念パーティ開催〈11月〉
<p>平成6年度 (1994)</p>	<p>関西国際空港開港／初の純国産大型ロケットH2の1号機打上げ／製造物責任（PL）法施行</p> <p>■賛助会員研究会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回 「電気通信サービスとしてのインターネット」 ・第2回 「移動通信システムの開発動向と展望」 ・第3回 「電子通信とネットワークの利用」 ・第4回 「ATM技術の普及と発展に向けて」 <p>■情報通信月間参加行事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別講演会 「電気通信の変貌と今後の政策課題」「次世代通信網の構築」 <p>■「情報通信ネットワークの安全・信頼性に関する研究会」設置</p> <p>■「エージェント指向ネットワーク研究会開催」</p> <p>オブジェクト指向の次に来る技術としてエージェント指向が注目されている。マルチメディア社会の進展の中で、エージェント指向の考え方がどのように応用されていくのかを検討する研究会を開催した。</p> <p>■「情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録審査事務」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成6年度末登録事業者：20社 <p>■データ通信に関する調査・研究及び開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者の料金情報に関する調査研究 ・電気通信サービス利用動向調査 ・通信産業設備投資等実態調査 ・郵政関連業実態調査 ・簡易保険業における小型携帯端末の利用に関する調査研究 ・通信産業、通信関連業実態調査

年度	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における情報通信の実態把握に関する調査 ・郵政事業におけるインターネットの利用に関する調査研究 ・ネットワークのインテリジェント化に関する開発調査研究 ・マルチメディアに対応した人材育成の在り方に関する調査研究 ・有線通信のネットワーク化の促進に関する調査研究 <p>■セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「データ通信導入セミナー」(東京・大阪) ・「データ通信導入の着眼点」(東京) ・「データ通信教室」(東京) ・「加入電話を使用した通信」(東京) <p>■出版図書</p> <p>「フレームリレーサービスのインタフェース(第1版)」「情報通信統計」「情報通信ネットワークの安全・信頼性のガイドライン」「パケット交換サービスのインタフェース(第2版)」「国際総合デジタル通信サービスのインタフェース(第1分冊・第2分冊)」</p> <p>■賛助会員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員＋普通会員：170社
<p>平成7年度 (1995)</p>	<p>阪神淡路大震災発生／地下鉄サリン事件発生／円高騰 1ドル：79円75銭／景気低迷空前の就職難／PHS サービス営業開始</p> <p>■セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定通信回線の料金改正と効果的利用方法」(東京・大阪) ・「端末機の動向と利用」(東京) ・「国際データ通信導入の着眼点」(東京) ・「特定通信回線におけるネットワークの技術と事例」(東京) ・「公衆回線利用の着眼点」(東京・大阪) <p>■出版図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「データ通信工事担任者の手引(初版)」「データ通信利用便覧(初版)」 <p>■賛助会員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員：18社・普通会員：183社 <p>■セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本財産2億1千万円に増額(情報通信技術研修センターから1億400万円寄附受け) <6月> ・工事担任者試験の全国一斉1日終了実施(これまでは、9月及3月に約1か月間、毎日試験問題を替えて実施) <9月>
<p>平成8年度 (1996)</p>	<p>O-157 食中毒大流行／東京ビッグサイト開場／「海の日」施行／NTT オープンコンピュータネットワーク(OCN) サービス開始</p> <p>●「松野 春樹」氏 第7代理事長就任<7月></p>

年度	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 講演会 <ul style="list-style-type: none"> ・「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」の解説 ・「情報通信をめぐる光技術の動向」 ・「OCNの現状と今後の展望」 ■ 賛助会員研究会 <ul style="list-style-type: none"> ・「サイバービジネスの動向とセキュリティ」 ■ 情報通信月間参加行事 <ul style="list-style-type: none"> ・特別講演会 「インターネット技術の動向と課題」 ■ 情報化月間参加行事 <ul style="list-style-type: none"> ・特別講演会 「PHSを中心としたパーソナル移動通信の現状と動向」 ■ 「ネットワークセキュリティ登録事業者協議会」実施 ■ 「情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録審査事務」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・平成7年度末登録事業者：20社 ■ データ通信に関する調査・研究及び開発 <ul style="list-style-type: none"> ・通信産業実態調査 ・通信産業動態調査 ・郵政関連業実態調査 ・通信産業設備投資等実態調査 ・超高速ネットワーク技術に関する調査研究 ・サイバースペースの郵便業への活用に関する調査研究 ・郵便事業における電子データ交換の活用に関する調査研究 ・通信摩擦の解消を図るための調査研究 ・番号計画に関する調査研究 ・分散型ネットワーク環境におけるネットワーク運用管理に関する調査研究 ・インターネット電話動向調査 ・災害時における地域情報ステーションに関する調査研究 ・ネットワークのインテリジェント化に関する開発調査研究 ・インターネットを介した国際送金の安全性とそのサービスの在り方に関する調査研究 ・郵政事業における消費者情報の活用に関する調査研究 ・我が国経済社会の高コスト構造是正に向けた郵政行政の対応策に関する調査研究 ■ セミナー <ul style="list-style-type: none"> ・「データ通信回線利用上の認可基準とその事例」 (東京) ・「技術基準」 (東京・大阪) ・「帯域使用回線とモデムの上手な使い方」 (東京) ■ 出版図書 <ul style="list-style-type: none"> ・「情報通信ネットワーク安全・信頼性のガイドライン改訂版」 (基準と登録の解説) 「情報通信統計」 「電気通信事業者年報'96～'97」

年度	主な事業
	<p>■ 賛助会員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員 + 普通会員：168 社
<p>平成 9 年度 (1997)</p>	<p>O-157 食中毒大流行／東京ビッグサイト開場／「海の日」施行／ NTT オープンコンピュータネットワーク (OCN) サービス開始</p> <p>■ 講演会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「マルチメディアと国際化」 (福岡) ・「マルチメディアと情報通信政策」 (福岡) <p>■ 賛助会員研究会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回 「サイバービジネスの構造」 ・第 2 回 「インフラ及び要素技術」 <p>■ 「サイバービジネスの動向に関する研究会」設置</p> <p>■ 情報通信月間参加行事</p> <p>特別講演会 「情報通信とセキュリティ」 「ネットワークにおける認証業務の在り方」</p> <p>■ 「ネットワークセキュリティ登録事業者協議会」実施</p> <p>■ 「情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録審査事務」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 9 年度末登録事業者：18 社 <p>■ データ通信に関する調査・研究及び開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信産業実態調査 ・通信産業動態調査 ・郵政関連業実態調査 ・通信産業設備投資等実態調査 ・データ通信業実態調査 ・平成 9 年度郵政関連業実態調査の実施に関する事務 ・超高速ネットワーク技術に関する調査研究 ・建築の分野における遠隔協調設計システムの活用に関する調査研究 ・シームレス通信を実現する研究開発及びマルチメディアホームリンクに関する調査研究 ・分散型ネットワークにおけるネットワークウイルス防止に関する調査研究 ・マルチメディア通信技術を利用した各種 VAN サービスの今後の在り方に関する調査研究 ・バーチャルモールにおける地域情報ステーションに関する調査研究 ・ネットワークのインテリジェント化に関する調査研究 ・通信摩擦の解消を図るための調査研究 ・番号計画に関する調査研究 ・情報通信先進国における情報通信ネットワークを活用した職員研修等の実情等に関する調査研究 ・ネットワーク事業におけるネットワーク使用料金に関する調査研究 ・情報通信を活用した郵便貯金の営業の在り方に関する調査研究

年度	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> ■ セミナー <ul style="list-style-type: none"> ・「新データ網サービスのすべて」（東京・大阪） ・「データ通信回線の効果的利用に関する制度上の着眼点」（東京） ・「技術基準」（東京・大阪） ・「安くして効率のよいデータ通信システムの作り方」（東京） ■ 出版図書 <ul style="list-style-type: none"> ・「インターネット電話の現状と展望」「情報通信統計」 ■ 賛助会員数 <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員＋普通会員：163社 ■ 組織規程の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・事務局組織の改正（調査研究機関の部制廃止）〈7月〉 ■ トピックス <ul style="list-style-type: none"> ・基本財産3億円に増額（9千万円内部充当）〈3月〉 ・申請書類の無料頒布開始（従前180円で販売）
<p>平成10年度 (1998)</p>	<p>和歌山毒入りカレー事件発生／長野冬季五輪／金融再生関連法成立／NTTナンバーディスプレイサービス開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 講演会 <ul style="list-style-type: none"> ・「これからの日本パネルディスカッション」（福岡） ・「多様化するアクセス・ネットワークの技術動向」 ■ 情報通信月間参加行事 <ul style="list-style-type: none"> ・特別講演会 「西暦2000年問題の多様性とその解決方法」 「情報通信における西暦2000年問題」 ■ 情報化月間参加行事 <p>当協会が事務局となり、情報通信セキュリティ対策の円滑な推進を図るための諸活動、具体的には、ネットワークセキュリティに関するセミナーの開催、技術の検討等を実施した。</p> ■ 「情報通信のコンサルティング活動」実施 <p>情報通信ネットワークの構築及びセキュリティ対策等を中心として、コンサルティング活動を実施した。</p> ■ 「個人情報保護登録業務」の実施 <p>電気通信分野における個人情報保護対策の一層の充実を図るため、4月に「個人情報保護登録センター」を開設し、郵政省の電気通事業における個人情報保護に関するガイドライン等に則った適正な個人情報の取扱いを行っている電気通信事業者等からの申請に基づき、学識経験者等で構成する審査委員会が審査し、登録簿に登録し、事業者及び利用者の個人情報保護意識の向上を図った。</p> ■ データ通信に関する調査・研究及び開発 <ul style="list-style-type: none"> ・通信産業実態調査

年度	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> •通信産業動態調査 •郵政関連業実態調査に関する調査 •通信産業設備投資等実態調査 •データ通信業事業概要の分析等の委託 •ネットワークのインテリジェント化に関する開発調査研究 •シームレス通信技術実験に関する調査研究 •電気通信事業者の西暦 2000 年問題に対する周知徹底及び総点検実施状況の把握に関する事務 •次世代電気通信ネットワークの構築に関する調査研究 •インターネットの利用拡大が通信ネットワークに与える影響度に関する調査研究 •電子商取引における通信ネットワークの在り方に関する調査研究 •諸外国における ISDN・専用サービス等の長期増分費用方式に関する調査研究 <p>■セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> •「データ通信回線の効果的利用に関する制度上の着眼点」(東京・大阪) •「自営設備審査申請書類の整備方法」(東京) <p>■出版図書</p> <ul style="list-style-type: none"> •「インターネット進化論」「フレームリレーサービスのインタフェース(第2版)」 「情報通信ネットワーク安全・信頼性のガイドライン(98版)」 「ドメインのすべて」 「情報通信統計」「電気通信事業者年報'98～'99」 <p>■賛助会員数</p> <ul style="list-style-type: none"> •特別会員+普通会員：148社 <p>■組織規程の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> •「個人情報保護登録センター」設置(4月) •「情報通信統計センター」設置(4月) •「ウイルスコンサルティングセンター」設置(6月) <p>■トピックス</p> <ul style="list-style-type: none"> •新試験システム(コンピュータ処理)構築(10月) •実務経歴審査業務の試験センター集約実施 •デジタル第3種試験新設 •工事担任者試験申請者数過去最高記録(15万人)
平成 11 年度 (1999)	<p>ユーロ始動(1ユーロ：132円)／地域振興券配布／情報公開法成立／NTT分割、東日本、西日本、NTTコム発足</p> <p>■講演会</p> <ul style="list-style-type: none"> •「マルチメディアルネッサンス 21 世紀の情報革命」(福岡) •「ASP が変える 2000 年代の IT テクノロジー」 <p>■情報通信月間参加行事</p>

年度	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・特別講演会 「インターネットの陰の部分への対応」 「次世代インターネットサービスの課題」 ■ 「ネットワークセキュリティ登録事業者協議会」実施 ■ 「個人情報保護登録業務」の実施 ※平成 12 年 3 月末現在、登録事業者数：27 事業者 ■ 「サイバーテロ検討会」参画 郵政省（現総務省）主催の「サイバーテロ検討会」（平成 12 年 2 月～ 11 月）へ、委員及び WG メンバーとして参画した。 ■ データ通信に関する調査・研究及び開発 <ul style="list-style-type: none"> ・通信産業実態調査 ・通信産業動態調査 ・郵政産業動態調査変更契約（インターネットによる調査の追加） ・通信産業設備投資等実態調査の集計・分析 ・ネットワークのインテリジェント化に関する開発調査研究 ・電気通信事業者の西暦 2000 年問題に対する周知徹底及び総点検実施状況の把握に関する事務 ・番号計画に関する調査研究 ・ドメインネームの登録事業に関する調査研究 ・諸外国における電子署名・認証に係る法制度の運用に関する調査研究 ■ セミナー <ul style="list-style-type: none"> ・「データ通信回線の効果的利用に関する制度上の着眼点」（東京・大阪） ・「技術基準セミナー」（東京・大阪） ・「自営設備の円滑な導入に関する審査申請書類の整備方法」（東京・大阪） ■ 出版図書 <ul style="list-style-type: none"> ・「データ通信工事担任者の手引（第 4 版）」 「回線交換サービスのインタフェース」 「パケット交換サービスのインタフェース」 「情報通信ネットワークに関する報告書」 「データ通信の技術と標準化」 ■ 賛助会員数 <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員 + 普通会員： 136 社 ■ トピックス <ul style="list-style-type: none"> ・評議員会設置（5 月） ・郵送による試験申請書の試験センターの集中受付開始 （従前：支部受付・一次審査／FD 化 ⇒ 試験センター送付）
平成 12 年度 (2000)	<p>介護保険制度スタート／沖縄サミット開催／中央省庁再編 12 省庁へ／ KDDI 発足（KDD、DDI、IDO 合併）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 講演会 <ul style="list-style-type: none"> ・「わが国の e-Japan ブロードバンド戦略」

年度	主な事業
	<p>■ 情報通信月間参加行事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別講演会 「電子署名及び認証業務に関する法制度の整備について」 「インターネットにおける認証基盤の在り方について」 <p>■ 「ネットワークセキュリティ登録事業者協議会」実施</p> <p>■ 「個人情報保護登録業務」の実施</p> <p>※平成 13 年 3 月末現在、登録事業者数：28 事業者</p> <p>■ 「サイバーテロ検討会」参画</p> <p>郵政省（現総務省）主催の「サイバーテロ検討会」（平成 12 年 2 月～ 11 月）へ、委員及び WG メンバーとして参画した。</p> <p>■ データ通信に関する調査・研究及び開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信産業動態調査 ・データ通信業事業概要の分析等 ・番号計画に関する調査研究 ・認証機関に対する資格認定業務の実効性確保等に関する調査研究 ・インターネット接続サービス等に関する実態調査 ・超大容量インターネットにおけるリアルタイム情報伝送に関する調査研究 ・「平成 12 年度郵政関連業実態調査」 ・申請・届出等行政手続のオンライン化の障害となる技術的課題に関する調査研究 <p>■ セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ通信回線の効果的利用に関する制度上の着眼点」（東京・大阪） ・「新データ網サービスの利用制度と効果的利用方法」（東京・大阪） ・「技術基準セミナー」（東京・大阪） ・「自営設備の円滑な導入に関する審査申請書類の整備方法」（東京・大阪） <p>■ 出版図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電気通信事業者年報'99 ～ '00」「通信産業実態調査報告書 設備投資調査'12.3 実施」「情報通信統計（12.7 末現在）」 <p>■ 賛助会員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員＋普通会員：132 社 <p>■ 組織規程の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電子署名・認証センター」設置〈7 月〉 <p>■ トピックス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「試験問題のデータベース」構築 ・PC の全職員配備完了
平成 13 年度 (2001)	<p>小泉内閣発足／米国で同時多発テロ事件発生／日本道路公団 ETC サービス開始</p> <p>● 「谷 公士」氏 第 8 代理事長就任〈7 月〉</p> <p>■ 講演会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「プロバイター責任法の概要について」

年度	主な事業
	<p>■情報通信月間参加行事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別講演会 「インターネットのインフラ構造について」 「電気通信事業の現状と電気通信事業法等の一部改正について」 <p>■「ネットワークセキュリティ登録事業者協議会」実施</p> <p>■「第3世代移動通信システムの安全・信頼性に関する研究会」参画</p> <p>総務省主催の「第3世代移動通信システムの安全・信頼性に関する研究会」のWGメンバーとして参画した。</p> <p>■「個人情報保護登録業務」の実施</p> <p>※平成14年3月末現在、登録事業者数：29事業者</p> <p>■「サイバーテロ検討会」参画</p> <p>郵政省（現総務省）主催の「サイバーテロ検討会」（平成12年2月～平成13年11月）へ、委員及びWGメンバーとして参画した。</p> <p>■データ通信に関する調査・研究及び開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「通信産業動態調査」 ・データ通信業事業概要の分析等 ・通信産業基本調査予備調査実施に係る統計調査名簿データ照合作業 ・電気通信サービスモニターに対するアンケート調査等 ・次世代通信ネットワーク技術に関する調査研究 ・「一般第二種電気通信事業者母集団」に関する事務 ・「平成13年情報通信利用動向調査 ・番号計画に関する調査研究 ・諸外国における個人情報保護の現状と我が国の情報ネットワーク上における個人情報保護の在り方に関する調査研究 ・電子署名個人利用に関するハードウェア等セキュリティ対策の調査研究 <p>■セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「データ通信回線の効果的利用に関する制度上の着眼点」（東京・大阪） ・「技術基準セミナー」（東京・大阪） ・「新データ網サービスの利用制度と効果的利用方法」（東京・大阪） ・「自営設備の円滑な導入に関する審査申請書類の整備方法」（東京・大阪） <p>■出版図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電気通信事業者年報'00～'01」「通信産業実態調査報告書（経営体財務調査）（12.10実施）」「情報通信安全・信頼性のガイドライン」「通信産業実態調査報告書（設備投資調査）（13.3実施）」「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準、実施登録規程」 <p>■賛助会員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員＋普通会員：126社 <p>■トピックス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子署名法」施行〈4月〉

年度	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信主任技術者試験の全面マークシート化 情報公開法を受けて、配点基準、解答、合格基準等公開
平成 14 年度 (2002)	<p>日本経済団体連合会発足／北朝鮮拉致生存者 5 人帰国／米英軍イラクと開戦</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「金澤 薫」氏 第 9 代理事長就任〈1 月〉 ■講演会 <ul style="list-style-type: none"> 「IT 投資促進税制、研究開発関連税制等について」 ■情報通信月間参加行事 <ul style="list-style-type: none"> 特別講演会「インターネットをめぐる最新動向と課題について」 「迷惑メール問題と米国における分析について」 ■「ネットワークセキュリティ対策」の推進 <p>「ウイルスコンサルティングセンター（VCON）」では、コンピュータウイルスのオンライン自動診断サービスへのリンク、危険度の高い新種ウイルス情報の提供及び会員へのメーリングサービス、半期ごとのウイルスストップ 10 とウイルス発生状況を掲載、利用者からのウイルスに関する相談の実施等ネットワーク利用者へのウイルス対策の啓発活動を実施した。</p> ■「個人情報保護登録業務」の実施 <p>※平成 15 年 3 月末現在、登録事業者数：30 事業者</p> ■「特定電子メールの適正化推進業務」の実施 <p>「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」に基づき、総務省から特定電子メールの適正化業務を行う法人として指定を受け、平成 14 年 7 月 10 日から迷惑メール相談センターの業務を開始した。</p> ■データ通信に関する調査・研究及び開発 <ul style="list-style-type: none"> データ通信業事業概要の分析等 「通信産業実態調査」 迷惑メールの流通の実態等に関する調査研究 電気通信サービスモニターに対するアンケート調査等 認定機関に対する資格認定業務の実効性確保に関する調査研究 今後の電気通信主任技術者に求められる知識要件と役割に関する調査研究 平成 14 年通信利用動向調査（世帯対象調査）」の実施に係る事務 ■セミナー <ul style="list-style-type: none"> 「データ通信回線の効果的利用に関する制度上の着眼点」（東京・大阪） 「ニューメディア政策の視点と今後の方向」（東京） 「新データ網サービスの利用制度と効果的利用方法」（東京・大阪） 「技術基準セミナー」（東京・大阪） 「自営設備の円滑な導入に関する審査申請書類の整備方法」（東京・大阪） ■出版図書 <ul style="list-style-type: none"> 「電気通信事業者年報（'01～'02）」「通信産業実態調査報告書（経営体財務調査

年度	主な事業
	<p>(13.10 実施)」「情報通信統計(14.9 未現在)」</p> <p>■ 賛助会員数</p> <ul style="list-style-type: none">・特別会員 + 普通会員：109 社 <p>■ トピックス</p> <ul style="list-style-type: none">・「工事担任者資格者証」の総合通信局等での交付開始・インターネットによる試験申請の受付導入・試験地の拡大(22 都市)

年表 3 平成 15 年度（2003）～平成 24 年度（2012）

年度	主な事業
平成 15 年度 (2003)	<p>郵政公社発足／地上波デジタル放送開始／阪神タイガース 18 年振り優勝</p> <p>■ 講演会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「VOIP 推進会議の活動と企業における IP 電話導入の現状と課題」 ・「インターネット上の通信サービスにおける ENUM の役割」 <p>■ 海外調査団（欧州ブロードバンド事情調査）の派遣</p> <p>■ 海外調査団（テレコム 2003 及び欧州電気通信事情調査）の派遣</p> <p>■ 情報通信月間参加行事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別講演会 「国際競争力回復のための日本企業の IT 化戦略について」 「電気通信事業法の改正案について」 <p>■ 「個人情報保護登録業務」の実施</p> <p>※平成 16 年 3 月末現在、登録事業者数：30 事業者</p> <p>■ 「特定電子メールの適正化推進業務」の実施</p> <p>■ データ通信に関する調査・研究及び開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年度データ通信業事業概要の分析等 ・「通信産業実態調査・設備投資調査」 ・「通信産業動態調査」 ・特定電子メールの送信の適正化等に関する調査研究 ・認証機関に対する資格認定業務の実効性確保に関する調査研究 ・IP 電話サービスの円滑な普及のための電話番号・アドレスの管理等の諸課題に関する調査 ・電気通信事業分野の競争状況の評価を実施するに当たり必要となる供給者（電気通信業者）側からの情報の集計等 ・「平成 15 年通信利用動向調査の実施に係る事務 <p>■ 出版図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電気通信事業者年報（'02 ～ '03）」「通信産業実態調査報告書（設備投資調査）CD-ROM（14.10 実施）」 <p>■ 賛助会員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員 + 普通会員：101 社
平成 16 年度 (2004)	<p>新潟県中越沖地震発生／スマトラ沖地震発生／愛知万博開催</p> <p>■ 情報通信月間参加行事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別講演会 「個人情報保護法と電気通信事業者に求められる対応」 「インターネットバックボーンの現状と課題」 <p>■ 「個人情報保護登録業務」の実施</p>

年度	主な事業
	<p>平成 16 年 8 月に、「電気通信事業における個人情報保護法に関するガイドライン（平成 16 年 8 月 31 日総務省告示 695 号）」が告示され、平成 17 年 4 月から個人情報保護法が全面施行されたが、本審査業務は、旧ガイドラインに基づくものであるため、平成 17 年 4 月以降の新規登録は受け付けないこととした。</p> <p>■「特定電子メールの適正化推進業務」の実施</p> <p>■「迷惑メール追放支援プロジェクト」</p> <p>平成 17 年 2 月から総務省と連携して「迷惑メール追放支援プロジェクト」（モニター受信機で受信した違反メールの情報を ISP に情報提供）を開始した。</p> <p>※2 月～ 3 月提供送付数：1,108 件</p> <p>■「Telecom-ISAC Japan 協議会」の編入</p> <p>主として、インターネットにおけるセキュリティを確保するために、脅威（大規模 DDoS 攻撃、ワーム・ウイルス攻撃、Bot-Net、ゾンビ PC 等）に対して活動している Telecom-ISAC Japan 協議会」を平成 17 年 2 月、協会に編入した。</p> <p>■「日・中・韓によるセキュリティ情報を共有する仕組み」の構築</p> <p>国外から国内の重要サイトに対するサイバー攻撃を早期解決する目的で、JPCERT / CC 及び総務省等と協力し、日・中・韓 3 か国でセキュリティ情報を共有する仕組みの構築を行った。</p> <p>■「タイムビジネス認定制度」の業務開始</p> <p>平成 17 年 2 月から「タイムビジネス認定制度」の業務を開始し、3 月末までに時刻配信業務 2 件、時刻認証業務 2 件を認定した。</p> <p>■「電気通信個人情報保護推進センター準備室」開設</p> <p>平成 16 年 11 月、電気通信分野における認定個人情報保護団体の設立に向けて、電気通信関連の 5 団体と「認定個人情報保護団体」設立連絡会を発足し、業務企画委員会、業務運営委員会を組織して、個人情報保護指針、認定個人情報保護団体の苦情受付処理等の業務マニュアルを作成する等、認定個人情報保護団体の申請の準備を行った。</p> <p>■データ通信に関する調査・研究及び開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年度データ通信事業者等の届出事業概要の分析等 ・「通信産業実態調査」 ・特定電子メールの送信の適正化等に関する調査研究 ・「通信産業動態調査」 ・認証機関に対する資格認定業務の実効性確保に関する調査研究 ・IP 電話サービスの円滑な普及のための諸課題に関する調査研究 ・「平成 16 年通信利用動向調査の実施に係る事務 ・電気通信事業分野の競争状況の評価に係る分析 ・タイムビジネスの信頼性確保に係る調査研究 <p>■賛助会員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員 + 普通会員：106 社（T-ISAC 特別会員含む。）

年度	主な事業
	<p>■ 組織規程の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「研修企画部門」新設〈8月〉 ・「タイムビジネス認定センター」設置〈2月〉 <p>■ 事務所の移転</p> <p>（新）東京都豊島区巣鴨 2-11-1 巣鴨室町ビル〈1月〉</p> <p>（旧）東京都北区田端 1-21-8 NSK ビル</p>
平成 17 年度 (2005)	<p>道路公団民営化／個人情報保護法施行／ JR 福知山線脱線事故発生</p> <p>● 「松井 浩」氏 第 10 代理事長就任〈8 月〉</p> <p>■ 「養成課程講座（eLPIT）」の開始</p> <p>e-ラーニングによる教育研修の事業化に向けて、試行錯誤を重ね、平成 17 年 12 月 26 日付で総務大臣の認可を受け、平成 18 年 2 月から、e-ラーニングによる養成課程講座（「eLPIT」）を開始した。</p> <p>■ 認定資格「情報通信エンジニア」の創設</p> <p>■ 「個人情報保護推進業務」の実施</p> <p>※平成 18 年 3 月末対象事業者数：137 社</p> <p>■ 「特定電子メールの適正化推進業務」の実施</p> <p>特定電子メールの送信の適正化業務の指定機関として、相談業務等に取り組んできたが、平成 17 年 11 月、法律の一部改正に伴い、新たに「登録送信適正化機関」として、特定電子メール適正化業務を実施した。</p> <p>■ 「迷惑メール追放支援プロジェクト」</p> <p>■ 「Telecom-ISAC ・WG」の活動</p> <p>■ 「タイムビジネス認定制度」の業務</p> <p>■ 「P マーク推進室」開設</p> <p>P マーク取得の審査業務を行う指定機関になるため、「P マーク推進室」を設置し、（財）日本情報処理開発協会の指導のもと、OJT による現地調査、書類審査事務等に取り組んだ。</p> <p>■ データ通信に関する調査・研究及び開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年度データ通信事業者等の届出事業概要の分析等 ・「通信産業動態調査」 ・認証機関に対する資格認定業務の実効性確保に関する調査研究 ・「通信関連業実態調査」 ・「平成 17 年度通信利用動向調査」 ・情報セキュリティを担う人材の育成に関する調査研究 <p>■ 賛助会員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員＋普通会員：88 社 <p>■ 組織規程の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部制移行（情報通信人材育成本部・情報通信セキュリティ本部）〈4月〉

年度	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・「人材研修センター」設置〈4月〉 ・「電気通信個人情報保護推進センター」設置〈4月〉 ・「監査部」設置〈6月〉 ・「Pマーク推進室」設置〈12月〉 ・「企画部」設置〈3月〉 <p>■トピックス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「試験制度」の改正（①工事担任者資格者証の種類と工事範囲の改正、②資格試験の科目内容の見直し、③試験手数料の改正）〈8月〉 ・「個人情報保護登録センター業務」終了〈10月〉 ・「ウイルスコンサルティングセンター業務」の「セキュリティ対策推進協議会」へ引継ぎ〈10月〉
平成 18 年度 (2006)	<p>地上波デジタルテレビ全国で放送開始／公益法人制度改革関連三法公布</p> <p>●「平井正夫」氏 第 11 代理事長就任〈8月〉</p> <p>■情報通信月間参加行事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別講演会 「内部統制として求められる情報管理体制」 ((財) 放送セキュリティセンターと共催) <p>■「養成課程講座 (eLPIT)」の推進</p> <p>キャンペーン (11月1日～12月31日) 価格による資格取得支援の実施等普及に努め、年間 708 件の申込みがあった。※年間受講者数：666 名 資格取得者数：460 名</p> <p>■「情報通信エンジニア資格制度」の普及推進</p> <p>年間 2,211 件の資格者証を発行。</p> <p>■「個人情報保護推進業務」の実施</p> <p>認定個人情報保護団体として、消費者からの苦情・相談 (年間：493 件) への的確かつ迅速な対応、「個人情報保護セミナー」の開催等。</p> <p>■「特定電子メールの適正化推進業務」の実施</p> <p>特定電子メールの送信の適正化業務の指定機関として、社会問題化する迷惑メールに対応するため、相談業務等に取り組んだ。</p> <p>■「迷惑メール追放支援プロジェクト」</p> <p>■「Telecom-ISAC Japan」の活動</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 総務省公募案件「スパムメールやフィッシング等サイバー攻撃の停止に向けた試行に関する研究開発」に選定された。本案件遂行のため、拠点の移転、要員の増員を実施した。本案件は、「Cyber Clean Center」として、一般紙、NHK 全国ニュース等で大々的に取り上げられた。 (2) 日・中・韓 3 か国によるインシデント連携スキームを継続し、APEC 経済地域内の 13 か国・15 チームが参加したインシデント対応ドリルに参加した。 (3) JPCERT/CC と IPA と共催し、「重要インフラ事業者向け情報セキュリティセミナー」を開催した。

年度	主な事業
	<p>■ 「タイムビジネス」普及推進 平成 18 年 7 月設立の「タイムビジネス協議会」により、時刻配信、時刻認証に関する WG を設け、普及、啓発活動を行った。</p> <p>■ 「タイムビジネス認定制度」の業務 時刻配信業務 3 件、時刻認証業務 3 件を認定した。</p> <p>■ 「P マーク付与認定指定機関」の指定 平成 18 年 6 月、情報通信分野の「プライバシーマーク付与認定指定機関」として認定された。 ※平成 18 年度取扱件数：「現地調査」293 件 「書類調査」109 件</p> <p>■ データ通信に関する調査・研究及び開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年度データ通信事業者等の届出事業概要の分析等 ・「平成 18 年度通信利用動向調査 ・認証機関に対する資格認定業務の実効性確保に関する調査研究 ・平成 18 年度 IPv6 によるユビキタス環境構築に向けたセキュリティ確保に関する実証に係る請負 ・平成 18 年度電気通信事業の届出事業者の申請内容確認調査の実施に係る事務 ・IP ネットワーク時代における工事担任者が施工する端末設備の現状及び工事担任者に求められる条件に関する調査 ・韓国における迷惑メールの実態及び対策に関する調査 ・欧州における迷惑メールの実態調査 <p>■ 賛助会員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員 + 普通会員：90 社 <p>■ 組織規程の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国家試験企画室」設置（旧試験委員会事務局の改称）〈5 月〉 ・「タイムビジネス推進部」設置〈5 月〉 ・「システム部」設置〈8 月〉
平成 19 年度 (2007)	<p>参議院選挙野党で過半数（ねじれ国会）／郵政民営化</p> <p>● 「白井 太」氏 第 12 代理事長就任〈10 月〉</p> <p>■ 情報通信月間参加行事 特別講演会 「高速電力通信（PLC）と無線 LAN の最新動向」</p> <p>■ 国家試験関係 平成 19 年 4 月の「電気通信主任技術者試験」の受付からインターネット申請受付システムの運用を開始。10 月からは、受験手数料のコンビニでの支払いの運用を開始した。</p> <p>■ 「養成課程講座（eLPIT）」 年間受講者数：1,550 名 資格取得者数：506 名</p> <p>■ 「情報通信エンジニア資格制度」 年間 2,000 名を超える資格者証を発行。約 2,000 名の更新研修を実施。</p>

年度	主な事業
	<p>■ 「個人情報保護推進業務」の実施 ※平成 20 年 3 月末対象事業者数：153 社</p> <p>■ 「特定電子メールの適正化推進業務」の実施</p> <p>■ 「迷惑メール追放支援プロジェクト」 ・「迷惑メールの経済的影響・調査研究会」設置（10 月～平成 20 年 3 月）</p> <p>■ 「Telecom-ISAC Japan」の活動</p> <p>■ 「タイムビジネス」の普及推進 ・米国におけるタイムスタンプ等の現状視察（9 月）</p> <p>■ 「タイムビジネス認定」業務 (1) 時刻配信業務 3 件、時刻認証業務 4 件を認定。 (2) NICT（独立行政法人情報通信研究機構）から調査研究を受託し、タイムビジネス協議会と連携して「MTS（Managed Time-stamping Service）及び LTANS（長期アーカイブ・公証サービス）の調査を実施。</p> <p>■ 「P マーク審査」 ※平成 19 年度取扱件数：「申請数」210 件 「認定件数」148 件</p> <p>■ データ通信に関する調査・研究及び開発 ・平成 19 年度データ通信事業者等の届出事業概要の分析等 ・認証機関に対する資格認定業務の実効性確保に関する調査研究 ・「平成 19 年度通信利用動向調査」の実施に係る事務 ・「放送番組制作作業実態調査」の調査票等の調製及び集計等 ・電子署名の長期利用とタイムスタンプの活用に関する調査研究 ・中小ネット企業における情報セキュリティへの対応に関する調査研究 ・画像認証サービスの普及促進のための課題に関する調査研究 ・スパムメールやフィッシング等サイバー攻撃の停止に向けた試行に関する研究開発 ・海外調査「電子文書の長期保存方式に関する調査（ドイツ）」</p> <p>■ セミナー ・情報通信エンジニア新技術者等セミナー（4 回開催） ・電子署名・タイムスタンプ利用増進セミナー（7 都市で開催） ・個人情報保護セミナー（7 都市で開催） ・ Security Day 2007</p> <p>■ 研究会 ・「オンライン個人情報保護に関する勉強会」 ・「接続政策研究会」 ・迷惑メールの経済的影響・調査研究会</p> <p>■ 賛助会員数 ・特別会員+普通会員：87 社</p> <p>■ トピックス ・工事担任者試験受替促進地方説明会実施（全地方総合通信局）（6 月～）</p>

年度	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・米国におけるタイムスタンプ等の現状視察〈9月〉
<p>平成 20 年度 (2008)</p>	<p>メタボ特定健診スタート／洞爺湖サミット開催／北京五輪女子ソフトボール金獲得</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「森 清」氏 第 13 代理事長就任〈9月〉 ■ 情報通信月間参加行事 <ul style="list-style-type: none"> 特別講演会 「電気通信事業分野における個人情報保護」 ■ 「養成課程講座（eLPIT）」 <ul style="list-style-type: none"> ※年間受講者数：1,350 名 資格取得者数：1,308 名 ■ 「情報通信エンジニア資格制度」 <ul style="list-style-type: none"> 年間 1,300 名を超える資格者証を発行。更新時期約 2,800 名の更新研修を実施。 ■ 「個人情報保護推進業務」の実施 ■ 「特定電子メールの適正化推進業務」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・迷惑メール対策推進会議設立〈11月〉 ■ 「迷惑メール追放支援プロジェクト」 ■ 「Telecom-ISAC Japan」 <ol style="list-style-type: none"> (1) 総務省公募案件「スパムメールやフィッシング等サイバー攻撃の停止に向けた試行に関する研究開発」 (2) NICT からの委託研究「インターネットにおけるトレースバック技術に関する研究開発」において、我が国発の ISP5 社の実環境における事前実験を実施。 ■ 「タイムビジネス」の普及推進 ■ 「タイムビジネス認定」業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 時刻配信業務 3 件、時刻認証業務 4 件を認定。 (2) NICT から次の 2 件の調査研究を受託。 <ol style="list-style-type: none"> ① 「MTS (Managed Time-stamping Service) 実現のための調査研究」 (タイムビジネス協議会と連携) ② UTC トレサブルなタイムスタンプ制度の標準化への国際標準化に関する調査研究 韓国のタイムスタンプの利用状況及び認定制度を調査するため、ソウルの KISA (Korea Information Security Agency) と Sign Gate 社を訪問。 ■ 「P マーク審査」 <ul style="list-style-type: none"> 当協会会員及びテレコム関連 6 団体会員を中心に P マーク取得の PR に努めた。 ※平成 20 年度取扱件数：「申請数」284 件 「認定件数」280 件 ■ データ通信に関する調査・研究及び開発 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度データ通信事業者等の届出事業概要の分析等 ・認証機関に対する資格認定業務の実効性確保に関する調査研究 ・「平成 20 年度通信利用動向調査」の実施に係る事務 ・「電子署名、認証業務及びタイムスタンプ」に関する調査研究 ・電気通信事業分野における個人情報保護に関する実態調査 ・「放送番組制作実態調査」の調査票等の調製及び集計等

年度	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・スパムメールやフィッシング等サイバー攻撃の停止に向けた試行に関する研究開発 ■ セミナー <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信エンジニア新技術者等セミナー（4回開催） ・「電子情報の信頼・安心を支えるタイムビジネス」 ・電子署名・タイムスタンプ利用増進セミナー（7都市で開催） ・個人情報保護セミナー（7都市で開催） ■ 研究会等 <ul style="list-style-type: none"> ・「携帯電話用画像サービスの普及に関する勉強会」 ・「ネット上の個人情報保護に関する勉強会」 ・「接続政策研究会」 ・「IP ネットワーク管理人材研究会」 ・「IPv6 によるインターネットの利用高度化に関する研究会」 ・「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」 ・「安心・安全インターネット推進協議会」 ■ 賛助会員数 <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員＋普通会員：85社 ■ トピックス <ul style="list-style-type: none"> ・協会英文表記の変更「Japan Data Communications Association」※略称「JADAC」〈11月〉 ・協会設立35周年記念懇親会開催〈12月〉
平成 21 年度 (2009)	<p>政権交代（鳩山内閣発足）／ムダ削減「事業仕訳」公開／裁判員裁判スタート</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 情報通信月間参加行事 <ul style="list-style-type: none"> ・特別講演会 「ネットワーク・端末の新技術とセキュリティの動向」 ■ 国家試験関係 <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信主任技術者試験問題作成要領改訂（線路主任技術者試験の設備管理科目の出題範囲にセキュリティ分野追加）〈8月〉 ■ 「養成課程講座（eLPIT）」 <ul style="list-style-type: none"> eLPIT（養成課程講座）厚生労働省（ハローワーク）の教育訓練給付金対象講座適用開始〈9月〉 ※年間受講者数：1,546名 資格取得者数：1,204名 ■ 「情報通信エンジニア資格制度」 <ul style="list-style-type: none"> 年間1,300名を超える資格者証を発行。約2,800名の更新研修を実施。 ■ 「個人情報保護推進業務」の実施 ■ 「特定電子メールの適正化推進業務」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・「撃退！迷惑メール（迷惑メール対策BOOK）」、「撃退！チェーンメール（チェーンメール対策BOOK）」等を作成し、配布。 ・「迷惑メール相談センターモバイルサイト」開設〈5月〉 ■ 「迷惑メール追放支援プロジェクト」

年度	主な事業
	<p>■ 「Telecom-ISAC Japan」</p> <p>(1) 総務省公募案件「スパムメールやフィッシング等サイバー攻撃の停止に向けた試行に関する研究開発」に4年連続で選定された。</p> <p>(2) NICTからの委託研究「インターネットにおけるトレースバック技術に関する研究開発」における実証実験を実施し、5か年にわたる研究プロジェクトを完了した。</p> <p>■ 「タイムビジネス」の普及推進</p> <p>■ 「タイムビジネス認定」業務</p> <p>NICTから次の3件の調査研究を受託した。</p> <p>①GPS受信装置動作の実証実験調査</p> <p>②タイムスタンプ局のためのUTCトレーサブルな時刻認証方式の標準化に関する調査研究</p> <p>③UTCトレーサブルなタイムスタンプ制度の標準化への要望に関する調査</p> <p>■ 「Pマーク審査」</p> <p>※平成21年度取扱件数：「申請数」284件 「認定件数」280件</p> <p>■ データ通信に関する調査・研究及び開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成21年度通信利用動向調査」の実施に係る事務 ・「平成21年通信・放送産業動態調査」の実施及び集計・分析 ・スパムメールやフィッシング等サイバー攻撃の停止に向けた試行に関する研究開発 ・企業利用向け携帯情報端末のセキュリティ対策動向に係る調査 ・マルウェア配布等危害サイト回避システムの利活用方法の調査研究 <p>■ セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信エンジニア新技術者等セミナー（4回開催） ・電子署名・タイムスタンプ利用増進セミナー（7都市で開催） ・TBFシンポジウム「電子情報の信頼・安心を支えるタイムビジネス」 ・個人情報保護セミナー（7都市で開催） <p>■ 研究会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電気通信主任技術者スキル標準検討会」 ・「迷惑メール対策推進協議会」 ・「公文書管理法に関する意見交換会」 ・「米国通信関係機器ベンダーとの米国タイムスタンプ事情に関する意見交換会」 <p>■ 賛助会員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員＋普通会員：84社 <p>■ トピックス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会シンボルマーク制定〈6月〉
平成22年度 (2010)	<p>チリ鉱山落盤事故発生／はやぶさ帰還／角界で野球賭博問題発覚</p> <p>● 「齊藤 忠夫」氏 第14代理事長就任〈4月〉</p> <p>■ 情報通信月間参加行事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別講演会 「ネットワーク・端末技術の最新動向」

年度	主な事業
	<p>■ 国家試験関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信国家試験センター東北支部及び沖縄支部廃止（東北⇒本部・沖縄⇒九州支部へ再編〈7月〉） ・新国家試験システム運用開始〈7月〉 ・「平成23年度第1回工事担任者試験の実施～東日本大震災の影響により受験困難対応（次回への振替、受験地変更、手数料の返還）」HPで周知〈3月〉 <p>■ 「養成課程講座（eLPIT）」</p> <p>※年間受講者数：1,105名 資格取得者数：868名</p> <p>■ 「情報通信エンジニア資格制度」</p> <p>年間850名を超える資格者証を発行。約2,900名の更新研修を実施。</p> <p>■ 「個人情報保護推進業務」の実施</p> <p>■ 「特定電子メールの適正化推進業務」の実施</p> <p>■ 「迷惑メール追放支援プロジェクト」</p> <p>■ 「Telecom-ISAC Japan」の活動</p> <p>(1) 平成22年度情報化月間において、テレコム・アイザックが情報化促進貢献企業等として総務大臣より「情報セキュリティ促進部門」表彰を受けた。また、テレコム・アイザック推進会議の伊藤会長が第7回「情報セキュリティ文化賞」を受賞した。</p> <p>(2) 日本とASEAN諸国との間のネットワーク事業者間の連携体制を構築するため、「日ASEAN情報セキュリティワークショップ」をテレコム・アイザック主催により開催した。</p> <p>■ 「タイムビジネス」の普及推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイムスタンプ認定申請料改定〈7月〉 <p>■ 「タイムビジネス認定」業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NICTから次の2件の調査研究を受託。 <ol style="list-style-type: none"> ①「UTCトレーサビリティ保証のためのタイムアセスメント機関の技術要件」のJIS制定に関する調査研究 ②認定タイムスタンプサービスの国際展開に向けた必要事項に関する調査 <ul style="list-style-type: none"> ②の調査においては、エストニアタリン市のGuard Time社を訪問し、同社の分散型サービスにおけるUTCトレーサビリティ実現の現況の実地調査も実施した。 ・タイムスタンプ認定申請料改定〈7月〉 <p>■ 「Pマーク審査」</p> <p>※平成22年度取扱件数：「申請数」305件 「認定件数」306件</p> <p>■ セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信エンジニア新技術者等セミナー（4回開催） ・電子署名・タイムスタンプ利用増進セミナー（7都市で開催） ・TBFシンポジウム「電子情報の信頼・安心を支えるタイムビジネス」 ・個人情報保護セミナー（7都市で開催） <p>■ 研究会等</p>

年度	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・「電気通信主任技術者スキル標準検討会」 ・実務経験を考慮した電気通信主任技術者制度勉強会（総務省） ・「迷惑メール対策推進協議会」（事務局） <p>■ 賛助会員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員 + 普通会員：80 社 <p>■ 組織規程の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「システム部」廃止〈1 月〉 ・「情報システム担当」（総務部）新設〈1 月〉 ・「P マーク審査部」新設（旧「P マーク推進室」の改称）〈1 月〉
平成 23 年度 (2011)	<p>東日本大震災発生／東電福島第一原発事故発生／なでしこジャパン世界一</p> <p>■ 情報通信月間参加行事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別講演会 「安心・安全な I C T ・ ネット利用政策の最新動向」 <p>■ 「養成課程講座（eLPIT）」</p> <p>※年間受講者数：1,236 名 資格取得者数：891 名</p> <p>■ 「情報通信エンジニア資格制度」</p> <p>年間約 650 名への資格者証を発行。約 3,000 名の更新研修を実施。</p> <p>■ 「個人情報保護推進業務」の実施</p> <p>■ 「特定電子メールの適正化推進業務」の実施</p> <p>■ 「迷惑メール追放支援プロジェクト」</p> <p>■ 「Telecom-ISAC Japan」の活動</p> <p>平成 23 年度は、東日本大震災における通信事業への影響、巧妙かつ組織化されたサイバー攻撃の多発及び世論の盛り上がりを受け、テレコム・アイザック推進会議への内外の期待が高まる中、これまでの取り組みを通じて築き上げたコアコンピタンスを基に活動を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 総務省主催「テレコム・アイザック官民協議会」への参加 (2) 総務省の「国際連携によるサイバー攻撃の予知・即応に関する研究開発」業務の実施 <p>■ 「タイムビジネス」の普及推進</p> <p>「電子署名・認証関連団体との電子記録マネジメントフォーラム」を開催した。</p> <p>情報交換に関する活動として、国税庁、東京国税局、特許庁、経済産業省等とタイムスタンプの現状、特許法改正、規制改革（電子帳簿保存方法及びタイムスタンプ等）に関する情報交換を実施した。</p> <p>■ 「タイムビジネス認定」業務</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 時刻配信業務認定基準の技術要件を基に、NICT と共同で JIS X5094 「UTC トレーサビリティ保証のためのタイムアセスメント機関（TAA）の技術要件」を制定した。また、これと併せて、本 JIS の英訳版及び解説書を日本規格協会から出版した。 (2) NICT から次の 2 件の調査研究を受託した。

年度	主な事業
	<p>①JIS X5094 を基にした技術要件の ISO 制定のための作業ドラフト及び編集作業</p> <p>②タイムスタンプ有効性維持に求められる要件に関する調査研究</p> <p>■「P マーク審査」</p> <p>※平成 23 年度取扱件数：「申請数」384 件 「認定件数」347 件</p> <p>■セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信エンジニア新技術者等セミナー（4 回開催） ・電子署名・タイムスタンプ利用増進セミナー ・個人情報保護セミナー（7 都市で開催） <p>■研究会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「情報通信マネジメントシステム研究会」7 回開催 ・「迷惑メール対策推進協議会」（事務局） <p>■賛助会員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員＋普通会員：79 社 <p>■組織規程の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「企画調査部」廃止（機関誌、情報月間施策総務部へ、調査事務タイムビジネス部へ）〈4 月〉 <p>■トピックス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報道発表「東日本大震災に関連したチェーンメールや悪質なメール等の分析結果について」〈4 月〉 ・総務省・消費者庁による法違反送信者に対する措置命令実施（年間 10 件）〈3 月〉 ・「一般財団法人移行認可書」内閣府から受領〈3 月〉
平成 24 年度 (2012)	<p>衆議院選挙自民党圧勝、第二次安倍内閣誕生／ロンドン五輪／東京スカイツリー開業</p> <p>■情報通信月間参加行事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別講演会 「情報通信政策の最新動向」 <p>■国家試験関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度第 2 回工事担任者試験から、「青森」及び「和歌山」に試験会場を設置し、全国 37 試験地となった。 <p>■「養成課程講座（eLPIT）」</p> <p>※年間受講者数：1,013 名 資格取得者数：899 名</p> <p>■「情報通信エンジニア資格制度」</p> <p>年間約 510 名への資格者証を発行。約 3,000 名の更新研修を実施。</p> <p>■「個人情報保護推進業務」の実施</p> <p>■「特定電子メールの適正化推進業務」の実施</p> <p>■「迷惑メール追放支援プロジェクト」</p> <p>■「Telecom-ISAC Japan」の活動</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 総務省一経済産業省主催「サイバー攻撃解析協議会」への参加 (2) 総務省「情報セキュリティアドバイザーボード」への参加

年度	主な事業
	<p>■ 「タイムビジネス」の普及推進</p> <p>■ 「タイムビジネス認定」業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NICT から次の 3 件の調査研究を受託。 <ul style="list-style-type: none"> ① JIS X5094 を基にした技術要件の ISO/IEC18014 制定のためのドラフト編集作業及び国際委員会対応 ② 欧州における電子証明技術の動向調査 ③ クラウド環境下におけるタイムスタンプ利用についての動向調査 <p>■ 「P マーク審査」</p> <p>※平成 23 年度取扱件数：「申請数」362 件 「認定件数」380 件</p> <p>■ 国家試験制度の改正</p> <p>(1) 国家試験手数料の改正</p> <p>「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査結果に基づく勧告」（平成 23 年 10 月総務省）を踏まえ、試験を受ける科目数に応じて異なる試験手数料を定めることとされ、電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の手数料が改正された。</p> <p>(2) 工事担任者工事の範囲の改正</p> <p>DD 第 3 種及び DD 第 2 種について、インターネット接続工事に関して、速度要件が現行 100Mbps 以下から 1Gbps 以下に引き上げられた。</p> <p>■ セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT セミナーセミナー（5 回開催） ・ 「電子記録マネジメントフォーラム」 ・ 個人情報保護セミナー（6 都市で開催） <p>■ 研究会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「情報通信マネジメントシステム研究会」8 回開催 <p>■ 賛助会員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別会員 + 普通会員：80 社 <p>■ セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 回運営連絡会（協会運営に関する特別賛助会員と協会相互間の情報交換）〈5 月〉 ・ 機関誌「日本データ通信協会」全面カラー印刷開始〈5 月〉 ・ 情報通信月間施策「第 21 回 ICT セミナー（旧：新技術等セミナー）」大阪で初開催〈6 月〉 ・ 電気通信国家試験センター北海道支部及び北陸支部廃止（北海道支部⇒本部へ北陸支部⇒信越支部へ再編）〈7 月〉 ・ 情報化月間式典において、テレコム・アイザック推進会議会長「飯塚久夫」氏、総務大臣賞（情報化促進貢献個人表彰）受賞〈10 月〉

年表 4 平成 25 年度（2013）～令和 4 年度（2022）

年度	主な事業
平成 25 年度 (2013)	<p>東証と大証が合併／公職選挙法改正でインターネット選挙運動が解禁／特定秘密保護法が成立</p> <p>■ 国家試験関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国支部廃止（近畿支部へ再編）＜10月＞ 平成 25 年度第 1 回電気通信主任技術者試験から「新潟」に試験会場を設置、第 2 回電気通信主任技術者試験から「横浜」、「さいたま」に試験会場を設置、全国計 15 試験地 平成 25 年度第 1 回工事担任者試験から「土浦」に試験会場を設置、全国計 38 試験地 <p>■ 養成課程講座（eLPIT）</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間受講者数：1,034 名 資格取得者数：727 名 <p>■ 情報通信エンジニア資格制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間 426 名への資格者証を発行。2,835 名の更新研修を実施。5 年以上連続更新者へ「ゴールド」認定開始 <p>■ 個人情報保護推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業者数 140 社 <p>■ 特定電子メールの適正化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「迷惑メールハンドブック 2013」発行（9月） <p>■ 迷惑メール追放支援プロジェクト</p> <p>■ Telecom-ISAC Japan</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省「官民連携による国民のマルウェア対策支援プロジェクト（ACTIVE）」の開始及び総務省主催「ACTIVE 推進フォーラム」への参加 総務省「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会」への参加 総務省「国際連携によるサイバー攻撃の予知・即応に関する研究開発（PRACTICE）」業務の実施 サイバー攻撃等のインターネットのインシデントに対処する演習の主催 <p>■ タイムビジネスの普及推進</p> <ul style="list-style-type: none"> TAA 認定基準（JIS X 5094）の国際標準化（ISO/IEC 18014-4）を継続して協議 <p>■ タイムビジネス認定</p> <ul style="list-style-type: none"> 時刻認証業務 3 件の認定を更新 時刻認証業務 2 件が業務廃止 <p>■ P マーク審査</p> <ul style="list-style-type: none"> プライバシーマークの申請件数 451 件、認定件数 422 件 <p>■ セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> タイムスタンプ普及促進セミナー（3 都市で開催） 「電気通信事業分野における個人情報保護セミナー」を 6 都市で開催

年度	主な事業
	<p>(情報通信月間参加行事)</p> <p>■研究会等</p> <ul style="list-style-type: none"> 「情報通信マネジメントシステム研究会」を8回開催 <p>■賛助会員数</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別会員＋普通会員：61社
<p>平成26年度 (2014)</p>	<p>消費税8%に引き上げ／赤崎勇氏、天野博氏、中村修二氏がノーベル物理学賞を受賞／超高層ビル「あべのハルカス」開業</p> <p>■養成課程講座（eLPIT）</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間受講者数：1,177名 資格取得者数：807名 <p>■情報通信エンジニア資格制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間367名への資格者証を発行。2,769名の更新研修を実施 <p>■電気通信主任技術者講習</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信主任技術者講習の登録講習機関（第1号）として、総務省に登録 <p>■個人情報保護推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業者数 134社 <p>■特定電子メールの適正化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「迷惑メールハンドブック2014」発行（9月） <p>■迷惑メール追放支援プロジェクト</p> <p>■Telecom-ISAC Japan</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省「官民連携による国民のマルウェア対策支援プロジェクト（ACTIVE）」の実施及び世界規模のボットネットテイクダウン作戦への参画 総務省「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会」への参加 総務省「国際連携によるサイバー攻撃の予知・即応に関する研究開発（PRACTICE）」業務の実施 サイバー攻撃等のインターネットのインシデントに対処する演習の主催 <p>■タイムビジネスの普及推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ISO-SC27/WG2にて、TAAの認定基準の国際標準化（ISO/IEC 18014-4）作業を完了 <p>■タイムビジネス認定</p> <ul style="list-style-type: none"> 時刻配信業務2件の認定を更新。時刻認証業務2件の認定を更新 タイムビジネス信頼・安心認定制度運用規約の改正（手数料の改訂） <p>■Pマーク審査</p> <ul style="list-style-type: none"> プライバシーマークの申請件数449件、認定件数441件 <p>■セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> タイムスタンプ普及促進セミナー（4都市で開催） 「情報法制研究会」第1回シンポジウムの開催（平成27年3月）

年度	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・「電気通信事業分野における個人情報保護セミナー」を6都市で開催 (情報通信月間参加行事) ■研究会等 <ul style="list-style-type: none"> ・「情報法制研究会」設立(1月) ・「情報通信マネジメントシステム研究会」を8回開催 ■賛助会員数 <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員＋普通会員：60社
平成27年度 (2015)	<p>サイバーセキュリティ基本法が施行／SIMロックの解除が義務化／ノーベル生理学・医学賞に大村智氏、ノーベル物理学賞に梶田隆章氏が選出</p> <ul style="list-style-type: none"> ■国家試験関係 <ul style="list-style-type: none"> ・信越支部及び九州支部を廃止（信越⇒本部、九州⇒近畿支部へ再編）＜10月＞ ・平成27年度第1回工事担任者試験から「大分」に試験会場を設置、全国計39試験地 ■養成課程講座（eLPIT） <ul style="list-style-type: none"> ・eLPIT受講アプリを開発・導入し、多様化した受講環境（デバイス）に対応 ・総務省への修了者報告における電気通信行政情報システム（STARS）連携 ・年間受講者数：1,105名 資格取得者数：805名 ■情報通信エンジニア資格制度 <ul style="list-style-type: none"> ・年間333名への資格者証を発行。2,767名の更新研修を実施 ■電気通信主任技術者講習 <ul style="list-style-type: none"> ・第1期初年度の講習を実施。1,095名に講習修了証を交付 ■個人情報保護推進 <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業者数 130社 ■特定電子メールの適正化推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「迷惑メールハンドブック2015」発行（10月） ■迷惑メール追放支援プロジェクト ■Telecom-ISAC Japan <ul style="list-style-type: none"> ・総務省「官民連携による国民のマルウェア対策支援プロジェクト（ACTIVE）」の実施及び世界規模のボットネットテイクダウン作戦への参画 ・総務省「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会」への参加 ・総務省、警察庁、NISC主催検討会等への参加 ・総務省「国際連携によるサイバー攻撃の予知・即応に関する研究開発（PRACTICE）」業務の実施 ・サイバー攻撃等のインターネットのインシデントに対処する演習の主催 ■タイムビジネスの普及推進 <ul style="list-style-type: none"> ・電子帳簿保存法の平成27年度改正における電子署名とタイムスタンプの解説書を発行 ■タイムビジネス認定

年度	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・時刻配信業務 1 件の認定を更新。時刻認証業務 1 件の認定、2 件の認定を更新 ■ P マーク審査 <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーマークの申請件数 541 件、認定件数 510 件 ■ セミナー <ul style="list-style-type: none"> ・タイムスタンプ普及推進セミナー（電子帳簿保存法改正関連、2 回開催） ・P マーク取得事業者向けマイナンバーセミナーの開催（全 5 回） ・新任 PMS 運営事務局メンバー向け研修の開催（全 6 回） ・「電気通信事業分野における個人情報保護セミナー」を 6 都市で開催 （情報通信月間参加行事） ■ 研究会等 <ul style="list-style-type: none"> ・電子署名法等における電子証明書の長期有効性に関する調査研究（総務省から受託） ・「情報法制研究会」第 2 回、第 3 回シンポジウム開催(6 月、12 月) ■ 賛助会員数 <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員 + 普通会員：58 社 ■ トピックス <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年(2016 年)1 月 1 日より社会保障・税番号制度（マイナンバーセミナー制度）開始 ・「個人情報の保護に関する法律(一部改正)*」公布。施行は平成 29 年(2017)4 月 *個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律
平成 28 年度 (2016)	<p>熊本地震発生／北海道新幹線が開業／ノーベル生理学・医学賞受賞に大隅良典氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「酒井 善則」氏 第 15 代理事長就任〈6 月〉 ■ 国家試験関係 <ul style="list-style-type: none"> ・四国支部を廃止（近畿支部へ再編）〈11 月〉 ・平成 28 年度第 1 回工事担任者試験から「水戸」に試験会場を設置、「土浦」の試験場を廃止、全国計 39 試験地 ■ 養成課程講座（eLPIT） <ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォン（Android 端末）による受講実現 ・年間受講者数：892 名 資格取得者数：683 名 ■ 情報通信エンジニア資格制度 <ul style="list-style-type: none"> ・年間 323 名への資格者証を発行。2,720 名の更新研修を実施。10 年以上連続更新者へ「プラチナ」認定開始 ■ 電気通信主任技術者講習 <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 期 2 年度の講習を実施。191 名に講習修了証を交付 ■ 個人情報保護推進 <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業者数 124 社 ■ 特定電子メールの適正化推進

年度	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・「迷惑メールハンドブック 2016」発行〈12月〉 ■迷惑メール追放支援プロジェクト ■Telecom-ISAC Japan <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国際協力機構（JICA）のサイバーセキュリティ招聘研修（6月）においてテレコム・アイザックの活動紹介を実施 ・タイ国家放送通信委員会（NBTC）と総務省との意見交換会に参加（4月） ・一般社団法人 ICT-ISAC へ業務移管<7月> ■タイムビジネスの普及推進 <ul style="list-style-type: none"> ・データ偽装のない社会の実現及び 1,000 億円規模の市場創出を目指す「e-トラストジャパン宣言！」を発表 ■タイムビジネス認定 <ul style="list-style-type: none"> ・時刻配信業務 2 件の認定を更新。時刻認証業務 1 件を認定、2 件の認定を更新 ・SHA-1 衝突の実現による時刻認証業務認定事業者が発行するタイムスタンプへの影響について公表 ■P マーク審査 <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーマークの申請件数 631 件、認定件数 597 件 ■セミナー <ul style="list-style-type: none"> ・タイムスタンプ普及推進セミナー（電子帳簿保存法関連 1 回、知的財産保護関連 1 回） ・新任 PMS 運営事務局メンバー向け研修の開催（全 2 回） ・「電気通信事業分野における個人情報保護セミナー」を 6 都市で開催（情報通信月間参加行事） ■研究会等 <ul style="list-style-type: none"> ・「情報法制研究会」第 4 回シンポジウム開催(6月) ■賛助会員数 <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員 + 普通会員：58 社 ■トピックス <ul style="list-style-type: none"> ・タイムビジネス協議会設立 10 周年記念行事の開催
平成 29 年度 (2017)	<p>衆議院議員総選挙で自民党が圧勝／トランプ米政権発足／製造業大手の不祥事が多発</p> <ul style="list-style-type: none"> ■国家試験関係 <ul style="list-style-type: none"> ・東海支部廃止（本部へ再編）〈9月〉 ■「養成課程講座（eLPIT）」 <ul style="list-style-type: none"> ・年間受講者数：1,085 名 資格取得者数：729 名 ■情報通信エンジニア資格制度 <ul style="list-style-type: none"> ・年間 291 名への資格者証を発行。2,748 名の更新研修を実施 ■電気通信主任技術者講習 <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 期 3 年度の講習を実施。188 名に講習修了証を交付 ・登録講習機関（第 1 号）の登録更新（第 2 期）を実施

年度	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報保護推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「電気通信事業における個人情報保護指針」改訂。個人情報保護委員会に提出 ・団体構成員を4団体から8団体に拡大。対象事業者数 126 社 ■ 特定電子メールの適正化推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「迷惑メールハンドブック 2017」発行〈11月〉 ■ 迷惑メール追放支援プロジェクト ■ タイムビジネスの普及推進 <ul style="list-style-type: none"> ・認定タイムスタンプを利用する事業者に関する登録制度を創設 ■ タイムビジネス認定 <ul style="list-style-type: none"> ・時刻配信業務 1 件の認定を更新。時刻認証業務 1 件を認定、3 件の認定を更新 ■ P マーク審査 <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーマークの申請件数 661 件、認定件数 641 件 ■ セミナー <ul style="list-style-type: none"> ・改正 JIS 対応説明会を全国 11 か所で 13 回開催 ・「電気通信事業分野における個人情報保護セミナー」を 12 都市（東京は 2 回）で開催（情報通信月間参加行事） ■ 研究会等 <ul style="list-style-type: none"> ・トラストサービス研究会を発足（トラストサービス推進フォーラム創設準備） ・タイムスタンプ、電子署名等のトラストサービスの利用動向に関する調査研究（総務省より受託） ・「情報法制研究会」第 5 回、第 6 回シンポジウム開催（5 月、11 月） ■ 賛助会員数 <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員＋普通会員：56 社 ■ トピックス <ul style="list-style-type: none"> ・日 EU・ICT 戦略ワークショップへの参加 ・プライバシーマークが準拠する JIS Q15001 が 12 月 20 日付で改正。JIS Q15001:2017 として運用開始 ・報道発表「電気通信事業者の個人情報保護 全力サポート宣言！」をプレスリリース ・報道発表「『電気通信事業における個人情報保護指針』を個人情報保護委員会に提出」をプレスリリース
平成 30 年度 (2018)	BS、CS 放送で 4K・8K の実用放送開始／本庶佑氏がノーベル物理学賞を受賞／築地市場が 83 年の歴史に幕。豊洲市場が開場
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国家試験関係 <ul style="list-style-type: none"> ・近畿支部の名称を西日本支部へ変更〈4 月〉

年度	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度第 1 回工事担任者試験から「富山」、「大分」の試験会場を廃止、全国計 37 試験地 ■養成課程講座（eLPIT） <ul style="list-style-type: none"> ・学習コンテンツ改修 ・年間受講者数：957 名 資格取得者数：748 名 ■情報通信エンジニア資格制度 <ul style="list-style-type: none"> ・年間 332 名への資格者証を発行。2,722 名の更新研修を実施 ■電気通信主任技術者講習 <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期初年度の講習を実施。857 名に講習修了証を交付 ■個人情報保護推進 <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業者数 131 社 ■特定電子メールの適正化推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「迷惑メール白書 2018」発行（11 月） ■迷惑メール追放支援プロジェクト ■タイムビジネスの普及推進 <ul style="list-style-type: none"> ・トラストサービス推進フォーラムの設立（タイムビジネス協議会は発展的解消） ■タイムビジネス認定 <ul style="list-style-type: none"> ・時刻配信業務 2 件の認定を更新。時刻認証業務 1 件の認定、2 件の認定を更新 ・時刻配信業務 1 件が業務廃止。時刻認証業務 1 件が業務廃止 ・タイムスタンプ発行件数の調査を開始 ■P マーク審査 <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーマークの申請件数 657 件、認定件数 669 件 ■セミナー <ul style="list-style-type: none"> ・「電気通信事業分野における個人情報保護セミナー」を 7 都市（東京は 2 回）で開催（情報通信月間参加行事） ・「匿名加工情報連続セミナー(第 1 回~第 8 回)」開催 ■研究会等 <ul style="list-style-type: none"> ・「情報法制研究会」第 7 回。第 8 回シンポジウム開催（5 月、2 月） ■賛助会員数 <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員 + 普通会員：58 社 ■トピックス <ul style="list-style-type: none"> ・日 EU・ICT 戦略ワークショップへの参加
令和元年度 (2019)	<p>皇太子徳仁親王が天皇に即位。「令和」に改元／消費税率 10%スタート／吉野彰がノーベル化学賞を受賞</p> <ul style="list-style-type: none"> ■養成課程講座（eLPIT） <ul style="list-style-type: none"> ・認証方式変更（eToken→多要素認証）

年度	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> •年間受講者数：2,574名 資格取得者数：732名 ■情報通信エンジニア資格制度 <ul style="list-style-type: none"> •年間283名への資格者証を発行、2,736名の更新研修を実施 ■電気通信主任技術者講習 <ul style="list-style-type: none"> •第2期2年度の講習を実施、280名に講習修了証を交付 ■個人情報保護推進 <ul style="list-style-type: none"> •対象事業者数 131社 ■特定電子メールの適正化推進 <ul style="list-style-type: none"> •「迷惑メール白書2019」発行（8月） ■迷惑メール追放支援プロジェクト ■タイムビジネス認定 <ul style="list-style-type: none"> •時刻認証業務3件の認定を更新 •時刻認証業務1件が業務廃止 ■Pマーク審査 <ul style="list-style-type: none"> •プライバシーマークの申請件数668件、認定件数655件 ■セミナー <ul style="list-style-type: none"> •トラストサービスシンポジウム2019秋を開催 •セミナー「利用者にわかりやすいプライバシーポリシーとは」開催(2020年2月) •「電気通信事業分野における個人情報保護セミナー」を11都市で開催 (情報通信月間参加行事) •「匿名加工情報連続セミナー(第9回~第10回)」開催 ■賛助会員数 <ul style="list-style-type: none"> •特別会員+普通会員：57社 ■組織規程の改正 <ul style="list-style-type: none"> 「情報システム課」新設 ■トピックス <ul style="list-style-type: none"> •総務省のタイムスタンプ認定制度に関する検討会への参加 •ロゴマークを「デ協」に変更（1月）
令和2年度 (2020)	<p>新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大／第5世代移動通信システム（5G）サービス開始／楽天モバイルがサービス開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ■国家試験関係 <ul style="list-style-type: none"> •新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、5月の第1回の工事担任者試験及び7月の第1回の電気通信主任技術者試験を中止 また、11月の第2回工事担任者試験会場のうち、さいたま会場が全受験者を受け入れることが困難となるため、一部の受験者を首都圏の他の地域へ分散して試験会場を確保 •定期試験の実施について一部外部へ業務委託を開始

年度	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年7月より「受験の手引き」書の郵送頒布廃止しダウンロード化及び試験手数料の窓口納付廃止 ■ 養成課程講座（eLPIT） <ul style="list-style-type: none"> ・年間受講者数：1,586名 資格取得者数：2,337名 ■ 情報通信エンジニア資格制度 <ul style="list-style-type: none"> ・年間299名への資格者証を発行、2,817名の更新研修を実施 ・申請資格を工事担任者全域、電気通信主任技術者、無線従事者に拡大 ・情報通信エンジニア Web 受付研修システム（ICES）による研修を開始 ・情報通信エンジニアスキルアップガイドライン委員会に名称変更 ■ 電気通信主任技術者講習 <ul style="list-style-type: none"> ・第2期3年度の講習を実施。337名に講習修了証を交付 ・登録講習機関（第1号）の登録更新（第3期）を実施 ■ 個人情報保護推進 <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業者数 126社 ■ 特定電子メールの適正化推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「迷惑メール白書2020」発行（9月） ■ 迷惑メール追放支援プロジェクト ■ タイムビジネス認定 <ul style="list-style-type: none"> ・時刻配信業務2件の認定を更新。時刻認証業務3件の認定を更新 ・時刻認証業務1件が業務廃止 ■ Pマーク審査 <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーマークの申請件数685件、認定件数643件 ■ セミナー <ul style="list-style-type: none"> ・ウェビナー「個人情報保護法2020年改正のポイント」開催(7月) ・「電気通信事業分野における個人情報保護セミナー」をオンラインで開催(情報通信月間参加行事) ■ 出版図書 <ul style="list-style-type: none"> ・「教材 電気通信事業法（高嶋幹夫著）」（3月） ■ 賛助会員数 <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員＋普通会員：57社 ■ トピックス <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策の政府方針に基づき在宅勤務を本格実施 ・総務省のタイムスタンプ認定制度に関する検討会への参加 ・総務省の組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会への参加 ・令和2年改正個人情報保護法成立(6月) ・「個人情報の保護に関する法律(一部改正)*」公布。施行は令和4年(2022)4月 <ul style="list-style-type: none"> *個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律

年度	主な事業
令和3年度 (2021)	<p>東京五輪・パラリンピック無観客での開催／バイデン米大統領就任／岸田文雄が第100代内閣総理大臣に就任</p> <p>■ 国家試験関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事担任者試験の第二級アナログ通信、第二級デジタル通信試験に CBT 方式による試験を導入（9月） 全国約 300 箇所のテストセンターが利用可能に ・CBT の導入に合わせて、令和3年度第2回工事担任者試験から「旭川」、「盛岡」、「秋田」、「郡山」、「小山」、「千葉」、「甲府」、「静岡」、「津」、「京都」、「神戸」、「和歌山」、「米子」、「岡山」、「周南」、「徳島」、「松山」、「大村」、「宮崎」の試験地を廃止し、全国 18 か所の試験地に統合 ・令和3年度第2回電気通信主任技術者試験から「高松」に試験会場を設置、「松山」の試験場を廃止、全国計 15 試験地 ・令和3年度第2回の定期試験の受験申請から、原則インターネットでの申請のみとし書面による申請を廃止 <p>■ 養成課程講座（eLPIT）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間受講者数：1,469 名 資格取得者数：1,156 名 <p>■ 情報通信エンジニア資格制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間 480 名へ新規資格者証を発行、3,018 名の研修を実施 <p>■ 電気通信主任技術者講習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3期初年度の講習を実施、771 名に講習修了証を交付 <p>■ 個人情報保護推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業者数 124 社 <p>■ 特定電子メールの適正化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「迷惑メール白書 2021」発行（8月） <p>■ 迷惑メール追放支援プロジェクト</p> <p>■ タイムビジネス認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務大臣認定制度の指定調査機関として時刻認証業務の調査を開始 ・タイムビジネス信頼・安心認定制度運用規約を改正し総務大臣認定制度への移行の特例を設置 <p>■ P マーク審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーマークの申請件数 838 件、認定件数 744 件 <p>■ 国家試験制度の改正</p> <p>(1)電気通信主任技術者試験の改正（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験科目のうち「専門的能力」が廃止され、「専門的能力」のうち、伝送交換主任技術者資格者証に係るものの一部が「伝送交換設備の概要」に、線路主任技術者資格者証に係るものの一部が「線路設備の概要」にそれぞれ吸収 また、「伝送交換設備及び設備管理」における新たな試験科目範囲として「ソフトウェア管理」を追加 <p>(2)工事担任者資格種別等の見直し(4月)</p>

年度	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> •AI・DD 総合種を総合通信に、AI 第一種を第一級アナログ通信に、AI 第三種を第二級アナログ通信に、DD 第一種を第一級デジタル通信に、DD 第三種を第二級デジタル通信にそれぞれ名称変更 •AI 第二種、DD 第二種を廃止（令和 3 年度から 3 年間は特例試験として試験を実施） <p>(3)工事担任者資格と国土交通省所管資格制度との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> •建設業法に規定される技術検定のうちその種目を「電気通信工事施工管理」とする試験に合格した者の一部について、「基礎」科目免除可能（令和 3 年度第 1 回試験から） •令和 3 年 4 月以降に第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信又は総合通信の試験に合格した者で、資格者証取得後 3 年以上の実務経歴を有している場合は建設業法に定める主任技術者に認定可能 <p>■セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> •「電気通信事業分野における個人情報保護セミナー」をオンラインで開催（情報通信月間参加行事） <p>■賛助会員数</p> <ul style="list-style-type: none"> •特別会員＋普通会員：55 社 <p>■組織規程の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> •「デジタル活用支援センター」新設 <p>■トピックス</p> <ul style="list-style-type: none"> •総務省の組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会への参加 •トラストサービス制度諮問委員会及びトラストサービス認定審査会を設置 •令和 3 年改正個人情報保護法成立(5 月) •「デジタル社会形成整備法*」公布。 施行は令和 4 年(2022)4 月及び令和 5 年(2023)4 月予定 *デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 <p>■デジタル活用支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> •総務省より、令和 2 年度第 3 次補正予算情報通信利用促進支援事業費補助金等に係る事業について、予算執行団体に採択
令和 4 年度 (2022)	<p>ロシアによるウクライナ侵攻/KDDI の携帯電話 au で大規模な通信障害発生/改正民法施行、成年年齢が 18 歳に引き下げ</p> <p>●「祖父江 和夫」氏 第 16 代理事長就任〈8 月〉</p> <p>■国家試験関係</p> <ul style="list-style-type: none"> •定期試験及び全科目免除のインターネット申請受付システム、試験結果表示システムを更改するとともに、電気通信国家試験センターのホームページをリニューアル<7 月> •西日本支部の廃止（本部へ再編）<R5.4> <p>■養成課程講座（eLPIT）</p> <ul style="list-style-type: none"> •年間受講者数：1,211 名 資格取得者数：899 名

年度	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 情報通信エンジニア資格制度 <ul style="list-style-type: none"> ・年間 242 名へ新規資格者証を発行。2,973 名の研修を実施 ■ 電気通信主任技術者講習 <ul style="list-style-type: none"> ・第 3 期 2 年度の講習（非対面）を実施。362 名に講習修了証を交付 ■ 個人情報保護推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「電気通信事業における個人情報保護指針」改訂。個人情報保護委員会に提出 ・対象事業者数 125 社 ■ 特定電子メールの適正化推進 ■ 迷惑メール追放支援プロジェクト ■ タイムビジネスの普及推進 <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル庁のマルチステークホルダーモデルへの参加 ■ タイムビジネス認定業務 <ul style="list-style-type: none"> ・時刻認証業務 3 件の調査結果を総務大臣に通知 ・時刻認証業務 3 件の特例認定 ■ P マーク審査 <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーマークの申請件数 657 件、認定件数 738 件 ■ セミナー <ul style="list-style-type: none"> ・「電気通信事業分野における個人情報保護セミナー」をオンラインで開催 (情報通信月間参加行事) ■ 賛助会員数 <ul style="list-style-type: none"> ・特別会員 + 普通会員：55 社 ■ 組織規程の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・「デジタル活用支援センター」廃止 ■ トピックス <ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年改正個人情報保護法の全面施行(4 月) ■ デジタル活用支援センター <ul style="list-style-type: none"> 総務省より、調査研究を受託 ・利用者向けデジタル活用支援推進事業における講師の体制整備や育成等に関する調査研究

III 資料編

- ①組織図
- ②役員および評議員名簿
- ③現行賛助会員
- ④職員数の推移
- ⑤事業収支状況（昭和 48 年度～令和 4 年度）
- ⑥歴代役員等在任期間（表）
- ⑦定款
- ⑧財団法人 日本データ通信協会 設立趣意書
- ⑨財団法人 日本データ通信協会 寄付行為
- ⑩事務所移転の記録

①組織図

令和5年4月1日現在



②役員および評議員名簿

令和5年10月20日現在

役員

役職	氏名	所属企業・団体及び役職
理事長	祖父江 和夫	一般財団法人日本データ通信協会理事長
理事	○後藤 篤二	一般財団法人日本データ通信協会専務理事
理事	栗原 寛	株式会社日立製作所 デジタルシステム&サービス 経営戦略統括本部 渉外本部 部長
理事	小枝 明広	一般社団法人情報通信エンジニアリング協会専務理事
理事	酒井 善則	東京工業大学 名誉教授
理事	佐藤 昌紀	日本電気株式会社政策渉外部 上席主幹
理事	佐野 浩文	一般社団法人情報通信設備協会 専務理事
理事	高嶋 幹夫	一般財団法人日本データ通信協会 前専務理事
理事	田中 謙治	一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター 顧問
監事	倉橋 誠	一般財団法人情報通信振興会 専務理事
監事	守屋 学	公益財団法人電気通信普及財団 専務理事

注1. 役員氏名欄の○印は、常勤を示す

注2. 非常勤理事及び監事は、五十音順

評議員

氏名	所属企業・団体及び役職
市川 晴久	電気通信大学名誉教授
齊藤 忠夫	一般社団法人 ICT-ISAC 理事長
鈴木 康一	東日本電信電話株式会社 ネットワーク事業推進本部副本部長 サービス運営部長
須藤 渉	富士通株式会社 SVP Japan リージョン ソーシャルシステム事業本部長
田中 秀彦	株式会社 NTT データ 執行役員 技術革新統括本部長
羽鳥 光俊	東京大学名誉教授、国立情報学研究所名誉教授
北條 仁康	一般財団法人マルチメディア振興センター 専務理事
山田 秀昭	KDDI 株式会社 技術統括本部 技術戦略本部 シニアエキスパート

③ 現行賛助会員

令和5年10月20日現在

企業

株式会社アイ・オー・データ機器
 株式会社アールウェイ
 岩崎通信機株式会社
 株式会社インテック
 NEC フィールドディング株式会社
 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
 株式会社 NTT データフィナンシャルテクノロジー
 株式会社 NTT データ CCS
 NTT 印刷株式会社
 株式会社エイチケー・アソシエーツ
 沖電気工業株式会社
 大崎電気工業株式会社
 技研電子株式会社
 きらら保険サービス株式会社
 九州電力株式会社
 KDDI 株式会社
 JCOM 株式会社
 株式会社情報通信総合研究所
 スターネット株式会社
 株式会社 DTS
 鉄道情報システム株式会社
 株式会社デジマニ
 日本アイ・ビー・エム株式会社
 日本電気株式会社
 東日本電信電話株式会社
 株式会社日立製作所
 株式会社フォーバルテレコム
 富士通株式会社
 富士ネットシステムズ株式会社
 松樹印刷有限会社
 三菱電機株式会社

三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社
 三菱電機保険サービス株式会社
 株式会社リックテレコム

団体

一般社団法人 ASP・SaaS・AI・IoT クラウド産業協会
 一般財団法人関西情報センター
 情報システム・ユーザ会連盟
 一般社団法人情報サービス産業協会
 一般社団法人情報処理学会
 一般社団法人情報通信エンジニアリング協会
 一般財団法人情報通信振興会
 一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
 一般社団法人情報通信設備協会
 一般社団法人情報通信技術委員会
 一般財団法人全国地域情報化推進協会
 地方公共団体情報システム機構
 一般財団法人電気通信端末機器審査協会
 一般社団法人電気通信協会
 一般社団法人テレコムサービス協会
 一般財団法人日本 ITU 協会
 一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会
 一般財団法人日本情報経済社会推進協会
 公益財団法人日本電信電話ユーザ協会
 一般財団法人マルチメディア振興センター
 公益財団法人未来工学研究所

④職員数の推移

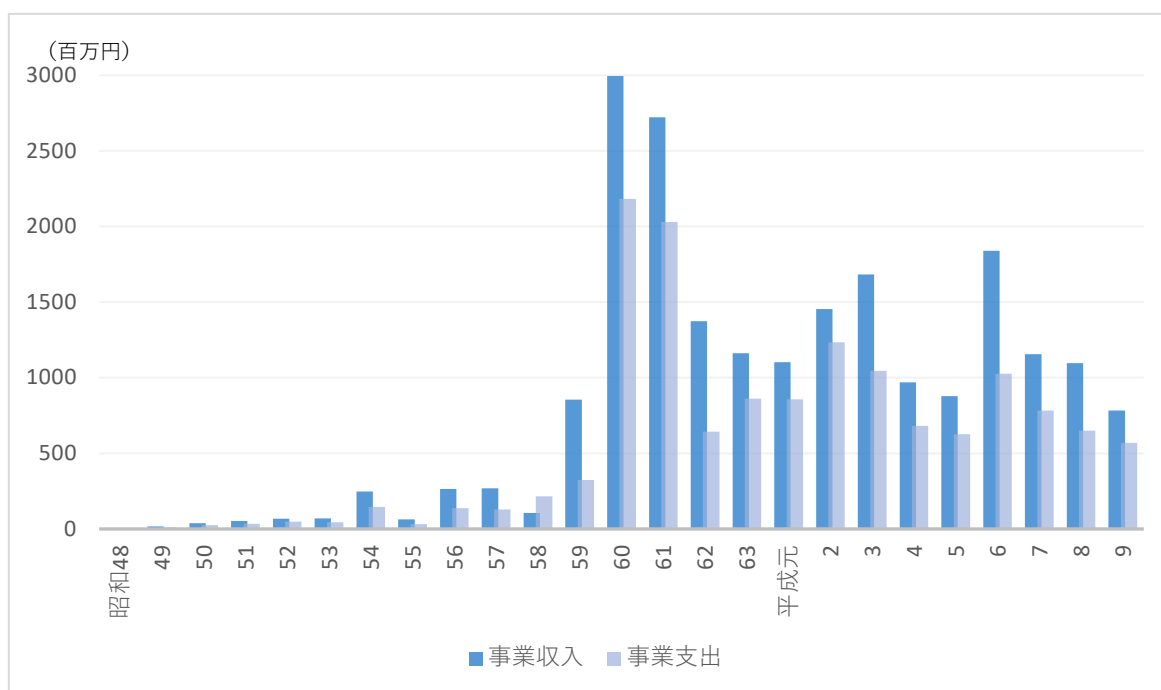
令和5年4月1日現在

年度	職員	出向	非常勤	派遣	人数計	備考
平成8年4月	68	12	12	2	94	
平成9年4月	65	12	9	2	88	
平成10年4月	51	12	13	1	77	
平成11年4月	51	9	17	1	78	
平成12年4月	53	8	16	0	77	
平成13年4月	55	8	13	0	76	
平成14年4月	56	6	10	0	72	
平成15年4月	51	12	13	8	84	迷惑メール相談センター開設に伴う要員増
平成16年4月	48	12	10	6	76	コスト削減に伴う要員減
平成17年4月	54	12	7	12	85	新規事業開始に伴う要員増（個人情報保護セ等）
平成18年4月	59	11	12	13	95	新規事業開始に伴う要員増（Pマーク・タイムビジネス部・システム部）
平成19年4月	61	16	10	15	102	新規事業開始に伴う要員増（Pマーク・タイムビジネス部・システム部）
平成20年4月	62	14	8	18	102	
平成21年4月	64	12	9	18	103	
平成22年4月	64	10	9	20	103	
平成23年4月	58	11	5	20	94	支部廃止（東北・沖縄）・企画調査部廃止
平成24年4月	61	7	6	21	95	
平成25年4月	59	8	4	18	89	支部廃止（北海道・北陸）
平成26年4月	59	7	6	19	91	
平成27年4月	56	7	7	19	89	
平成28年4月	53	8	7	18	86	支部廃止(信越、九州)
平成29年4月	53	9	6	16	84	テレコム・アイザック部移譲、支部廃止(四国)
平成30年4月	51	12	6	13	82	
平成31年4月	60	9	1	12	82	情報システム課新設
令和2年4月	62	8	4	11	85	
令和3年4月	64	8	6	11	89	デジタル活用支援センター新設
令和4年4月	66	6	8	17	97	
令和5年4月	59	5	8	13	85	デジタル活用支援センター廃止、支部廃止(西日本)

※非常勤人数は、広報専門役(在宅勤務)、経歴審査員を除く

⑤事業収支状況

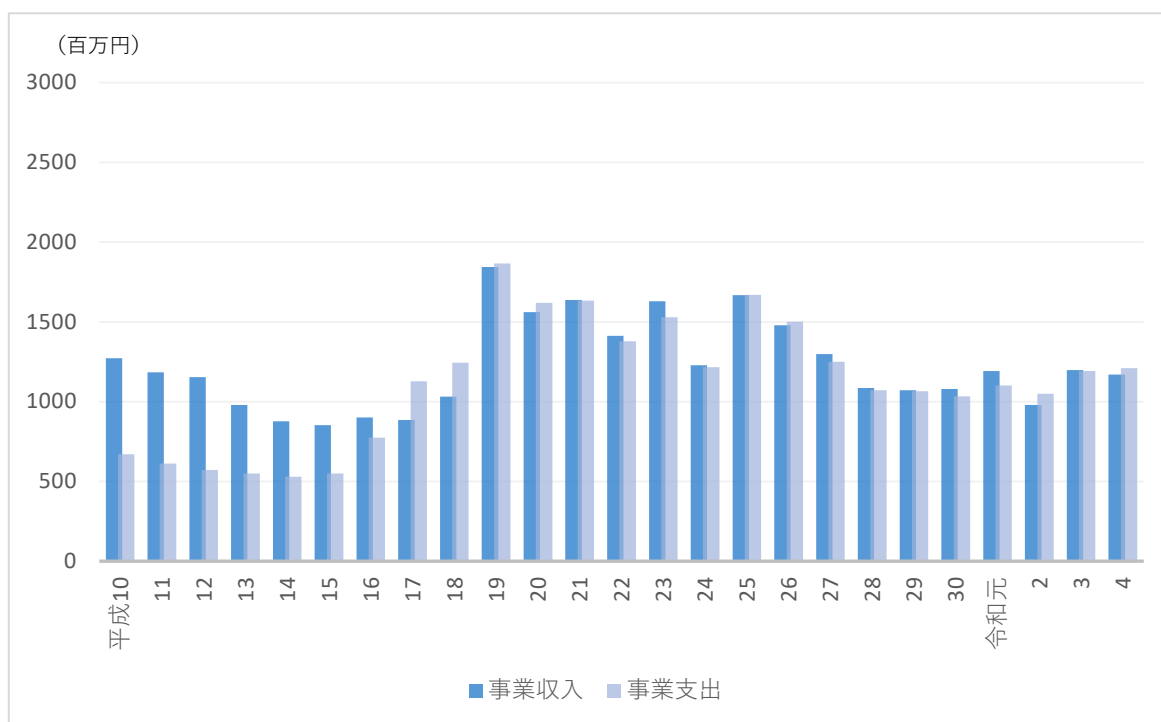
事業収支状況（昭和48年度～平成9年度）



(千円)

年度	昭和48	昭和49	昭和50	昭和51	昭和52	昭和53	昭和54	昭和55	昭和56
事業収入		16,906	37,112	52,891	67,333	70,562	247,060	64,176	264,854
事業支出	1,360	10,640	24,397	34,683	48,780	45,374	145,929	32,292	137,075
年度	昭和57	昭和58	昭和59	昭和60	昭和61	昭和62	昭和63	平成元	平成2
事業収入	269,362	104,826	854,971	2,995,574	2,722,305	1,372,705	1,160,955	1,102,097	1,452,977
事業支出	129,784	216,538	324,439	2,182,080	2,030,712	644,071	862,339	856,958	1,233,940
年度	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9		
事業収入	1,683,123	970,135	877,237	1,839,459	1,156,145	1,095,398	782,870		
事業支出	1,045,688	682,356	627,167	1,026,976	782,658	649,716	570,030		

事業収支状況（平成 10 年度～令和 4 年度）



(千円)

年度	平成 10	平成 11	平成 12	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18
事業収入	1,273,004	1,183,566	1,154,887	978,726	877,471	852,216	900,767	885,960	1,032,407
事業支出	670,445	611,620	572,643	550,752	529,936	549,834	775,273	1,127,315	1,244,050
年度	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27
事業収入	1,844,889	1,560,683	1,636,633	1,412,992	1,629,852	1,227,371	1,668,449	1,479,024	1,298,794
事業支出	1,865,504	1,619,993	1,633,876	1,379,592	1,529,344	1,216,994	1,670,637	1,501,732	1,249,272
年度	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4		
事業収入	1,086,170	1,071,129	1,079,945	1,192,030	978,474	1,198,822	1,169,373		
事業支出	1,071,740	1,066,113	1,032,564	1,101,681	1,049,958	1,191,595	1,209,702		

⑥ 歴代役員等在任期間

令和 5 年 8 月 1 日現在

歴代理事長

歴代	理事長	在職期間	備考
1	曾山 克己	昭和 48 年 12 月 10 日 ~ 昭和 50 年 9 月 30 日	1 年 10 か月
2	溝呂木 繁	昭和 50 年 10 月 1 日 ~ 昭和 52 年 9 月 30 日	2 年
3	石井 多加三	昭和 52 年 10 月 1 日 ~ 昭和 55 年 5 月 31 日	2 年 8 か月
4	神山 文男	昭和 55 年 6 月 1 日 ~ 昭和 57 年 9 月 10 日	2 年 3 か月
5	浅尾 宏	昭和 57 年 9 月 11 日 ~ 平成 5 年 8 月 22 日	11 年
6	塩谷 稔	平成 5 年 8 月 23 日 ~ 平成 8 年 7 月 19 日	3 年
7	松野 春樹	平成 8 年 7 月 20 日 ~ 平成 13 年 6 月 30 日	5 年
8	谷 公士	平成 13 年 7 月 1 日 ~ 平成 15 年 1 月 25 日	1 年 7 か月
9	金澤 薫	平成 15 年 1 月 25 日 ~ 平成 17 年 8 月 29 日	2 年 7 か月
10	松井 浩	平成 17 年 8 月 29 日 ~ 平成 18 年 8 月 21 日	1 年 1 か月
11	平井 正夫	平成 18 年 8 月 21 日 ~ 平成 19 年 9 月 30 日	1 年 2 か月
12	白井 太	平成 19 年 10 月 1 日 ~ 平成 20 年 8 月 31 日	9 か月
13	森 清	平成 20 年 9 月 1 日 ~ 平成 22 年 3 月 31 日	1 年 7 か月
14	齊藤 忠夫	平成 22 年 4 月 1 日 ~ 平成 28 年 6 月 10 日	6 年 3 か月
15	酒井 善則	平成 28 年 6 月 10 日 ~ 令和 4 年 8 月 1 日	6 年 3 か月
16	祖父江 和夫	令和 4 年 8 月 1 日 ~	

歴代専務理事

歴代	氏名	在職期間	備考
1	赤松 功	昭和 49 年 4 月 1 日 ~ 昭和 59 年 3 月 31 日	10 年
2	小川 俊彦	昭和 59 年 4 月 1 日 ~ 平成 5 年 9 月 6 日	9 年 6 か月
3	小西 篤夫	平成 5 年 11 月 1 日 ~ 平成 8 年 6 月 30 日	2 年 8 か月
4	五十嵐 顯二	平成 8 年 7 月 1 日 ~ 平成 16 年 3 月 31 日	7 年 9 か月
5	伊藤 弘吉	平成 16 年 4 月 1 日 ~ 平成 18 年 6 月 21 日	2 年 3 か月
6	嶋崎 長三	平成 16 年 4 月 1 日 ~ 平成 19 年 3 月 31 日	3 年
7	大島 正司	平成 18 年 6 月 22 日 ~ 平成 27 年 6 月 16 日	9 年 1 か月
8	井手 康彦	平成 27 年 6 月 17 日 ~ 平成 30 年 6 月 22 日	3 年 1 か月
9	高嶋 幹夫	平成 30 年 6 月 23 日 ~ 令和 5 年 6 月 30 日	5 年 1 か月
10	後藤 篤二	令和 5 年 7 月 1 日 ~	

歴代常勤理事一覧（国家試験センター所長兼務）

歴代	氏名	在職期間	備考
1	葛西 義雄	昭和 60 年 4 月 1 日 ~ 平成 6 年 7 月 31 日	9 年 4 か月
2	古海 秀生	平成 6 年 8 月 8 日 ~ 平成 8 年 7 月 18 日	2 年
3	小池 保二	平成 8 年 7 月 19 日 ~ 平成 15 年 8 月 19 日	7 年 2 か月
4	嶋崎 長三	平成 15 年 8 月 20 日 ~ 平成 16 年 3 月 31 日	8 か月

⑦定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本データ通信協会(英文名「Japan Data Communications Association」と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高度化、多様化する情報通信ネットワーク社会において、安心・安全なデータ通信を実現するための諸事業を実施することにより、国民生活の向上と我が国経済社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)電気通信主任技術者及び工事担任者に関する試験事務の実施
- (2)情報通信に関する人材の育成
- (3)情報通信に関するセキュリティ対策の推進

(4)情報通信の利活用に関する教育、相談及び情報の提供

(5)情報通信に関する調査、研究及び開発

(6)情報通信に関する国際連携の推進

(7)個人情報の保護の推進

(8)前各号に付帯する事業

(9)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものは、この法人の基本財産とする。

2. 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を受けなければならない。

(財産の管理)

第6条 この法人の財産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の決議によって定める。ただし、その用途又は管理の方法を指定して寄附された財産については、その指定に従わなければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支計画)

第8条 この法人の事業計画書、収支計画書は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
3. 第1項の書類は、電磁的な記録をもって作成することができる。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けて、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)正味財産増減計算書

(5)貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2. 前項の書類は、電磁的記録をもって作成することができる。
3. 第1項第3号の貸借対照表は、法律で定めるところにより、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

4. 第1項各号の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員6名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
3. 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(評議員会の構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
3. 前項の規定による請求があったときは、理事長は、遅滞なく、評議員会の招集の手続きを行わなければならない。

(評議員会の招集の通知)

第 18 条 理事長は、評議員会の日の 7 日前までに、評議員会の日時、場所及び評議員会の目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

第 19 条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選による。

(評議員会の決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の決議の省略)

第21条 理事長が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について決議に加わることのできるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会の報告の省略)

第22条 理事長が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 前項の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1名が署名し、又は記名押印する

第6章 役員

(役員の種類及び定数)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事6名以上11名以内

(2)監事2名以内

2. 理事のうち、1名を理事長とし、2名以内を専務理事とすることができる。
3. 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
4. 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
3. 専務理事は、理事長を補佐して、業務を総括する。
4. 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3. 法令及びこの定款で定めるところにより、監事の職務を執行する。

(役員任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとし、増員として選任された理事の任期は、他の現任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 30 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

(理事の取引の制限)

第 31 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1)自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2)自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3)この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員の一部免除)

第 32 条 この法人は、一般法人法第 198 条において読み替えて準用する同法第 111 条第 1 項の理事及び監事の損害賠償責任については、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2. 理事は、前項に関する議案(理事の責任の免除に限る。)を理事会に提出するときは、監事全員の同意を得なければならない。

第7章 理事会

(理事会の構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4)その他この定款で定められた事項

2. 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1)重要な財産の処分及び譲受け
- (2)多額の借財
- (3)重要な使用人の選任及び解任
- (4)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5)第32条第1項の責任の免除

(理事会の招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 37 条 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事(当該事項について決議に加わることのできるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(理事会の報告の省略)

第 38 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第 26 条第 4 項の規定による報告については、この限りでない。

(理事会の議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する

第8章 賛助会員

(賛助会員)

第40条 この法人に賛助会員を置く。

2. 賛助会員は、この法人の目的に賛同する団体又は個人とする。
3. 賛助会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第3条(目的)及び第4条(事業)並びに第11条(評議員の選任及び解任)についても適用する。

(合併等)

第42条 この法人は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(剰余金)

第43条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(解散)

第44条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が解散するときに有する残余財産は、評議員会の決議によって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他のやむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 補則

(顧問)

第 47 条 この法人に任意の機関として顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。
3. 顧問は、この法人の運営に関し理事長の相談に応ずる。

(委員会)

第 48 条 この法人の事業運営上必要があるときは、委員会を置くことができる。

2. 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
3. 委員会は、法令及びこの定款で定める評議員会及び理事会の権限を制約する運営を行うことはできない。

(事務局)

第 49 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、所要の職員を置く。

3. 職員は、理事長が任免する。

(細目)

第 50 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の承認を受けて、理事長が別に定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の代表理事は、齊藤忠夫とする。

附則(平成 29 年 6 月 7 日定時評議員会決議)

この定款は、平成 29 年 6 月 7 日から施行する。

附則(令和元年 12 月 4 日評議員会決議)

この定款は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

⑧財団法人 日本データ通信協会 設立趣意書

データ通信は、情報化社会の担い手として、産業・文化・行政・その他あらゆる分野において広く利用されようとしており、データ通信の健全な普及発展はわが国経済、社会の発展ならびに公共の福祉の向上に寄与するところ極めて大きいものがあると考えます。

幸いにしてわが国のデータ通信の利用制度は、一昨年国会における公衆電気通信法の一部改正によりデータ通信発展の基盤が整備されました。

しかしながら利用者の要望は、高度化・多様化しており、ハードウェア・ソフトウェアとも複雑・高度となるなど多くの技術的、経済的問題等があるため、データ通信の効用と必要性は広く認識されながらもその実際の運用は、いまだ限定された分野のみとなっているのが実状であります。

データ通信に関係する者の間に、これら諸問題を解決していくための専門的機関の設立が強く要望されているのは、まさにこの実状を反映しているものといわなくてはなりません。

われわれ発起人は、この要望に応えるため、国際および国内のデータ通信に関する知識の普及・教育・研修をはじめとし、データ通信のための回線利用の制度・料金・手続・その他データ通信システム設計に関する相談・指導、データ通信用端末機器の認定業務の実施、工事担任者の育成など利用者の利便を促進し、またデータ通信に関する各種情報・資料を収集・調査・分析しその成果を利用者を含め広く一般に提供するとともに、利用者の意見を各方面に反映し諸問題の解決を図るなど、わが国のデータ通信の健全な普及発展を図る機関として、ここに財団法人日本データ通信協会を設立するものであります。

昭和 48 年 10 月 29 日

財団法人 日本データ通信

協会設立者一同

⑨財団法人 日本データ通信協会寄付行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人日本データ通信協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2. この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、データ通信その他情報処理に関する調査、研究及び情報の収集、提供等を行い、並びにデータ通信のための電気通信回線利用者の利便を促進するため、電気通信回線利用についての相談及び指導を行うことにより、データ通信の健全な発展及び普及をはかり、もって我が国経済社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) データ通信に関する調査、研究及び開発

- (2) データ通信に関する教育及び研修
- (3) データ通信のための電気通信回線利用に関する相談、指導及び奨励
- (4) 公衆電気通信法第 55 条の 17 に定める工事担任者の育成
- (5) 日本電信電話公社又は国際電信電話株式会社からの委託による電気通信回線に接続する自営のデータ通信端末機器の認定に関する業務
- (6) データ通信に関する資料その他の情報の収集及び提供
- (7) その他情報処理に関する業務
- (8) 前各号に付帯する事業
- (9) 前各号に定めるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 資産及び会計

(資産)

第 5 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設立当初寄付を受けた財産
- (2) 設立後寄付を受けた財産
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 賛助会費
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産とする。

2. 基本財産は次に掲げるものとする。
 - (1) 設立当初に基本財産と定められたもの
 - (2) 設立後基本財産として寄付を受けたもの
 - (3) 理事会の議決により基本財産に繰り入れたもの
3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 資産は、理事会の議決を経て別に定めるところにより、理事長が管理する。

2. 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国公債その他の有価証券にかえて保管しなければならない。

(基本財産の処分)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の目的遂行上やむを得ない場合において、理事会の議決を経て、郵政大臣及び通商産業大臣（以下「主務大臣」という。）の承認を受けたときは、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用資産をもって支弁する。

(会計年度)

第 10 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 11 条 この法人は、毎会計年度開始前に、その会計年度の事業計画及び収支予算を作成し、理事会の議決を経て、主務大臣に届出なければならない。事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

(事業報告及び財務諸表)

第 12 条 この法人は、毎会計年度ごとに、事業報告書、収支決算書、財産目録及び貸借対照表を作成し、監事の意見書を付し、理事会の議決を経て、会計年度終了後すみやかに主務大臣に報告しなければならない。

(剰余金の処分)

第 13 条 毎会計年度の剰余金は、その全部又は一部を翌会計年度に繰り越し、又は基本財産に繰り入れるものとする。

第 3 章 役員等

(役員)

第 14 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 25 人以内

(2) 監事 2 人以内

理事のうち 1 人を理事長、1 人を専務理事とする。

(役員を選任)

第 15 条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2. 理事は、互選により理事長及び専務理事を定める。
3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第 16 条 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を統括する。

2. 専務理事は、理事長を補佐し、業務を処理し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 理事は、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、民法第 59 条に定める職務を行う。

(役員任期)

第 17 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 18 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったとき、又は役員としての職務の執行にたえられないときは、理事会の議決により解任することができる。

(役員の報酬)

第 19 条 役員は、理事会の議決により報酬を受けることができる。

(顧問及び相談役)

第 20 条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
3. 顧問は、この法人の運営に関し、理事会の諮問に応じ意見を述べるができる。
4. 相談役は、この法人の運営に関し、理事長の諮問に応じ助言することができる。

(評議員)

第 21 条 この法人に評議員を置く。

2. 評議員は、40 人以内とし、賛助会員のうちから理事長が理事会の同意を得て委嘱する。
3. 評議員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
4. 補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
5. 評議員が賛助会員の資格を失ったとき、又は評議員たるにふさわしくない行為があったときは、理事長は理事会の同意を得て解嘱することができる。

第 4 章 会議

(種別)

第 22 条 会議は、理事会及び評議員会の 2 種とする。

(理事会の構成及び権能)

第 23 条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 理事会は、この寄付行為に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他この法人の運営に関する重要事項

(理事会の招集)

第 24 条 理事長は、必要と認めたとき、又は理事総数の 3 分の 1 以上若しくは監事から会議の目的事項を示して理事会招集の請求があったとき、すみやかに理事会を招集する。

(理事会の定足数及び議決)

第 25 条 理事会は、理事総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2. 理事会の議長は理事長とする。
3. 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4. 議長は及び特別の利害関係人は、議決に加わることができない。

(代理人)

第 26 条 理事は、代理人をもって表決権を行使することができる。

2. 前項の代理人は、代表権を証する書面をもって会議ごとに理事長に提出しなければならない。

3. 前項の規定により表決権を行使する者は、出席者とみなす。

(監事の理事会出席)

第27条 監事は、理事会に出席してその職務に関し意見を述べることができる。

(評議員会の構成及び権能)

第28条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2. 評議員会は、この法人の事業運営に関する次の重要事項を審議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 寄付行為の変更
- (4) 解散及び残余予算の処分

(評議委員会の招集)

第29条 理事長は、必要と認めるとき、又は評議員の3分の1以上の請求があったとき、その理由を付して評議員会を招集する。

(評議員会の定足数及び議決)

第30条 評議員会は、評議員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2. 評議員会の議長は出席評議員の互選とする。

3. 第25条第3項及び第26条の規定は、評議員会について準用する。

(議事録)

第 32 条 理事会又は評議員会を開催したときは、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録は、理事会にあつては出席理事、評議員会にあつては出席評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名以上が議長とともに署名しなければならない。

第 5 章 委員会

(委員会の設置)

第 33 条 この法人の事業運営上必要があるときは、理事会の議決により委員会を置くことができる。

2. 委員会の委員は、賛助会員及び学識経験者のうちから、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

第 6 章 賛助会員

(賛助会員)

第 34 条 この法人に賛助会員を置く。

2. 賛助会員は、この法人の目的に賛同する団体又は個人とする。
3. 賛助会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 35 条 この法人に事務局を設け、所要の職員を置く。

2. 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第8章 寄附行為の変更、解散及び残余財産の処分

(寄附行為の変更)

第36条 この寄附行為は、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を得、主務大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第37条 この法人は、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を得、主務大臣の認可を受けなければ解散することができない。

2. この法人の解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を得、主務大臣の認可を受けて類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第9章 雑則

(施行細則)

第38条 この法人の寄附行為の施行に必要な細則は、理事会の議決を得て、理事長が定める。

附則

1. この法人の設立当初の役員は、第15条の規定にかかわらず、別紙名簿のとおりとし、その任期は昭和49年3月31日までとする。
2. この法人の設立当初の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和49年3月31日までとする。

3. この法人の設立当初の会計年度の事業計画及び収支予算は、第 11 条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めたところによる。

役員名簿

理事長	曾山	克己	
理事	稲垣	早苗	日本アイ・ビー・エム株式会社 代表取締役社長
理事	大野	達男	社団法人日本情報センター協会 副会長
理事	大亦	四郎	日本ユニバック株式会社 代表取締役社長
理事	鍵谷	武雄	高千穂バロース株式会社 代表取締役社長
理事	菅野	義丸	国際電信電話株式会社 代表取締役社長
理事	高羅	芳光	富士通株式会社 代表取締役社長
理事	古賀	憲介	EDP ユーザー団体連合会 会長
理事	小林	宏治	日本電気株式会社 代表取締役社長
理事	進藤	貞和	三菱電機株式会社 代表取締役社長
理事	玉置	敬三	東京芝浦電気株式会社 代表取締役社長
理事	難波	捷吾	財団法人日本情報処理開発センター 会長
理事	三富	啓亘	日本エヌ・シー・アール株式会社 代表取締役社長
理事	山本	正明	沖電気工業株式会社 代表取締役社長
理事	吉山	博吉	株式会社日立製作所 代表取締役社長
理事	米澤	滋	日本電信電話公社 総裁
監事	稲葉	秀三	財団法人日本情報開発協会 理事長
監事	大泉	周蔵	通信機械工業会 専務理事

⑩ 事務所移転の記録

1. 飯倉分館

- ・ 東京都港区麻布台 1-6
- ・ 昭和 48 年 12 月～
- ・ 飯倉分館内には、当初から多くの公益法人等が入居していた。
- ・ 平成 24 年の「日本郵政グループ飯倉ビル」を経て平成 31 年に解体され、現在は麻布台ヒルズ森 JP タワーが建設されている

2. 第 25 森ビル

- ・ 東京都港区六本木 1-4-30
- ・ 昭和 58 年 9 月～
- ・ 郵政省からの借入期間が昭和 58 年 10 月末日をもって満了となることから移転先を検討した結果、適当と思われる第 25 森ビルに移転した。
- ・ 現在は、隣接する第 21 森ビルと一体的に建て替えられ「アークヒルズサウスタワー」(平成 25 年 9 月 4 日竣工) となっている。

3. 中野 BML ビル

- ・ 昭和 61 年 10 月～
- ・ 東京都中野区中央 4-25-10
- ・ 昭和 59 年になって、翌年の NTT 民営化に伴う計画事務が入ってきて、事務室が狭くなったこと、相互応援体制の強化を図ることから移転した。

- ・ 現在立て替えられ 2002 年 8 月より「クレール中野」（マンション）となっている。

4. 現「赤門会日本語学校本校」

- ・ 国家試験センターの移転
- ・ 東京都荒川区東日暮里 6-39-12
- ・ 平成 3 年 6 月～
- ・ 工事担任者試験は、9 月及び 3 月に、それぞれ 1 か月間続けて実施していたが、受験者が多くて対応不可（試験会場として限界となったため）となったため、試験会場として使用可能な所（これまで関東支部が入居していた東日暮里）へ、国家試験センターは移転した。

5. サンキエームビル

- ・ 東京都荒川区西日暮里 5-14-3
- ・ 平成 4 年 4 月～
- ・ 国家試験センターが東日暮里へ移転したため、スペースが空いたこともあり、国家試験センターとの連携も考慮し、西日暮里（サンキエームビル）へ移転した。

6. NSK ビル

- ・ 東京都北区田端 1-21-8
- ・ 平成 7 年 3 月～
- ・ これまで 9 月と 3 月に毎日問題を替え実施していたが、平成 8 年度から工事担任者試験は年 2 回(9 月、3 月、後に 9 月は 11 月に変更) となり、広いスペースが必要なくなったこと、総務及び調査研究部門も一緒に入ることができるように、田端（NSK ビル）へ移転した。

7. ホウライ巣鴨ビル（旧巣鴨室町ビル）

- ・ 東京都豊島区巣鴨 2-11-1
- ・ 平成 17 年 1 月～
- ・ 新規業務の開始（個人情報保護登録業務、迷惑メール相談センター業務等）及び計画（タイムビジネス認定業務、P マーク審査業務、T-ISAC JAPAN の協会編入等）を控えていたため、移転先について検討したところ、駅に近く、交通の便もよい現在地へ移転した。



日本データ通信協会 50周年記念誌

2023年11月 初版 発行

発行所 一般財団法人 日本データ通信協会

〒170-8585 東京都豊島区巣鴨 2-11-1 ホウライ巣鴨ビル 6・7階

TEL : 03-5907-5139

URL : <https://www.dekyo.or.jp/>

© 2023 Japan Data Communications Association



一般財団法人 Japan Data Communications Association
日本データ通信協会